

## これまでの検討会における主な意見（案）

## ＜1. 対象となる女性の範囲とニーズに対応した支援について＞

項目	意見
◆対象となる女性の範囲について	<p>➤ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（H14.3.29 雇児発 0329003：局長通知）【参考資料1－1】P1～8</p> <p>➤ 婦人相談所における人身取引被害者への対応について（H16.8.16 雇児福発 0816001：課長通知）【同】P9～13</p> <p>➤ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（H25.10.1 雇児福発 1001 第2：課長通知）【同】P14</p> <p>○ DV防止法の改正に合わせて業務内容が見直されることなく、次々と発出される通知により単に業務が加えられているのが現状。このことが全国の婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターの役割に重きを置かれていることの背景にある。</p> <p>○ 売春をした女性が結婚してDV被害者になることもあり、その逆もある。その時々の主訴によって要保護女子と暴力被害女性とに分けていて、一人の女性として一貫した支援ということが現行の婦人保護事業実施要領の中では掲げられていない。</p> <p>➤ 婦人保護事業の実施要領について（S38.3.19 厚生省発社 34：事務次官通知）【参考資料1－1】P15～23</p> <p>○ 対象とする女性は、それぞれの法律の項目を挙げるような形ではなく、緊急の保護又は自立の援助を必要とする女性及びその者の監護する児童ということで、そのときの背景がどのようなことであっても、その時々での保護の必要性や支援の内容に焦点を当てた支援というのが、対象女性というふうを考えていいのではないか。</p> <p>○ 包括的な定義は、対象は困難な問題を抱えるすべての女性とし、その人権を擁護し、一人ひとりの問題に関して総合的な社会支援を行うとしてはどうか。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な定義については、あらゆる暴力の被害者、日常生活を営む上での困難な問題を抱える女性を範囲として、生活上の様々な困難を抱えた女性やその子どもたちの一人ひとりの事情に合わせ、再出発のために社会資源をコーディネートし、問題解決及び女性の自己決定権を支える等の支援を行うとしてはどうか。</li> <li>○ 他法他施策優先については削除すべき。より柔軟に関係機関との連携を図り、年齢や管轄で区切ることのない一貫した支援のあり方が必要。</li> <li>○ 支援の現場では、要保護女子ということではなく、性的被害を中核として侵害を受けたすべての女性を対象にしている。        ➤ 婦人保護事業における性暴力被害・性犯罪被害状況 (H28 実施状況報告) 【参考資料 2】 P1</li> </ul>
<p>◆ 若年女性や性暴力被害等のニーズに対応した支援について</p>	<p><b>若年女性</b>        (法の狭間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年女性への性暴力が法の狭間に落ちており、本来は婦人保護事業が取り組むべき対象であるにもかかわらず取り残されている。        ➤ 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの概要 (内閣府) 【参考資料 2】 P2, 3        ➤ 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧 (内閣府) 【同】 P4~6</li> <li>○ 20 歳未満の若年女性については、法律の狭間にあることが支援の困難さを増幅させており、通常の婦人相談員の資源やスキルでは対応が困難。若年女性については、抱える問題の内容によって狭間が解消されるような支援のあり方を検討すべき。        ➤ 一時保護所、婦人保護施設における入所者の属性別・主訴別状況 (H29 調査研究) 【参考資料 2】 P7~14</li> </ul> <p>(利用のしづらさ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に性被害や性的搾取の被害に遭った少女たちは、精神的な不安を抱えながら生きているが、困難を抱えた少女たちが自ら公的な機関に助けを求めることは、かなり高いハードルがある。</li> </ul>

○ 公的機関の問題として、開所時間や一時保護に至るまでの時間等の問題で、使いたいと思っても利用することを諦めてしまう少女たちが後を絶たないのではないかと。もっと手前で、早期の段階で少女たちにつながって、もっとアウトリーチしていく必要があり、ハードルを下げて、間口を広げて出会うことが大事。

○ 一時保護の同意が得られないということは、つまり使いたいと思われていないということであり、ルールや国の運営方針の見直しが必要。

➤ 婦人相談所ガイドライン (H26.3) 【参考資料 1 - 2】 P21, 22

○ 売春防止法の枠の外にいる女の子たちは、相談窓口があってもたどり着けない子たちであり、気軽に立ち寄れる居場所づくりが必要。

(支援の課題、スキルの向上)

○ 若年女性の支援の課題として、婦人相談員の年齢が高く相談しづらい現状があるのではないかと。また、実際の支援に当たっては、未成年の場合に保護者の同意がなければ自立に向けた支援が非常に困難という現実がある。

➤ 婦人相談員の年齢別の状況 (H28 実施状況報告) 【参考資料 2】 P15, 16

○ 若年女性への対応スキルの向上、児童虐待に適切に対応するための心理的ケアの充実が必要。例えば、一時保護所とは別の場所で、別の支援方法によって保護することも必要ではないかと。

○ 行政機関や警察署などに、若年女性に特化した問題に詳しい担当者の配置が必要。

○ 相談先が若年女性のニーズに合っておらず、つながっていない少女たちがたくさんいるという対策の不十分さがある。

○ 公的な機関が若年女性の課題をカバーしきれていないが、これは根拠法の想定と実態が違うというところがあるわけで、ある意味カバーしきれないのは必然的な問題である。

(リプロの問題)

- 児童福祉と女性支援のクロスするところで、必ずしも18歳以上18歳未満とスパッと切れないようなことが実はあって、その中で争点になっていくのがリプロの問題、児童福祉が想定していない女性性の問題が出てきていて、逆に婦人保護事業の場合は母親役割が登場して、16、17歳の方々への本当に適切な支援にはなっていないという状況があぶり出されている。
- 暴力の問題とリプロの問題というのは実は不可分の問題。必ずしもこれまできちんと論じられてこなかったが、現実には15とか16歳以上になると、性関係の問題や性関係があれば妊娠、出産の問題が不可避的に出てくる場合が多いというところをきちんと把握して、どういう支援が必要なのかということを考えていかないといけない。

(その他)

- 公的な保護を求めない相談者に対しても、障害の診断やトラウマ治療の専門家などの医療につなぐサポートをしてもらえたらいいと思う。
- 若干非論理的な話をすると、援助交際のおそれという意味では売春のおそれがある。一方で、性被害のおそれも当然ある。違法行為の主体としての責任を問う意味でのおそれと、被害から保護するという意味でのおそれ。そこが重なっている10代の少女の、そのおそれをなくすことを優先すべきではないか。

児童を同伴する女性とその同伴児童

- 同伴児童への対応が的確にできていない。特に心理的ケア、本人への心理判定が、子どもたちにも何とかしようということで、悪く言えば片手間になっている。同伴児童についても支援対象の主体として捉えるべき。
  - 同伴児童対応指導員配置状況 (H28 実施状況報告) 【参考資料2】 P17～20
  - 心理判定員、心理療法担当職員配置状況 (H28 実施状況報告) 【同】 P21～23
  - 婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について (H14. 5. 30 雇児発 053007 : 局長通知) 【参考資料1-1】 P24～30

○ 本人や同伴児童への心理的ケアについては、母子の回復プログラム・並行プログラムのシステム化を提案したい。親子回復プログラムについては、実績のある民間団体への委託事業として予算化してほしい。

○ 同伴児童の問題は婦人保護事業の大きな問題。一時保護に入り通学できない期間が1～2か月に及ぶ場合もあり、学習権の保障はどうなっているのか。

#### 性暴力被害

(医療、心理的ケア)

○ 性被害を受けて心と体が傷ついた人にとって、医療と心理的ケアは本質的に必要であり、これは連携ではなく内在的な機能として必要。今でも婦人相談所には判定ということで医療関係者が必要となっているが、判定だけではなくむしろケアということで医療及び心理的ケアが必要。

➤心理判定員、心理療法担当職員配置状況(H28 実施状況報告)【参考資料2】P21～23

(スキルの向上)

○ 性暴力被害者への支援については相談者に寄り添った支援をしているが、婦人相談員が二次受傷する場合も多いことから、スーパーバイザーの体制が必要。

➤婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する調査・検討報告書(H29.3)  
【参考資料2】P24～32

○ 性虐待や性被害を取り扱う専門的スキルが、女性支援に関わる人たちの中にも確実に必要であり、その被害に寄り添える思いを馳せる人が窓口にいないと二次被害を受けたりすることも現実にある。性虐待に対する意識や取り組みがあまりにも日本では遅れていると感じる。

○ 妊娠は本人の問題とされてしまうところがあり、支援者もその知識経験が抜けている。女性支援を考えたうえで性教育をやっていかないと根本的な解決にはつながらない。

➤婦人相談員相談・支援指針(H27.3)【参考資料1-3】P82～88

(その他)

- ある意味命を大事にするからこそ、中絶する権利や中絶できることの選択肢が困難な状況にある人たちにもうちょっと何か支援が展開されてほしい。
- 性被害のことは、本来であれば婦人保護事業が取り上げてこなればいけなかったが、やれてこなかった。
- 本人への性暴力、子どもたちへの性虐待の実態を明らかにして、女性支援として取り上げるべきは、性被害・性搾取の問題だろうと深く思う。

#### 支援システム

- 婦人相談所はすべて配偶者暴力相談支援センターの看板を掲げている。DV被害者への支援は法律等で示されているため、そこに向けての支援は行いやすい。  
➤配偶者暴力相談支援センター一覧(内閣府)【参考資料2】P33~41
- DV被害者とそうでない方の支援の中身は違う。同じ暴力でも、配偶者と親からでは支援措置やサービスが異なり非常にやりにくい。  
➤一時保護所、婦人保護施設における入所者の属性別・主訴別状況(H29調査研究)【参考資料2】P7~14
- 現場で日々起きている問題は、メンタルヘルスの安定が保てないことによることがすごく大きいと思う。精神科医、心理の人間が効率的にサポートしていくシステムをぜひ議論すべき。
- 子どもの貧困の連鎖と同様、女性福祉においてもDVによる影響を克服し、連鎖を絶つための回復的支援の領域に力を入れていくことが必要。
- 社会福祉の仕組み、考え方はこの10年で変わってきている。当事者中心の支援システムに、措置から権利の考え方へ変えていくべき。

○ なぜ女性か。暴力から逃れて待っているのは生活苦、そして養育と女性と子どもの貧困。逃れた後の支援のシステムがない。女性ゆえに予期せぬ妊娠、不安定な雇用、様々なことが女性が抱えている大きな問題、女性性の困難である。

○ 今回は若年女性の性暴力、性搾取の問題が非常に緊急性があり重要な問題なので集中的に議論されるべき。一方で、障害のある方、外国籍の方、高齢の方などに対する支援の問題も落ちないように議論していくべき。

➤一時保護所、婦人保護施設における入所者の属性別・主訴別状況(H29 調査研究)【参考資料2】P7~14

#### 支援の専門性

○ これだけ複雑・複合的な課題を抱え、しかも暴力、性暴力を受けた女性たちに、支援に専門性があって当たり前。

➤婦人保護事業における性暴力被害・性犯罪被害状況(H28 実施状況報告)【参考資料2】P1

○ 婦人保護施設の支援員は、専門職として広い視野と専門性の高い支援が求められ、現に精一杯そのことに対応している。一人ひとりのステージとともに歩みを進めている。売春防止法にはない支援が求められている。

○ 職員の専門性を担保するためには、運用上の研修やスーパービジョンも重要だが、新たな仕組みを考えていく必要があるのではないか。

➤「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書(H30.3)

#### 総合考察

##### 1. 運用上の課題

(1) ソーシャルワーク実践に関わる課題

(2) 支援プログラム

< 2. 各実施機関における役割や機能について >

項目	意見
<p>◆都道府県と市区町村の役割について</p>	<p><b>婦人相談員の設置義務</b></p> <p>○ 婦人相談員の市区町村への設置義務がポイントではないか。また、婦人相談員は幅広い知識と多様な属性・課題への対応が求められているため、資格を明確化してそれに見合った賃金の保障が必要。</p> <p>➢ 婦人相談員の配置状況(H28 実施状況報告)【参考資料2】P42</p> <p>➢ 売春防止法第35条(婦人相談員)【参考資料3】P5</p> <p>○ 市区への婦人相談員の設置を義務としてほしい。そうすることで、他法他施策優先を削除することも可能ではないか。</p> <p>➢ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(H14.3.29 雇児発 0329003：局長通知)【参考資料1-1】P1~8</p> <p>○ 婦人保護事業の位置付けを市区町村の責務とし、市区では任意設置となっている婦人相談員について設置義務とするとともに、専門職として位置付けるべき。</p> <p>○ 一時保護等の婦人保護事業の窓口となる専門相談員がどの市区にも配置されることが必要であり、配置された専門相談員が孤立せず、有効な相談が行えるよう組織として相談業務を支える仕組みが必要。</p> <p>○ 法整備や財政措置を国に求めていく必要がある事項としては、婦人相談員の全市区町村への必置義務化、アフターケア事業の人員配置や対象の拡大など制度の見直し、婦人保護施設や一時保護所における職員配置基準等の見直し、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の他法他施策との整理、市町村及び女性相談センター、施設の役割分担の明確化である。</p> <p>➢ 婦人相談所に関する政令(S32.4.1 政令56)【参考資料1-1】P34~38</p> <p>➢ 婦人相談所設置要綱について(S38.3.19 厚生省発社35：事務次官通知)【同】P39~41</p> <p>➢ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(H14.3.27：厚生労働省令49)【同】P44~49</p>



#### 市区町村の位置付け

- 婦人保護施設の利用は、現在は婦人相談所からの措置となっているが、他の福祉サービスのネットワークの中に入れて、市区町村の契約ということも考えられるのではないか。
- 婦人相談所の全体的な役割、機能ということでは、女性支援を市区町村の中に位置付け、その上で婦人相談所が専門性を強化し、女性を支援する様々な関係機関の連携のコーディネーターとして広域的な役割を持っていくということではないか。
- 婦人保護施設の利用に当たって、母子生活支援施設と同様に福祉事務所からもストレートに入所依頼ができれば上手くつながっていくのではないか。
- 女性支援を市区町村の責務として、在宅福祉サービスのネットワークの中に位置付けるべき。これにより、その女性の課題に即して、市区町村による施設や民間シェルターでの一時保護を行うことができるのではないか。
- 一方で、婦人相談所は、より困難な課題をもって精神科判定が求められる女性、夫からの激しい追及が予想されるなど危機管理が必要な女性、夜間、休日の緊急保護のような、より専門的な支援を担い、その時々求められる新しいニーズへの対応を先駆的に検討していくという役割分担ではないか。
- 措置入所制度のために、ニーズがあってもたどり着かない制度の仕組みはとても大きな問題で、この仕組みを変えていかなければということをもものすごく感じている。  
➤婦人保護施設入所につながらない理由(H29 調査研究)【参考資料2】P43～54
- 市町村は住民に近い部門、都道府県は広域的な行政サービスを担っており、自立支援については市町村のほうが様々な選択肢を持ち合わせている。そういったお互いの強みを生かした効率的な役割分担を考えたい。
- 遠方に避難することが必要ないケースでは、例えば市が直接一時保護などの調整ができれば、わざわざ都道府県に1か所しかないような遠くの施設まで行かなくても済み、ケースの個別性に応じた支援が提供できると思う。

	<p>○ 一方で、市町村といっても規模や地域の状況は様々で、市によっては一律に法的な位置付けを与られてもリソースがないので困るといったところもあり、例えば複数の市町村による連携を単位として考えるなど柔軟な考え方も必要。</p> <p><b>国と地方の責務</b></p> <p>○ 国に実態に応じた十分な運営指針がない。支援の地域格差が大変大きい。どこにいても平等な支援が受けられる、ナショナルスタンダードがない。</p> <p>➤ 婦人保護事業の実施要領について (S38. 3. 19 厚生省発社 34 : 事務次官通知) 【参考資料 1 - 1】 P15～23</p> <p>○ 女性のニーズに応じた自立支援の仕組みをつくること。そして大事なことは国及び地方公共団体の責務を明確にすること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>➤ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書 (H30. 3)</p> <p>総合考察</p> <p>2. 制度上の課題</p> <p>(1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化</p> <p>(2) ナショナル・スタンダード、基本方針の欠如</p> <p>(4) 婦人保護事業における市区との連携と位置づけ</p> </div>
<p>◆ 支援の実施機関に求められる役割・機能について</p>	<p><b>婦人相談所</b></p> <p>○ 婦人相談所の全体的な役割、機能ということでは、女性支援を市区町村の中に位置付け、その上で婦人相談所が専門性を強化し、女性を支援する様々な関係機関の連携のコーディネーターとして広域的な役割を持っていくということではないか。【再掲】</p> <p>○ 婦人保護施設の利用に当たって、母子生活支援施設と同様に福祉事務所からもストレートに入所依頼ができれば上手くつながっていくのではないか。【再掲】</p>

- 措置入所制度のために、ニーズがあってもたどり着かない制度の仕組みはとても大きな問題で、この仕組みを変えていかなければということをものすごく感じている。【再掲】
- せっかくよい施設があっても、婦人相談員や婦人相談所が入所のハードルを上げている。措置のあり方、入所の仕組みを見直すべき。  
➤婦人保護施設の入所者数及び定員の推移(H28 実施状況報告)【参考資料2】P55
- 児童福祉では、虐待ケースというよりは非行ケースとして扱われてしまうところもあり、特に性的搾取や性売買に関わった少女たちは、一時保護所や児童福祉施設で受け入れるのが難しいとはっきり言われてしまうこともたびたびある。その少女たちがもっと婦人保護施設を使えるようになってほしいが、婦人保護施設の入所のハードルがものすごく高く、結局なかなかそれだけの受け皿がない。  
➤一時保護につながらない理由(H29 調査研究)【参考資料2】P43～54
- 婦人保護施設に、直に入れば一番いい。制度を使わなくてもいい子もいる。まず受け入れる、それから制度をつける、そういう考え方も必要。
- 保護を要する女性のニーズと提供される一時保護の枠組みにミスマッチが生じており、一時保護の対象枠組みを見直し、実現するための条件整理が必要。また、市町村に向け一時保護の共通理解の熟成を図ることが必要。
- 児童虐待では法改正により児童相談所から市町村への送致が始まり、リスクアセスメントに基づいた連携が行われるようになってきている。女性福祉においても同様に、DV等で加害者からの避難が必要なケースとそれ以外の自立支援につなげていくケースに分ける方策が必要。
- 一時保護委託制度を抜本的に見直すべきで、出来高払いではなく、シェルターの継続的運営に必要な経費補助がなされるべき。お金がかかる、かからないで必要な支援先が選べないということは、法の平等からあってはならない。  
➤婦人相談所が行う一時保護の委託について(H23.3.31 雇児発 0331 第20：局長通知)  
【参考資料1-1】P50～53

➤ 婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について (H15. 1. 29 厚生労働省発雇児 0129001 : 事務次官通知)

【同】 P54, 55

- 婦人相談所の一時保護は本当に緊急保護。障害や高齢の方を受けるのは設備的に難しいので、婦人相談所がまずは相談を受けた後、専門性を持ったシェルターに一時保護委託ができたらと思う。
- 一時保護委託の対象がDV被害者とストーカー被害者等と規定されていて、ホームレス、売防法の方は一時保護委託ができない。ここは背景に関係なく、必要な方がどこにでも行けるような仕組みは必要。
- 一時保護所については、プライバシーに配慮したユニバーサルな環境を整えていくことも必要。例えば民間団体等の資源がある地域によっては、民間委託による一時保護先の確保に重点をシフトしてはどうか。民間のほうが利用者のニーズに柔軟に対応できるので、こうしたニーズに対して民間が行政からの委託の受け皿となるようにさらに取り組みを進めることで、行政のスリム化と民間団体の財政的安定の両方を図ることが可能ではないか。前提として、都道府県の判断に委ねられている入所基準を含め、ハード、ソフト面にわたるナショナルスタンダードが必要。

#### 婦人相談員

- 婦人相談員の業務は多岐にわたり専門性を有する相談業務だが、所属する都道府県、市区が婦人保護事業の一機関である婦人相談員の業務を理解しているかという点については、なかなかこの婦人保護事業のわかりにくさというところがあるのではないか。そのことが、婦人相談員の雇用の不安定な状況と重なる。一年契約で、毎年、来年も続けられるのかという不安で、不安定な雇用条件の下で仕事をしている婦人相談員がほとんどという現状は、市町村での婦人保護事業の位置付けがないということと重なっている。

➤ 婦人相談員の年齢別配置状況 (H28 実施状況報告) 【参考資料 2】 P15, 16

#### 婦人保護施設

- 婦人保護施設を必要としている人が利用できない婦人保護施設になっている。婦人保護施設を利用できたという思いがあるのに、利用する側にもあまりにも寄り添えていない仕組みで、結局諦めて、生活保護を受けて一人単身でアパート暮らしをするといった現状がある。

- 立ち直りから生活の再建、そして自立していくというプロセスを、一貫して息長く寄り添って支援をしていくということが大事。その際、上から目線ではなく本人の自立の意思を大切に、福祉でいう措置から契約への転換ということが重要。
- 婦人保護施設は何をするところか。入所時の目的は就労自立とされているがそうではない。私たちがすべきは、たくさんの被害を受けた、虐待を受けた女性たちに対して、きちんと心の回復支援を主軸にするべきだと考えている。
- 市の立場からは、婦人保護施設は非常に縁遠く、県を通して間接的にしか関われない。相談員にとっても、入所者にコンタクトするのに県を通してでないと話ができないというような感じがあり縁遠い。
- 売春防止法を根拠とすることの限界がある。24時間365日、婦人保護施設は対応している。支援する職員が足りない。国基準では支援員が2名。自立支援という考え方ではなく、「見ていればいい」という捉え方だったと推察する。

➤ 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(H14.3.27 厚生労働省令 49)【参考資料 1 - 1】 P44~49

➤ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書 (H30.3)

総合考察

1. 運用上の課題

(3) 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設的环境整備

2. 制度上の課題

(1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化

(3) 婦人保護施設入所に関わる体制

◆民間シェルター等の関係  
団体との連携について

退所後の自立支援

○ 民間シェルターに特徴的なことは、シェルターを退所した後のお付き合いが長いということ。当事者の困難はシェルター退所後に大きくなる。どこに住むか、どういう仕事ができるのか、子どもたちがまたPTSDで苦しまないか、自分自身がまた新しい職場で被害に遭わないか。様々な問題に向き合いながら、当事者は一步一步新しい生活を固めていくが、その本格的な自立回復支援を担っているのは、多くは民間シェルターである。

➤DV被害者等自立生活援助モデル事業の実施について(H26.3.24雇児発0324第3:局長通知)

【参考資料1-1】P56~66

○ 様々な広がる支援格差、官民の支援格差と自治体間支援格差、専門機関の間での支援格差も大きく広がっている。そういった意味での支援格差の広がりを、どこでどう解消していくかというのは大きな問題。その格差の中で、特に民間支援団体は財政的支援が薄弱。緊急一時保護から回復支援までの長いスパンをカバーする事業委託を請けることができれば、支援の専門領域に応じた様々な財政措置を受けることができるのではないかと。

➤婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について(H15.1.29厚生労働省発雇児0129001:事務次官通知)

【参考資料1-1】P54,55

○ 今後、高齢者、子ども、若年女性、妊娠出産するハイティーンの子ども、アジアの外国人など、シェルター機能は特化・専門化されていくであろう。そのときに、公的なDVセンターが相談から自立支援までを行うのは無理なことで、支援に特色を持った、スキルや経験のある支援団体に役割を渡すことが重要。

○ 本人や同伴児童への心理的ケアについては、母子の回復プログラム・並行プログラムのシステム化を提案したい。親子回復プログラムについては、実績のある民間団体への委託事業として予算化してほしい。【再掲】

### 財政的支援

- 民間シェルターの課題は何をさて置いてもお金の問題。お金がないので優秀なスタッフを抱え込むことができない。次世代の育成に問題がある。DV防止法世代と呼ばれている第一次民間シェルターの活動主体は、今はもう60代から70代が主力になっており、若い人材の確保が財政上の問題から大きな課題。特に専門職としての支援員を養成することがなかなか難しいところにきている。
- 民間団体との連携について、行政ができない部分、縛りのある部分において、民間団体と連携しながら支援することが必要。民間団体の活動費に是非とも予算をつけてほしい。
- 一時保護所については、プライバシーに配慮したユニバーサルな環境を整えていくことも必要。例えば民間団体等の資源がある地域によっては、民間委託による一時保護先の確保に重点をシフトしてはどうか。民間のほうが利用者のニーズに柔軟に対応できるので、こうしたニーズに対して民間が行政からの委託の受け皿となるようにさらに取り組みを進めることで、行政のスリム化と民間団体の財政的安定の両方を図ることが可能ではないか。前提として、都道府県の判断に委ねられている入所基準を含め、ハード面、ソフト面にわたるナショナルスタンダードが必要。【再掲】
  - 婦人相談所に関する政令(S32.4.1 政令 56)【参考資料1-1】P34~38
  - 婦人相談所設置要綱について(S38.3.19 厚生省発社 35：事務次官通知)【同】P39~41
- 自立支援に関しては、民間にも間口を広げて、補助や委託ができるように正式に事業化するなど、民間団体の資源の積極的な活用と財政的支援をセットで考えていくことが必要。
  - DV被害者等自立生活援助モデル事業の実施について(H26.3.24 雇児発 0324 第3：局長通知)【参考資料1-1】P56~66
- 民間団体は大変基盤が脆弱である。それだけでなく、管理運営面のスキル不足、人材育成、こういった基盤がきちんとできていないというところがある。しかも、公的機関と民間の間の連携が不足している。

その他

- とにかく少女たちに足を運んでもらいやすくして、その団体の雰囲気や活動を知ってもらって、連絡先を伝えて、顔の見える関係性になるということをしていきたい。そうすることで、困ったときに気軽に連絡してもらえる関係性をつくることができる。
- 性被害を受けてからの保護では遅い。そのおそれがある段階で事前の保護をきちんとするということが重要。その意味で民間支援団体の活動はとても大事で、これを制度上きちんと位置付けることが必要。  
➤平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業の実施について(H30.5.28 子発 0528 第 1 : 局長通知)  
【参考資料 1 - 1】 P67~76
- 支援の流れ全体について公民の対等なパートナーシップにより進めていくこと、民が公の下請けにならないということが必要。民間の得意な分野については、委託や補助の形で民間に任せていくことが大事。財政面のみならず、組織運営や人材育成といった面で民間の団体を育てていくということが必要。
- 新たな支援の仕組みを作る際には、様々な民間支援団体を重要な社会資源として、対等な機能と役割をもった存在として位置付けることが重要。



< 3. 他法他施策との関係や根拠法の見直しについて >

項目	意見
<p>◆他法他施策との連携の推進について</p>	<p><b>支援ネットワークの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 婦人保護事業の支援ネットワーク連携会議の設置が必要。児童相談の分野において要保護児童対策地域協議会があるように、婦人保護事業においても関係機関連携会議の設置が望まれる。</li> <li>○ 女性福祉は本人の意思尊重が支援のベースとなっているため、周りからは支援の姿勢や方針がわかりづらい。例えば、児童虐待の担当者からすれば、なぜ本人の言いなりなのか、施設退所させるべきでないのになんで引き止めなかったのかというような発言につながっていくということがある。要対協と同じようなしっかりとした仕組みづくりは必要。</li> <li>○ 連携という意味では、大変関連の深い医療や福祉、こういったところと連携が不足しているところが大きくある。</li> </ul> <p><b>母子生活支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定妊婦に関しては、制度上、母子生活支援施設の利用ができないため、各自治体で独自に取り組みがなされている。母子生活支援施設に緊急一時保護して、出産してから通常の入所手続きをとる方法で支援をしている。特定妊婦の母子生活支援施設などへの入所が、普通の入所措置として、制度として作られていくといいと思う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 婦人相談所が行う一時保護の委託について (H23. 3. 31 雇児発 0331 第 20 : 局長通知)</li> <li>【参考資料 1 - 1】 P50～53</li> <li>&gt; 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について (H23. 7. 27 雇児福総発 0727 第 1、雇児福発 0727 第 1、雇児母発 0727 第 1 : 課長通知) 【同】 P77～82</li> </ul> </li> <li>○ 婦人相談所と母子生活支援施設の関係は、一時保護の委託を請けることは可能だがそれほどつながりがよくない。婦人相談所だけでなく、児童相談所ともあまりつながらない。なぜなら、母子生活支援施設は市町村事業で、婦人相談所、児童相談所は都道府県事業。ここがつながらない理由のひとつで、何とかこれをつなげていきたいと思う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 売春防止法第 36 条の 2 (婦人相談所長による報告等) 【参考資料 3】 P5</li> </ul> </li> </ul>

#### 児童福祉法との関係

- 16、17歳で母親になった相談者の方が結構いるが、その子がまだ、そこまで子どもを育てるところまで決意できず迷いがある中で、女性支援の方は母親としてどう生きていくかが先にきてしまう。私たちはそもそもまだ子供だよねというところで、子ども期の保障をするというところは、今度はまた児童福祉法がしっかりこの子を子どもとして守っていくということも大事なところがある。法律の下で守られるという視点も大事だし、でも子どもというところも大事だし、そこはもっと深く議論されなければならないことかなと思う。
- 性虐待を受けた子どもはリアルタイムではそのことを言わない。婦人保護事業に関わる年代になってやっと出てくるが、婦人相談所には調査権がないため、性虐待を受けた、その客観的事実を児童相談所からもらえない。

#### その他

- 関わる切り口、場面が、それぞれの福祉法によって散りばめられ分解されている。そこをどうつなげて、どう情報共有して、一貫したその女性の支援ができていくかということは非常に大切。
- 様々な福祉法が乱立していて、様々な危機感があって、それぞれのファクターで専門性がある機関や仕組みがあって、そこをコーディネートするのはどこなのか。婦人相談所が広域的に自治体のコーディネートをするべきだとの思いはあるが、これだけ様々な福祉法のすべてをコーディネートするとしたら、誰がどうやってしていくのか。
- 他法他施策優先については削除すべき。より柔軟に関係機関との連携を図り、年齢や管轄で区切ることのない一貫した支援のあり方が必要。【再掲】

➤ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書（H30.3）

総合考察

3. 連携の仕組の構築

◆売春防止法の見直しについて

➤売春防止法【参考資料3】P1～6

理念等の見直し

- 売春防止法はそもそも第4章の問題ではなく、第1章から第3章もすべて含めて、何を目的としてどういう建て付けでという、基本のところ非常に本当は問題である。
- 売春防止法の第1章について、ここは女性の人権擁護を明確に位置付けてほしい。売春防止法にある女性蔑視や差別に対し、根本を改正するところから始めるのが本筋ではないか。
- 婦人相談員が支援する対象は処罰の対象ではなく支援の対象。売春をしている女性は犯罪者ではなく被害者である。第2章第5条、第3章を廃止することで、被害女性を転落女性とみるなどの差別的な表現を削除して、性の侵害を受けた女性の人権を擁護する法律となるよう改正を望む。
- 韓国では買春禁止法ということで、買春の取り締まりも始まっている。運用を変えるだけでは駄目で、売春防止法の、女性差別や支援が書かれていないところを変えていくべき。
- 売春防止法の基本的なところを見直すことより、緊急にやることがある。
- 売春防止法の見直しについては、婦人相談所の名称にしても、女性という文言に変えてほしい。
- 第4章の見直しについては、第35条の2の「婦人相談員を委嘱することができる」を、都道府県と同じ「委嘱の者とする」と改正してほしい。また、第35条の婦人相談員の要件について、人権意識が高く、女性の支援に必要な経験、熱意を持ち、男女共同参画社会の実現を妨げる女性への暴力についての識見を備えた者のうちから委嘱するものとする改正を願う。
- 用語の見直しについては、婦人を女性、收容を入所、保護更生は自立支援、收容保護は入所支援、指導は支援、要保護女性は要支援女性と直せるのでは。

- 結局は今の状態が売防法を根拠にしているが故に、いわゆる犯罪者としての面と、要保護として被害者としての面を有している女性を一緒に扱っている。これはすごく矛盾している。その結果、収容施設化している。
- 売防法全体を改正すべきだが、そこまで検討しないというなら、婦人保護施設にいる人たちは犯罪とは一切関わりがないという安心感を与えるような、建て付けの検討が必要。

#### 新たな法体系

- 売春防止法は女性が処罰をされる法律。売春防止法5条で処罰された女性はまだ今でも手錠を掛けられている。女性たちは犯罪者ではない。女性たちは福祉的な支援が必要な女性たち。売春防止法には人権保障の概念がない。自立をさせられる支援の仕組みがない。専門性がない。そして何よりも、一人ひとりを支える個別性が必要。私たちは、これらの自立を支えるための支援の仕組み、そのために新しい支援体制を考えている。
- 婦人保護事業を超えた新しい枠組みに是非取り組んでいきたい。女性自立支援法、いま仮称と称しているが、新しい法律が生まれていくべき時。
- 総合支援法、生活困窮者自立支援法などの考え方を取り入れた法整備を望む。
- 回復支援のサービスを受ける権利主体としてきちんと位置付けられる、そういう法制度がどうしても必要。損害された人権を確立するための支援法が今、最も求められている。措置、収容、指導というふうに散りばめられた売春防止法の下では、本来の意味での女性支援は成立しないというのは明らかな事実。その課題と限界は明らかになっており、私たちは女性の人権の確立を目指す、売春防止法に代わる新たな女性支援の根拠法を急いで作る必要がある。この根拠法は、当事者主体はもちろん、暴力を根絶するためのジェンダー平等法としての機能をきちんと果たすものであることを心から願う。
- 困難な問題を抱える女性への支援ということを考えるときに、売春防止法を根拠法令とすることは、もうこれは全くそぐわない。売春をやめさせるとか取り締まるとか、あたかも女性に非があるような視点を感じさせる法令を基にして、女性の支援だっていうことは、ここをそもそものところで止めることがないと、本当に苦しい思いの人に届くのかと思う。

○ 性被害を受けた人たちの保護、それから立ち直り、生活の再建、自立支援。こういったことを進めていく包括的な対策が必要だとすると、売春防止法第4章の保護更生では、性被害からの立ち直りや自立の支援はできない。ここは、こういう趣旨に合った新しい法律が、売春防止法とは別に必要。

➤ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」報告書（H30.3）

総合考察

4. 根拠法である売春防止法に関する課題

## 婦人保護事業関係通知

## (目次)

1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した 婦人保護事業の実施について（H14.3.29 雇児発第 0329003 号局長通知）・・・	1
2  婦人相談所における人身取引被害者への対応について（H16.8.16 雇児福発 第 0816001 号課長通知） .....	9
3 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応 した婦人保護事業の実施について（H25.10.1 雇児福発 1001 第 2 号課長通知） .....	14
4  婦人保護事業実施要領（S38.3.19 厚生省発社第 34 号事務次官通知） .....	15
5  婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族に 対する適切な心理学的指導体制の確保について（H14.5.30 雇児発第 0530007 号 局長通知） .....	24
6  婦人相談所の職員配置基準（婦人相談所に関する政令（S32.4.1 政令 56）、 婦人相談所設置要綱（S38.3.19 厚生省発社第 35 号事務次官通知）） .....	31
7  婦人保護施設の職員配置基準（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 （H14.3.27 厚生労働省令第 49 号）） .....	42
8  婦人相談所が行う一時保護の委託について（H23.3.31 雇児発 0331 第 20 号 局長通知） .....	50
9  婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について【抜粋】（H15.1.29 厚生労働省 発雇児 0129001 号事務次官通知） .....	54
10 DV 被害者等自立生活援助モデル事業の実施について（H26.3.24 雇児発 0324 第 3 号局長通知） .....	56
11 平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業の実施について（H30.5.28 子発 0528 第 1 号局長通知） .....	67

12 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について (H23.7.27 雇児総発 0727 第 1 号、雇児福発 0727 第 1 号、雇児母発 0727 第 1 号課長通知) .....	77
---	----



(改正後全文)

雇児発第 0329003 号

平成 14 年 3 月 29 日

〔一部改正〕平成 19 年 3 月 29 日 雇児発第 0329003 号

平成 20 年 1 月 11 日 雇児発第 0111003 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に  
対応した婦人保護事業の実施について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律  
第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部を除き平成 13 年 10 月  
13 日に施行され、配偶者暴力防止法の関連規定の要点等については、「「配偶  
者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に当たっての婦人  
相談所等の対応について」（平成 13 年 9 月 27 日医政発第 963 号、雇児発第  
642 号医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）において示したところ  
である。

配偶者暴力相談支援センター等の関連規定が平成 14 年 4 月 1 日に施行とな  
ることに対応した婦人保護事業の実施については、下記の点に留意いただくと  
ともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図り、運用  
に遺漏のないようお願いする。

本通知については、社会・援護局と協議済みであることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4  
第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

## 第 1 婦人保護事業の対象者の範囲

- 1 配偶者からの暴力被害女性の保護等については、これまでも、売春防止  
法に基づき、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設において取り組ま

れてきたところであるが、平成14年4月1日からは、配偶者暴力防止法に基づく業務として位置づけられ（配偶者暴力防止法第2章参照）、当該業務に係る費用の支弁等も配偶者暴力防止法に基づき行われる（配偶者暴力防止法第27条、第28条参照）ことから、今般、「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等について」（平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号厚生労働事務次官通知）により、婦人保護事業実施要領（昭和38年3月19日発社第34号厚生事務次官通知）、婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日発社第35号厚生事務次官通知）について、所要の改正を行った。

この結果、平成14年4月1日以降、婦人保護事業の対象となる女性の範囲は、以下のとおりであること。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
  - イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
  - ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
  - エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり1のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組まれないこと。

## 第2 婦人相談所

### 1 配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割

婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核機関として、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが求められていること。

また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応すること。

## 2 一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も行っている。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であることから、適切に実施されたいこと。

このほか、一時保護については第6の1を参照されたいこと。

なお、市町村が、地方自治法の規定に基づき、都道府県との協議により、条例に基づいて自ら婦人相談所を設置し、一時保護を実施することも可能であるので留意されたいこと。

## 3 市町村への支援

婦人相談所において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣することなどが考えられること。

特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましいこと。

## 4 配偶者からの暴力被害者に対する援助

婦人相談所においては、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うこと。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的な援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましいこと。

また、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対しては、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うこと。

さらに、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応されたいこと。

## 第3 婦人相談員

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされていることから、その十分な活用について、検討することが求められていること。また、婦人相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人相談員に求められることは、具体的には次のとおりである。

- ア 婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うこと。
- イ 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっ

ての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十分受け入れられるよう、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得、信頼関係に基づいて援助を行うこと。

ウ 問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うこと。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、配偶者暴力防止法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めること。

#### 第4 婦人保護施設

配偶者暴力防止法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされており、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人保護施設に求められることは、具体的には次のとおりである。

ア 単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要であり、婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うこと。

イ 婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導などの援助を継続して実施することが望ましいこと。

#### 第5 婦人保護施設最低基準省令の整備

1 配偶者暴力防止法の婦人保護施設の関連規定が平成14年4月1日に施行になることに伴い、前述の「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等についてにより、婦人保護事業実施要領の改正及び婦人保護施設設置要綱（昭和38年3月19日発社第36号厚生事務次官通知）の廃止を行い、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準省令」（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）として整備した（施行は平成14年4月1日）。

同省令第6条は、苦情への対応について規定しており、同条第1項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、

- ア 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決めること
- イ 施設内における苦情解決のための手続の明確化
- ウ 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知

等の措置であること。

- 2 1のイにおける「苦情解決のための手続」としては、
- ・ 入所者からの苦情を受け付ける。
  - ・ 苦情を受け付けた者が、苦情内容及び当該入所者の意向等の確認を行う。
  - ・ 苦情を受け付けた者が、受け付けた苦情及びその対応状況等を施設長等苦情の解決に責任を持つ者に報告する。
  - ・ 苦情申出人と苦情の解決に向けて話し合う。
  - ・ 苦情を申し立てた入所者に対して、苦情への対応内容について通知する。

等の手順が想定され、「手続の明確化」の方法としては、施設内の規定への記載等が想定されること。

また、1のウの「周知」の方法としては、施設内の分かりやすい場所への掲示や、入所時等の機会を捉えた入所者への直接の説明等が想定されること。

- 3 事業者等が苦情解決に取り組むに当たっての具体的な方法に関する指針については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により別途通知されていること。

## 第6 個別的事項

### 1 一時保護

- (1) 婦人相談所の一時保護（配偶者暴力防止法第3条第4項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）は、第1の1のアからエまでに掲げる者について、以下の場合に行うものであること。

- ア 適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に

保護することが必要であると認められる場合

イ アの場合も含め、その者に対する最も適切な援助の施策を決定し、  
婦人保護施設への収容保護又は関係機関等への移送等の措置が採ら  
れるまでに、一定期間の入所が必要であると認められる場合

ウ 一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であ  
ると認められる場合

エ 心身の健康回復が必要であると認められる場合

配偶者からの暴力被害者について一時保護の必要性を判断するに当た  
っては、同人の心身の健康状態、配偶者からの追跡のおそれ、経済状態  
等を総合的に勘案されたいこと。

(2) 一時保護が行われる場合には、被害者本人が直接来所して申請する場  
合のほか、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、  
警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となる場合がある。い  
ずれの場合でも、婦人相談所は、福祉事務所、警察等関係機関と速やか  
に連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要であること。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を  
目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の  
確保、負担の軽減等に配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の  
場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一  
時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えるべきこと。

(3) 一時保護に当たっては、被害者の状況、同伴する家族の有無等を勘案  
し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民  
間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することとさ  
れたいこと。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心  
して援助を受けることができるという気持ちが持てるよう留意すること。

(4) 一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定  
し、婦人保護施設への収容保護や母子生活支援施設への入所又は関係機  
関等への移送等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の指導、援助を行  
うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託  
先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をする  
こと。

(5) 配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託については、「配  
偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規  
定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成13年7月23日厚生労働

省告示第254号)のほか、以下の点に留意されたいこと。

ア 婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。特に、外国人や障害者、高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう十分配慮されたい。

また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

なお、被害者の状況を確認する際には、二次被害の発生の防止に十分留意願いたい。

イ 一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服の提供については、婦人相談所一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

一時保護委託施設は、入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあつては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関の訪問等のための入所者の移送を行う。

ウ 婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図る必要がある。

婦人相談所長は、原則として入所期間が1週間を超えるごとに施設から入所者の状況についての書面による報告を受け、できるだけ早期に次の段階の援助施策に移行できるよう援助内容を検討する必要がある。

エ 一時保護を委託する施設及び個別の入所者の秘匿性の確保が最大限図られる必要がある。

オ 同伴児及び同伴者について、本人と同一の施設に一時保護することが困難である場合、別の施設に同伴児及び同伴者の一時保護を委託することを検討する必要がある。ただし、本人が一時保護されていることが前提となる。

同伴児については、同時に児童虐待を受けている可能性もあるこ

とから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でないと判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により被害者とともに適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴児については、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

カ 一時保護を委託する施設の所在地が他の都道府県である場合、入所者の保護、援助に関する責任は、委託元の婦人相談所が有する。

- (6) 婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

このため、具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられるものであること。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあつて相談しやすい、市町村の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を引き継ぐこと等が考えられること。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようになるなど、実質的に引き継ぐこととされたいこと。

## 2 婦人保護事業の実施者と関係機関等の連携協力

婦人保護事業実施要領や「婦人保護事業の実施に係る取扱いについて」(平成4年6月29日社生95号社会局生活課長通知)等を踏まえ、従前より、婦人保護事業の実施者は、福祉事務所その他の関係機関との緊密な連携を図り、民間団体等の協力も得ながら、また、他の都道府県とも連絡、協力して問題の解決に当たってきたところである。また、配偶者暴力防止法第9条は、被害者の保護を行うに当たって、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等の関係機関が連携を図りながら協力するよう努めるべきことを定めている。

婦人保護事業の実施者と福祉事務所その他の関係機関の一層緊密な連携協力を推進されたいこと。



平成 16 年 8 月 16 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長

### 婦人相談所における人身取引被害者への対応について

近年、人身取引の仲介者等が関与して日本に入国した外国人女性等が、暴力団関係者等により監禁されたり、多額の債務を負わされたりした上、売春等を強要されるという人身取引の被害が大きな問題となっています。

人身取引は重大な人権侵害であり、その撲滅と被害者への適切な対応が喫緊の課題となっており、国においても内閣に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、関係省庁が一体となってこの課題に取り組んでいるところです。

また、今般、平成 16 年 8 月 16 日付で、警察庁生活安全局生活環境課長より各管区警察局長、警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長あて、別紙のとおり通知が発出されており、警察署等から婦人相談所に対し人身取引の被害を受けた女性（以下「人身取引被害者」という。）の保護の依頼がなされる事案も出てまいります。

については、これまでも婦人相談所においては保護を要する外国人女性に対し必要な相談、一時保護等が行われてきたところですが、上記のような現状を御了知の上、人身取引被害者について、警察署等を含め関係機関と十分な連携を図るとともに、下記の点に留意いただき、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、本通知については、貴職より、婦人相談所等、貴部（局）所管の関係機関に周知を図っていただき、運用に遺漏のないようお願いいたします。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

### 記

第 1 人身取引被害者が婦人相談所に保護を求めてきた場合

## 1 基本的な対応

人身取引被害者が婦人相談所に保護を求めてきた場合には、速やかに相談を実施して事情の把握に努め、必要に応じて、人身取引被害者出身国の大使（領事）館への連絡、帰国するための手続の説明、一時保護の実施等の支援を行うこと。

人身取引被害者に対し相談等を行うに際しては、これら被害者が不法滞在の状態にあることが多い反面、基本的な人権侵害の被害者として心身共に過酷な状況に置かれていたことにも十分配慮し、心理的なケアを含めきめ細かな対応を行うこと。

なお、婦人保護事業費負担金の中で外国人婦女子緊急一時保護経費として通訳確保のための経費等を計上しているため、必要に応じ通訳等の確保にも配慮すること。

## 2 人身取引被害者が不法滞在の状態にある場合の対応

人身取引被害者の中には、不法滞在の状態にある者も多いと考えられる。

そのような場合、最終的には入国管理当局に出頭し不法滞在の状態にあることについて相談する必要があるが、人身取引被害者は重大な犯罪の被害者であり心身に深い傷を負っている場合も少なくないことから、その心身の状況によっては、即時に入国管理当局に出頭させるのではなく、ある程度の期間一時保護を行い、人身取引被害者の心身の安定を図ることも検討すること。この場合には、あらかじめ人身取引被害者に対し、一時保護はあくまでも一時的な保護であり原則として2週間程度の運用となっていることをよく説明しておくなどして、一時保護の終了が円滑になされるよう心掛けること。

なお、不法滞在の状態にある者については、出入国管理及び難民認定法第62条第2項により入国管理当局に通報することとされているが、この通報義務については、既に「出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の解釈に係る通知の送付について」（雇児福発第1209001号平成15年12月9日当職通知）により通知したとおり、法務省入国管理局から「通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」との解釈が示されているところであるので、即時に通報することにより人身取引被害者の心身の安定を害するなど適切な保護を行うことが困難となる場合には、当分の間通報を差し控えることも可能であること。

## 3 関係機関との連携

人身取引被害者は、組織的な犯罪の被害者であるため、関係する犯罪組織から危

害を加えられる可能性も否定できないので、そのようなおそれがうかがわれる場合には、直ちに最寄りの警察署等に相談し、婦人相談所の警備や入国管理当局に出頭する際の警護等を要請すること。

また、人身取引被害者への支援を行うに当たっては、人身取引被害者出身国の大使（領事）館や関係民間団体との連携協力を努めること。

## 第2 警察署等から人身取引被害者の保護を依頼された場合

### 1 警察署等から人身取引被害者の保護を依頼された場合の対応

今般、警察署等における人身取引の被害者の取扱いについて、警察庁より各管区警察局長等あてに別紙のとおり通知が発出され、交番、警察署等に保護を求めた外国人女性等が人身取引の被害者であり、他の犯罪の被疑者でもないと認められる場合には、婦人相談所や関係ボランティア団体等に対し保護を依頼すること等の指示がなされたところであり、警察署等から婦人相談所に対し人身取引被害者の保護の依頼がなされた場合には、依頼元の警察署等関係機関ともよく調整した上、できる限り当該人身取引被害者を受け入れるよう努めること。

### 2 人身取引被害者を受け入れた場合の対応

警察署等からの依頼に基づき人身取引被害者を受け入れた場合においても、採るべき対応は、基本的には第1の1から3で述べた対応と同様であること。

ただし、警察署等において既に入出国管理及び難民認定法第62条第2項の通報がなされている場合には、重ねて通報する必要はないこと。

なお、警察署等が人身取引被害者の事情聴取を希望する場合には、被害者本人がこれに応ずる意向であることをよく確認した上で、事情聴取に適切な場所を提供するなど、事情聴取が速やかに行われるよう協力すること。



原議保存期間5年  
(平成21年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長  
警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生環発第226号  
平成16年8月16日  
警察庁生活安全局生活環境課長

### 人身取引被害者の取扱いについて

近時、人、特に女性及び児童の人身取引事案については、重大な人権侵害行為であるとともに、犯罪組織の資金源となっているとして、国際的に大きな問題とされつつあるが、我が国においても、いわゆるブローカー等のあっせんにより入国した外国人女性等(児童を含む。以下同じ。)が、諸経費名目で高額の債務を負わされ、売春又は性的労働(以下「売春等」という。)を強要される事案等が依然として発生している。

これらの外国人女性等については、交番、警察署等へ保護(相談を含む。)を求め、事案があることから、当該事案の対応要領を下記のとおり定めたので周知徹底されたい。

### 記

#### 1 保護要請があった場合の措置

##### (1) 事情聴取

交番、警察署等において、外国人女性等から保護してもらいたい旨の申し出があり、その者が人身取引被害者である可能性が認められる場合には、警察署又は警察本部の相談室等において事情聴取を行うこと。

なお、事情聴取に当たっては、外国人女性等は、ブローカー、雇用主からの威迫等により精神的に不安定になり、また、警察に不信感を抱いていることも多いので、次の点に配慮すること。

- ① 事情聴取にはできる限り当該外国人女性等の母国語を解する警察職員を充てること(被害者が女性である場合、可能な限り、女性職員を充てること)。
- ② 事情聴取を行う警察職員は、柔和な態度で接するなど外国人女性等の不安感の払拭及び警察への信頼感の醸成に努めること。
- ③ 通訳の選定等についても、①、②の点に配慮すること。

##### (2) 婦人相談所等への保護依頼

(1)の事情聴取の結果、外国人女性等が人身取引被害者であると認められる場合には、婦人相談所、関係ボランティア団体等に対し、当該外国人女性等の保護を依頼するとともに、当該外国人女性等の国籍国の大使館又は領事館に状況を連絡すること。ただし、外国人女性等が通常、売春等の強要に付随して行われることとなる犯罪(資格外活動や不法残留等)以外の犯罪の被疑者でもあるなど警察において当該外国人女性等の身体を拘束する必要がある場合を除く。

##### (3) 保護依頼を行うに当たっての留意事項

ア 婦人相談所、関係ボランティア団体等に保護の依頼を行うに当たっては、担

当者と相互に情報交換を行うなど連携を強化し、被害者の安全確保の徹底を図ること。また、人身取引事犯の早期解明を図るため、被害女性等からの事情聴取が迅速かつ適正に行うことができるように調整すること。

イ 保護を依頼した婦人相談所や関係ボランティア団体等の名称、所在地等の保護施設に係る情報については、被疑者等からの嫌がらせ、連れ戻し工作等が行われることを防ぐため、公表しないこと。また、部内でもこれらの情報の共有は関係者に留めること（ボランティア団体は、通常、保護施設の住所、電話番号等を公表していない。）。

ウ 婦人相談所は一時保護（原則2週間程度で運用）を行う施設であることに留意すること。

#### (4) 参考事項

厚生労働省からは、別添のとおり、都道府県関係部（局）長に対して人身取引被害者の婦人相談所への入所措置について指示がなされている。

### 2 捜査部門への事案の引継と捜査の徹底

人身取引被害者であると認められた場合には、国外のブローカー組織との接触の経緯、パスポートや査証の入手経緯、我が国への入国のルート等、その組織的背景について詳細に聴取した上で取締り部門に情報を引き継ぎ、雇用主、暴利を貪る悪質な国内外のブローカー、その背後で暗躍する犯罪組織への突き上げ捜査を徹底すること。

### 3 報告・連絡

前記1の保護要請がなされた場合には、警察庁生活環境課に報告し、同課と緊密な連携を取りながら対応すること。

雇児福発 1001 第 2 号  
平成 25 年 10 月 1 日

各都道府県 婦人保護事業主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行  
に対応した婦人保護事業の実施について

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 73 号）が平成 25 年 10 月 3 日に施行され、改正後の「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12 年法律第 81 号。以下、「法」という。）第 8 条においては、ストーカー行為等（法第 2 条第 2 項のストーカー行為（同一の者に対し、つきまとい等を反復してすること）及び第 3 条の規定に違反する行為（つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由を著しく害され不安を覚えさせること。）をいう。以下同じ。）の相手方に対する支援を行う施設の例示として、婦人相談所が位置付けられました。

婦人保護事業の対象者となる女性の範囲については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日 雇児発第 0329003 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「第 1 婦人保護事業の対象者の範囲」において示しており、従来から、ストーカー行為等の相手方についても、局長通知第 1 の 1 のエに規定する者に含まれることから、支援の対象としてきたところです。

については、今般の法律改正により、平成 25 年 10 月 3 日以降、法においてストーカー行為等の相手方への支援も明確に位置付けられたことから、引き続き適切に対応されるようお願いします。

また、管内の市区町村、関係機関等への周知徹底をお願いします。

なお、この通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 婦人保護事業実施要領

〔昭和38年3月19日 厚生省発社第34号〕  
〔各都道府県知事宛 厚生事務次官通知〕

〔一部改正〕昭和47年5月15日厚生省社第411号  
昭和60年5月18日厚生省社第452号  
平成11年3月31日厚生省障第156号  
平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号  
平成16年1月20日厚生労働省発雇児第0120002号  
平成16年12月2日厚生労働省発雇児第1202002号

### 第一 婦人保護事業の目的

婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性（以下「暴力被害女性」という。）の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性（以下「要保護女子等」という。）の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものであること。

### 第二 関係機関等との連携

婦人保護事業の実施に当たっては社会福祉関係、公衆衛生関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係及び雇用・労働関係、男女共同参画関係等の関係機関並びに民生委員、児童委員、保護司、民間団体等の協力機関との緊密な連携を図ること。

### 第三 婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置等

#### 1 婦人相談所

- (1) 都道府県は、婦人保護事業を実施するため婦人相談所を設置しなければならないことになっているが、設置箇所数については都道府県の実情に即した配慮をすること。
- (2) 婦人相談所の設置に当たっては、その機能を十分発揮できるよう特別の考慮を払うとともに利用者等の心理的影響をも考慮してその設置場所を選定すること。  
なお、他の関連する相談所や施設との総合的有機的運営を図るため、これらの相談所や施設と併設することも差し支えないこと。
- (3) 都道府県の行うべき要保護女子等についての婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定並びに移送及び被服等の支給の決定及び実施は、婦人相談所長に行わせること。

## 2 婦人相談員

- (1) 都道府県は、管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の婦人相談員を設置しなければならないこと。
- (2) 市は、売春防止法第三十五条第二項の規定により婦人相談員の設置については任意とされているが、社会環境上その設置を必要とする市にあっては、これを必ず設置するよう指導すること。
- (3) 婦人相談員を設置する場合は、人格高潔で社会的信望があり、かつ、その業務を行うに必要な熱意と識見をもつ真に活動力のある者のなかからこれを任命すること。
- (4) 都道府県の婦人相談員は、原則として、婦人相談所長の指揮監督を受け、市の婦人相談員は原則として、福祉事務所長の指揮監督を受けるものとする。
- (5) 婦人相談員は、原則として、社会環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所において、その業務を行うものとする。
- (6) 婦人相談員の担当区域は、福祉事務所の所管区域とし、必要に応じ、二以上の福祉事務所の所管区域を担当することができるものとする。

## 3 婦人保護施設

都道府県は、婦人保護施設が要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護のため必要不可欠であることにかんがみ、都道府県の区域内に一以上設置するよう努めること。

## 第四 婦人保護事業の業務内容

### 1 都道府県本庁

- (1) 都道府県本庁は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、売春防止対策本部及び関係機関との連絡調整を行うことを目的とした連絡協議会を積極的に開催すること。
- (2) 都道府県本庁は、婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を積極的に行うこと。
- (3) 都道府県本庁は、婦人相談所等が行う婦人保護事業の適正な実施を期し、その効果を一層高めるため、これに対して指導監督を行うこと。
- (4) 都道府県本庁は、管内の各婦人保護施設における要保護女子等の収容保護の適正な実施を期するため、各婦人保護施設について適宜施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査すること。
- (5) 都道府県本庁は、婦人相談所職員、婦人相談員、婦人保護施設職員等について、研修を実施し、これら職員の資質向上に努めること。

### 2 婦人相談員を設置する市本庁

都道府県本庁の業務の(1)及び(2)に準ずること。



### 3 婦人相談所

- (1) 婦人相談所は、当該都道府県における婦人保護事業実施の中核機関として、要保護女子の、転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護を円滑に推進するため、関係機関等との連絡協議体制を整備し、個々の事案について連絡協議する等により密接な連携を保つこと。
- (2) 婦人相談所は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

#### ア 啓発活動

社会環境の浄化に関する啓発活動、配偶者からの暴力の防止に関する啓発活動及び婦人相談所等の行う婦人保護事業とその活動状況に関する啓発活動を関係機関等と連携して実施し、地域住民に対して要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護についての的確な理解と密接な協力が得られるよう努めること。

#### イ 相談

要保護女子等の早期発見のため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について広く相談に応じること。

このため、巡回相談、電話相談等についても配慮すること。

#### ウ 調査

調査は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、本人及びその家庭環境等に関する次に例示するような事項について実情を把握する必要がある場合に行うこと。

なお、調査に当たっては、その効果が十分得られるよう調査内容及び方法等について検討し、必要がある場合にはあらかじめ本人の了解を求めるものとする。

##### (ア) 本人に関する事項

氏名、生年月日、現住所、心身の健康状況、既往症、生育歴、学歴、職歴、性的被害の状況、売春歴、転落の動機、婚姻歴、妊娠歴、出産歴、交友の状況、趣味等

##### (イ) 家族に関する事項

夫の状況、子供の状況、家族関係、収入の状況等

##### (ウ) 社会環境に関する事項

住居環境、職場の状況、勤労状況、地域の状況、近隣との関係等

#### エ 判定

判定は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、必要がある場合に次に掲げるところにより行うこと。

##### (ア) 医学的判定

疾病及び機能障害の有無並びに診療の要否について判定すること。

##### (イ) 心理学的判定

心理学的諸検査及び面接に基づき、心理学的特性の把握等を行うこと。

##### (ウ) 職能的判定

作業能力及び作業素質の把握等を行うこと。

#### オ 指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止と保護更生を図るため、暴力被害女性についてはその必要な保護を図るため、要保護女子等の態様に応じた効果的な指導等を行うとともに、次に掲げるような措置を探り、それ以外の者については、他法他施策の活用等について指導すること。

##### (ア) 公共職業安定所等の紹介

職業能力及び本人の職業適性等に適合する職業に就職することができるように公共職業安定所、職業訓練施設等に紹介すること。

##### (イ) 援護措置の紹介

公営住宅への入居方法、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付並びに生活保護法等による援護措置について紹介すること。

##### (ウ) 医療機関の紹介・医学的又は心理学的な指導

要保護女子等が疾病に罹患しており、病院又は診療所に入院等を必要とするときは、適当な医療機関を紹介するとともに、必要がある場合は、心理療法等のカウンセリングを行うこと。

##### (エ) 各種社会福祉施設の活用等

必要と認められる場合には、婦人保護施設以外の各種社会福祉施設の活用を図るとともに、民間団体が運営する施設の利用についての情報の提供等を行うこと。

##### (オ) 保護命令制度の利用援助

保護命令制度を利用しようとする暴力被害女性に対し、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

##### (カ) 帰宅

要保護女子の居住が一定しており、就職等の理由により婦人保護施設に収容するより帰宅させた方が適当であると認められるときは、帰宅させること。

なお、帰宅後の指導の要否を検討し、必要がある場合は、婦人相談員に訪問指導させること。

##### (キ) 帰郷

要保護女子の居住地が他の都道府県の区域にあり、当該都道府県の関係機関において適当な指導が行われることが明らかである場合は、当該関係機関へ連絡の上、帰郷させること。

#### カ 一時保護

(ア) 一時保護（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）は、緊急に保護すること等が必要と認められる要保護女子等について、最も適当な援助の施策を決定し、婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合にも行うものとし、入所した要保護女子等に対しては、衣食

その他日常生活に必要なものを給付するとともに、性行、生活態度、心身の健康状態等の観察を通じて必要な指導等を行うこと。

なお、一時保護はあらかじめ要保護女子等の申請書を徴した上で行うこと。

(イ) 婦人相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）における処遇の基準は次のとおりとすること。

a 給食

(a) 給食は、できるだけ変化に富み、入所者の健康を維持するのに必要な熱量と栄養素を含有するものでなければならない。

(b) 給食に際しては、献立表を作成することとし、献立表の作成に当たっては保健所等と連絡し、その指導を受けるよう配慮すること。

ただし、栄養士を置いている場合はこの限りではないこと。

b 保健衛生

(a) 入所者の健康管理及び入所者の衣類、寝具等の清潔に十分留意するとともに、適切に入浴させること。

(b) 居室その他入所者が常時使用する部屋は、常に清潔にしておかなければならないこと。

(c) 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならないこと。

(d) 一時保護所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(ウ) 一時保護所は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならないこと。

キ 婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定

(ア) 収容保護の決定

収容保護の決定は、婦人保護施設において就労及び生活に関する指導・援助を行うことが要保護女子の転落の未然防止と保護更生又は暴力被害女性の保護のため必要であると認める場合について行うこと。

なお、収容保護は、あらかじめ要保護女子等の申請書を徴した上で行うこと。

(イ) 収容保護の廃止の決定

a 収容保護の廃止の決定は、当該要保護女子等が退所しても自立することが可能であると認められる場合のほか、おおむね三月以上の長期入院が見込まれる場合等において、原則として婦人保護施設長から協議に基づいて行うこと。

なお、当該要保護女子等がおおむね三月以内の入院加療の後に当該施設へ戻ることが明らかな場合は、廃止の決定を行わずに引き続き収容保護を行うよう婦人保護施設長を指導すること。

b 要保護女子等が無断で退所し、その行方が明らかでない場合にも収容保

護の廃止の決定を行って差し支えないこと。

#### ク 被服等の支給

一時保護所へ入所した要保護女子等のうち、被服等に困窮している者に対しては、次の要領により、日常生活に直接必要な被服等を支給すること。

##### (ア) 支給対象

要保護女子等のうち、被服等に困窮し、かつ真に被服等の支給を必要とするものであること。

##### (イ) 支給基準

最小限度必要数を支給するものとする。

##### (ウ) 取扱要領

a 被服等の支給は、要保護女子等からの申請に基づき、必要の有無及びその数量について調査をした上で行うこと。

b 被服等の支給は、原則として現物給付の方法によること。

#### ケ 一時保護を委託する施設

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項に基づき一時保護を委託する施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、入所者の処遇等について当該施設と緊密な連携を図ること。

なお、食事の提供に関しては、調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えないこと。

#### コ 移送

(ア) 移送は、要保護女子等を帰郷若しくは帰宅させ、社会福祉関係施設、就職先等へ送致し、又は病院へ入院させる等のため必要がある場合に行うこと。

(イ) 移送は、原則として乗車船券等の現物給付の方法によること。

#### サ 医療

医療は、要保護女子等に対する軽易な疾病治療又は医療機関において治療を受けるまでの応急処置程度のものを行うこと。

### 4 福祉事務所

(1) 福祉事務所は、その業務を通じて要保護女子等を把握した場合には、婦人相談員に指導させ、又は婦人相談所若しくは婦人相談員に通知する等必要な措置を探ること。

(2) 福祉事務所は、都道府県本庁、婦人相談所及び婦人相談員が実施する婦人保護事業について積極的に協力すること。

(3) 福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、暴力被害女性の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めること。

### 5 婦人相談員

(1) 婦人相談員は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、次に掲げる業務を行う

ものとする。

ア 要保護女子等の早期発見

婦人相談員は、担当区域における社会環境の実態把握に努めるとともに、関係機関等と緊密な連携を保ち、要保護女子等の早期発見のため積極的に活動すること。

イ 相談

要保護女子等を早期発見するため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について広く相談に応じること。

このため、巡回相談等についても配慮すること。

ウ 調査

調査は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、本人及びその家庭環境等に関し、実情を把握する必要がある場合に行うこと。

なお、調査事項及び調査方法については、婦人相談所の例によること。

エ 判定

相談及び調査の結果、医学的、心理学的又は職能的判定を要すると認められる者については、婦人相談所その他の専門機関の判定を求めること。

オ 指導

相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止と保護更生を図るため、暴力被害女性についてはその必要な保護を図るため、要保護女子等の態様に応じ、婦人相談所の指導に準じた措置を採り、それ以外の者については、他法他施策の活用等について指導すること。

また、帰宅又は婦人保護施設を退所した要保護女子等については、必要がある場合には、婦人相談所、福祉事務所等との連携を密にして事後指導を行うこと。

(2) 婦人相談員は、その業務に関し、必要な事項について、婦人相談所長又はその担当区域を管轄する福祉事務所長に随時報告又は通知するものとする。

(3) 市の婦人相談員は、常時婦人相談所と緊密な連絡を図るものとする。

## 6 婦人保護施設

(1) 婦人保護施設の運営は、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第49号)を遵守して行うものとする。

(2) 要保護女子等の収容保護は、婦人相談所長が行う婦人保護施設への収容保護の決定に基づいて行うものとする。

(3) 婦人保護施設長は、正当な理由がある場合のほかは要保護女子等の収容保護を拒んではならないこと。

(4) 被服等に困窮している要保護女子等に対しては、婦人相談所の例により被服等を支給すること。

(5) 婦人保護施設長は、退所させることが適当と認められる者がいるときは、その退所について婦人相談所長に協議するものとする。

なお、おおむね三月以内の入院加療を要する者のうち、退院後当該施設へ戻ることが明らかなものについては、婦人相談所長に通知し、引き続き収容保護を行

うようにすること。

また、入所者が無断で退所した場合には、速やかにその旨を婦人相談所長に報告し、その指示に従うものとする。

- (6) 退所後における要保護女子等の後保護及び指導については、婦人相談所、婦人相談員、福祉事務所等の関係機関等と連絡をとり、遺漏のないように努めるものとする。

## 第五 一般的留意事項

- 1 要保護女子等のうち十八歳未満の者、精神障害者、知的障害者又は乳幼児を同伴している者等児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法による福祉の措置等他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と十分協議した上で行うこと。
- 2 一時保護又は婦人保護施設に収容保護された要保護女子等が無断退所した場合等における遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管すること。ただし、当該遺留品が腐敗し又は滅失するおそれがある場合は、これを売却し、その代価を遺留金品台帳に記録して保管すること。
- 3 婦人相談所の職員、婦人相談員及び婦人保護施設の職員は、婦人保護事業と極めて密接な関連のある生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、生活福祉資金貸付制度、職業安定法、労働基準法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、母体保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、更生保護事業法、犯罪者予防更生法及び少年法等各般の制度について常に十分な知識を有するよう努めなければならないこと。
- 4 婦人相談所、福祉事務所等の暴力被害女性の保護に関わる機関は、暴力被害女性の保護に係る職員の職務の執行に関して暴力被害女性から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めること。
- 5 暴力被害女性の保護に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、暴力被害女性の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、暴力被害女性の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすること。

## 第六 報告

次に掲げる場合は、その都度当該事項を当省あて報告すること。

- 1 婦人相談所の名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員及び一時保護の定数について変更した場合

- 2 婦人相談所及び婦人相談員に関し、都道府県又は市の条例及び規則等を制定し又は改廃した場合
- 3 婦人保護施設の名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員及び定数について変更した場合

第七 施行期日

この通知は、平成16年12月2日から施行すること。

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び  
同伴する家族に対する適切な心理学的指導体制の確保について

婦人保護事業の推進については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、今般、婦人相談所一時保護所等における配偶者からの暴力被害女性及び同伴する家族等に対する適切な心理学的指導体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成 14 年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

## 第 1 趣 旨

婦人相談所一時保護所、婦人保護施設に心理療法の技術を有する職員を配置し、配偶者からの暴力被害女性及びその同伴する家族等に対し、カウンセリング等により心理的回復を図り、自立に向けた支援の強化を図ることを目的とする。

## 第 2 対象施設等

- 1 婦人相談所一時保護所
- 2 婦人保護施設

婦人保護施設において、この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施に係る指定の申請を行うこととし、都道府県知事は次により各年度ごとに指定するものとする。

- ① 「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成 14 年 3 月 27 日厚生労働省令 49 号）が遵守されており、かつ法人及び施設の運営が適正に行われている場合に限ること。
- ② 配偶者からの暴力等の理由により、心理療法が必要と婦人相談所長が認



めた被害女性及びその同伴する家族等が合計10名以上いること。

- ③ 心理療法を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。

都道府県民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2及び3により、当局家庭福祉課まで報告すること。

なお、指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記②を下回っており、かつ、下回っていることについて、やむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。

### 第3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

### 第4 対象者

- 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下、「配偶者暴力防止法」とする。）第3条第3項第3号による一時保護を受ける被害女性及びその同伴する家族等
- 2 配偶者暴力防止法第5条による保護を受ける被害女性及びその同伴する家族等

### 第5 業務内容

- 1 婦人相談所一時保護所に配置される心理療法担当職員
  - ① 心理面接
  - ② 心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助
  - ③ 婦人相談所職員等への助言
  - ④ 心理療法等
- 2 婦人保護施設に配置される心理療法担当職員
  - ① 心理面接
  - ② 心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助
  - ③ 心理療法
  - ④ 婦人保護施設職員等への助言等

### 第6 事業の実施にかかる留意事項

- 1 婦人相談所一時保護所
  - ① 心理療法を担当する職員を1名配置すること。
  - ② 配偶者からの暴力被害女性等の一時保護を委託して行う場合は、当該職員が委託先を訪問する等により、配偶者からの暴力被害女性等に対して業務を行うこと。

- ③ 事業は、年間を通しておおむね各週 5 日程度実施するものとする。
- ④ 心理療法を担当する職員は、嘱託医等の意見を聞くように努めること。
- ⑤ 同伴する児童に対して心理療法を実施するにあたっては、児童相談所との連携に努めること。

## 2 婦人保護施設

- ① 別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たし、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に心理療法を担当する職員を 1 名配置するものとする。
- ② 婦人相談所一時保護所を併設しているか否かを問わず心理学的指導体制を確保することとする。なお、心理療法を担当する職員は常勤職員であることが望ましいが、経過措置として、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する常勤的非常勤職員（複数の非常勤職員により左記の時間等を満たす場合を含む。）又は非常勤職員でも可とする。
- ③ 事業は、年間を通しておおむね各週 5 日程度実施するものとする。
- ④ 心理療法を担当する職員は、嘱託医等の意見を聞くように努めること。
- ⑤ 同伴する児童に対して心理療法を実施するにあたっては、児童相談所との連携に努めること。

## 第 7 経費

この心理療法担当職員の配置のための経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県民生主管部（局）長 ㊟

平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況について

標記について、平成19年3月29日雇児発第0329005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の第2の2に基づき報告する。

1. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定状況

所管 婦人保護施設数	心理療法実施施設 申請施設数(注1)	うち指定施設数(注2)

(注1) 都道府県に申請があった施設の数を記入すること。

(注2) 都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を記入すること。

2. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施施設指定一覧

指定施設名	経営主体	心理療法担当職員 基準額適用状況(注3)	心理療法 事業開始年月日

(注3) 適用する基準額(常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員)のいずれかを記載すること。

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県民生主管部（局）長

平成 年度婦人保護施設における心理療法の実施状況について

標記について、平成19年3月29日雇児発第0329005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の第2の2に基づき報告する。

1. 平成 年度心理療法実施施設指定状況

所管婦人保護施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度婦人保護施設における心理療法実施報告書 ----- 別紙様式3

別紙様式 3

平成 年度 婦人保護施設における心理療法実施報告書

1 指定施設名 \_\_\_\_\_

2 心理療法担当職員の数 \_\_\_\_\_ 人（うち常勤的非常勤職員 \_\_\_\_\_ 人、非常勤職員 \_\_\_\_\_ 人）

3 心理療法担当職員の基準額適用状況 \_\_\_\_\_ 常勤職員・常勤的非常勤職員・非常勤職員 \_\_\_\_\_

4 心理療法実施数等

（1）実施対象者数 \_\_\_\_\_

（2）心理療法等の実施回数

内 容	心理面接	心身の健康状態等の理解と本人への情報提供等の援助	心理療法	婦人保護施設職員等への助言	その他 〔具体例〕	計
回 数						

（3）対象者の年齢・被害分類別数

	身体的暴力又は身体的虐待	経済的暴力又は保護の怠慢・拒否	性的暴力又は性的虐待	心理的暴力又は心理的虐待	〔その他〕	計
暴力被害女性						
上記以外の女性						
0～3歳未満						
就学前児童						
小学生						
中学生						
上記以外の児童						
児童以外の 同伴家族						
計						

5 心理療法実施対象者の状況

心理療法実施対象者数（ \_\_\_\_\_ 人）

番号	年齢	性別	入 所 年 月	被害の 分類等	心理療法の実施状況	心理療法の効果
備考	・年間延実施日数 _____ 日					
	・1日当たり平均実施時間 _____ 時間					

注1 被害の分類等については、暴力被害女性にあつては暴力被害の内容（身体的暴力、経済的暴力、心理的暴力、性的暴力）により、同伴家族にあつては虐待の分類（身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否、性的虐待、心理的虐待）より主な理由を1つ選んでください。

2 心理療法の実施状況については、上記8の（2）の心理療法を担当する職員の業務内容及び実施頻度等を記入してください。（例）週1回2時間の心理療法を半年実施した。

3 心理療法の効果については、（改善、やや改善、変化なし）の中から選択するとともに、具体的な状況を簡単に記述してください。

別添

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 —	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51~100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注) 括弧書きは、非常勤職員の別掲である。

## 1. 婦人相談所の職員配置基準(最低基準)

婦人相談所に関する政令(昭和32・4・1政令56)	婦人相談所設置要綱(昭和38・3・19次官通知)
<p>(婦人相談所の職員)</p> <p>第二条 婦人相談所には、判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。</p> <p>2 判定をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて次の各号の一に該当するものうちから任用するように努めなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有するもの</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基く大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずる者</p> <p>3 相談及び調査をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するものうちから任用しなければならない。</p>	<p>第二 職員</p> <p>1 職員の設置等 (略)</p> <p>相談所には、所長のほか、相談所の各種判定、相談等の専門的機能を維持するため、相談、調査及び指導をつかさどる職員、判定をつかさどる職員、医師等の専門的職員が必要とされること。</p> <p>また、一時保護所には、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性を一時保護するために必要な職員を置かなければならないこと。 (略)</p>

## 2. 婦人相談所一時保護所の職員配置基準(予算上)

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)
51~100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)

(注)( )書きは、非常勤の別掲である。

### 3. 婦人相談所一時保護所の職員配置(加算)

- 夜間警備体制強化加算(警備員1施設2名まで雇い上げ)
  - 心理療法担当職員雇上費加算(1名)
  - 同伴児童対応指導員雇上加算(同伴児童1日当たりの平均保護人数が21人以上の場合5名、16人以上21人未満の場合4名、11人以上16人未満の場合3名、6人以上11人未満の場合2名、6人未満の場合は1名)
  - 個別対応職員加算(1名)※虐待・DV補助金(婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業)H30～
- ※外国人婦女子緊急一時保護経費として通訳雇上費(その他、旅費、医療費)



## 4. 婦人相談所の設備基準(婦人相談所設置要綱(昭和38・3・19次官通知))

### 第三構造設備

1 相談所に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連する相談所等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

#### (1) 管理及び相談等関係

ア 所長室兼応接室

イ 事務室

ウ 相談室

エ 診療室

オ 判定室

カ 宿直室

キ 便所

#### (2) 一時保護関係

ア 居室

イ 浴室

ウ 洗面所

エ 食堂

オ 調理室

カ 洗濯場

キ 便所

ク 指導員室

#### (3) 共通的关系

消火設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

#### (1) 居室

ア 入所者一人当たり居住有効面積はおおむね三・三平方メートル以上とすること。

イ 居室には各人別に寝具等を収納し得る押入その他の設備のほか、私物棚等を設けること。

ウ 居室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること。

エ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

#### (2) その他

ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。

## ○婦人相談所に関する政令 (昭和三十二年政令第五十六号)

内閣は、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十六条第五項及び第二十二條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(婦人相談所の所長)

第一条 婦人相談所の所長は、都道府県知事（婦人相談所を設置する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長を含む。次条第二項において同じ。）の補助機関である職員であつて婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもっているもののうちから任用しなければならない。

(婦人相談所の職員)

第二条 婦人相談所には、判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。

- 2 判定をつかさどる職員は、都道府県知事の補助機関である職員であつて次の各号の一に該当するもののうちから任用するように努めなければならない。
  - 一 医師であつて、精神衛生に関して学識経験を有するもの
  - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基く大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基く大学において、心理学を専修する科目を修めて卒業した者
  - 三 前各号に掲げる者に準ずる者
- 3 相談及び調査をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するもののうちから任用しなければならない。

(国が負担する費用の範囲)

第三条 売春防止法（以下「法」という。）第四十条第一項の規定により国が負担する法第三十八条第一項第一号に掲げる費用の範囲は、婦人相談所（要保護女子を一時保護する施設を含む。以下同じ。）の運営に要する費用（次項各号、第三項及び第四項各号に掲げる費用を除く。）とする。

- 2 法第四十条第一項の規定により国が負担する法第三十八条第一項第五号に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。
  - 一 一時保護の実施に要する費用（第四項第一号に掲げる費用を除く。）
  - 二 一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用（第四項第二号に掲げる費用を除く。）
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条第一項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により国が負担する同法第二十七条第一項第一号（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に掲げる費用の範囲は、同法第三条第三項（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づき同法第三条第三項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次項各号に掲げる費用を除く。）とする。
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二十八条第一項の規定により国が負担する同法第二十七条第一項第二号（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）

に掲げる費用の範囲は、次のとおりとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。次号において同じ。）の実施に要する費用
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用

（費用の算定基準）

第四条 前条第一項及び第三項の費用は、厚生労働大臣が定める職員の旅費、備品費、消耗品費等の額を合計して算定するものとする。

2 前条第二項第一号及び第四項第一号の費用は、厚生労働大臣が地域差等を考慮して定める被収容者一人一日当たりの飲食物費、被服費、保健衛生費等の合計額に被収容者の延べ人員を乗じて算定するものとする。

3 前条第二項第二号及び第四項第二号の費用は、厚生労働大臣が地域差、被収容者の延べ人員等を考慮して定める職員の給与及び旅費並びに庁費等の額を合計して算定するものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三三年七月一八日政令第二二四号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附 則 （昭和四七年四月二八日政令第一〇九号）

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則 （昭和六〇年五月一八日政令第一二七号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の精神衛生法施行令第二条及び第四条の規定による改正後の婦人相談所等に関する政令第四条の規定は、昭和六十年以降の年度の予算に係る国の補助又は負担（昭和五十九年度以前の年度における事務の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の補助又は負担を除く。）について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務の実施により昭和六十年以降の年度に支出される国の補助又は負担については、なお従前の例による。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇九号） 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一三年三月三〇日政令第一四六号）

この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地域保健法施行令第九条及び第二条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第三条の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の補助について適用する。

附 則 （平成一四年二月八日政令第二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年三月三十一日政令第九八号）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年四月一日政令第一九三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第十五条、第二条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行令第三十条、第三条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第四条第一項、第四条の規定による改正後の知的障害者福祉法施行令第十二条及び第五条の規定による改正後の老人福祉法施行令第五条第五項の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十四年度以前の年度の歳出予算に係る国又は都道府県の負担で平成十五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年一二月一日政令第三七〇号）

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月二日）から施行する。

附 則 （平成一七年四月一日政令第一四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（児童福祉法施行令及び婦人相談所に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三条の規定並びに第六条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第三条及び第四条の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

第七条 一部改正法の施行前に行われた一部改正法第五条の規定による改正前の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）附則第六項及び第七項の規定による国の貸付けについては、第六条の規定による改正前の婦人相談所に関する政令（以下「旧婦人相談所政令」という。）附則第二項から第六項までの規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧婦人相談所政令附則第二項中「法附則第八項」とあるのは「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十五号。以下「一部改正法」という。）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた一部改正法第五条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）附則第八項」と、旧婦人相談所政令附則第三項中「法附則第六項及び第七項」とあるのは「旧売春防止法附則第六項及び第七項」と、旧婦人相談所政令附則第六項中「法附則第十二項」とあるのは「一部改正法附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧売春防止法附則第十二項」とする。

附 則 （平成一八年十一月二二日政令第三六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一二月二六日政令第三五八号）

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日政令第一二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

# 婦人相談所設置要綱

〔 昭和 38 年 3 月 19 日 厚生省発社第 35 号  
各都道府県知事宛 厚生事務次官通知 〕

〔一部改正〕 昭和 47 年 5 月 15 日

昭和 60 年 5 月 18 日厚生省社第 452 号

昭和 62 年 3 月 9 日厚生省社第 145 号

平成 14 年 3 月 29 日厚生労働省発雇児第 0329009 号

## 第一 目的

この要綱は、売春防止法第三十四条の規定により設置される婦人相談所（以下「相談所」という。）の職員の配置及び構造設備の基準を定め、もって婦人保護事業の実施に遺憾のないようにするものであること。

## 第二 職員

### 1 職員の設置等

相談所における職員の設置及び任用については、婦人相談所等に関する政令（昭和 32 年政令第 56 号）第一条及び第二条に規定されているところであるが、相談所には、所長のほか、相談所の各種判定、相談等の専門的機能を維持するため、相談、調査及び指導をつかさどる職員、判定をつかさどる職員、医師等の専門的職員が必要とされること。

また、一時保護所には、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性を一時保護するために必要な職員を置かなければならないこと。

なお、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所や施設等と兼務することも差し支えないこと。

### 2 職員の職務分掌

#### (1) 所長

職員を指揮監督し、相談所における業務の全般についてその責に任ずること。

#### (2) 相談指導員

相談、調査、指導、一時保護、婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定に関する事務並びに啓発活動を担当すること。

#### (3) 判定員

心理学的判定及び職能的判定を担当すること。

#### (4) 医師

医学的判定及び相談所における診療を担当すること。

なお、嘱託医師は、少なくとも週一回は定期的に、その他必要に応じて来所し、前記業務を担当すること。

#### (5) 事務員

受付、会計経理、統計事務、遺留金品の保管及び他の職員の所管に属さない事務を担当すること。

(6) 一時保護所職員

一時保護所に関する業務を担当すること。

### 第三 構造設備

1 相談所に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連する相談所等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 管理及び相談等関係

- ア 所長室兼応接室
- イ 事務室
- ウ 相談室
- エ 診療室
- オ 判定室
- カ 宿直室
- キ 便所

(2) 一時保護関係

- ア 居室
- イ 浴室
- ウ 洗面所
- エ 食堂
- オ 調理室
- カ 洗濯場
- キ 便所
- ク 指導員室

(3) 共通的关系

消火設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

(1) 居室

- ア 入所者一人当り居住有効面積はおおむね三・三平方メートル以上とすること。
- イ 居室には各人別に寝具等を収納し得る押入その他の設備のほか、私物棚等を設けること。
- ウ 居室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること。
- エ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

(2) その他

- ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。



イ 調理室、浴室等の火気を用いる部分の周囲は、不燃材料で被覆すること。

#### 第四 非常災害の対策

消火器、防火用水等の消火設備及び非常口、非常階段等の避難設備を設けるほか、必要な警報設備を設け、また、定期的に屋内配線の点検を実施し、随時煙突と屋根、壁等の接触箇所の点検を実施すること。

#### 第五 帳簿及び記録

相談所に備えつけなければならない帳簿は、次のとおりとすること。

##### 1 管理に関する帳簿

- (1) 当該相談所に関する条例又は規則を記載した書類
- (2) 沿革に関する記録
- (3) 職員に関する記録
- (4) 事業日誌
- (5) 重要な会議の議事録
- (6) 通知及び報告綴

##### 2 利用者に関する帳簿

- (1) 受付台帳
- (2) 婦人保護台帳(相談記録票を含む。)
- (3) ケース番号索引簿
- (4) 収容保護の決定及びその廃止の決定書綴
- (5) 被服等支給台帳
- (6) 遺留金品台帳
- (7) 給食台帳
- (8) 一時保護台帳
- (9) 一時保護関係日誌
- (10) 移送台帳

##### 3 会計、経理に関する帳簿

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 金銭出納簿
- (3) 支出簿
- (4) 収支計算書
- (5) 物品受払簿
- (6) 備品台帳
- (7) その他必要な書類

## 1. 婦人保護施設の職員配置基準(最低基準)

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成14・3・27厚労令49)	予算上の配置基準																																								
<p>(職員) 第8条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。</p> <p>(施設長の資格要件) 第9条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。</p> <p>二 罰金以上の刑に処されたことのない者であること。</p> <p>三 心身ともに健全な者であること。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>施設長</th> <th>事務員</th> <th>主任指導員</th> <th>指導員</th> <th>看護師</th> <th>栄養士</th> <th>調理員等</th> <th>嘱託医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人以下</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>51～100人</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>長期収容施設</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>(1) 3</td> <td>(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)括弧書きは、非常勤職員の別掲である。</p>		総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医	50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)	51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)	長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)
	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員	看護師	栄養士	調理員等	嘱託医																																
50人以下	9	1	1	-	2	1	1	(1) 3	(1)																																
51～100人	10	1	2	1	1	1	1	(1) 3	(2)																																
長期収容施設	17	1	2	1	8	1	1	(1) 3	(2)																																

## 2. 婦人保護施設の職員配置(加算)

- 夜間警備体制強化加算(警備員1施設1名まで雇い上げ)
- 心理療法担当職員雇上費加算(1名)
- 同伴児童対応指導員雇上加算(同伴児童1日当たりの平均保護人数が21人以上の場合5名、16人以上21人未満の場合4名、11人以上16人未満の場合3名、6人以上11人未満の場合2名、6人未満の場合は1名)
- 精神科雇上費(精神に障害のある者が10人以上の場合、@13,570円/回)
- 人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算(通訳者:日額10,790円、CW:日額7,180円)
- 個別対応職員加算(1名)H30～

### 3. 婦人保護施設の設備基準(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14・3・27厚労令49))

#### 第十条

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所
- 十二 浴室
- 十三 便所
- 十四 洗濯室
- 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
  - イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。
  - ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。
  - ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。  
ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。
- 二 相談室  
室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 医務室  
入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- 四 食堂及び調理室  
食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。
- 五 その他の設備
  - イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
  - ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十一条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

## 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準

(平成十四年三月二十七日厚生労働省令第四十九号)

### (趣旨)

第一条 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条 に規定する婦人保護施設に係る社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第八条及び第九条の規定による基準
- 二 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第三項第四号及び第四項第一号イの規定による基準
- 三 社会福祉法第六十五条第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準  
この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

### (基本方針)

第二条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。

### (最低基準と婦人保護施設)

第三条 婦人保護施設は、最低基準（社会福祉法第六十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準いう。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

### (構造設備の一般原則)

第四条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第五条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(苦情への対応)

第六条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条 に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

1 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項 の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第七条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第八条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。

(施設長の資格要件)

第九条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- 三 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第十条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)

は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次号において同じ。)でなければならない。

2 前号の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備等の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 事務室

二 相談室

三 宿直室

四 居室

五 集会室兼談話室

六 静養室

七 医務室

八 作業室

九 食堂

十 調理室

十一 洗面所

十二 浴室

十三 便所

十四 洗濯室

十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

五 その他の設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第十一条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第十二条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十三条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の

方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十四条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

- 2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する、水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

(給付金として支払いを受けた金銭の管理)

第十四条の二 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- 三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

\*本文の「厚生労働大臣が定める給付金」＝平二三厚労告三七六号（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準第十四号の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金）

(関係機関との連携)

第十五条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。



(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物については、第十条第一項の規定は、適用しない。

附則（平二七・九・三〇厚労令一五二）

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

雇児発0331第20号  
平成23年3月31日  
〔一部改正〕 雇児発0727第7号  
平成23年7月27日  
雇児発0331第22号  
平成28年3月31日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)

### 婦人相談所が行う一時保護の委託について

婦人相談所が行う一時保護の委託については、下記の点に留意し、適切な運用を図られるようお願いする。

なお、「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」(平成14年3月29日雇児福発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)、「人身取引被害者の一時保護の委託について」(平成17年4月1日雇児福発第0401001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)、「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」(平成19年3月29日雇児発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」(平成19年3月29日雇児福発第0329004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

### 記

#### 1. 一時保護委託の対象者の範囲

次の(1)及び(2)に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第4項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者
- (2) 売春防止法に基づく要保護女子（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の第1に定める対象者のうち1のウを除く者）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
  - ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
  - ② 恋人からの暴力の被害者であること。
  - ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。
  - ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
  - ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
  - ⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。

## 2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

- (1) 基本的な支援の内容は次のとおりとすること。
  - ① 入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関への訪問等のための入所者の移送（人身取引被害者の場合にあっては出身国の大使（領事）館等との連絡・調整、移送）を行うこと。
  - ② 一時保護委託対象者の人権、配偶者からの暴力や人身取引被害の特性、安全の確保や秘密の保持、自立支援等に関する研修を行った職員により保護・支援を行うこと。
- (2) 一時保護の委託契約においてさらに以下の事項を盛り込むこと。
  - ① 委託料の経理に当たっては、委託一時保護所に係る区分を設け、委託事業とそれ以外の事業を明確に区分して処理すること。
  - ② 都道府県知事は委託事項の実施状況に関して報告と資料の提出を求めることができること。
  - ③ 委託事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を都道府県知事に報告すること。

- ア 災害その他の事由により、委託業務の執行が困難になったとき
  - イ 委託された者に事故があったとき
  - ウ ア、イに掲げるもののほか、運営に支障をきたすような事態が発生したとき
- ④ 委託業務に関連して知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(3) 委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあつては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

(4) 外国人婦女子緊急一時保護経費の一時保護委託施設における活用については、次の点に留意すること。

外国人婦女子緊急一時保護経費については、婦人相談所の一時保護所のみならず、一時保護委託を行う施設においても活用することが可能であることから、その必要が生じた場合には婦人相談所は適切に対応すること。

### 3. 経費

この一時保護委託に要する経費については、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知）の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

## 一時保護委託基準

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年七月二十三日厚生労働省告示第二百五十四号）

- 一 地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実施に関し相当の活動実績を有する者であること。
- 二 被害者の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。
- 三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。
  - イ 入所者を二週間以上継続して入所させること。
  - ロ 入所者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあつては、食材を含む。）及び被服を提供すること。
  - ハ 入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。
  - ニ 夜間を含め、速やかに入所者と連絡を取ること。
- 四 事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。

## ○婦人保護費の国庫負担金及び国庫補助について【抜粋】

(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号事務次官通知)

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5負担(補助率)												
婦人保護 事業費 負担金	事務費	<p>12 配偶者暴力防止法に基づく配偶者から暴力を受けた者(以下、「暴力被害者」という。)の一時保護委託費 暴力被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,790円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>同伴児 就学前児童</td> <td style="text-align: right;">4,610円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満児童</td> <td style="text-align: right;">2,450円</td> </tr> <tr> <td>同伴者</td> <td style="text-align: right;">2,060円</td> </tr> </table> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。)</p> <p>※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>児童 就学前児童</td> <td style="text-align: right;">7,700円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満の児童</td> <td style="text-align: right;">5,540円</td> </tr> <tr> <td>児童以外の者</td> <td style="text-align: right;">5,160円</td> </tr> </table> <p>(注) 暴力被害者本人の一時保護が前提であること。(14日を超えた場合も同様)</p>	同伴児 就学前児童	4,610円	就学児から18歳未満児童	2,450円	同伴者	2,060円	児童 就学前児童	7,700円	就学児から18歳未満の児童	5,540円	児童以外の者	5,160円	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕費、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	5/10
同伴児 就学前児童	4,610円															
就学児から18歳未満児童	2,450円															
同伴者	2,060円															
児童 就学前児童	7,700円															
就学児から18歳未満の児童	5,540円															
児童以外の者	5,160円															

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5負担 (補助率)												
		<p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,630円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>同伴児 就学前児童</td> <td>4,610円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満児童</td> <td>2,450円</td> </tr> <tr> <td>同伴者</td> <td>1,910円</td> </tr> </table> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <table border="0"> <tr> <td>児童 就学前児童</td> <td>7,700円</td> </tr> <tr> <td>就学児から18歳未満の児童</td> <td>5,540円</td> </tr> <tr> <td>児童以外の者</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費</p> <p>別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下、「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 要保護女子分 前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 要保護女子分 前項[14日を超えた場合]の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項[14日を超えた場合]の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>	同伴児 就学前児童	4,610円	就学児から18歳未満児童	2,450円	同伴者	1,910円	児童 就学前児童	7,700円	就学児から18歳未満の児童	5,540円	児童以外の者	5,000円		
同伴児 就学前児童	4,610円															
就学児から18歳未満児童	2,450円															
同伴者	1,910円															
児童 就学前児童	7,700円															
就学児から18歳未満の児童	5,540円															
児童以外の者	5,000円															

雇児発 0324 第 3 号  
平成 26 年 3 月 24 日  
(一部改正) 雇児発 0605 第 4 号  
平成 27 年 6 月 5 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

#### DV 被害者等自立生活援助モデル事業の実施について

DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害等により、婦人相談所で一時保護された後、地域で生活を始めようとする方々の中には、基本的な生活習慣は身に付いているものの、精神面での被害の影響が大きく、随時、行政機関等への同行支援や、自立に向けた助言を必要とする場合があります、そのような方々に対する支援内容の確立が求められている。このため、民間シェルターに入所している被害女性等に対する自立支援及び退所後の定着支援の活動を試行的に支援することを通じ、支援のモデルとなる枠組みを構築するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正且つ円滑な実施について通知する。

なお、この通知については、都道府県知事から婦人相談所等の関係機関及び管内市に対して、指定都市市長及び中核市市長から管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。



## DV被害者等自立生活援助モデル事業実施要綱

### 第1 目的

DV被害者等自立生活援助モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、婦人相談所の一時保護（一時保護委託を含む）解除後のDV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受けた等の女性（以下、「DV被害等女性」と言う）が地域で自立していくために必要な支援を試行的に実施することにより、地域における支援体制の枠組みを構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）とする。

なお、実施主体は事業の全部又は一部について、年間を通じてDV被害等女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下、「委託団体」という。）に委託することができる。この場合、委託団体は、DV被害等女性を受け入れる機能を有し、DV被害等女性の支援を5年以上継続して行っている団体とすることが望ましい。

### 第3 対象者

本事業の対象者は、DV、ストーカー、性暴力・性犯罪等の被害を受け、民間シェルター等の一時的な居住場所に居住し、自立のための相談・支援を希望する者であって、実施主体が本事業の対象とすることを適当と認めた者とする。

また、DV被害等女性の同伴家族についても、本事業の対象として差し支えない。

### 第4 事業内容

#### 1. 事業の内容

本事業においては、以下の自立支援事業及び定着支援事業を実施する。

なお、実施主体につき、年間概ね10世帯程度を支援対象とすること。

## (1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、例えば、

- ① 生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）
- ② 行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援
- ③ 就職支援
- ④ その他必要な相談

などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

## (2) 定着支援事業

(1)の支援により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、例えば、

- ①電話相談
- ②家庭訪問
- ③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等

職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

## 2. 事業の実施方法

(1) 本事業の実施に当たっては、実務上の責任者一人を、委託団体等の職員のうちから適当と判断される者を選定して配置するものとする。

(2) 本事業による支援は、対象者毎に個別支援計画書（別添1及び別添2）を作成して行うこと。

また、個別支援計画書の作成に当たっては、事前に対象者と話し合うなど、対象者の意見が十分に反映されるように留意するとともに、必要に応じて見直しを行うこと。

(3) 自立支援事業については、原則として週に一回以上支援を行うこと。なお、特に支援が必要と思われる者に対しては、必要に応じた支援に配慮すること。

(4) 本事業の実施に当たっては、婦人相談所、福祉事務所等のDV被害等女性に対する支援を行う関係機関と連携を密にすると共に、地域社会の理解と協力が得られるよう配慮すること。

## 第5 事業実施に係る報告

本事業は、DV被害等女性に対する支援のモデルとなる枠組みを構築するためのものであることから、事業の支援効果について検証し、課題の把握を行うと共に、別添3による事業実施に係る報告を、翌年度4月末日までに当省雇用均等・児童家庭局長に対して行うこと。

## 第6 経費

国は、別に定めるところによりこの事業の運営に要する経費を補助するものとする。

## 第7 留意事項

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での個人情報の共有に努めるとともに、事業の実施に携わる者が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図る等の対策を講ずること。

また、関係機関の間で情報共有を行うことについて、支援開始時点等で対象者から同意を得ておくものとする。

なお、事業を委託する場合には、個人情報の取扱いについて委託団体との契約において明確に定めること。

## 第8 その他

実施主体は、本実施要綱に基づくモデル事業について国の補助を受けようとする時、あるいは助成を行い、それについて国の補助を受けようとする時は、予め別に定めるところにより協議し、承認を受けるものとする。

## 個人別支援計画書・報告書

氏名 ( 歳)	( 歳)
退所した婦人相談所 (入所期間)	( 年 月 日～ 年 月 日)
同伴家族の状況	有 ( ) ・無

①自立支援事業	
当該施設の入所・退所年月日	年 月 日～ 年 月 日
支援目標	
支援方法	
備 考	

支援経過	
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
支援結果	

退所後の居住先 (①退所後)	( 年 月 日～)
-------------------	-----------

②定着支援事業	

支援目標	
支援方法	
備 考	
支援経過	
年 月 日	(必要に応じて行数を増やし記載)
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

支援結果	
------	--

支援結果を踏まえた結果報告 (①自立支援事業及び②定着支援事業を実施した結果について)	
--	--

別添2（様式例）

## 指 導 台 帳 （ 平 成    年 度 ）

事業実施施設名：

担当職員名：

No	対象者 氏名	①自立支援事業							施設（①）退所 後の行き先	②定着支援事業								
		対面による指導			電話等による指導			備考		対面による指導			電話等による指導			備考		
		回数	月／日		回数	月／日				回数	月／日		回数	月／日				
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		

※必要に応じ、行を追加して記載



(別添3) DV被害者等自立生活援助モデル事業 実施結果報告書

(自治体名: ) <区市については都道府県名も記載: >

担当部署名		担当者名	
電話番号		E-mail	

以下の項目について、実施結果を報告すること。また、必要に応じて詳細資料等を添付すること。【提出期限:事業実施年度の翌年度4月末日】

1. 実施施設・団体について

- ① 施設・団体名、定員・現員等
- ② 職員数、勤務状況等
- ③ 経理状況(本事業以外の補助金等の受給状況)

2. 実施結果について

① 自立支援事業

- ア. 実施世帯について(世帯数、受入前の状況等)
- イ. 支援内容について(支援内容、頻度、一回の支援に係る時間等)
- ウ. 勤務体制について(支援を行った者の資格、勤務状況等)
- エ. 関係機関(婦人相談所等)との連携状況について
- オ. その他

② 定着支援事業

- ア. 自立支援事業(①)後の行き先について
- イ. 支援内容について(支援内容、頻度、一回の支援に係る時間等)
- ウ. 勤務体制について(支援を行った者の資格、勤務状況等)
- エ. 関係機関(婦人相談所等)との連携状況について
- オ. その他

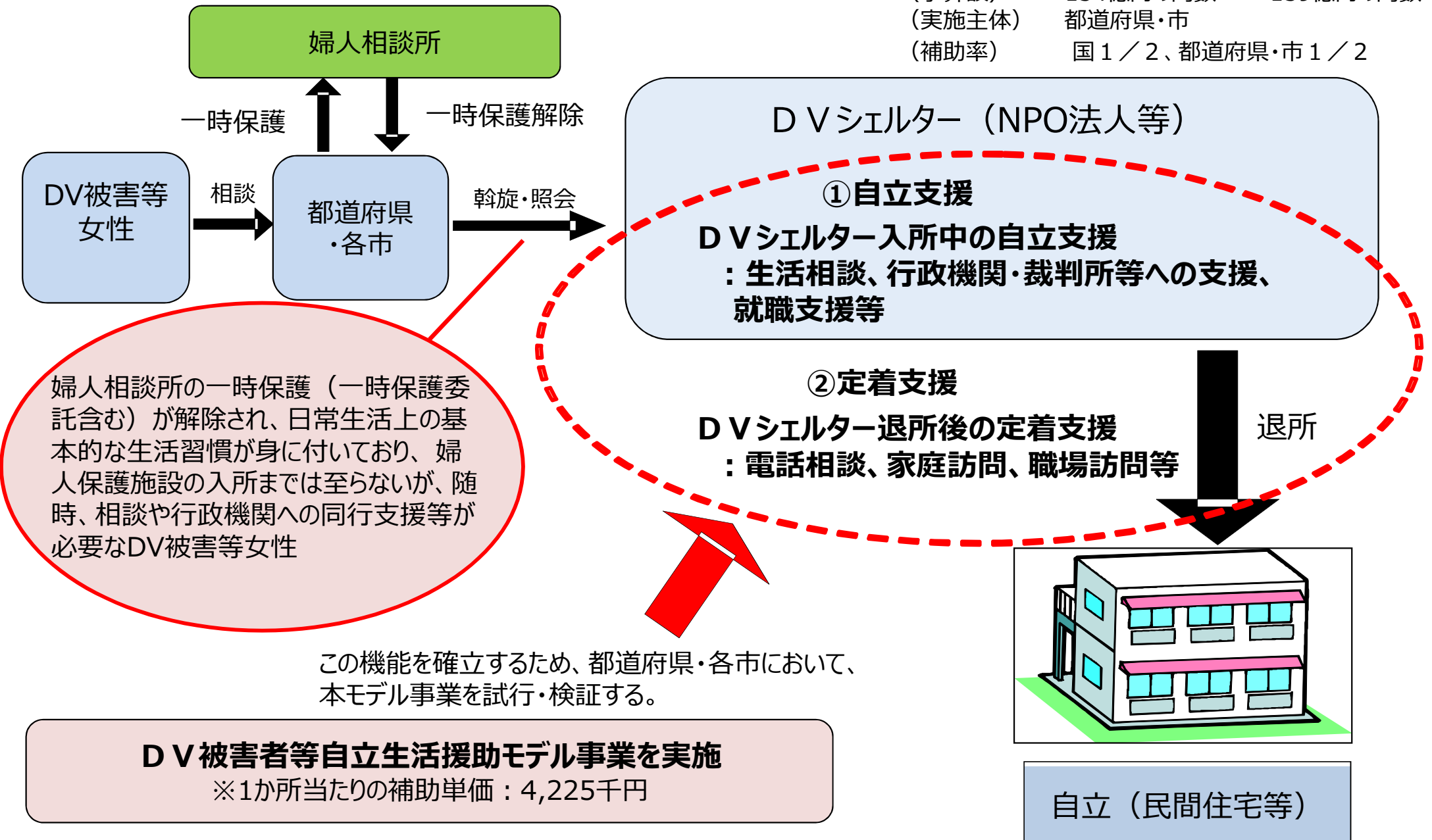
3. 事業に使用した土地・建物に関する状況

- ア. 面積(土地・建物)、部屋・設備等
- イ. 一世帯当たりの居室面積
- ウ. 賃借の場合は、一ヶ月当たりの家賃

# DV被害者等自立生活援助モデル事業

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

(予算額) 154億円の内数 → 159億円の内数  
 (実施主体) 都道府県・市  
 (補助率) 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2



※DV被害等女性：DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象とする。

(実施状況) H26年度:3カ所 H27年度:4カ所 H28年度:1カ所 H29年度:1カ所

子発 0528 第 1 号  
平成 30 年 5 月 28 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

### 平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業の実施について

様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行う仕組みを構築するため、今般、別紙のとおり「平成 30 年度若年被害女性等支援モデル事業実施要綱」を定め、本年度において実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、都道府県知事におかれては婦人相談所等の関係機関及び管内市区町村に対して、指定都市市長及び中核市市長におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 平成30年度若年被害女性等支援モデル事業実施要綱

### 1 目的

若年被害女性等支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び一般市（特別区含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、実施主体は事業の一部（4（2）の事業を除く）について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。）に委託することができる。

### 3 対象者

本事業の対象者は、性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「若年被害女性等」という。）とする。

### 4 事業内容及び実施方法

都道府県等は、以下の（1）及び（2）の事業を行うことを必須とし、（3）及び（4）の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等に応じて実施することができる。

なお、（1）から（4）の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに通告するものとする。

#### （1）アウトリーチ支援

都道府県等は、困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

##### ① 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。また、出張相談など若年被害女性

等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

## ② 相談及び面談

若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

なお、夜間見回りや面談等の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、原則として、夜間見回り先や面談実施場所等の市区町村が実施機関として福祉サービスの調整を行う。

## (2) 関係機関連携会議の設置

都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。

## (3) 居場所の提供に関する支援

都道府県等は、若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

### ① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定すること。

### ② 居場所の提供体制

居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、4の(1)アウトリーチ支援の相談対応職員を活用するなど見守り体制を確保すること。

なお、都道府県等の実情により、公共施設等の既存の建物を居場所として活用し支援することもできることとする。

### ③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備しなければならない。

#### ④ 留意事項

ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、原則として、居場所がある所在地の市区町村が実施機関として福祉サービスの調整を行うこと。

ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳等）を利用している者を居場所で支援した場合は、居場所がある所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村は既福祉サービス提供市区町村と調整等を行い、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

エ 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、婦人相談所は計画策定への助言や策定会議への出席等により、情報を共有するとともに計画の内容を確認すること。

#### (4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

- ① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ③ 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。
- ④ その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

#### 5 留意事項

都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において定めること。

なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、

支援開始時点等に利用者から同意を得ておくこと。

#### 6 事業計画書の提出

都道府県等は、本実施要綱に基づくモデル事業について国の補助を受けようとする時は、別紙様式1により協議し、承認を受けるものとする。

#### 7 実施状況報告書の提出

都道府県等は、本事業の実施状況について、別紙様式2により翌年度4月末日までに提出すること。

#### 8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して4の(1)の②、(3)及び(4)の事業を実施する場合は、本事業の補助対象とならない。

(別紙様式1)

(西暦) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

印

〇〇年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する事業計画書

1. 事業の実施時期

2. 事業委託先(予定)の概要

- ・団体名、代表者名
- ・住所、連絡先
- ・活動実績

3. 年間の支援対象見込み数

- ・アウトリーチ支援 人
- ・居場所の提供支援 人
- ・自立支援 人

※予定する活動エリアでの現状や民間団体など実績等を参考に記載して下さい。

4. 事業計画の内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の方法(支援方法、活動エリア、回数、支援員の数等)

②相談及び面談の方法(相談の受付方法、面談の方法、対象者の見込み人数等)

(2) 関係機関連携会議の設置

①参画を見込んでいる関係機関

②連携会議での取組(計画)内容(実施予定回数についても記載)



(3) 居場所の提供に関する支援

①居場所の状況（場所、建物の形状等）

②支援方法

③職員の配置状況

(4) 自立支援

①支援方法（居住の確保の方法、就労支援の方法等）

②関係機関との連絡・調整方法（地域との関わり方なども見込まれる場合は記載）

5. 事業所要額（対象経費の具体的な内訳を記載）

(別紙様式2)

(西暦) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局長

(自治体名)

印

〇〇年度 若年被害女性等支援モデル事業に関する実施状況報告

1. 事業委託先

- ・団体名、代表者名

2. 事業実績内容

(1) アウトリーチ支援

①夜間見回り等の実施状況 (支援回数、支援対象者数、活動状況を具体的に記載)

②相談及び面談の実施状況 (活動状況を具体的に記載)

<相談件数> (延べ件数) ※事業開始から年度末までの件数

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談件数							

<年齢別相談件数> (延べ件数) ※事業開始から年度末までの件数

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
相談件数							

②関係機関との連携状況 (公的機関へつないだ件数等も記載)

(2) 関係機関連携会議の設置

① 参画した関係機関

② 実施状況（回数含む）

(3) 居場所の提供に関する支援

① 宿泊を伴う保護人数

- ・短期： 人
- ・長期（2週間以上）： 人

<年齢別保護人数>

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	計
保護人数 (短期)						
保護人数 (長期)						

<保護した女性の主訴>

主訴 (人数)	虐待	性暴力	AV出演強要	JKビジネス
主訴 (人数)	居所なし	家出	自殺念慮	いじめ
主訴 (人数)	貧困	デートDV	妊娠	その他

② 関係機関との連携状況

③ 未成年者への対応状況

(4) 自立支援

① 支援状況（具体的に記載）

② 関係機関との連携状況（公的機関へつないだ件数等も記載）

3. 事業実績額（対象経費の具体的な支出内訳（人件費、事務費等）を記載）

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を新たに実施する。 <実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国10/10 <1か所当たりの補助単価> 10,554千円 (①~④全て実施)

## <モデル事業イメージ>

### 都道府県・市・特別区

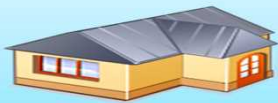


★4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ①アウトリーチ支援【必須】
- ②関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③居場所の確保【任意】
- ④自立支援【任意】

事業の一部(②除く)を委託可能

### 民間団体



国

補助

## ① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆夜間見回り・声かけ
- ◆相談窓口の開設(電話・メール・LINE)

## ③ 居場所の確保

- ◆一時的な「安心・安全な居場所」の提供、相談支援の実施

## ④ 自立支援

- ◆学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

## ② 関係機関連携会議の設置等 (関係機関との連携)

- ◆実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)

婦人相談所

民間支援団体

児童相談所

福祉事務所

自立相談支援機関(生活困窮者制度)

警察

DVセンター

男女共同参画センター

婦人保護施設

医療機関

労働関係機関

若年被害女性等

(JKビジネス被害者等)  
(家出少女・AV出演強要)



雇児総発0727第1号  
雇児福発0727第1号  
雇児母発0727第1号  
平成23年7月27日

各  
〔都道府県  
指定都市  
中核市  
保健所設置市  
特別区〕  
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

家庭福祉課長

母子保健課長

#### 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口については、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」（平成19年4月5日付雇児総発第0405001号）などにより周知を依頼しており、また、平成23年7月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」においては、日齢0日児の死亡事例が報告され、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実などが提言されたところである。

しかし、これらの妊娠等に関する相談窓口については、妊娠等について悩みを抱える者のみならず、医療機関を始めとする関係機関に対しても周知が必ずしも行き届いていないことや、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、ひとつの相談機関で完結することは困難であることなどから、種々の相談機関の連携が必要であることを踏まえ、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、下記についてご対応いただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にご周知願いたい。

なお、妊娠等に関する相談窓口の周知に当たっては日本医師会・日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知について

妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図ること。

その際、既に設置している女性健康支援センター、児童相談所等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関や薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等で連携を図りたい。周知方法としては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。

### 2 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下に留意しつつ対応すること。

- (1) 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。
- (2) 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談を繋ぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること（別紙1～3参照）。
- (3) 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談を繋げることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目のない援助を行うこと。

### 3 保護・支援制度の活用

相談の結果、出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援が必要となった場合は、各相談機関から、児童相談所、婦人相談所又は福祉事務所を通じて、助産施設への入所、里親への委託、乳児院、母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所等により、当面の安全確保、妊娠・出産の支援、母子の生活の支援、子どもの保護・養育等を実施すること。

### 4 体制整備のための支援

本通知に基づく体制整備に当たっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心こども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

また、女性健康支援センターにおける妊娠の相談体制の整備及び広報については、「母子保健医療対策等総合支援事業」を活用いただけることを申し添える。

## (別紙1)

### <各相談機関に求められる役割(範囲)>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各機関に求められる役割等は、それぞれ次に掲げるものと考えられるので、他の機関との役割の違い等を認識し、適切な対応を行うとともに、相互の連携に努めること。

#### (1) 女性健康支援センター

##### ① 目的・役割

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することとされている。

##### ② 妊婦からの相談について

身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導を行うこととされており、平成23年度から、特に妊娠に悩む者に対する専任相談員を配置することができる。また、対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配付する等広報活動を積極的に行うこととされている。また、相談を受けるに当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的に配慮し、適切に他機関との連携を図ることが必要とされている。

#### (2) 児童相談所

##### ① 目的・役割

児童福祉法においては、児童及び妊産婦の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査、判定、指導を行い、児童の一時保護を行うほか、これらに付随する業務を行うこととされている。

##### ② 妊婦からの相談について

保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出産後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めることとされている。また、子どもの出産前であっても必要な場合には要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の対応について検討することとされている。

子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、相談を受理した段階で児童記録票を作成し、一貫した指導・援助の経過を残すほか、出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である。

#### (3) 都道府県・市町村の母子保健相談窓口（保健所・保健センター）

##### ① 目的・役割

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、母子保健に関する知識の普及に努めることとされている。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導等を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

市町村保健センターは、妊婦の相談内容に応じて保健所や児童相談所、医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて妊婦が子どもの出生後に養育支援を受けながら育てられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

子どもの養育が非常に困難である等の相談については、児童相談所との連携の下、妊婦が養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度等についての知識を得て選択できるよう支援し、医療機関との連携の下、妊娠・出産期における妊産婦の健康を支援する必要がある。

(4) 福祉事務所

① 目的・役割

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

生活保護法においては、生活に困窮している方に対し、食費をはじめとする日常生活に必要な費用としての生活扶助、家賃等としての住宅扶助、出産費用としての出産扶助など、困窮の程度に応じて必要な保護を行うこととされている。また、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けられない場合には、助産施設に入院し、出産に要する費用を助成することとされている。

配偶者（パートナー）からの暴力、借金、家庭不和などの相談を受けた場合には、婦人相談員が対応し、必要に応じて婦人相談所と連絡を取り、被害者の保護を行う。さらに、母子自立支援員による自立支援相談や母子生活支援施設への入所決定などを行っている。

(5) 婦人相談所

① 目的・役割

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性についての相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的判定等を行い、必要に応じて、当該女性及び同伴家族も含め一時保護と婦人保護施設への入所措置を行う。

② 妊婦からの相談について

婦人相談所において、妊娠・出産を主訴とする相談のほか、配偶者からの暴力被害者や若年の未婚ケース、性暴力被害者など、多様な背景から生活困難な状況にありかつ妊婦である相談ケースについて対応する場合には、相談者の主訴について聞き取るだけでなく、家族背景や妊娠経過のほか、出産後の養育環境等も含め多方面からの調査・把握を行う。必要に応じて、医療機関、福祉事務所等適切な機関と連携するとともに、妊娠に悩む者の相談に応ずる職員を配置している「女性健康支援センター」や「保健センター・保健所」「児童相談所」等と連携するなどし、在宅ケースについては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、必要な支援体制を確保することが望ましい。



## (別紙2)

### <各保護・支援制度の概要>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

#### (1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。助産施設は、病院、診療所、助産所であり、入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

#### (2) 里親、養子縁組

里親制度は、保護者のない児童又は何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童を家庭的環境の下での養育を委託する制度。養育里親研修を受講した者を都道府県等が認定し、児童相談所が子どもと里親との適合を行い、委託する。

里親には、養育里親や、養子縁組を希望する里親がある。

特に、乳幼児は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、心身の成長や発達には不可欠であるため、家庭的な養育環境を提供することが必要である。

養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は6ヶ月以上の養育状況を踏まえ、家庭裁判所の審判により成立し、戸籍上は養親の実子として記載されることになる。実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援が行え、実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係を作ることができる。

また、家庭裁判所の許可による普通養子縁組の制度もある。

#### (3) 乳児院

出産後、何らかの事情で家庭での養育が困難となった乳幼児を入所させて、養育し、退所した児童について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。入所中は、看護師、保育士や児童指導員など専門職員が、乳児の心身及び社会性の健全な発育を促進するための養育を行い、病気や障害のある子どもへの対応や親支援を行う。児童相談所が入所措置を行う。

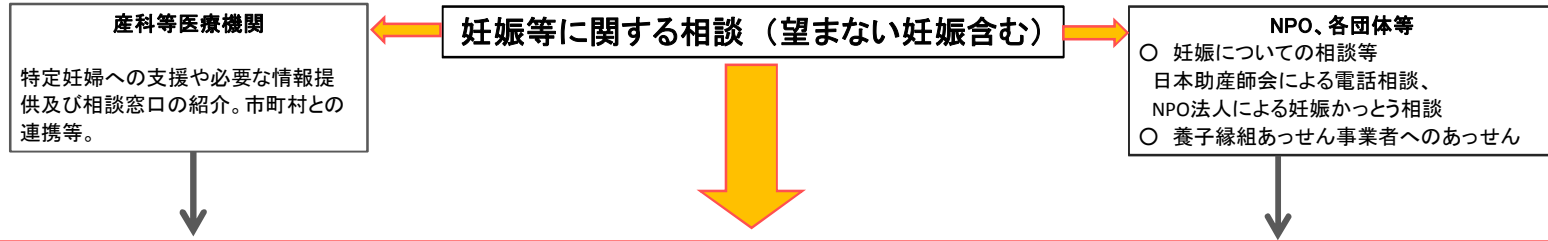
#### (4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

#### (5) 婦人保護施設

配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性及び同伴家族を入所させ、保護及び自立のための支援を行う。妊産婦も入所できる。措置による入所の他、婦人相談所の判断により、一時保護の委託先としても入所できる。



**妊娠等に関する相談窓口 ※各都道府県等で設置、周知**

相談窓口

女性健康支援センター	児童相談所	保健所	市町村保健センター	福祉事務所	婦人相談所
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のライフステージに応じた健康相談(妊娠、出産に係る悩みについての相談を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育困難にかかる相談施設入所</li> <li>特別養子縁組を含む里親委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等についての相談)</li> <li>妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記についての相談・対応生活相談(生活保護申請)</li> <li>児童家庭相談(家庭児童相談室等)</li> <li>要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等の相談(婦人相談員)</li> <li>入院助成制度の利用</li> <li><b>母子生活支援施設の入所</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等被害者<b>(福祉的支援の必要な妊産婦含む)</b>への相談・対応・保護</li> </ul>
<p>設置数</p> <p>40か所(国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む)(平成22年度)</p>	<p>設置数</p> <p>205か所(平成22年度)</p>	<p>設置数</p> <p>都道府県 374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所(平成22年4月1日現在)</p>	<p>設置数</p> <p>2726か所(平成20年10月現在)</p>	<p>設置数</p> <p>全国1242か所(平成21年10月1日現在)</p>	<p>設置数</p> <p>全国49か所(平成22年4月1日現在)</p>
<p>実施主体</p> <p>都道府県・指定都市・中核市</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県・指定都市・児童相談所設置市</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県・政令市・中核市・特別区</p>	<p>実施主体</p> <p>市区町村(特別区を含む)、政令市</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県・政令市・中核市・市(特別区含む)・福祉事務所を設置する町村</p>	<p>実施主体</p> <p>都道府県</p>

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

保護・支援制度

<p><b>助産施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。</li> <li>例)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得税課税世帯の妊産婦で所得税8,400円までの者(出産一時金が42万円以上(産科医療保障制度3万円含む)以上支給される者を除く)</li> </ul> <p>施設数</p> <p>461か所(定員3,621人)(平成22年3月末現在)</p> <p>利用決定機関</p> <p>福祉事務所</p>	<p><b>里親</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を委託する制度</li> </ul> <p>設置数</p> <p>委託里親数2,837人(平成22年3月末現在)</p> <p>措置機関</p> <p>児童相談所</p>	<p><b>養子縁組(特別養子縁組・普通養子縁組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通養子縁組:家庭裁判所の許可により成立。(民法第792条以下に規定)</li> <li>特別養子縁組:家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。</li> <li>里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。</li> <li>望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。</li> </ul>	<p><b>乳児院</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設</li> </ul> <p>設置数</p> <p>全国124か所(平成22年3月末現在)</p> <p>措置機関</p> <p>児童相談所</p>	<p><b>母子生活支援施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。</li> <li>※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していれば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。</li> </ul> <p>施設数</p> <p>272か所(定員5,430世帯)(平成22年3月末現在)</p> <p>利用決定機関</p> <p>福祉事務所</p>	<p><b>婦人保護施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。</li> <li><b>(妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子も同伴入所可能。)</b></li> </ul> <p>施設数</p> <p>全国49か所(定員1387人)(平成22年4月1日現在)</p> <p>措置機関</p> <p>婦人相談所</p>
--	--	--	--	--	---

第4回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	参考資料
平成30年10月24日	1-2

【改訂後全文】

平成26年3月31日

【一部改訂】平成28年6月14日

平成29年4月28日

平成30年3月30日

# 婦人相談所ガイドライン

厚生労働省

子ども家庭局家庭福祉課

## 〈目 次〉

I. はじめに	1
II. ガイドラインの性格と位置づけ	3
III. 婦人相談所における支援の理念	4
1. 理 念	4
2. 婦人相談所の役割	4
3. 婦人相談所が行う業務の全体像	5
IV. 支援上の留意点	7
1. 支援のための準備	7
(1) 多様なルートからの依頼	7
(2) 多様な相談内容	10
(3) 多様な利用者	12
= 他機関との連携の重要性① =	15
2. 支援の開始	15
(1) 来所相談	16
(2) 面 接	16
(3) ケース記録の作成と管理	17
3. 支援方針の検討（入所調整会議）	18
(1) 調 査	18
(2) 入所調整会議の開催	18
(3) 本人の意思と同意	19

(4) 同伴児童の対応について	19
(5) 関係者間での支援方針の共有	20
(6) 緊急を要するケース（主に警察からの要請）	21
<b>4. 一時保護</b>	<b>21</b>
(1) 安心安全な生活環境の提供	21
(2) インテーク（保護当初の対応）	21
(3) 健康状態の把握	22
(4) 心理面接	23
(5) 保護中の支援	24
(6) 生活場面での支援	24
(7) 食事の提供	25
(8) 学習・保育支援	25
(9) 退所に向けての支援	26
(10) 一時保護の外部委託	26
(11) 広域的な対応	27
= 他機関との連携の重要性② =	28
<b>5. 自立支援</b>	<b>28</b>
(1) 婦人相談所が行う自立支援	28
= 他機関との連携の重要性③ =	30
<b>6. 施設入所</b>	<b>30</b>
(1) 婦人保護施設	31
(2) 母子生活支援施設	32
(3) その他の施設	33
<b>7. 民間シェルターとの連携</b>	<b>33</b>
(1) 民間シェルターについて	33

(2) 民間シェルターとの連携	34
V. 証明書の発行	35
VI. 安全確保の徹底（加害者対策）	36
VII. 都道府県内相談機関のスタッフ、研修の実施	36
VIII. 職員の専門性の向上	37
IX. 広報啓発	37
X. 権利擁護・苦情解決等	38
XI. おわりに	39

# I. はじめに

婦人相談所は、心身を傷つけられ、人権を侵害されるなど、複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題に対して、相談・保護・自立支援など専門的支援を切れ目なく一貫して行うことを目的とした公的機関である。

婦人相談所は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき設置された機関であるが、その後複雑多様化する社会環境の変化に伴い徐々に支援の対象を拡大し、平成13年からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく被害者保護・支援の役割が定められるなど、現に保護や支援を必要とする女性に対して大きな役割を果たしてきた。

そうした対象拡大の一方で、これまで、全国の婦人相談所が一堂に会しての情報交換の場はあったものの、婦人相談所が実際に行う業務のガイドラインとなるような国統一の指針は作成されることはなかった。

そのため、現在各都道府県に設置されている婦人相談所において実施されている女性への支援に関する具体的な業務の進め方については、都道府県毎の違いがみられる。

このことは、毎年開催されている全国婦人相談所長研究協議会や全国婦人保護施設長等研究協議会等の全国会議での情報交換や、調査研究等により明らかになってきている。

## 【参考】

- ・平成23年度厚生労働科学研究「DV政策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」（研究代表者：戒能民江）
- ・平成23年度厚生労働科学研究「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」（研究代表者：森川美絵）

もとより、「婦人保護事業実施要領」（昭和38年3月19日厚生事務次官通知）等の必要最低限の行政通達はあったものの、時代の要請に応じた全国共通の指針としては十分なものとはなっていない。

このことを踏まえ、婦人相談所の対応の違いによって、受けるべき支援サービスの内容に格差が生じないように、全国の婦人相談所が実施する業務内容をあらためて明確化するとともに、支援の均等化・標準化を図るため、全国共通の業務の指針となるガイドラインを策定することとした。

このガイドラインの策定に当たり、厚生労働省の研究事業の一環として、婦人相談所職員を中心に有識者を含めたメンバーで構成する「婦人相談所ガイドラインワーキングチーム」を設置した。ワーキングチームは平成25年9月から平成26年2月まで随時開催の上、活発な議論を行い、このガイドラインをとりまとめたところである。

このガイドラインを、全国の婦人相談所において、支援に当たる職員等の共通理解の形成にご活用いただきたい。



## Ⅱ. ガイドラインの性格と位置づけ

このガイドラインは、国として全国の婦人相談所に対し一律に示し周知するものであるが、基本的に婦人相談所が実施する業務の内容に関してのみ触れることとし、設備や職員体制については直接的には触れない。

また、婦人相談所で想定される全ての業務を網羅的に記載するものではなく、主に特に留意しなければならない点や、都道府県によって取扱いに特に差が生じていると思われる事項について示すこととする。

このガイドラインの位置づけは、技術的助言であり、法的拘束力を有する基準（最低基準）ではない。

現に十分な対応を行っているとは言えない婦人相談所があれば、対応できるように努力していただくための助言としての位置づけであり、必要に応じて、現在各都道府県で使われているガイドライン（手引きやマニュアル等を含む）への加筆・修正等の見直しにこのガイドラインを活用いただきたい。

また、支援の均等化・標準化が目的ではあるものの、すでにより積極的な取り組みを行っている婦人相談所が、取り組みのレベルを下げる要因とならないよう、ある程度の幅を持たせた柔軟な表記としている。

加えて、婦人相談所自体が支援を実施するのではなく、他の機関を適切に活用している婦人相談所についても、その手法を継続できるよう配慮した表記としている。

なお、今後必要に応じて適宜改定していくこととする。

## Ⅲ. 婦人相談所における支援の理念

### 1. 理 念

婦人相談所が行う支援は、パートナーなどから暴力を受けた女性や、売春を強要された女性も含めた性暴力被害者など、心身に加えて、人としての尊厳や人権を侵害された方に対する支援であることから、その権利の回復と人権の尊重、安全・安心の確保に努めることが最も重要である。

したがって、支援の進め方については、あくまでも利用者の意思を尊重して、利用者に寄り添い一緒に考えていく姿勢が求められる。

また、利用者が自己決定するための情報や選択肢の提示を含めた具体的支援を提供することが必要である。

なお、利用者が家族、特に児童を伴う場合は、利用者本人だけでなく児童も含めた家族、母子一体としての対応を心がけるよう留意する必要がある。

### 2. 婦人相談所の役割

婦人相談所の役割は、支援を必要としている利用者から相談を受け、必要な場合には保護し、自立に向けての支援を行っていくことである。様々な課題のある利用者に対応するためには、婦人相談所自らその専門性を生かして支援することはもとより、地域における婦人保護事業の中核機関として、関係機関と緊密に連携し、一人ひとりの利用者に適した支援ができるようコーディネートする役割も担っている。

### 3. 婦人相談所が行う業務の全体像

まず、婦人相談所は支援を必要としている利用者の幅広いニーズに対応できる体制を整える必要がある。婦人相談所自体の組織や職員配置、あるいは設備の整備にとどまらず、都道府県内における婦人保護事業に関連する機関全体の「体制づくり」が重要である。

「体制づくり」とは、例えば支援を必要としている利用者のニーズを把握し、具体的な支援までつなげていく方法や、都道府県内の社会資源の開拓や連携の手法を確立することなどである。

都道府県毎に既存の社会資源や組織機構が異なるので、都道府県の婦人相談所が直接支援を担う範囲や各都道府県内における各機関の役割分担が異なったものとなることは十分考えられる。

例えば、家族からの暴力に関する高齢者からの相談など、必ずしも婦人保護事業だけで対応することが困難な場合が考えられるが、都道府県全体として見た時に、いずれの機関がどんな支援を実施し、ないしは実施できるのかを、婦人相談所として把握し、もし、どの機関でも対応できていない部分があるのであれば、婦人相談所としてしかるべき対応ができるよう改善を図っていく必要がある。

婦人相談所が具体的に実施する業務として、まず相談業務があげられる。支援の入り口として可能な限り多様なニーズに対応できるよう努め、そこから必要に応じて、来所での面接につなげ、状況に応じて一時保護も検討する。

さらに、相談や保護だけでなく、利用者の自立に向けての切

れ目のない一貫した支援を行うため、利用者の自立に必要な関係機関と連携を図ることが重要となってくる。

また、すぐには自立が困難な利用者に対しては、婦人保護施設への入所決定や、母子生活支援施設等への入所等について紹介し、必要な機関と連携の上、長期的な支援につなげていく必要がある。

## IV. 支援上の留意点

### 1. 支援のための準備

婦人保護事業は、多様なニーズへの対応が求められている。このため、婦人相談所は、多様なルートから、多様な利用者の、多様な内容の相談に応じなければならず、あらかじめ地域の関係諸機関の情報を十分に把握し、支援体制を整備するとともに、役割分担や連携に関する基本的な方針を定めておく必要がある。

具体的な連携に際しては、婦人相談所が中心となり支援した方がよい場合もあれば、他の適当な機関が行った方がよいと思われる場合もある。スムーズな連携を図るには、婦人相談所と他の機関との役割分担を、ネットワーク会議などを開催するなどを通してあらかじめ決めておくなど組織的な準備が必要である。

この章では、実際に支援を始める前にあらかじめ婦人相談所として準備しておくべきことについて記述する。

#### (1) 多様なルートからの依頼

専用電話回線の設置、警察からの要請、福祉事務所等からの依頼など、多様なルートにより都道府県内の相談を受けられるよう体制を整備する。

#### ア. 専用電話回線

ア)利用者本人からの相談専用電話回線は、最も身近で利用しやすい手段であり、利用者との最初の接点となる。

イ)婦人相談所の開所時間内のみではなく、休日や夜間においても対応できる設備や体制を整えておく必要がある。

ウ)受理した相談については、傾聴し、対応結果について（匿名

の場合であっても)必ず記録を残す。

エ)同一の利用者から度々同じ内容の相談があったとしても傾聴を忘れてはならない。

\*電話での相談に婦人相談所の職員が対応すること自体がすでに支援の一環であり、また、件数としては支援の大半を占めるが、同時にその後の支援の「窓口」でもあるので、本ガイドラインでは、本章において「支援のための準備」として整理した。

## イ. 警察からの要請

ア)緊急一時保護の要請など特に緊急を要するが多い。

イ)夜間の場合も多いので、宿直や連絡網など必要な体制を整えておくと同時に、日頃からの連携を密にしておくことが重要である。

ウ)時間帯等によっては、婦人相談所の業務内容を熟知している警察官が保護要請を行うことが難しい状況も想定される。そうした場合でも、あらかじめチェックリストを作成するなど利用者の意思や家庭等の状況を確認してから支援について判断する。

## ウ. 市区及び郡部の福祉事務所等からの依頼

ア)市区や郡部の福祉事務所等の婦人相談員等からの依頼については、

①婦人相談所は都道府県内全域を管轄していること

②一時保護機能は婦人相談所のみが有していること

③婦人相談員個人が対応できる範囲には限界があること

などを考慮し、あらかじめ、どの業務を福祉事務所等が行い、どの業務を婦人相談所が依頼を受け実施するか、を定めておくことが望ましい。

ただし、婦人相談員を委嘱していない市等もあり、個々の利用者によって状況は異なるので、その都度柔軟な対応も必要である。

イ)一般的に大都市をかかえる都道府県においては、婦人相談所の業務のうち、一時保護に関する業務及びその他一部の業務を除く相談等多くの業務を市区が行っている傾向にある。

具体例として、平日や日中の相談業務については、基本的に市区が行っている場合もあるが、婦人相談所と市区との間において、あらかじめ取り決めがなされているのであれば、そうした役割分担を行うことは差し支えない。(以上により、市区が業務を行っている場合にも、このガイドラインでは、便宜上婦人相談所とのみ記載する。)

## エ. 配偶者暴力相談支援センターからの依頼

ア)婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターからは主にDV被害者の一時保護に関する依頼が想定されるので、あらかじめ婦人相談所の一時保護について十分な説明を行い、適切な連携を図れるようにしておく必要がある。

イ)また、DV被害者に対する相談業務や自立支援に関する業務については婦人相談所の業務と重複するため、日頃から情報提供、意見交換、合同事例研究の実施などの連携を図り、支援について大きな差が生じないように留意することが必要である。

ロ)配偶者暴力相談支援センターからのDV被害以外の依頼のある可能性もある。例えば、経済的DVで借金を抱え、滞納したために居住できる家を失ってしまった事例などについて、配偶者暴力相談支援センターから一時保護について依頼があった場合は、婦人相談所において適切に対応する必要がある。

## (2) 多様な相談内容

婦人相談所において対応すべき相談は、通知上、売春等に係る相談と、配偶者等からの暴力に関する相談、及びその他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方からの相談となっている。(注1)

このうち、その他正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、実際に支援を必要とする状態にある方の相談内容は、

- ・ 交際相手等からの暴力
- ・ 親族からの暴力
- ・ 離婚問題
- ・ 人間関係
- ・ 生活困窮
- ・ 住居問題
- ・ 医療関係
- ・ 人身取引被害 (注2)
- ・ 性暴力被害
- ・ ストーカー被害 (注3)
- ・ いわゆるアダルトビデオ出演強要 (以下「AV出演強要」という。)・「JKビジネス」被害 (注4)

など多岐にわたる。

### 【参考】

注1：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について (H14.3.29 雇用均等・児童家庭局長通知)

注2：婦人相談所における人身取引被害者への対応について (H16.8.16 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

注3：「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について (H25.10.1 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

注4：いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策について (H29.3.31 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)



このように様々な内容の相談に対して、婦人相談所は、どのような内容であっても利用者の話を丁寧に確実に聞き取る姿勢が求められる。

特に利用者本人からの相談電話については、電話をする時点ですでに相当厳しい状況に追い込まれている利用者に対して、単に「ここでは対応できない」という対応は不十分であり、利用者の視点に立った丁寧な対応を心がけることが必要である。

しかしながら、相談内容によっては、実際に婦人相談所では対応が難しい場合もある。また、他により適切な対応が可能な機関がある場合もある。そうした場合には他の機関に確実につなぐことが求められる。したがって、あらかじめ想定される相談内容に応じて、都道府県内にどのような機関があって、そこではどのような支援内容があるのかを情報として把握し、協議の上対応が可能となるよう体制づくりをしておくことが必要である。

相談内容に鑑み適切な対応機関がすぐに見つからない場合も、引き続き関係機関との調整を継続し、その間は一時保護するなど、婦人相談所で対応可能な支援を行う。

人身取引被害に関する相談は、他のケースと異なり、利用者本人からではなく主に警察か入国管理局から要請されることが大半である。これは、警察や入国管理局が捜査や身柄の確保という権限を機関として持っているためであり、婦人相談所に利用者本人から直接相談があった場合には、保護等に結びつけていくために、話を聞いた後、警察への相談を勧める。

性暴力被害は、重大な人権侵害であり、警察や医療機関、市区町村、犯罪被害者支援機関や性暴力被害者支援機関と連携し

ながら婦人相談所において対応する。被害直後の急性期において相談を受けた場合は、医学的支援としての治療が非常に重要であることに鑑み、速やかに医療機関の受診を勧める。また、刑法の一部が改正され、強姦罪が強制性交等罪へ変更されたことや強制わいせつ罪、強制性交等罪等が非親告罪となったこと、警察への届出等についても丁寧に説明する。

都道府県内に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等性暴力被害者の総合的な支援が可能な機関がある場合は、支援の要請を行う。

#### 【参考】

- ・刑法の一部を改正する法律の公布について（H29.6.23 警察庁刑事局長・生活安全局長通達）
- ・内閣府 HP「行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（一覧）」([http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/pdf/one\\_stop.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf))

ストーカー被害に関する相談は、利用者本人から直接相談を受けることも想定されるが、今まさに被害に遭っている場合は被害者の保護とともに、加害者への対応が不可避であることから、まず警察への届出について説明し、届出を促す。

### （３）多様な利用者

婦人相談所において支援の対象となりうる方は様々である。高齢者や障がい者、アルコール等依存症の方、18才未満や外国人の女性、女性だけではなく、DV被害者の場合は、男性やセクシュアル・マイノリティの方まで幅広い層の方からの相談が考えられる。

高齢者の場合は、市区町村の高齢者施策や高齢者虐待窓口と連携することが大切である。内容によって婦人相談所で支援した方がよりよい支援ができる場合もある。

どのような場合は婦人相談所が支援し、どのような場合には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく支援をするのか、関係機関との連携関係を構築し、整理しておくとともに、協働していく姿勢が重要である。関係機関につなぐ場合でも、責任を持って婦人相談所から情報提供し、支援が円滑に行われるよう配慮する。また、高齢者虐待が発見された場合には、高齢者虐待の窓口に通報することも必要である。

障がい者についても十分な配慮が必要である。特に知的障がい者については、本人が明確に意思表示ができず、本人の意に反して性風俗産業に従事させられるなど、人としての尊厳が守られていないケース等に対応する必要がある。そうした方から相談があった場合には、障がい者施策の関係者とよく連携を図り、婦人保護施設の利用も含めて婦人相談所において対応を検討することは婦人相談所の重要な役割の1つである。

また、精神障がい者についても、婦人相談所での対応が求められる事例が多く、緊急時の警察への通報や医療機関への連絡も含め、利用を可能とするための具体策を検討しておく。

市区町村の障がい担当との連携を密に図る必要があり、関係機関につなぐ場合でも、責任を持って婦人相談所から情報提供し、支援が円滑に行われるよう配慮する。また、障がい者虐待が発見された場合には、障がい者虐待の窓口に通報することも必要である。

DV被害者や性暴力被害者等の中にはそれらを背景として、アルコールや薬物依存症、ギャンブル等依存症の方もいることから、専門の治療機関や回復プログラムを有する自助グループの活用を考える上でも、精神保健福祉センターや医療機関と連携して対応することも必要である。

18才未満の保護・支援については、児童相談所の対応が基本であるが、婦人相談所は児童相談所と違い年齢による制限はなく、児童買春やAV出演強要・「JKビジネス」等による性暴力被害の事例など婦人相談所で支援した方が、より適切な支援ができる場合もあることから、児童相談所や市区町村と十分協議のうえ、事例に応じて柔軟に対応することも必要である。

未成年（18才以上20才未満）の場合についても、市区町村や関係機関と十分に連携し情報を共有した上で、親権等の問題も考慮しつつ、婦人相談所において支援を行う。

親族による虐待被害を受けている場合は、児童自立生活援助事業の活用や親権喪失の審判請求など児童相談所による支援も含め対応を検討する。

また、18才未満の時点で児童相談所が支援していた利用者については、本人の了解を得た上で、当時の情報提供を受け、それを踏まえた支援を行うことも有効である。

#### 【参考】

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）については、児童福祉法の改正により、平成29年4月1日から、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者について、継続して支援を行うことを可能とした。

外国籍の女性については、言語の問題などにより支援に関する情報を十分活用することができないこと、支援機関へのアクセスの難しさなどの外国人固有の脆弱性があることや、生活習慣等の違い、日本の社会システムや法制度の理解が不十分なことなどを理解する必要がある。それらを踏まえて、外国人対応の機関などとも連携を図りながら支援を行う必要がある。

婦人相談所は配偶者暴力相談支援センターの機能を有しており、配偶者暴力相談支援センターとしては、DV被害男性やセクシュアル・マイノリティの方も、支援の対象である。

面談や一時保護が必要となった場合には、外部に面談場所や一時保護の委託先として協力を得られる施設を検討しておき、他の女性利用者への影響を考慮しつつ、必要な支援ができるようにしておくことが望ましい。

ただし、女性利用者への加害者によるいわゆる「なりすまし」による捜索活動には十分留意する必要がある。

## = 他機関との連携の重要性① =

婦人相談所の業務は、多くのケースで他機関との連携を必要とされているため、様々な種類の相談内容のうち、どこまでを婦人相談所が支援し、どこからを他機関に依頼するのかを、あらかじめ各都道府県において検討し、こういう内容であれば他機関につなぐということを当該他機関と十分に決めておく必要がある。極力、利用者が次にどうしていいのかわかってしまうようなつなぎ方をしてはいけない。

そのためには、日頃から周辺他施策に関する情報収集や意見交換あるいはケース検討など連携を図っておくことが重要である。都道府県内に連携できる機関があるのか組織を超えて情報収集し開拓していくことが重要である。都道府県によっては、児童相談所など他の公的機関との複合型施設として婦人相談所が設置されているが、併設されている機関だけでなく、その他の機関も含めた連携体制が望まれる。

また、実際のケース対応では、婦人相談所が事前の連絡や確認を入れるなど、確実に他機関につなげるよう心がける。

なお、近年問題となっている、AV出演強要・「JKビジネス」問題等の対応においては、被害に遭いやすい若年女性の支援を行っている民間団体との連携体制をとることが望ましい。

ただし、面接や一時保護を行うなどの場合と違い、はじめに相談が入った段階での対応は、十分な情報が得られにくい。多くの場合は電話での相談である。

そのため、この段階ではまず、どこが担当であるのかを決めつけず、いったんは利用者の話をよく聞き、本人の同意を得て利用者の状況をなるべく多く把握し、その上で必要な場合には他機関につなげるようにする。

なお、なるべく多くの他機関と連携を図ることが重要ではあるが、いずれの機関においても支援が困難な場合においては、婦人相談所において何らかの支援を行えるよう努める。必要に応じ、婦人相談所が主たる対応機関となり、他機関・他分野との連携に基づくチームとしての支援が可能になるように調整機能を積極的に果たすといったことが考えられる。

## 2. 支援の開始

他機関へつないだケースを除き、婦人相談所での支援が必要なケースについて、実際の支援を開始する。

### (1) 来所相談

電話による相談や他機関からの依頼等により、一時保護を含めた婦人相談所での支援が必要な場合は、婦人相談所への来所を促し、面接を行う。

他機関、特に警察から来所の依頼のあった場合には、可能な範囲で利用者本人の意思や家庭の状況等を確認し、また、婦人相談所の目的や役割、安全確保のためのルールについて利用者に説明し、同意を得て来所してもらう。

来所に当たっては、利用者に婦人相談所が所在地を公表していない意味をよく説明し、理解を得てから所在地を告げる。

なお、婦人相談所本体とは別に一時保護所を設置しているなど所在地を公表している婦人相談所はこの限りではない。

状況によっては、利用者の安全のため、関係機関や利用者の自宅周辺などから、一時保護所への入所については、支援をつないだ機関（警察や市区町村等）に、安全確保の上、移送を依頼する。なお、加害者からの追及のおそれなどの危険性が高い

場合は、警察等と連携し移送を行うことが必要である。

## (2) 面接

面接を行う場所として利用者のプライバシーを考慮し、カウンターなどではなく面接室などの個室で安心して面接できる空間を確保する。

面接に当たっては、これまで利用者が置かれていた状況に十分に配慮し、利用者本位の傾聴の姿勢で臨むことが重要である。くれぐれも権威的な姿勢で臨んではならない。

## (3) ケース記録の作成と管理

支援に関する記録を公文書として残すことは重要である。支援に関する記録は、その後の支援の方針を検討していく上においても、再度利用があった場合や、他機関につなぐ場合にも有効に活用できる情報となる。

記録には、同伴者を含めた利用者の氏名、生年月日、家族構成等の基本情報から、支援に至るまでの生育・生活歴、健康状態、本人の意向等までを記載し、併せて利用者のプライバシー保護や安全確保の観点から情報管理する必要がある。

ただし、一方において、加害者やその代理人からの情報公開請求への対応についても注意を払う必要がある（リスクマネジメント）ので、記録の方法やその取扱い等について、個人情報保護制度や、各都道府県の情報の管理、取扱規程を踏まえて対応する必要がある。

### 3. 支援方針の検討（入所調整会議）

#### （１）調査

入所調整会議の開催に先駆けて、必要に応じて、面談の中で得られた情報で確認が必要な点やその他不明な点について、利用者に了解を得て関係機関に照会する。

他の支援機関から支援を依頼された場合などには、それまでの経緯などの情報を得るために特に必要である。

ただし、婦人相談所として加害者やその関係者等に対し聞き取りなど直接的に接触しての調査を行うことは、利用者の安全性の確保の観点から控えるべきである。

また、直接加害者とは関係のない機関等に照会する場合にも、婦人相談所の行う調査には、法的な調査権は付与されておらず、加害者に利用者の所在を特定される危険性もあることから、利用者に了解を得て保護する上で必要な情報に限って実施すること。

#### （２）入所調整会議の開催

利用者の支援に関する方針を決定するため入所調整会議を開催する。入所調整会議では、面接等を踏まえて、

- ① 一時保護
- ② 一時保護を外部委託
- ③ 一時保護はせず、引き続き定期的な相談支援を実施
- ④ 一時保護はせず、施設への入所

などの今後の支援の方法について決定する。

入所調整会議は、所長以下それまで面接等に関わった職員、



今後支援を担当する職員が常勤・非常勤にかかわらず参加し、開催する。

また、特に緊急なケースについては、入所調整会議を簡略なものにする、あるいは事後報告でよいものとするなどの柔軟な対応が必要である。

入所調整会議の結果、他に安全な避難場所があるなど一時保護には至らなかった場合についても、婦人相談所として引き続き必要な支援を実施する。

### **(3) 本人の意思と同意**

入所調整会議に際しては、まず利用者本人の意思、本人の自立（生活の立て直し）に向けた具体策について十分尊重することが基本である。

なお、本人が何らかの意思を持ち、一定の判断を下すためには、そのために十分な情報をもっている必要がある。したがって、一時保護所への入所を含めた今後の生活に関するいくつかの選択肢やそれぞれの選択肢の長所・短所、利用できる支援の内容等について、利用者に分かりやすく情報提供する等、本人の自己決定を支援するための対応がなされているか、留意する必要がある。

また、入所調整会議で出された方針についても、利用者本人へ説明し同意を得る。特に、外部への委託を含め一時保護を行う場合には、一時保護の目的や役割について説明し、必ず本人の同意を得て行う。

### **(4) 同伴児童の対応について**

利用者が児童を伴う場合は、利用者本人だけでなく同伴児童を含めた家族としての支援の方針を検討する。

特に、DV被害者家族においては、同伴児童については「被虐待児童」としての視点で対応することが必要である。

同伴児童について、利用者本人とともに引き続き婦人相談所で支援する場合においても、児童への適切な支援を確保する上で必要な場合には、母親である利用者本人の了解を得てから児童相談所に連絡し、その後連携を図る。

入所調整会議の結果、一時保護が必要と判断された場合に、利用者による同伴児童への虐待の恐れがある場合は、母子を分離し、児童相談所の対応を依頼することも検討する。

また、児童が男子で年齢が高い場合（小学校高学年や中学生）には、状況に応じて、母子ともに外部の施設等に一時保護の委託を依頼すること、母子分離して児童のみを外部の施設等に一時保護の委託を依頼すること、あるいは児童相談所に一時保護を依頼することを検討する。

## （５）関係者間での支援方針の共有

入所調整会議で決定した支援方針は、婦人相談所内の関係職員間で共有する。

都道府県によっては、相談担当と一時保護所担当などと役割分担されているところもあること、婦人相談所の職員は多様な職種の職員がいること、雇用形態も常勤・非常勤、兼務職員などと同様ではないこと、職員の勤務時間帯が異なることなどのため共有が困難な場合もある。

そのような現状であったとしても、入所調整会議で決定した支援方針について、支援に当たるすべての職員が情報を十分に共有して業務に当たるよう努めなければならない。

また、必要に応じて、婦人相談所以外の関係機関に連絡し、共有する。

## **(6) 緊急を要するケース（主に警察からの要請）**

警察からの保護の要請は、身体的暴力被害や人身取引被害あるいはストーカー被害など、いずれも利用者に身の危険が迫っており特に緊急を要するケースが多い。こうした場合は、迅速な判断が求められるので、入所調整会議を簡略化せざるを得ない場合などがある。

他方、現に警察に保護されている場合には安全は確保されているので、警察を通じ、可能であれば直接本人に対し、婦人相談所で対応できる支援内容等について明確に伝え、保護については本人の意思に基づかなければならない。

このため、日頃から要請があった時に最低限確認すべき事項や伝えるべき事項についてのチェックリスト等を準備しておくことも有効である。

## **4. 一時保護**

### **(1) 安心安全な生活環境の提供**

利用者が一時保護期間中に生活する一時保護所の居室等の生活空間や、一日のスケジュール構成、その他衣食住すべての生活環境にわたって、利用者が不安感や危機感を感じないように配慮する。

### **(2) インテーク（保護当初の対応）**

一時保護当初における利用者は、それまで大変厳しい経験を強いられていたため、精神的に不安定な状態であることが多い。まずは緊張感を和らげ、安心してもらうことに重点を置いて接

するよう心がけ、利用者がリラックスして心身を休めた後、一時保護所の目的や役割についての説明を行うなど配慮する。なお、児童を伴う場合は、（乳児を除いて）児童本人にも職員からわかりやすく説明する。

その説明が済んだ後に、一時保護に至るまでの経過、本人の意思や希望、その他生活を送る上での留意点などについて聞き取りを行う。

次に、一時保護中の入所中のルールについて「入所のしおり」などを用いて説明し、同意を得る。

一時保護所は他の入所者と共同で生活する場であるので、そのための一定程度のルールは理解してもらえよう説明する。

一時保護中の外部との連絡や、一時保護所周辺への自由外出については、利用者の危険性を考慮し、ある程度制約を設けることは必要である。ただし、適宜考慮することも必要であり、入所の理由や他の入所者への影響など、状況に応じて判断する。

携帯電話を含めた電子機器については、その機能により、DVやストーカー等の加害者が、利用者である被害者の居場所を特定し、追跡する危険もあることから、利用の仕方（制限）について、よく説明し理解を得るようにする。

特に若年女性の中には、スマートフォンなど通信手段としての電子機器の制限を理由の一つとして入所を拒むケースも多いが、仮に制限しない場合に起こりうる危険等を分かりやすく丁寧に説明し、理解を得る努力が必要である。

### （３）健康状態の把握

看護師、（嘱託）医師を活用し、今後の支援上必要な情報の

1 つとして利用者の健康状態を把握する。

児童を伴う場合は、児童の健康状態の把握も併せて行う。

問診は、（嘱託）医師に依頼し、投薬（服薬）については、婦人相談所それぞれの体制や本人の状況等に応じて、柔軟に対応する（※）。例えば、医師や看護師が配置されている場合には、医師の指示に従い、看護師が薬剤を管理する方法も考えられる一方、本人の状況によっては自己管理が望ましい場合も考えられる。

同伴児童を含め、利用者のアレルギーや持病に関する情報も把握する。

（※）特に、薬物依存や精神障がいのある利用者については、衝動的に大量の服薬を行う可能性があることから、薬の管理については、十分留意する必要がある。

#### （４）心理面接

（一般的に）DV被害や性暴力被害にあった利用者は、著しく心の健康を損ねている場合が多いので、極力、心理面接を実施し、その他の利用者についても、入所に至った経緯等を踏まえ、必要性を判断し、同意を得て心理面接を実施する。

利用者本人のみでなく、同伴する児童に対しても心理的な支援を行う。

面接に当たっては、利用者が心身の状態が不安定な時期にあることに十分留意して行う。

チェックリストを活用するなど、利用者に負担のない範囲で現在の心身の健康状態を評価し、利用者の心の健康の回復や自立支援に役に立つような心理教育を行う。必要に応じて精神科受診につなぐ。

アセスメントが必要な場合には、本人の了解を得て、不必要

な検査は避けつつ、心身の不安定な時期であることを十分に配慮して行う。

#### 【参考】

- ・平成23年度児童関連サービス調査研究「女性相談機関における女性とこどもの心理的アセスメントとケアの支援の標準化に関する調査研究「女性相談機関における女性とこどもの心理的アセスメントとケアの支援の手引き」」（主任研究者：米田弘枝）

### （５）保護中の支援

一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、利用者と共に考えながら、自立について利用者の意思を確認していく。

保護中の支援は、ケースワークを主体に進めつつ、自立に向けてはソーシャルワークの手法も用い、利用者とともに生活再建策など自立支援の方策について検討する。

利用者本人が自立に向けての手続き等で特定の機関等に出向く際、同行が必要な場合は、職員が同行して支援する。

退所後の安全確保の支援の一環として、保護命令の対象となり得るDV被害者については、保護命令制度について説明し、利用者が望む場合には、申立手続きについて支援する。併せて、DV教育やその他の法的支援についても実施する。

### （６）生活場面での支援

面接以外の一時保護中の生活場面における利用者のさりげない行動や言動、あるいは母子間でのやりとりに利用者の素直な気持ちが表れることがある。こうした日常の場面から一人ひとりの気持ちを読み取り、利用者個々へよりそった支援を行うことも必要である。

ただし、常に利用者を観察し続けるような行為は適当ではない。

## （７）食事の提供

入所前には偏った食生活を続けていた利用者も多く、栄養のバランスのとれた温かい食事は、利用者に安心感を与え、何より健康回復につながる。

また、一時保護所は集団生活の場であることから、利用者それぞれの事情に応じたルールの下に、利用者に配慮して提供することが望ましい。

なお、外国人への食文化の配慮、アレルギー食や刻み食の提供、乳幼児への対応など、利用者一人ひとりに応じたきめ細かな配慮も必要である。

## （８）学習・保育支援

同伴児童のうち、特に義務教育対象年齢の児童については、一時保護期間中も学習の時間を設けるなど、学習機会の確保に努める。

利用者のおかれた経済的・社会的状況等によっては、退所後において、適切な学習習慣が確立されていないことから生じる「貧困（負）の連鎖」が懸念されることから、児童本人に対する学習支援に加え、母親等に対しても、児童が学習することの大切さがわかるような支援を工夫する。

併せて、同伴児童のいない利用者も含めて、必要に応じて、社会的自立に資する内容の講習会等を行うことも検討する。

同伴児童のうち、乳幼児については、利用者である母親による保育が一時的に困難な状態にある場合や、利用者が一人で考える時間が必要な場合などは、職員が一時的に保育を代替する体制を整える必要がある。

利用者によっては、育児に対する知識が乏しい利用者もいるので、必要に応じて育児に関する助言や支援も行う。

## （９）退所に向けての支援

一時保護期間を終え、利用者が新たな居住地での生活を希望する際、特にDV被害者については、利用者本人の同意を得て、入所時に支援措置（行方不明者届の不受理等）を届け出ている場合は特に、最寄りの警察へ婦人相談所を退所し新たに居住する旨の連絡を行い、安全の確保を図る。

すぐに自立が困難な利用者については、婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所について利用者本人と相談し検討する。また、民間シェルターを利用することについても情報提供し、利用者とともに検討する。

一時保護の平均期間は15.3日（平成27年度家庭福祉課調べ）となっており、運用上も二週間をメドとしている例が多いが、今後の自立のメドが立たないうちに、二週間経過したのですぐに退所を促すというようなことがあってはならない。他方で、二週間経っても自立のメドの立ちそうもない利用者はそもそも一時保護しないというような運用も行ってはならない。一時保護の期間は利用者によって異なるので、弾力的に取り扱うよう配慮すること。

### 【参考】

・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について（H14.3.29 雇用均等・児童家庭局長通知）

## （10）一時保護の外部委託

一時保護は、婦人相談所の一時保護所（婦人相談所内に付設



している一時保護所だけではなく、別の場所に設置している場合も含む)で行うことが基本である。ただし、DV被害者やストーカー被害者、性暴力被害者、人身取引被害者等利用者の入所理由等によっては、外部施設へ委託することも可能である。

また、利用者の入所理由にかかわらず、

- ・入所者が外国人であり、言語などの問題で、委託した方がよりよい支援ができる施設が近くにある場合
- ・加害者等に利用者が婦人相談所を利用していることが知られてしまっている場合
- ・同伴児童に小学校高学年ないしは中学生以上の男児がいる場合
- ・DV被害男性やセクシュアル・マイノリティの方を一時保護する場合

など、入所者個々の状況に応じられるよう、様々な委託先を検討しておくことが必要である。

外部に委託した後も、婦人相談所は、委託者としての責任を負っているので、利用者の生活状況の把握や、自立支援等については、委託先と十分に連携を図り、利用者の自立に向けた支援を行う。

#### 【参考】

- ・婦人相談所が行う一時保護の委託について (H28.3.31 雇用均等・児童家庭局長通知)

### (11) 広域的な対応

特にDV被害者については、加害者の追及が激しく、利用者の安全確保が図れない恐れがある場合などは、他の都道府県の婦人相談所による一時保護を検討する。広域利用を依頼された都道府県の婦人相談所は、依頼のあった相談所とよく連携し、受け入れに向けての対応をする。

なお、この場合の一時保護に要する経費は受け入れ先の婦人

相談所が負担する。

#### 【参考】

- ・配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について（H16.12.28 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

このほか、婦人保護施設や母子生活支援施設等への入所を前提とした広域的な対応についても検討する必要がある。

### ＝ 他機関との連携の重要性② ＝

一時保護はあくまで緊急避難としての一時的な保護であり、自立、生活再建につなげるための期間である。一時保護期間中に利用者の気持ちを受け止めて話し合い、また、今後の生活に関する選択肢について、丁寧に分かりやすい説明を心がける。こうした事を通じ、利用者が今後どのような生活を希望するのか、それを明確にするとともに、その希望が実現できるよう関係機関とよく連携を図ることが重要である。

なお、ギャンブル等依存症の方など、症状などの課題に自覚がない場合もあることから、一時保護終了後の生活において、自己破産や家庭崩壊を招くだけでなく、自殺や犯罪等にもつながる可能性もある。そのような利用者には、自身の課題等についての理解を得るため、丁寧に説明することが必要である。

一時保護終了後、すぐには自立が困難な利用者に対して婦人相談所以外の機関が支援を行う際、新たに中心的な支援機関になった機関に対しては、利用者の同意を得て、婦人相談所として必要な情報等をその機関に引き継ぐ。もし課題がある事項があれば、その課題も引き継ぐ。

いずれにしても、特定の機関に全てを任せるのではなく、複数の関係機関と連携し、チームとして支援していく体制を整えることが重要である。

## 5. 自立支援

### （１）婦人相談所が行う自立支援

自立支援に関しては、そのすべてを直接婦人相談所で行うことは難しいため、各婦人相談所の判断で、下記に示す連絡調整

等の支援について、市区町村や、郡部福祉事務所等と連携して支援する。あらかじめ役割分担を明確にし、確実に支援を実施できる体制を整える必要がある。

また、利用者にはその旨を説明し、同意を得ることが重要である。

市区町村や郡部福祉事務所の体制が充実しており、婦人相談所としての支援が基本的に必要のない場合においても、福祉事務所の支援が確実に行われるよう、十分に連携を図る。

自立支援に際しては、様々な内容の支援が必要となるが、主な支援は以下のような支援である。

- ①利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関との連絡調整を図る。
- ②利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供、助言を行い、ハローワークなど関係機関との連絡調整を図る。
- ③生活資金（生活保護を含む）についての情報提供、助言を行い、福祉事務所などの関係機関との連絡調整を図る。
- ④保護命令の申立など法的支援についての情報提供、助言を行い、裁判所などの関係機関との連絡調整を図る。
- ⑤住民基本台帳の閲覧制限や、年金や医療等社会保険の対応など、新たな生活を開始するにあたり住民としての基本的な社会的権利と安全が確保されるための手続き対応についての情報提供、助言を行い、市役所などの関係機関との連絡調整を図る。

なお、児童を伴う場合は、学校等への転入学に関する支援なども必要となってくる。

個々の利用者が新たな地域での安全確保と生活再建に向けて、どのような自治体のサービス・支援が利用できるのか、その手続きの方法について、具体的に分かりやすく情報提供がなされる必要がある。その際、必要に応じて、利用者の安全の確保や不安の解消のため、利用者が実際に行う上記手続き等に職員が同行し支援する。

婦人相談所を退所した利用者に対する支援として、一定期間経過後に婦人相談所に任意で来所してもらいピアカウンセリングなどを行うアフターケア事業を実施することも自立支援の一環として有効と考えられる。

民間事業者が実施している自立支援に関する事業についても把握に努め、可能であれば連携を図る。

### **= 他機関との連携の重要性 ③ =**

自立支援のためには、利用者の所在地の婦人相談員や福祉事務所やハローワークをはじめとして、自立に必要な様々な機関との連携が不可欠であり、少しでも多くの関係機関に対し婦人相談所の業務内容を理解してもらい、必要な時に協力、連携できるよう、常日頃より働きかけていくことが必要である。

## **6. 施設入所**

婦人相談所における一時保護終了後、速やかに自立することが困難な利用者については、施設入所を検討し、入所に際しては、一時保護期間中の利用者の情報を施設へ情報提供するなどの連携を図る。

## (1) 婦人保護施設

婦人保護施設は、利用者の自立に向け、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するという婦人保護事業において非常に重要な役割を担う施設である。

全国的に利用率が低下傾向にあるが、利用者の衣食住を安定的に提供し、ニーズに応じた支援を中長期的に実施できるという特性を有しており、各都道府県においても、婦人保護施設が個々に地域において担うべき役割とその課題等について検討し、十分に活用される必要がある。

婦人保護施設は制度的には措置施設ではあるが、入所（措置）決定に当たっては、利用者本人の意思を尊重し決定すること。

また、利用者が入所後も、婦人相談所として、定期的なケースワークや、施設での自立支援計画の策定に関与するなど、自立に向けて施設と連携して対応する。

個々の利用者によっては、「利用者が施設での集団生活になじめないのではないか」、あるいは「施設の体制では対応できないのではないか」など、入所の是非の判断が難しい場合もあるが、常日頃から施設長はじめ施設職員と施設での利用者への支援の方法、受け入れ可能な利用者等について意見交換を実施するとともに、事例によっては（入所決定後）実際に入所する前に、施設職員に施設の暮らしについての説明を依頼するなど、婦人保護施設での支援を必要としている利用者の利用の拡大について検討する。

なお、いったん施設入所した利用者が、施設での生活に適應できない場合などには、婦人相談所で一時保護をするなど、一時的に環境を変え、様子を見ることも効果的である。

婦人保護施設を併設している婦人相談所においては、双方の

役割分担を明確化し、婦人保護施設が単に婦人相談所の一時保護の延長の場ではなく、生活再建に向けた自立支援のための場となるよう、施設内の生活環境や支援のあり方について工夫する。

県内に婦人保護施設を持たない県の婦人相談所においては、民間シェルターなどの協力を得て代替施設を用意しておくとともに、婦人保護施設の利用が不可避となった場合に備えて、あらかじめ他の都道府県の婦人保護施設を使用できるよう、県本庁を通じて他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設と取り決めをしておくことが望ましい。

なお、この場合の入所に要する経費は、入所を依頼した婦人相談所が負担する。

#### **【参考】**

・配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について（H16.12.28 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

なお、婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、通常の婦人保護施設では保護や自立支援が極めて困難な入所者が入所できる婦人保護施設である。

都道府県内の婦人保護施設では対応が難しく、かつ他の施設等の利用も困難な場合には、「かにた婦人の村」への入所について検討する。

## **（２）母子生活支援施設**

母子生活支援施設については、児童を伴う利用者の当面の生活の場として、また自立への過程として一時保護終了後の利用者が入所することのできる施設の１つである。

ただし、入所決定は、福祉事務所が行うので、婦人相談所は、日頃から福祉事務所との連携を図り、利用が望ましいケースに

については速やかに入所できるようにしておく必要がある。

また、入所後も婦人相談所として必要な支援があれば継続して支援していく必要がある。

母子生活支援施設は、同伴児童のいる利用者（母子世帯）の一時保護の外部委託先としても活用を検討すべき施設である。ただし、一時保護委託に関しては、母子世帯のみでなく、支援の必要な妊産婦についても対象となることに留意する必要がある。

#### 【参考】

- ・売春防止法第36条の2（婦人相談所長による報告等）

婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

### （3）その他の施設

婦人保護施設や母子生活支援施設のほか、一時保護終了後の新たな生活の場として、利用者の年齢や心身の状態などに応じて、高齢者施設、障がい者施設、生活困窮者対応施設あるいは児童福祉施設（18才未満に限る）等への入所が考えられる場合には、その活用について検討し、関係機関と連携して円滑な入所に努める。

## 7. 民間シェルターとの連携

### （1）民間シェルターについて

いわゆる民間シェルターは、公的機関とは別に、地域の有志が中心となり、主にDV被害者や性暴力被害者、一部にはストーカー被害者や人身取引被害者など、多様な支援ニーズに対応し、相談や緊急保護、地域で自立していくための支援を行って

いる。

## (2) 民間シェルターとの連携

民間シェルターとの連携について、まず婦人相談所からの一時保護の委託があげられる。民間シェルターへの一時保護委託は、婦人相談所として、利用者一人ひとりの状況に柔軟に対応するための手段の1つとして重要である。

また、状況によっては、民間シェルターから依頼を受け、必要に応じ婦人相談所が支援を行うこともあり得る。

さらに、一時保護終了後に、利用者が新たな生活の場として民間シェルターの利用を希望することも考えられる。

そうした際に、相互の連携が利用者にとってよりよい支援につながるので、民間シェルターと定期的に情報交換を図り連携を深めておくことは大切である。

民間シェルターによっては、外国人利用者や若年女性への専門的な支援など通常婦人相談所が備えている以上のノウハウを持ったところも存在するので、情報を収集して利用者に提供し、一時保護の委託先として検討する。

民間シェルターに一時保護委託したケースについても、定期的に訪問するなど、婦人相談所として利用者の生活状況の把握に努め、民間シェルターと十分に連携した上で、自立支援に取り組む。

民間シェルターが独自に行っている自立支援のための事業について、婦人相談所として可能な範囲で協働、援助できないか検討する。



## V. 証明書の発行

婦人相談所が発行する配偶者からの暴力の保護に関する各種証明書については、あくまで婦人相談所が利用者から相談を受けたり、一時保護を行ったことを証明するものであり、配偶者等から暴力があった事実を証明するものではない。婦人相談所の機能として暴力の事実を証明することは不可能である。

証明書発行に際しては、この点に留意し、誤解を与えないよう心がける必要がある。

また、利用者からは様々な目的で証明書の発行を求められることも考えられるが、上記について説明をし理解を得、できれば発行目的や証明内容を証明書に付記することが望ましい。

### 【参考】

「配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書発行の手引き」平成25年10月内閣府男女共同参画局作成

## Ⅵ. 安全確保の徹底（加害者対策）

婦人相談所（特に一時保護所）は、DV被害者やストーカー被害者など特定の加害者から追跡を受け、危害を加えられる恐れのある利用者の緊急避難場所であることから、所在地に関する情報管理、利用者に関する外部からの照会への対応、建物の構造上の侵入防衛対策、宿直等の管理体制、緊急時の通報システムなどセキュリティ対策を充分に行う。

また、被害者を装ったいわゆる「なりすまし」による加害者の追求に対する防衛策が必要である。

### 【参考】

- ・「ストーカー行為等の規制に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第102号）の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成28年12月27日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

## Ⅶ. 都道府県内相談機関のスーパーバイス 研修の実施

婦人相談所は都道府県内の婦人保護の中核機関として、管内の婦人相談員をはじめとし、福祉事務所の職員やあるいは配偶者暴力相談支援センター、警察、保健医療機関、委託先施設等の関係者に対し、適切な助言や定期的な研修を開催し、都道府県全体での支援の質を向上させる必要がある。

## Ⅷ. 職員の専門性の向上

管内のスーパーバイズと並行して婦人相談所の職員自身の専門性の向上も必要である。

国が実施する「婦人相談所等指導者研修」の受講や、それ以外にも各都道府県ごと、あるいは複数の婦人相談所が協力して都道府県ブロックごとで、研究者や関係機関の有識者を講師として研修会を実施することは有効である。

また、OJTなど職場内での日頃の研鑽も必要である。

### 【参考】

- ・「婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する調査・検討報告書」（平成28年度先駆的ケア策定・検証調査事業）

## Ⅸ. 広報啓発

都道府県内の幅広い対象者を支援するためには、まず婦人保護事業について、支援を必要としている方々に知ってもらわなければならない。そのためには広報啓発活動は重要である。

広報誌やホームページなど、より多くの方々の目に触れるような広報の手段を図るとともに、警察や学校などの協力を得て啓発活動にも努める。

なお、近年、ストーカー被害やAV出演強要・「JKビジネス」等による性暴力被害などが社会問題となっているが、このような被害に遭いやすい若年女性は婦人相談所等の公的機関の窓口につながりにくいことから、今後、若年女性にも相談窓口を広く周知する方法を検討する必要がある。

ただし、婦人相談所や婦人保護施設等の所在地に関する情報の秘匿については留意する。

#### 【参考】

- ・「ストーカー行為等の規制に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 102 号）の施行に対応した婦人保護事業の実施について（平成 28 年 12 月 27 日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）
- ・いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等に関する緊急対策について（平成 29 年 3 月 31 日 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

## X. 権利擁護・苦情解決等

婦人相談所の業務そのものが権利を擁護し、人権を侵害された方への人権を回復するための支援である。

支援に当たっては、利用者個々の人格を尊重し、適切な情報提供に努め、利用者の自己決定が尊重されるよう配慮すること。

いかなる場合においても、利用者の国籍や年齢、障がいの有無、疾病等を理由に差別してはならない。また利用者に不快な感情を与えないよう態度や言葉遣いに注意を払う。

婦人相談所の利用者は、すでに心身に重大な被害を受けており、職員の対応の不備による二次被害はあってはならない。

利用者からの直接ないしは第三者を通じた苦情に対しては真摯に受け止め、丁寧な説明や改善策の検討などを行う。

また、匿名での苦情を受け付ける窓口を設けるなど、苦情解決の仕組みを整備し、利用者に対しあらかじめその内容を提示し、いつでも苦情を申し立てられるようにする。

婦人相談所の業務に対する第三者評価については、評価基準や実施方法等の整備が必要ではあるが、各都道府県において実施に向けて検討することは重要である。

また、第三者に、自らの業務の理念と具体的実践について説明できるように、組織内での実践の振り返りや自己評価を積極的に行う姿勢が望まれる。

## XI. おわりに

婦人保護事業の根拠法である売春防止法については、法律が実態にそぐなわなくなっているとの指摘がある。一方で、性暴力被害者対策や、ストーカー対策など、新たな分野から婦人保護事業が持つ専門機能に期待が寄せられている。

こうした中、新たな制度や事業体系の検討が迫られているが、婦人相談所に求められる役割はこれまで以上に重要となる可能性が高く、その機能に大きな期待が寄せられている。

そのためにも、全国どこの婦人相談所においても、利用者が質の高い支援を平等に利用できるよう制度が運用されることが不可欠である。

このガイドラインを、全国すべての婦人相談所での日々の活動の指標として活用していただき、婦人相談所の支援の全国的な水準が向上することを期待する。

## 婦人相談所ガイドライン策定WT(ワキングチーム)名簿

(○は座長)

柿田 多佳子 長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター  
こども女性支援部部長

橘内 賢二 東京都女性相談センター課長補佐(保護係長)

鈴木 美恵子 前神奈川県立女性相談所所長

原 君江 長野県女性相談センター生活指導専門員

松嶋 桂子 摂津市立みきの路管理者  
前大阪府女性相談センター所長

宮崎 純子 京都府家庭支援総合センター相談・判定課  
課長補佐

森川 美絵 国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部  
主任研究官

○米田 弘枝 立正大学心理学部教授  
元東京都女性相談センター心理指導担当係長

(オブザーバー)

戒能 民江 お茶の水女子大学名誉教授  
婦人保護事業の課題に関する検討会座長

近藤 恵子 NPO法人全国女性シェルターネット共同代表

高瀬 和子 東京都江東区婦人相談員

横田 千代子 全国婦人保護施設等連絡協議会会長

## 婦人保護事業の実施状況、関係施策等

## (目次)

1	婦人保護事業における性暴力被害・性犯罪被害状況	1
2	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター概要	2
3	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（一覧）	4
4	一時保護所、婦人保護施設における入所者の属性別・主訴別状況	7
5	婦人相談員の年齢別の状況	15
6	一時保護所、婦人保護施設における同伴児童対応指導員配置状況、心理判定員、 心理療法担当職員配置状況	17
7	婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の婦人保護事業研修体系に関する 調査・検討報告書（抜粋）	24
8	配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧	33
9	婦人相談員の配置状況	42
10	支援につながらない理由	43
11	婦人保護施設入所者の推移	55



# 婦人保護事業における性暴力被害・性犯罪被害状況

## 1 婦人相談所

### (1) 来所による相談実人員の性暴力被害・性犯罪被害状況

性暴力・性犯罪被害あり					小計	被害なし	被害不明	合計 (※)
夫等 から	親等 から	交際相手等 から	その他の者 から	子ども から				
(5.3%) 664	(0.4%) 52	(0.2%) 25	(0.4%) 56	(0.0%) 0	(6.3%) 797	(31.1%) 3,908	(62.6%) 7,883	(100%) 12,588

※暴力被害男性(19名)は含まない。

### (2) 一時保護時の性暴力被害・性犯罪被害状況

性暴力・性犯罪被害あり					小計	被害なし	被害不明	合計
夫等 から	親等 から	交際相手等 から	その他の者 から	子ども から				
(4.4%) 203	(0.6%) 26	(0.2%) 9	(0.6%) 28	(0.0%) 0	(5.8%) 266	(32.1%) 1,484	(62.1%) 2,847	(100%) 4,624

## 2 婦人相談員

### 来所による相談実人員の性暴力被害・性犯罪被害状況

性暴力・性犯罪被害あり					小計	被害なし	被害不明	合計 (※)
夫等 から	親等 から	交際相手等 から	その他の者 から	子ども から				
(2.4%) 1,573	(0.3%) 197	(0.2%) 124	(0.3%) 232	(0.0%) 4	(3.2%) 2,130	(56.3%) 37,611	(40.5%) 27,094	(100%) 66,835

※暴力被害男性(197名)は含まない。

## 3 婦人保護施設

### 在所者の性暴力被害・性犯罪被害状況

性暴力・性犯罪被害あり					小計	被害なし	被害不明	合計
夫等 から	親等 から	交際相手等 から	その他の者 から	子ども から				
(7.4%) 63	(2.4%) 20	(1.5%) 13	(5.3%) 45	(0.0%) 0	(16.6%) 141	(34.0%) 289	(49.4%) 420	(100%) 850

(出典) 平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

# 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ 支援センター開設・運営の手引」 から一部抜粋

(警察庁HPのURL) [http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien\\_tebiki/index.html](http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/index.html)

## 1 ワンストップ支援センター設置の目的

- ・ 被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供する
- ・ 被害者の心身の負担軽減、健康の回復を図る
- ・ 警察への届出の促進・被害の潜在化防止を図る

## 2 ワンストップ支援センターに求められる核となる機能

- ・ 支援のコーディネート・相談 …………… **相談センター**
- ・ 産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠物採取等） …………… **病院**

## 3 ワンストップ支援センターの形態

- ・ 病院拠点型
- ・ 相談センター拠点型
- ・ 相談センターを中心とした連携型

# 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」 の設置について

## 性犯罪・性暴力への対策の推進

- 第4次男女共同参画基本計画の成果目標  
平成32年までに、各都道府県最低1か所の設置
  
- 設置状況
  - 平成27年11月；25都道府県
  - 平成28年 4月；29都道府県
  - 平成30年 10月；47都道府県

行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(一覧)

平成30年10月2日現在

※ 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の交付対象となるセンターに限る。

		名 称	相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談			警察に相談しない場合の 医療費等公費負担		
					電話	面接	メール	交付金 活用	自治体 独自制度	備 考
1	北海道・札幌市	性暴力被害者支援センター北海道「SACRACH(さくらこ)」	月～金 13:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	050-3786-0799	○	○	—	—	—	
2	青森県	あおもり性暴力被害者支援センター	月・水 10:00～21:00 火・木・金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	「りんごの花ホットライン」 017-777-8349	○	○	—	○	—	
3	岩手県	はまなすサポート	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	019-601-3026	○	○	—	○	—	
4	宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	0120-556-460(こころ フォロー) 宮城県内専用フリーダイヤル	○	○	—	○	—	
5	秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター「ほっとハートあきた」	月～金 10:00～19:00 (土日祝日、年末年始除く)	0800-8006-410	○	○	—	○	—	
6	山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポ やまがた」	月～金 10:00～21:00 (祝日、年末年始を除く。)	023-665-0500	○	○	—	○	—	
7	福島県	性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～16:00	024-533-3940	○	○	—	○	—	
8	茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	029-350-2001	○	○	—	—	—	
9	栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター「とちエール」	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 緊急医療受付は22:00まで(祝日、年末年始を除く。)	028-678-8200	○	○	—	○	—	
10	群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター「Saveぐんま」	月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	027-329-6125	○	○	—	○	—	
11	埼玉県	彩の国 犯罪被害者ワンストップ支援センター (性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン)	月～金 8:30～21:00 土 13:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	048-839-8341	○	○	—	○	—	民間団体による 支援有
12	千葉県・千葉市	NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと	月～金9:00～21:00 土 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く。) (被害直後の緊急支援は24時間365日対応)	ほっとこーる 043-251-8500	○	○	—	○	—	
	千葉県	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	043-222-9977	○	○	—		—	
13	東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「性暴力支援ダイヤルNaNa」(民間支援団体(SARC東京))	24時間365日	03-5607-0799	○	○	—	○	—	まずは警視庁の公費支出制度等を始めとする、他の公的な金銭給付の案内を行い、それが受けられない場合に補完的支援制度として案内しています。
14	神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	24時間365日	045-322-7379	○	○	—	○	—	
15	新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた	火～木 10:00～16:00 金10:00～月16:00(連続対応) 祝日 10:00～翌日10:00(年末年始を除く。)	025-281-1020	○	○	—	○	—	
16	富山県	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	24時間365日	076-471-7879	○	○	—	○	—	

※ 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の交付対象となるセンターに限る。

	名 称	相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談			警察に相談しない場合の 医療費等公費負担		
				電話	面接	メール	交付金 活用	自治体 独自制度	備 考
17	石川県 いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」	月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く。) ※緊急医療などの緊急を要するご相談は、24時間 365日対応	076-223-8955	○	○	-	○	-	
18	福井県 性暴力救援センター・ふくい「ひなぎく」	24時間365日	0776-28-8505	○	○	-	○	-	
19	山梨県 やまなし性暴力被害者サポートセンター「かいさぼ ももこ」	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	055-222-5562 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	-	
20	長野県 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」	24時間365日	026-235-7123 メール:rindou-heart@pref.nagano.lg.jp	○	○	○	○	-	
21	岐阜県 ぎふ性暴力被害者支援センター	電話・メール相談:24時間365日受付 面接相談(予約制):月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	058-215-8349 メール:HP内の相談フォームから送信	○	○	○	○	○	
22	静岡県 静岡県性暴力被害者支援センター SORA	24時間365日	054-255-8710	○	○	-	○	-	
23	愛知県 ハートフルステーション・あいち	月～土 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	0570-064-810 愛知県内からのみ通話可能	○	○	-	-	-	
24	三重県 みえ性暴力被害者支援センター よりこ	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	059-253-4115 メール:yorico@tenor.ocn.ne.jp	○	○	○	○	-	
25	滋賀県 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖SATOCO	24時間365日	090-2599-3105 メール:satoco3105biwako@gmail.com	○	○	○	○	-	
26	京都府 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA(サラ)	年中無休 10:00～22:00	075-222-7711	○	○	-	○	-	
27	大阪府 性暴力救援センター・大阪SACHICO	24時間365日	072-330-0799	○	○	-	-	-	支援センターに よる助成有
28	兵庫県 ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	月～水、金、土 10:00～16:00 (祝日、12/28～1/4、8/12～8/16を除く。)	078-367-7874(ナヤミン)	○	○	-	○	-	
29	奈良県 奈良県性暴力被害者サポートセンター NARAハート	火～土 9:30～17:30 (祝日・年末年始・月曜日が祝日と重なるときは その翌日、を除く。)	0742-81-3118	○	○	-	○	-	
30	和歌山県 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine(マイン)」	電話相談:毎日 9:00～22:00(受付は21:30まで)(年 末年始を除く。) 面接相談(予約制):月～金 9:00～17:45(祝日、年 末年始を除く。)	073-444-0099	○	○	-	○	-	
31	鳥取県 性暴力被害者支援センターとっとり	月・水・金 11:00～13:00、18:00～20:00 (年末年始を除く。)	0120-946-328(県内専用フリーダイヤル) 0857-26-7187(県外から通話可能)	○	○	-	○	-	
32	島根県 性暴力被害者支援センターたんぼぼ (島根県女性相談センター内)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。)	0852-25-3010	○	○	-	○	-	
33	岡山県 被害者サポートセンターおかやま (性犯罪被害者等支援センターおかやま)	月～金 10:00～21:00 土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	086-206-7511	○	○	-	-	-	支援センターに よる助成有
34	広島県 性被害ワンストップセンターひろしま	電話相談:24時間365日 面談相談・付添支援などのその他の支援:毎日 9:00 ～17:00(第1・3・5日曜、祝日、12/28～1/4、8/13～ 8/16を除く。)(被害直後の急性期治療に係る支援 は、24時間365日対応)	082-298-7878	○	○	-	○	-	

※ 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の交付対象となるセンターに限る。

		名 称	相談受付日時	相談電話番号・メールアドレス(※) ※メール相談を実施しているセンターのみ	相談			警察に相談しない場合の 医療費等公費負担		
					電話	面接	メール	交付金 活用	自治体 独自制度	備 考
35	山口県	山口県男女共同参画相談センター 「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」	24時間365日	083-902-0889	○	○	-	○	-	
36	徳島県	性暴力被害者支援センター よりそいの樹 とくしま(中央・南部・西部)	24時間365日	共通相談ダイヤル 0570-003889 中央 088-623-5111 南部 0884-23-5111 西部 0883-52-5111	○	○	-	○	-	
37	香川県	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	087-802-5566	○	○	-	○	-	
38	愛媛県	えひめ性暴力被害者支援センター	24時間365日	089-909-8851	○	○	-	○	-	
39	高知県	性暴力被害者サポートセンターこうち	月～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	080-9833-3500	○	○	-	○	-	
40	福岡県・ 北九州市・ 福岡市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	24時間365日	092-762-0799	○	○	-	○	-	
41	佐賀県	性暴力救援センター・さが「さがmirai」	月～金 9:00～17:00	0952-26-1750 (さがmirai)	○	○	-	-	○	
		※佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター(アバンセ)においても女性のための総合相談を受け付けています。	火～土 9:00～21:00、日・祝日 9:00～16:30(アバンセ)	0952-26-0018 (アバンセ)						
42	長崎県	性暴力被害者支援「サポートながさき」 (公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター)	月～金 9:30～17:00 (祝日、12/28～1/4を除く。)	095-895-8856	○	○	-	○	-	
43	熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」	毎日24時間 (12/28 22:00～1/4 10:00を除く。)	096-386-5555 メール: support@yourside-kumamoto.jp	○	○	○	○	-	事案により支援センターによる支援有
44	大分県	おおいた性暴力救援センター「すみれ」	月～金 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	097-532-0330	○	○	-	○	-	
45	宮崎県	性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	0985-38-8300	○	○	-	○	-	
46	鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」	火～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	099-239-8787 メールでの相談受付:HP内の相談フォームから送信	○	○	-	○	-	
47	沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	#7001	○	○	-	○	○	

・ 相談受付日時の「年末年始」: 12/29～1/3

・ 医療費等の公費負担制度: 性犯罪被害者の緊急避妊、人口妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症の検査費用、カウンセリング費用等に要する経費を公費で負担する制度。  
自治体によって制度が異なりますので(制度の有無・公費負担の対象者・対象となる費用等)、詳しくは各センターへお問い合わせください。

図表 2-2-24 一時保護所入所者の属性、支援課題\_本人の属性および主訴・課題(平成 29 年 8~10 月 3ヶ月間)  
【主訴は複数回答、年齢は単数回答、属性・課題は複数回答】

(集計対象者数 1155 人,単位:%)

	全体		人間関係														経済関係			医療関係			住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引								
	実数	%	夫等				子ども			親族			交際相手			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産								その他							
			夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力	その他の親族からの	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力																その他						
15歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
15歳以上 18歳未満	15	1.3	-	-	-	-	-	-	26.7	-	-	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.7	-	6.7	46.7	-	-	-	-	6.7			
18歳以上 20歳未満	57	4.9	22.8	-	-	-	-	1.8	-	38.6	1.8	-	3.5	-	-	1.8	-	-	1.8	-	-	-	-	-	-	-	10.5	10.5	-	1.8	-	-	-	3.5			
20歳以上 30歳未満	288	24.9	66.3	-	0.3	-	-	-	5.2	1.4	-	5.6	-	-	2.1	-	1.4	0.3	0.7	-	-	-	0.3	-	-	-	5.9	10.1	-	-	-	-	0.3	0.3			
30歳以上 40歳未満	340	29.4	81.2	-	-	0.6	-	-	2.9	1.5	-	4.4	-	-	0.6	-	0.6	0.6	-	0.3	-	-	-	-	-	2.4	4.1	-	-	-	-	-	0.6				
40歳以上 50歳未満	251	21.7	76.9	-	0.4	0.8	0.8	-	0.8	0.8	-	4.0	-	-	1.2	0.4	2.0	0.8	-	-	-	0.4	-	-	-	3.2	6.4	-	-	-	-	0.8	-				
50歳以上 60歳未満	91	7.9	64.8	-	-	-	6.6	-	2.2	4.4	-	1.1	-	-	1.1	-	-	-	-	1.1	-	-	1.1	-	-	9.9	7.7	-	-	-	-	-	-				
60歳以上 65歳未満	42	3.6	76.2	-	-	-	11.9	-	-	4.8	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-				
65歳以上 75歳未満	58	5.0	75.9	-	-	-	13.8	-	-	3.4	-	-	-	-	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.2	-	-	-	-	-				
75歳以上	13	1.1	76.9	-	-	-	23.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
合計	1,155	100.0	70.8	-	0.2	0.3	2.1	0.1	-	4.8	1.7	0.1	3.9	-	-	1.2	0.1	1.0	0.5	0.2	0.2	0.1	-	0.2	0.1	-	0.1	-	0.1	-	4.2	7.3	-	0.1	-	0.3	0.5

注：「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。





図表 2-2-25 一時保護所入所者の属性、支援課題\_同伴児者の属性および本人の主訴、同伴児者の課題(平成 29 年 8~10 月 3 ヶ月間)  
【主訴は複数回答、年齢は単数回答、属性・課題は複数回答】

(集計対象者数 961 人,単位:%)

	全体		人間関係													経済関係				医療関係				住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5 条違反	人身取引						
	実数	%	夫等				子ども			親族			交際相手			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他													
年齢		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	親族からの暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他									その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他								
1歳未満	142	14.8	85.2	-	0.7	-	-	-	1.4	1.4	-	-	2.1	-	-	1.4	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	-	1.4	4.9	-	-	-	-	-
1歳以上 7歳未満	441	45.9	91.4	-	-	0.5	-	-	0.5	0.7	-	-	3.4	-	-	0.5	-	0.2	0.2	0.2	0.2	-	-	-	0.2	-	-	-	0.2	1.8	-	-	-	-	-	
7歳以上 10歳未満	170	17.7	89.4	-	-	0.6	0.6	-	0.6	0.6	-	-	5.3	-	-	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.8	-	-	-	-	-	
10歳以上 13歳未満	109	11.3	88.1	-	-	1.8	0.9	-	1.8	0.9	-	-	3.7	-	-	-	0.9	-	0.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	
13歳以上 16歳未満	50	5.2	92.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	-	-	2.0	-	-	-	-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16歳以上 18歳未満	23	2.4	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18歳以上	26	2.7	92.3	-	-	-	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	961	100.0	90.0	-	0.1	0.5	0.3	-	0.7	0.7	0.0	3.4	-	-	0.6	-	0.2	0.2	0.3	0.2	-	-	-	0.1	-	0.1	-	0.4	1.9	-	-	-	-	-		

注:「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。

	全体		人間関係												経済関係				医療関係			住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引									
			夫等				子ども			親族					交際相手			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他								病氣	精神的問題	妊娠・出産	その他					
			実数	%	夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力																その他	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和
身体障がい(疑い含む)	1	0.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知的障がい(疑い含む)	44	4.6	88.6	-	-	-	2.3	-	-	-	-	-	2.3	-	-	2.3	-	-	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-
精神疾患・障がい(疑い含む)	3	0.3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発達障がい(疑い含む)	72	7.5	94.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-
妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
性的少数者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国籍	23	2.4	82.6	-	-	-	4.3	-	-	-	-	-	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.7	-	-	-	-	-	-	-	-
被虐待経験(身体的虐待)	136	14.2	96.3	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	-	-	-	-	-	-	-	-
“(心理的虐待)	508	52.9	94.1	-	-	-	0.4	-	-	0.8	-	-	3.1	-	-	0.2	-	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-
“(性的虐待)	24	2.5	95.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-
“(ネグレクト)	42	4.4	78.6	-	-	-	2.4	-	-	2.4	-	-	-	-	-	-	-	2.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.9	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴力被害(身体的)	30	3.1	73.3	-	-	-	3.3	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	-	-	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(精神的)	58	6.0	94.8	-	-	-	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(性)	2	0.2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“(経済的)	5	0.5	80.0	-	-	-	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
性産業従事経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AV出演強要被害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
JKビジネス従事経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ギャンブル・アルコール・薬物依存	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会的養護経験(里親・児童福祉施設等)	8	0.8	87.5	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
少年院入所経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
刑務所入所経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護	2	0.2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院退院(精神科)	1	0.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
“(精神科以外)	3	0.3	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定難病罹患	1	0.1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
性感染症罹患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学力低下・成績不振	20	2.1	75.0	-	-	5.0	-	-	-	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.0	-	-	-	-	-	-	-	-
問題行動	26	2.7	88.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-
不登校	18	1.9	77.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病や虫歯の放置	13	1.4	92.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
出生時の問題・先天異常	10	1.0	80.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	21	2.2	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

属性・課題(重複計上あり)

## 第2章-3：「婦人保護施設票」調査結果

図表 2-3-35 措置入所者の属性、支援課題\_本人の属性および主訴・課題(平成28年度1年間)

(集計対象者数 570人,単位:%)

	調査数	人間関係													経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引						
		夫等				子ども			親族			交際相手			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他													
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	の暴力																同性的間の交際相手から	その他	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和
15歳未満	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15歳以上 18歳未満	9	22.2	-	-	-	-	-	-	-	11.1	-	11.1	-	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11.1	-	-	33.3	11.1	-	-	-	-	-
18歳以上 20歳未満	21	-	-	-	-	-	-	-	23.8	-	-	9.5	-	-	4.8	-	-	-	-	4.8	-	-	-	-	-	4.8	-	9.5	42.9	-	-	-	-	-	-
20歳以上 30歳未満	164	35.4	-	-	-	-	-	-	12.8	0.6	-	7.3	-	0.6	1.8	-	0.6	-	-	0.6	0.6	-	-	0.6	4.9	-	12.2	20.7	-	-	-	1.2	-	-	
30歳以上 40歳未満	147	55.1	-	-	-	-	-	-	2.7	2.0	-	7.5	-	-	1.4	-	-	0.7	0.7	1.4	-	0.7	-	0.7	2.0	-	6.8	18.4	-	-	-	0.7	-	-	
40歳以上 50歳未満	107	60.7	-	-	-	0.9	-	-	1.9	3.7	-	1.9	-	-	3.7	-	-	0.9	-	0.9	1.9	-	-	0.9	-	-	6.5	19.6	-	0.9	-	-	-	-	-
50歳以上 60歳未満	77	55.8	-	-	-	1.3	-	-	1.3	5.2	-	2.6	-	-	1.3	2.6	2.6	2.6	-	5.2	2.6	-	-	1.3	-	1.3	1.3	27.3	-	-	-	1.3	-	-	
60歳以上 65歳未満	30	56.7	-	-	-	6.7	-	-	-	3.3	-	3.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.3	16.7	-	-	-	6.7	-	-	
65歳以上 75歳未満	12	83.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.7	-	-	-	-	-	-	-
75歳以上	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
合計	570	48.6	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	5.8	2.5	0.0	5.4	0.0	0.2	2.1	0.4	0.5	0.9	0.4	1.4	0.9	0.2	0.0	0.0	0.7	2.3	0.2	7.2	21.6	0.2	0.2	0.0	1.1	0.0	

注：「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。



図表 2-3-36 措置入所者の属性、支援課題\_同伴児者の属性および主訴・課題(平成 28 年度 1 年間)

(集計対象者数 327 人,単位:%)

	調査数	人間関係													経済関係				医療関係			住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引					
		夫等				子ども			親族		交際相手				生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産								その他				
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力 その他の親族からの	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手か	その他																その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和
1歳未満	85	32.9	-	-	-	-	-	-	1.2	-	2.4	-	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.6	-	29.4	21.2	-	1.2	-	-	-
1歳以上 7歳未満	145	89.7	-	-	-	-	-	0.7	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	4.1	-	-	-	-	-	
7歳以上 10歳未満	59	91.5	-	-	-	-	-	-	-	-	5.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	-	-	-	-	-	
10歳以上 13歳未満	21	95.2	-	-	-	-	-	-	-	-	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13歳以上 16歳未満	10	90.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	-	-	-	-	
16歳以上 18歳未満	4	75.0	-	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
18歳以上	3	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	327	75.5	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	4.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	0.0	8.3	8.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0

注:「不純異性交遊」は、厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」の調査項目の表記と合わせており、同調査では、年少者の性的非行、異性関係の問題等が含まれる。

	調査数	人間関係														経済関係			医療関係			住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引			
		夫等				子ども			親族		交際相手			生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他										
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親からの暴力	暴力 その他の親族からの	その他	交際相手からの暴力	同性間の暴力																その他の交際相手からの		
身体障がい(疑い含む)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	
知的障がい(疑い含む)	7	85.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-	14.3	-	-	-
精神疾患・障がい(疑い含む)	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
発達障がい(疑い含む)	14	92.9	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
妊産婦	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	
性的少数者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国籍	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	
被虐待経験(身体的虐待)	85	94.1	-	-	-	-	-	1.2	-	-	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(心理的虐待)”	174	94.8	-	-	-	0.6	-	-	-	-	3.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	-	-	-	-	
“(性的虐待)”	6	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(ネグレクト)”	4	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴力被害(身体的)	8	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(精神的)”	2	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(性)”	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(経済的)”	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性産業従事経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
AV出演強要被害	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
JKビジネス従事経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ギャンブル・アルコール・薬物依存	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会的養護経験(里親・児童福祉施設等)	7	85.7	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
少年院入所経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
刑務所入所経験	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
要介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
病院退院(精神科)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
“(精神科以外)”	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
指定難病罹患	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	
性感染症罹患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学力低下・成績不振	10	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
問題行動	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不登校	5	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
疾病や虫菌の放置	7	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
出生時の問題・先天異常	2	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	-	-	-	
その他	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

属性・課題(重複計上あり)

# ○婦人相談員の年齢別の状況

都道府県の婦人相談員(平成29年4月1日現在)

(人)

	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
1 北海道	0	0	0	4	0	0	4
2 青森			2	2	4		8
3 岩手		0	1	1	0		2
4 宮城	0	0	0	0	0		0
5 秋田		0	2	3	3		8
6 山形			5	4			9
7 福島			2	11	5		18
8 茨城	0	0	0	5	7	0	12
9 栃木		0	2	6	4		12
10 群馬		0	2	4	3		9
11 埼玉	0	2	9	14	9	0	34
12 千葉	2	2	5	14	10	0	33
13 東京	5	6	6	10	4	1	32
14 神奈川		1	4	12	2		19
15 新潟		1	3				4
16 富山		1		3			4
17 石川			0	2	1		3
18 福井	0	0	1	2	1	0	4
19 山梨			1	2	1		4
20 長野	0	0	4	8	0	0	12
21 岐阜			1		2		3
22 静岡			2	3			5
23 愛知	0	3	8	8	7	0	26
24 三重		1	1	4	2		8
25 滋賀			0	2			2
26 京都	1	2	4	15			22
27 大阪	0	3	5	8	2	0	18
28 兵庫			1	4			5
29 奈良			2	2	1		5
30 和歌山	2	3	2	7			14
31 鳥取			1				1
32 島根		1	4	3	3		11
33 岡山	1	1	3	3	7	0	15
34 広島	0	1	3	2	2	0	8
35 山口			1	2	4		7
36 徳島	2	3	2	1	1	0	9
37 香川		1		3			4
38 愛媛			1	2	1		4
39 高知			2	2	1		5
40 福岡	0	2	14	10	5	0	31
41 佐賀		1		2			3
42 長崎	0	0	0	2	1	0	3
43 熊本			0	2			2
44 大分				2	1		3
45 宮崎			1	3			4
46 鹿児島		1		3			4
47 沖縄	1	0	5	3	4	0	13
合計	14	36	112	205	98	1	466

(出典) 平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

○婦人相談員の年齢別の状況  
市の婦人相談員(平成29年4月1日現在)

(人)

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
1 北海道	0	2	13	15	10	0	40
2 青森		1	3	3	1		8
3 岩手	0	1	8	10	3	0	22
4 宮城	0	5	6	13	1	0	25
5 秋田			1	1			2
6 山形		2	4	5	2		13
7 福島	0	0	3	4	1	0	8
8 茨城	0	1	0	2	2	0	5
9 栃木	0	3	9	10	8	1	31
10 群馬			1	5	2	1	9
11 埼玉	1	4	8	12	15	4	44
12 千葉	0	3	11	24	8	0	46
13 東京	10	25	57	77	23	0	192
14 神奈川		6	12	36	17	1	72
15 新潟	0	2	6	6	2	0	16
16 富山	0	1	0	2	4	0	7
17 石川			4	6	3		13
18 福井	0	0	2	1	2	0	5
19 山梨			1	2	1		4
20 長野	0	2	4	3	6	1	16
21 岐阜	0	0	1	4	5	0	10
22 静岡	0	5	5	7	6	0	23
23 愛知	0	3	14	18	4	0	39
24 三重	0	2	10	3	5	0	20
25 滋賀	0	0	3	1	2	0	6
26 京都			1	1	0		2
27 大阪	0	3	5	13	2	1	24
28 兵庫	6	9	7	19	4	0	45
29 奈良							0
30 和歌山					1		1
31 鳥取	0	0	4	1	0	0	5
32 島根			1	4			5
33 岡山	1	0	0	3	12	0	16
34 広島	0	0	5	8	2	0	15
35 山口			0	3	4	1	8
36 徳島	0	3	5	1	3	0	12
37 香川	0	2	7	8	0	0	17
38 愛媛		1	2	5	1		9
39 高知							0
40 福岡	2	8	18	21	13	0	62
41 佐賀	0	0	2	1	3	0	6
42 長崎	1	0	0	3	3	0	7
43 熊本	1	3	2	11	9	0	26
44 大分				1	1		2
45 宮崎	0	1	1	3			5
46 鹿児島	0	0	2	7	3	1	13
47 沖縄	1	6	7	3	8	0	25
合計	23	104	255	386	202	11	981

(出典) 平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)



○同伴児童対応指導員配置状況

一時保護所(平成29年4月1日現在)

保育士

(人)

婦人相談所	常勤			非常勤			合計	
	専従	兼務	換算数	専従	兼務	換算数	常勤	非常勤
1 北海道				1			0	1
2 青森							0	0
3 岩手	0	0		0	0		0	0
4 宮城							0	0
5 秋田							0	0
6 山形							0	0
7 福島							0	0
8 茨城							0	0
9 栃木					1	0.6	0	1
10 群馬							0	0
11 埼玉					2	0.9	0	2
12 千葉				1			0	1
13 東京				2			0	2
14 神奈川							0	0
15 新潟							0	0
16 富山							0	0
17 石川				1			0	1
18 福井							0	0
19 山梨							0	0
20 長野					1	0.8	0	1
21 岐阜				1			0	1
22 静岡				1			0	1
23 愛知				1			0	1
24 三重							0	0
25 滋賀				1			0	1
26 京都					1	0.8	0	1
27 大阪				1			0	1
28 兵庫				1			0	1
29 奈良							0	0
30 和歌山							0	0
31 鳥取							0	0
32 島根							0	0
33 岡山							0	0
34 広島				1			0	1
35 山口							0	0
36 徳島							0	0
37 香川							0	0
38 愛媛							0	0
39 高知							0	0
40 福岡				1			0	1
41 佐賀							0	0
42 長崎							0	0
43 熊本				2			0	2
44 大分					1	0.7	0	1
45 宮崎							0	0
46 鹿児島							0	0
47 沖縄				2			0	2
合計	0	0	0	17	6	3.8	0	23

(出典)平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

○同伴児童対応指導員配置状況

一時保護所(平成29年4月1日現在)

その他職員

(人)

婦人相談所	常勤			非常勤			合計	
	専従	兼務	換算数	専従	兼務	換算数	常勤	非常勤
1 北海道							0	0
2 青森							0	0
3 岩手	0	0		1	0		0	1
4 宮城							0	0
5 秋田							0	0
6 山形					1	0.5	0	1
7 福島					3	1.5	0	3
8 茨城	1						1	0
9 栃木					3	1.8	0	3
10 群馬							0	0
11 埼玉							0	0
12 千葉				1			0	1
13 東京				1			0	1
14 神奈川				1			0	1
15 新潟							0	0
16 富山							0	0
17 石川							0	0
18 福井							0	0
19 山梨							0	0
20 長野							0	0
21 岐阜							0	0
22 静岡				1			0	1
23 愛知							0	0
24 三重				1			0	1
25 滋賀							0	0
26 京都							0	0
27 大阪							0	0
28 兵庫				1			0	1
29 奈良							0	0
30 和歌山							0	0
31 鳥取				1			0	1
32 島根				5	1	0.2	0	6
33 岡山							0	0
34 広島					1	0.2	0	1
35 山口							0	0
36 徳島							0	0
37 香川							0	0
38 愛媛							0	0
39 高知							0	0
40 福岡							0	0
41 佐賀							0	0
42 長崎							0	0
43 熊本							0	0
44 大分							0	0
45 宮崎							0	0
46 鹿児島							0	0
47 沖縄							0	0
合計	1	0	0	13	9	4.2	1	22

(注) その他職員とは、児童指導員、学習指導員、生活支援員等である。

(出典) 平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

○同伴児童対応指導員配置状況

婦人保護施設(平成29年4月1日現在)

保育士

(人)

婦人保護施設		常勤			非常勤			合計		
		専従	兼務	換算数	専従	兼務	換算数	常勤	非常勤	
1	北海道	北海道立女性相談援助センター						0	0	
2	青森	—						0	0	
3	岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑						0	0	
4	宮城	宮城県コスモスハウス	1					1	0	
5	秋田	秋田県陽光園						0	0	
6	山形	山形県婦人保護施設 金谷寮						0	0	
7	福島	福島県女性のための相談支援センター						0	0	
8	茨城	茨城県立若葉寮						0	0	
9	栃木	とちぎ男女共同参画センター						0	0	
10	群馬	三山寮						0	0	
11	埼玉	埼玉県婦人相談センター		1	0.1			1	0	
12	千葉	望みの門学園	1					1	0	
		かにた婦人の村	4					4	0	
13	東京	救世軍新生寮	1					1	0	
		社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 いこいの家	1					1	0	
		いずみ寮	1					1	0	
		社会福祉法人救世軍社会事業団 救世軍婦人寮	1					1	0	
		慈愛寮	1					1	0	
14	神奈川	女性保護施設さつき寮	1		0		1	0		
15	新潟	新潟県あかしや寮						0	0	
16	富山	—						0	0	
17	石川	石川県白百合寮				1		0	1	
18	福井	福井県若草寮						0	0	
19	山梨	山梨県婦人保護施設						0	0	
20	長野	県立ときわぎ寮						0	0	
21	岐阜	岐阜県立千草寮						0	0	
22	静岡	清流荘						0	0	
23	愛知	白菊荘						0	0	
		成願荘						0	0	
24	三重	婦人保護施設あかつき						0	0	
25	滋賀	中央子ども家庭相談センター			1			0	1	
26	京都	京都府家庭支援総合センター				1	0.1	0	1	
		大阪府立女性自立支援センター(あゆみ寮)			1			0	1	
27	大阪	大阪府立女性自立支援センター(のぞみ寮)						0	0	
		神戸婦人寮						0	0	
28	兵庫	姫路婦人寮						0	0	
		—						0	0	
29	奈良	—						0	0	
30	和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム						0	0	
31	鳥取	—						0	0	
32	島根	—						0	0	
33	岡山	岡山県福祉相談センター(現在休止中)						0	0	
34	広島	呉慈愛寮						0	0	
35	山口	山口県大内寮						0	0	
36	徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎ寮						0	0	
37	香川	玉藻寮						0	0	
38	愛媛	愛媛県さつき寮						0	0	
39	高知	—						0	0	
40	福岡	アベニール福岡						0	0	
		社会福祉法人 嘉穂郡社会福祉協会 アステラスかほ						0	0	
41	佐賀	たちばな	0					0	0	
42	長崎	県立清和寮				1	0.1	0	1	
43	熊本	—						0	0	
44	大分	大分県婦人寮				1	0.2	0	1	
45	宮崎	県立きりしま寮						0	0	
46	鹿児島	鹿児島県社会福祉事業団 婦人保護施設 フェリオ鹿児島						0	0	
47	沖縄	沖縄県社会福祉事業団 うるま婦人寮						0	0	
合計		48箇所	12	1	0.1	2	4	0.4	13	6

(出典)平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

○同伴児童対応指導員配置状況

婦人保護施設(平成29年4月1日現在)

その他職員

(人)

	婦人保護施設	常勤			非常勤			合計		
		専従	兼務	換算数	専従	兼務	換算数	常勤	非常勤	
1	北海道	北海道立女性相談援助センター						0	0	
2	青森	—						0	0	
3	岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑						0	0	
4	宮城	宮城県コスモスハウス						0	0	
5	秋田	秋田県陽光園						0	0	
6	山形	山形県婦人保護施設 金谷寮				1	0.5	0	1	
7	福島	福島県女性のための相談支援センター				3	1.5	0	3	
8	茨城	茨城県立若葉寮						0	0	
9	栃木	とちぎ男女共同参画センター				1	0.3	0	1	
10	群馬	三山寮						0	0	
11	埼玉	埼玉県婦人相談センター				4	0.4	0	4	
12	千葉	望みの門学園 かにた婦人の村						0	0	
13	東京	救世軍新生寮				2		0	2	
		社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 いこいの家				1		0	1	
		いずみ寮							0	0
		社会福祉法人救世軍社会事業団 救世軍婦人寮					1		0	1
		慈愛寮				2		0	2	
14	神奈川	女性保護施設さつき寮	0			0		0	0	
15	新潟	新潟県あかしや寮						0	0	
16	富山	—						0	0	
17	石川	石川県白百合寮						0	0	
18	福井	福井県若草寮						0	0	
19	山梨	山梨県婦人保護施設						0	0	
20	長野	県立ときわぎ寮						0	0	
21	岐阜	岐阜県立千草寮						0	0	
22	静岡	清流荘						0	0	
23	愛知	白菊荘						0	0	
		成願荘						0	0	
24	三重	婦人保護施設あかつき						0	0	
25	滋賀	中央子ども家庭相談センター						0	0	
26	京都	京都府家庭支援総合センター						0	0	
27	大阪	大阪府立女性自立支援センター(あゆみ寮)				1		0	1	
		大阪府立女性自立支援センター(のぞみ寮)						0	0	
28	兵庫	神戸婦人寮						0	0	
		姫路婦人寮						0	0	
29	奈良	—						0	0	
30	和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム						0	0	
31	鳥取	—						0	0	
32	島根	—						0	0	
33	岡山	岡山県福祉相談センター(現在休止中)						0	0	
34	広島	呉慈愛寮						0	0	
35	山口	山口県大内寮						0	0	
36	徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮						0	0	
37	香川	玉藻寮						0	0	
38	愛媛	愛媛県さつき寮						0	0	
39	高知	—						0	0	
40	福岡	アベニール福岡						0	0	
		社会福祉法人 嘉穂郡社会福祉協会 アステラスかほ						0	0	
41	佐賀	たちばな	0					0	0	
42	長崎	県立清和寮						0	0	
43	熊本	—						0	0	
44	大分	大分県婦人寮						0	0	
45	宮崎	県立きりしま寮						0	0	
46	鹿児島	鹿児島県社会福祉事業団 婦人保護施設 フェリオ鹿児島						0	0	
47	沖縄	沖縄県社会福祉事業団 うるま婦人寮						0	0	
合計		48箇所	0	0	0	7	9	2.7	0	16

(注)その他職員とは、児童指導員、学習指導員、生活支援員等である。

(出典)平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

○心理判定員配置状況

婦人相談所(平成29年4月1日現在)

(人)

婦人相談所	常勤			非常勤			合計	
	専従	兼務	換算数	専従	兼務	換算数	常勤	非常勤
1 北海道							0	0
2 青森							0	0
3 岩手	0	1		0	0		1	0
4 宮城					1	0.5	0	1
5 秋田	1						1	0
6 山形		4	0.8		2	0.5	4	2
7 福島		1	0.3				1	0
8 茨城							0	0
9 栃木					1	0.5	0	1
10 群馬					1	0.2	0	1
11 埼玉		2	0.9				2	0
12 千葉		1	0.5				1	0
13 東京	2	2	1		1	0.5	4	1
14 神奈川				1			0	1
15 新潟		2	0.2				2	0
16 富山					1	0.4	0	1
17 石川		6					6	0
18 福井		1	0.1				1	0
19 山梨		1	0.1				1	0
20 長野		2	0.1				2	0
21 岐阜							0	0
22 静岡	1						1	0
23 愛知							0	0
24 三重	1						1	0
25 滋賀				1			0	1
26 京都							0	0
27 大阪							0	0
28 兵庫	1						1	0
29 奈良							0	0
30 和歌山							0	0
31 鳥取		6	0.8				6	0
32 島根	1	1	0.2				2	0
33 岡山	2						2	0
34 広島		5	1.5				5	0
35 山口		1	0.1				1	0
36 徳島	0	1	0.1	0	0	0	1	0
37 香川	1			1			1	1
38 愛媛		1	0.1				1	0
39 高知				1			0	1
40 福岡							0	0
41 佐賀		1	0.2				1	0
42 長崎							0	0
43 熊本					2	0.4	0	2
44 大分					1	0.2	0	1
45 宮崎		1	0.1				1	0
46 鹿児島		1	0.1				1	0
47 沖縄							0	0
合計	10	41	7.2	4	10	3.2	51	14

(出典)平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

○心理療法担当職員配置状況

一時保護所(平成29年4月1日現在)

(人)

婦人相談所	常勤			非常勤			合計	
	専従	兼務	換算数	専従	兼務	換算数	常勤	非常勤
1 北海道	1						1	0
2 青森				1			0	1
3 岩手	0	0		0	0		0	0
4 宮城					1	0.5	0	1
5 秋田				1			0	1
6 山形					2	0.5	0	2
7 福島		1	0.3				1	0
8 茨城				1			0	1
9 栃木					1	0.4	0	1
10 群馬					1	0.5	0	1
11 埼玉		2	1				2	0
12 千葉		1	0.5	2			1	2
13 東京		2	1		1	0.5	2	1
14 神奈川							0	0
15 新潟		2	0.2				2	0
16 富山					1	0.6	0	1
17 石川							0	0
18 福井		1	0.1				1	0
19 山梨							0	0
20 長野		2	0.1		1	0.9	2	1
21 岐阜				1			0	1
22 静岡				1			0	1
23 愛知	2						2	0
24 三重							0	0
25 滋賀				1			0	1
26 京都					1	0.2	0	1
27 大阪	1			1			1	1
28 兵庫				1			0	1
29 奈良	1						1	0
30 和歌山				2			0	2
31 鳥取		1	0.5				1	0
32 島根		1	0.8				1	0
33 岡山				1			0	1
34 広島							0	0
35 山口							0	0
36 徳島		1	0.1				1	0
37 香川							0	0
38 愛媛							0	0
39 高知					1	0.5	0	1
40 福岡	1						1	0
41 佐賀							0	0
42 長崎					1	0.8	0	1
43 熊本					2	1.1	0	2
44 大分					1	0.7	0	1
45 宮崎							0	0
46 鹿児島							0	0
47 沖縄				1			0	1
合計	6	14	4.6	14	14	7.2	20	28

(出典)平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

○心理療法担当職員配置状況

婦人保護施設(平成29年4月1日現在)

(人)

婦人保護施設		常勤			非常勤			合計		
		専従	兼務	換算数	専従	兼務	換算数	常勤	非常勤	
1	北海道	北海道立女性相談援助センター						0	0	
2	青森	—						0	0	
3	岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会桐の苑						0	0	
4	宮城	宮城県コスモスハウス			1			0	1	
5	秋田	秋田県陽光園						0	0	
6	山形	山形県婦人保護施設 金谷寮				2	0.5	0	2	
7	福島	福島県女性のための相談支援センター		1	0.4			1	0	
8	茨城	茨城県立若葉寮						0	0	
9	栃木	とちぎ男女共同参画センター				1	0.1	0	1	
10	群馬	三山寮				1	0.3	0	1	
11	埼玉	埼玉県婦人相談センター		2	0.1			2	0	
12	千葉	望みの門学園 かいた婦人の村						0	0	
13	東京	救世軍新生寮				2		0	2	
		社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 いこいの家	1					1	0	
		いずみ寮				2			0	2
		社会福祉法人救世軍社会事業団 救世軍婦人寮				2			0	2
		慈愛寮	1			2			1	2
14	神奈川	女性保護施設さつき寮	0			2		0	2	
15	新潟	新潟県あかしや寮		2	0.2			2	0	
16	富山	—						0	0	
17	石川	石川県白百合寮						0	0	
18	福井	福井県若草寮		1	0.1			1	0	
19	山梨	山梨県婦人保護施設						0	0	
20	長野	県立ときわぎ寮		2	0.1		1	0.1	2	1
21	岐阜	岐阜県立千草寮						0	0	
22	静岡	清流荘						0	0	
23	愛知	白菊荘						0	0	
		成願荘						0	0	
24	三重	婦人保護施設あかつき						0	0	
25	滋賀	中央子ども家庭相談センター				1		0	1	
26	京都	京都府家庭支援総合センター				1	0.1	0	1	
27	大阪	大阪府立女性自立支援センター(あゆみ寮)		1	0.8			1	0	
		大阪府立女性自立支援センター(のぞみ寮)		1	0.3			1	0	
28	兵庫	神戸婦人寮						0	0	
		姫路婦人寮						0	0	
29	奈良	—						0	0	
30	和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム						0	0	
31	鳥取	—						0	0	
32	島根	—						0	0	
33	岡山	岡山県福祉相談センター(現在休止中)						0	0	
34	広島	呉慈愛寮						0	0	
35	山口	山口県大内寮						0	0	
36	徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎ寮		1	0.1			1	0	
37	香川	玉藻寮						0	0	
38	愛媛	愛媛県さつき寮						0	0	
39	高知	—						0	0	
40	福岡	アベニール福岡				1		0	1	
		社会福祉法人 嘉穂郡社会福祉協会 アステラスかほ						0	0	
41	佐賀	たちばな	0					0	0	
42	長崎	県立清和寮				1	0.1	0	1	
43	熊本	—						0	0	
44	大分	大分県婦人寮				1	0.1	0	1	
45	宮崎	県立きりしま寮						0	0	
46	鹿児島	鹿児島県社会福祉事業団 婦人保護施設 フェリオ鹿児島						0	0	
47	沖縄	沖縄県社会福祉事業団 うるま婦人寮						0	0	
合計		48箇所	2	11	2.1	12	9	1.3	13	21

(出典)平成28年度婦人保護事業実施状況報告(厚生労働省家庭福祉課調)

平成28年度先駆的ケア  
策定・検証調査事業  
みずほ情報総研株式会社

# 婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の 婦人保護事業研修体系に関する調査・検討 報告書

平成29年3月

「婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設職員の  
婦人保護事業研修体系に関する調査・検討」検討会



## 第4章 職階別・研修分野別の研修内容

### 1. 支援者の所属する機関・施設別の職階の定義と役割

人材育成の観点からは、知識や経験に応じて、更なるステップアップを目指せる内容の研修を行うことが望ましい。そこで本カリキュラムでは、支援者が所属する機関・施設ごとに、経験年数や職階に応じ下記の通り研修レベルを設定する。

ただし、経験年数の定義はあくまで目安であり、各機関・施設の実情に応じて変動するものである。

婦人相談所職員	Lv.1 新任職員（経験年数1年未満） Lv.2 中堅職員（経験年数1年以上） Lv.3 基幹的職員（主任以上） Lv.4 所長
婦人保護施設職員	Lv.1 新任職員（経験年数1年未満） Lv.2 中堅職員（経験年数1年以上） Lv.3 基幹的職員（主任以上） Lv.4 施設長
市区等に配置された 婦人相談員	Lv.1 経験年数3年未満 Lv.2 経験年数3年以上5年未満 Lv.3 経験年数5年以上

## 2. 各職階において有ることが望ましい力量・姿勢

支援者の人材育成に当たっては、求められる力量・姿勢について、その職階や経験に応じて段階的に習得できるよう育成プランを作成し、研修内容を計画することが必要である。支援者は育成プランに即した研修と実践を重ねながら、専門的知見や技術、姿勢を習得し、期待される役割を担うことが求められる。

以下に、各職階において支援者が現場経験や研修を通じて到達することが望ましい、支援者のあり方を示す。

### ■ 婦人相談所職員

Lv.1	自身が担当する業務の全体像を理解し、他の職員やスーパーバイザーと相談しながら適切な支援を行うことができる。
Lv.2	婦人相談所における業務の全体像を理解し、支援における姿勢や、支援に必要な知識・技術について、常に自らの実践を振り返り、向上させると共に、後輩にアドバイスすることができる。
Lv.3	所属する婦人相談所のリーダーとして、職員をまとめるとともに、関係機関や地域社会との連携を推進することができる。また、SVを行うことができる。
Lv.4	婦人相談所長として、関係機関や地域社会と連携しながら、利用者の立場に立った組織運営を行うことができる。また、地域や行政機関に向けて婦人保護事業全体の向上のための提言を行うことができる。

### ■ 婦人保護施設職員

Lv.1	自身が担当する業務の全体像を理解し、他の職員やスーパーバイザーと相談しながら適切な支援を行うことができる。
Lv.2	婦人保護施設における業務の全体像を理解し、支援における姿勢や、支援に必要な知識・技術について、常に自らの実践を振り返り向上させると共に、後輩にアドバイスすることができる。
Lv.3	所属する婦人保護施設のリーダーとして職員をまとめるとともに、関係機関や地域社会との連携をリードすることができる。また、SVを行うことができる。
Lv.4	婦人保護施設長として、関係機関や地域社会と連携しながら、利用者の立場に立った組織運営を行うことができる。

### ■ 市区等に配置された婦人相談員

Lv.1	市区等における婦人相談員の業務の全体像を理解しながら、担当職員と連携、相談しながら適切な支援を行うことができる。
Lv.2	支援における姿勢や、支援に必要な知識・技術について、常に自らの実践を振り返り向上させると共に、後輩にアドバイスすることができる。
Lv.3	より良い支援の実現に向けて、自身が所属する部署や関係機関に対して働きかけることができる。また、SVを行うことができる。

また、望ましい支援者像の具体的な内容について、以下に示す。所属する機関・施設ごとに業務内容や勤務形態が異なるため、該当する項目についてのみ○を記入している。

		婦人相談所職員	婦人保護施設職員	市区等に配置された婦人相談員
<b>研修レベル</b>	<b>Lv.1</b>			
	女性や児童等の社会的弱者を取り巻く日本の状況や、婦人保護事業の概況を知り、所属する機関・施設の役割と課題について理解する。	○	○	○
	利用者の権利擁護、エンパワメントによる自己決定の促進、傾聴・共感・肯定的評価といった基本的な支援姿勢について理解し、実践する。	○	○	○
	SVを受けることの意義を理解し、SVを受けながら専門性と支援者としての成長に努める。	○	○	○
	積極的に職員会議、ケースカンファレンス、研修等に参加し、意見を述べる。	○	○	○
	所属する機関・施設の理念や方針を理解し、実践する。	○	○	○
	利用者の権利擁護や婦人保護事業に関する制度や法律について理解し、実践する。	○	○	○
	支援者として必要とされる基本的な理論・知識・知見・支援技術について学び、利用者と接する。	○	○	○
	利用者のアセスメントと支援計画に則った支援の基本的なあり方を習得し、利用者とのかわりを通じた行動観察と記録、報告を適切に行うとともに、具体的な支援を行う。	○	○	○
	利用者と家族との関係性を把握し、家族調整の重要性を理解する。	○	○	○
	利用者と地域・関係機関との関係性を把握し、支援計画に反映させる。	○	○	○
	同伴児童の権利擁護や養育支援・学習支援の重要性を理解し、関連する制度や法律、支援技術について学び、実践する。	○	○	○
	チームアプローチに関する基本的な知識や理論を知り、チームの一員としての自覚を持つ。	○	○	○
	所属する機関・施設における他の職員や、支援に関わる他の機関・施設の役割と機能を理解し、連携を取る。	○	○	○
<b>研修レベル</b>	<b>Lv.2</b>			
	専門性の向上と支援者としての成長に努め、後輩職員の手本となり助言を行う。	○	○	○
	利用者の権利擁護、エンパワメントによる自己決定の促進、傾聴・共感・肯定的評価といった基本的な支援姿勢についてSVを受けるとともに、常に自己点検を行う。	○	○	○
	利用者の権利擁護に則った適切な行動をとる。	○	○	○
	職員や利用者、地域社会に信頼され、利用者の権利擁護の推進を組織内外で図る。	○	○	○
	支援の質的向上を図るために、最新の情報や知識を積極的に学ぶ。	○	○	○
	アセスメントをより適切に行い、相談対応から自立支援までの各段階に必要な手立てを検討する。その際、SVを受けながら検討を深め、より良い方針を見出す。	○	○	○
	利用者の家族との関係性を把握し、状況に応じて適切な支援や調整ができる。	○	○	○
	同伴児童のアセスメントを行い、必要な支援を行う。	○	○	○
	チームアプローチの質的向上に貢献し、職員同士のチームワークを基本とした実践を行う。	○	○	○
	関係する機関・施設、および地域資源の役割や立場について理解を深め、SVを受けながらケースに応じた協働を図る。	○	○	○

研修レベル	Lv. 3		
所属する機関・施設において、職員をまとめ、リードすることができる。	○	○	
自らの専門性に磨きをかけると共に、職員の人材育成に関与し、研修体系の策定に参加するなど、職員の専門性の向上を積極的に図る。	○	○	
職員に対するSVを行うと共に、自らもSVを受ける。	○	○	○
OJTが活発に展開できるよう、SV体制やカンファレンス体制等、所属する機関・施設の体制整備に貢献する。	○	○	○
婦人保護事業に関する法制度について深く理解し、所属する機関・施設の運営上の課題を整理・検討する。	○	○	○
支援の質的向上を図るために最新の知見を収集し、職員の専門性の向上を図る。	○	○	○
アセスメント能力に磨きをかけると共に、自立支援計画をもとに適切な自立支援が行われているか、支援の進行管理を行う。	○	○	○
利用者の家族への支援や調整の質的向上に努める。	○	○	○
同伴児童への支援の質的向上に努める。	○	○	○
チームアプローチの質的向上に努め、所属する機関・施設内の状況を把握し、いかなる状況においても適切な対応を行う。	○	○	○
支援に係る機関・施設、社会資源とのより良い協働に向けて積極的に働きかけ、必要な調整を行う。	○	○	○
業務の改善や必要なシステムの構築など、所属する機関・施設の向上を常に心がける。	○	○	○
婦人保護事業に関する社会的課題について、地域社会に向けて発信する。	○	○	○
所属する機関・施設の運営管理・人事管理・危機管理に関与し、改善を図る。	○	○	
研修レベル	Lv. 4（市区等に配置された婦人相談員は該当区分なし）		
婦人保護事業の社会的意義と課題について理解を深める。	○	○	—
利用者の権利擁護を基本とし、機関・施設の質的向上に努める。	○	○	—
機関・施設の長として職員を統括し、支援に当たって知識・技術レベルの向上に努める。	○	○	—
業務推進の管理・環境整備等の責任を担う。	○	○	—
機関・施設の運営管理・人事管理・危機管理の責任を担う。	○	○	—
婦人保護事業に関する法制度について深く理解し、運営に反映すると共に、運営の課題を整理・検討する。	○	○	—
職員同士のチームワークをリードし、チームアプローチが機能するよう運営を行う。	○	○	—
家族への対応や調整の質的向上を図る。	○	○	—
同伴児童への支援の充実に向けて運営を行う。	○	○	—
他の婦人保護事業の関連機関・施設とネットワークを築き、情報交換を行うなど、相互の連携体制の強化に努める。	○	○	—
地域住民や地域機関との良好な関係を築き、婦人保護事業に関する理解を促す。	○	○	—
地域や行政機関に向けて、婦人保護事業全体の向上のための提言を行う。	○	○	—

Lv. 3 婦人相談所職員・婦人保護施設職員：基幹的職員（主任以上）

市区等に配置された婦人相談員：経験年数5年以上

	婦人相談所職員	婦人保護施設職員	市区等に配置された婦人相談員
1) 基本姿勢	対人援助の基本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の人権の尊重、傾聴・共感・肯定的評価、エンパワメント、ストレングスへの注目といった支援の基本について、自身の実践の向上を図り、他の職員への指導を行う。</li> </ul>	
	支援者としての自己理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援者として利用者の自立を支援する立場を認識し、理解を深める。</li> <li>・利用者の個人的状況や、社会的状況の改革・改善を目指すことの重要性を理解する。</li> </ul>	
	職業倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が婦人保護事業の支援者として必要な倫理規範を習得するよう努める。</li> <li>・所属する機関・施設の職員や利用者、および地域社会に信頼され、専門性の高い職員となるよう努める。</li> <li>・自身の健康管理と、支援者としての成長に努め、他の職員のモデルとなる。</li> </ul>	
	人材育成に対する姿勢と体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の更なる向上に努め、他の職員の模範となる。</li> <li>・SVを行うと同時に、SVを受けながら、実践を行う。</li> <li>・実践で得た知見やエビデンスを整理・分析し、発信する。</li> <li>・地域ブロックの研修委員会に積極的に加わり、地域の人材育成、研修計画、研修の実施に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスに主体的に参加し、ケースから学ぶ姿勢を率先して示す。</li> <li>・自治体や政府に必要な提案等を発信する。</li> </ul>

		婦人相談所職員	婦人保護施設職員	市区等に配置された婦人相談員
2) 権利擁護	婦人保護事業における人権とジェンダーの視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護の姿勢を常に持ち、職場全体のモデルとなる。</li> <li>・利用者の最善の利益のための支援を、所属する機関・施設内外で展開する。</li> <li>・人権擁護や婦人保護事業の充実のための啓発と提言に努める。</li> <li>・職員が、利用者の多様性を尊重する姿勢を持つよう努める。</li> </ul>		
	性と生殖に関する健康と権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・中絶・出産に関する知識を背景に、利用者の選択を尊重した支援を行う。</li> <li>・性と生殖に関する健康と権利の保障のため、啓発と提言に努める。</li> <li>・職員が妊娠・出産に関する利用者の選択を尊重する姿勢を持つよう努める。</li> </ul>		
	同伴児童等の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同伴児童の最善の利益のための支援を行い、所属する機関・施設内外での活動を推進する。</li> <li>・同伴児童の最善の利益のため、より適切な親子関係や養育環境の実現に向けて、関係機関と連携しながら支援をリードする。</li> <li>・利用者の家族の状況や利用者との関係性を踏まえた、関係機関と連携した家族支援をリードする。</li> </ul>		
3) 法制度・施策	歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護事業の歴史に関する知識を、習得すること。</li> </ul>		
	動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護事業に関連する施策や政策的動向を把握し、所属する機関・施設内外で共有する。</li> <li>・その時々々の施策、政策的動向に関して理解し、課題を把握する。</li> </ul>		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護事業における課題について最新の動向を把握し、解決策を見出す。</li> </ul>		
	法制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護事業に関連する法制度に関する課題を把握し、他の職員や関係者と共有する。</li> <li>・警察等の関係機関が有する利用者への支援の仕組みを習得し、有効に活用する。</li> <li>・制度改正、通知、関連する行政報告について把握し、他の職員や関係者と共有する。</li> </ul>		
4) 利用者理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が抱える複合的な困難への理解を進めるため、関連する理論や知見、情報の収集に努め、他の職員や関係者と共有する。</li> <li>・職員が、利用者の多様性を尊重する姿勢を持つよう努める（再掲）。</li> </ul>			

		婦人相談所職員	婦人保護施設職員	市区等に配置された婦人相談員
5) 支援技術・支援実務	基本技術	・一連の支援段階で必要な対応について SV を行い、自らも SV を受ける。		
	相談対応	・傾聴・共感・肯定的評価について SV を行い、自らも SV を受ける。 ・相談内容の整理と課題の優先順位について SV を行い、自らも SV を受ける。		
	一時保護	・利用者が安心できる環境整備について SV を行い、自らも SV を受ける。 ・利用者ニーズ・状況の把握や、個別対応や心理的ケア、同行支援等を通じた自己決定支援について SV を行い、自らも SV を受ける。 ・一貫性のある支援を行うための情報共有について、改善方法を検討し、実践する。		
		・一時保護の委託先および担当婦人相談員と情報共有しながら協働する。	・婦人相談所および担当婦人相談員と情報共有しながら協働する。	・婦人相談所および一時保護の委託先との情報共有しながら協働する。
	婦人保護施設入所措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人保護施設入所措置に当たり、一時保護中の社会調査、行動観察、心理学的・医学的判定を適切に実施する。</li> <li>・入所会議において、関係者の合意に基づき、支援方針を決定する。</li> <li>・入所施設に対し、入所者の情報提供を的確に行う。</li> <li>・入所者の支援状況を把握する。</li> </ul>		
	自立支援	・アセスメントについて SV を行い、自らも SV を受ける。 ・アセスメントに基づいた自立支援計画の策定と実施について、進行管理を行う。		
	家族との調整	・利用者の家族との関係性や家族の持つリスク要因の把握について SV を行い、自らも SV を受ける。 ・家族の協力が得られる場合は、協力関係が継続できる体制を整える。		
	同伴児童支援	・同伴児童の性別・年齢や状態に応じた支援について SV を行い、自らも SV を受ける。 ・利用者の養育能力回復のための支援技術について SV を行い、自らも SV を受ける。 ・児童相談所等と連携した支援について SV を行い、自らも SV を受ける。		
	暴力（性的搾取・性暴力を含む）被害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護を含めた対応方針について SV を行い、自らも SV を受ける。</li> <li>・加害者による追求への対策について、所属する機関・施設全体での協議を推進する。</li> <li>・支援者や関係者の言動による二次被害を起こさないよう、職員への指導を徹底する。</li> </ul>		

		婦人相談所職員	婦人保護施設職員	市区等に配置された婦人相談員
6) 組織内外との連携	所属する 機関・施設 内の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームアプローチが機能するための体制の充実を図る。</li> <li>・職員のメンタルヘルスや健康状態に気を配り、上司や専門職に相談しながら適切な対応を図る</li> <li>・自身の立場と影響力を認識し、他の職員の見本となる。</li> </ul>		
	関係する 他機関・ 施設との連 携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有体制の整備を行う。</li> <li>・職員の孤立等チームアプローチが困難な状況を把握し、その改善を図るとともに、予防策を検討する。</li> <li>・所属する機関・施設全体がチームワークによる支援を行う体制を作る。</li> <li>・所属する機関・施設の運営方針を周知する。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援に必要な社会資源の把握に努める。</li> <li>・必要な機関・施設とのカンファレンスを行う体制を整え、常にその改善を図る。</li> <li>・他の婦人保護事業関連の機関・施設の基幹的職員とネットワークを構築し、連携する。</li> </ul>		
7) 組織運営	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントに基づいた適切な方針の決定についてSVを行い、自身もSVを受ける。</li> <li>・加害者による追及への対策を実施し、その改善を常に図る。</li> <li>・支援者自身や関係者の言動による二次被害を起こさないよう、職員への指導を徹底する（再掲）。</li> <li>・職員の抱え込みや孤立、バーンアウトの予防対策を実施し、その改善を常に図る。</li> <li>・利用者からの暴力・ハラスメント被害の防止について、対策を実施し、その改善を常に図る。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安心・安全を確保できる環境確保に向け、所属する機関・施設の体制を整備し、その改善を常に図る。</li> </ul>		
	災害・事故 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等の地域の災害関連情報を収集し、対策の強化に活用する。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する機関・施設における、災害時や事故発生時の対応マニュアル作成・改善を行い、職員への周知を徹底する。</li> <li>・災害時や事故発生時には、対応マニュアルに沿って、確実に対応する。</li> </ul>		
マスコミ 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の権利擁護と守秘義務を原則とし、上司と相談して取材に対して適切な対応を取る。</li> <li>・婦人保護事業に関係する機関・施設に関する報道について把握し、的確な広報を行う。</li> </ul>			
運営の継 続と向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各職員の業務において、適切なPDCAサイクルを通じた業務の継続と改善が行われるよう進行管理を実施し、自身の業務についても適切なPDCAサイクルを実施する。</li> </ul>			
8) 情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する機関・施設内での情報管理に対する高い意識を持つ。</li> <li>・個人情報の取扱規定の遵守を職員に徹底し、規定の改善を図る。</li> <li>・加害者やその代理人の情報開示請求に対する対応の検討を進める。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報管理システムやセキュリティ対策について、体制整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属機関の情報管理システムやセキュリティ対策について、理解し実践する。</li> </ul>		



## 配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧

平成30年7月2日現在  
281か所(うち市町村設置主体:108か所)

※電話番号については、相談専用の電話がある場合には相談電話番号を、ない場合は代表番号を載せています。施設によって相談受付時間等が異なっておりますので、各施設にお問い合わせください。

都道府県名	市区町村名	支援センター名	ホームページURL	
北海道		北海道立女性相談援助センター	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jsc/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jsc/index.htm</a>	
		北海道環境生活部くらし安全局	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/dv/dv_soudan.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/dv/dv_soudan.htm</a>	
		北海道石狩振興局	<a href="http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/kansei/DV.htm">http://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/kansei/DV.htm</a>	
		北海道渡島総合振興局	<a href="http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/syusa-douminseikatu/dannivo/bouryoku.htm">http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/syusa-douminseikatu/dannivo/bouryoku.htm</a>	
		北海道檜山振興局	<a href="http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/haiguusvabouryokudeonayaminokatahe.htm">http://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/haiguusvabouryokudeonayaminokatahe.htm</a>	
		北海道後志総合振興局	<a href="http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/haiguusva.htm">http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/haiguusva.htm</a>	
		北海道空知総合振興局	<a href="http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/DV.htm">http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/DV.htm</a>	
		北海道上川総合振興局	<a href="http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/danivo/danjo.htm">http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/danivo/danjo.htm</a>	
		北海道留萌振興局	<a href="http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/seikatsu/haiguusva.htm">http://www.rumoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/seikatsu/haiguusva.htm</a>	
		北海道宗谷総合振興局	<a href="http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/DVsodan.html">http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/DVsodan.html</a>	
		北海道オホーツク総合振興局	<a href="http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/shusa.htm">http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/shusa.htm</a>	
		北海道胆振総合振興局	<a href="http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/byodo/page1.htm">http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/byodo/page1.htm</a>	
		北海道日高振興局	<a href="http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/doumin/dvsoudan.htm">http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/doumin/dvsoudan.htm</a>	
		北海道十勝総合振興局	<a href="http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/domin/dv.htm">http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/domin/dv.htm</a>	
		北海道釧路総合振興局	<a href="http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/douminseikatu.htm">http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/douminseikatu.htm</a>	
		北海道根室振興局	<a href="http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/dv/dv-sien.htm">http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/dv/dv-sien.htm</a>	
	札幌市	札幌市市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課		<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/boryoku/sodan/">http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/boryoku/sodan/</a>
		札幌市	札幌市配偶者暴力相談センター	<a href="http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/boryoku/sodan/">http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/boryoku/sodan/</a>
函館市		函館市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012400480/">http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012400480/</a>	
旭川市		旭川市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/241/251/d059778.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/218/241/251/d059778.html</a>	
青森県		青森県女性相談所	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/jisodan/iosou2.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/jisodan/iosou2.html</a>	
		青森県男女共同参画センター	<a href="http://www.apio.pref.aomori.jp/">http://www.apio.pref.aomori.jp/</a>	
		青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/hi-fukushi/hi-huku-sonota3.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/hi-fukushi/hi-huku-sonota3.html</a>	
		青森県中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ch-fukushi/josei.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ch-fukushi/josei.html</a>	
		青森県三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/sa-fukushi/dv-tel.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/sa-fukushi/dv-tel.html</a>	
		青森県西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/se-fukushi/2008-0627-1438-425.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/se-fukushi/2008-0627-1438-425.html</a>	
		青森県上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/2008-0605-1159-466.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/2008-0605-1159-466.html</a>	
		青森県下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	<a href="http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/sh-fukushi/haiguusva.html">http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/sh-fukushi/haiguusva.html</a>	
	青森市	青森市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/jinken-danjo/shiseijouhou/matidukuri/danjo-kyoudou-sankaku/24.html">https://www.city.aomori.aomori.jp/jinken-danjo/shiseijouhou/matidukuri/danjo-kyoudou-sankaku/24.html</a>	
岩手県		岩手県福祉総合相談センター	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>	
		盛岡広域振興局保健福祉環境部	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>	
		県南広域振興局保健福祉環境部	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>	
		県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>	
		県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>	

都道府県名	市区町村名	支援センター名	ホームページURL
		沿岸広域振興局保健福祉環境部	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>
		沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>
		沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>
		県北広域振興局保健福祉環境部	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>
		県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	<a href="http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html">http://www.pref.iwate.jp/fukushisoudan/josei/shien/index.html</a>
		岩手県男女共同参画センター	<a href="http://danjo12.wixsite.com/iwatedanjosankaku/dv">http://danjo12.wixsite.com/iwatedanjosankaku/dv</a>
	盛岡市	もりおか女性センター	<a href="http://mjic.sankaku-npo.jp">http://mjic.sankaku-npo.jp</a>
宮城県		宮城県女性相談センター	<a href="http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyouseict/">http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyouseict/</a>
	仙台市	仙台市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.sendai.jp/danjo-kikaku/kurashi/manabu/danjo/sodan/boryoku.html">http://www.city.sendai.jp/danjo-kikaku/kurashi/manabu/danjo/sodan/boryoku.html</a>
秋田県		秋田県女性相談所	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/jyosou">http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/jyosou</a>
		秋田県北福祉事務所	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777">http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777</a>
		秋田県山本福祉事務所	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777">http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777</a>
		秋田県中央福祉事務所	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777">http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777</a>
		秋田県南福祉事務所	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777">http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/777</a>
		秋田県中央男女共同参画センター	<a href="http://akitawmc.com/soudan.html">http://akitawmc.com/soudan.html</a>
山形県		山形県女性相談センター(山形県中央配偶者暴力相談支援センター)	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/">https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/</a>
		山形県村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課(山形県村山地域配偶者暴力相談支援センター)	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/7010002DV/soudansaki.html">https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/7010002DV/soudansaki.html</a>
		山形県最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課(山形県最上地域配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.pref.yamagata.jp/ou/sogoshicho/mogami/314026/">http://www.pref.yamagata.jp/ou/sogoshicho/mogami/314026/</a>
		山形県置賜総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課(山形県置賜地域配偶者暴力相談支援センター)	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/7010002DV/soudansaki.html">https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/7010002DV/soudansaki.html</a>
		山形県庄内総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課(山形県庄内配偶者暴力相談支援センター)	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/7010002DV/soudansaki.html">https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/dv/7010002DV/soudansaki.html</a>
福島県		福島県女性のための相談支援センター	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21820a/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21820a/</a>
		福島県男女共生センター	<a href="http://www.f-miraikan.or.jp">http://www.f-miraikan.or.jp</a>
		福島県県北保健福祉事務所	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21110a/sodanmadoguchi.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21110a/sodanmadoguchi.html</a>
		福島県県中保健福祉事務所	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21120a/soudan1.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21120a/soudan1.html</a>
		福島県県南保健福祉事務所	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21130a/022-soudan.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21130a/022-soudan.html</a>
		福島県会津保健福祉事務所	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21140a/dv.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21140a/dv.html</a>
		福島県南会津保健福祉事務所	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21150a/nkh12328.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21150a/nkh12328.html</a>
		福島県相双保健福祉事務所	<a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21160a/soso-annai.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21160a/soso-annai.html</a>
	郡山市	郡山市こども家庭相談センター	<a href="https://www.city.koriyama.fukushima.jp/222000/kosodate/sodan-kosodate.html">https://www.city.koriyama.fukushima.jp/222000/kosodate/sodan-kosodate.html</a>
茨城県		茨城県女性相談センター	<a href="http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukusise/fujin/fukuso/huiinpage.html">http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukusise/fujin/fukuso/huiinpage.html</a>
	水戸市	水戸市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.mito.lg.jp/001245/001258/haibou.html">http://www.city.mito.lg.jp/001245/001258/haibou.html</a>
	古河市	古河市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/kurashitetuduki/consultation/syouhiseikatu/5332.html">https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/lifetop/kurashitetuduki/consultation/syouhiseikatu/5332.html</a>
栃木県		とちぎ男女共同参画センター	<a href="http://www.parti.jp/soudan/index.html">http://www.parti.jp/soudan/index.html</a>
	宇都宮市	宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kenko/kokoro/1004487.html">http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/kenko/kokoro/1004487.html</a>
	日光市	日光市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/guide/fukushi/danjo/dv-boushi/dv-boushi.html">http://www.city.nikko.lg.jp/jinkendanjo/guide/fukushi/danjo/dv-boushi/dv-boushi.html</a>
	小山市	小山市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.ovama.tochigi.jp/soshiki/35/2293.html">http://www.city.ovama.tochigi.jp/soshiki/35/2293.html</a>

都道府県名	市区町村名	支援センター名	ホームページURL
群馬県		群馬県女性相談センター	<a href="http://www.pref.gunma.jp/04/c2210031.html">http://www.pref.gunma.jp/04/c2210031.html</a>
	前橋市	前橋市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/188/207/208/p017662.html">http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/188/207/208/p017662.html</a>
	高崎市	高崎市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2015021600014/">http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2015021600014/</a>
	安中市	安中市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.annaka.lg.jp/gvousei/shimin/shimiseikatsu/Domestic_Violence_Hotline.html">http://www.city.annaka.lg.jp/gvousei/shimin/shimiseikatsu/Domestic_Violence_Hotline.html</a>
	長野原町	長野原町配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.pref.gunma.jp/04/c2200212.html">http://www.pref.gunma.jp/04/c2200212.html</a>
	大泉町	大泉町配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/06iyumin/01iyumin/1416986127-48.html">http://www.town.oizumi.gunma.jp/01soshiki/06iyumin/01iyumin/1416986127-48.html</a>
埼玉県		埼玉県婦人相談センター	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0302/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0302/index.html</a>
		埼玉県男女共同参画推進センター	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/counsel/index.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/counsel/index.html</a>
	さいたま市	さいたま市DV相談センター	<a href="http://www.city.saitama.jp/006/010/005/p0059283.html">http://www.city.saitama.jp/006/010/005/p0059283.html</a>
	川越市	川越市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/jinken/danjokuyodo/danjokuyodosankaku/joseisodan.html">http://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/jinken/danjokuyodo/danjokuyodosankaku/joseisodan.html</a>
	越谷市	越谷市女性・DV相談支援センター	<a href="https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/ehisei/kurashi/jinkendenjokuyodo/oshirase/koshigaya.contents.20150925.html">https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/ehisei/kurashi/jinkendenjokuyodo/oshirase/koshigaya.contents.20150925.html</a>
	熊谷市	熊谷市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/soudan/kankyou_seikatsu/dvsoudan.html">http://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/soudan/kankyou_seikatsu/dvsoudan.html</a>
	川口市	川口市配偶者暴力相談支援センター 川口市女性総合相談	<a href="https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/soudan/20575.html">https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/soudan/20575.html</a>
	飯能市	飯能市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/79/">https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/79/</a>
	本庄市	本庄市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/shimiseikatsu/shiminkatsudou/tantoujohou/jinken/index.html">http://www.city.honjo.lg.jp/soshiki/shimiseikatsu/shiminkatsudou/tantoujohou/jinken/index.html</a>
	東松山市	東松山市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/kurashi/sodan/1355138519658.html">http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/kurashi/sodan/1355138519658.html</a>
	上尾市	上尾市男女共同参画推進センター	<a href="http://www.city.ageo.lg.jp/page/014114040106.html">http://www.city.ageo.lg.jp/page/014114040106.html</a>
	草加市	草加市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1402/010/020/010/PAGE000000000000042351.html">http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s1402/010/020/010/PAGE000000000000042351.html</a>
	蕨市	蕨市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.warabi.saitama.jp/hp/page000009900/hpg000009848.htm">http://www.city.warabi.saitama.jp/hp/page000009900/hpg000009848.htm</a>
	朝霞市	朝霞市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/4/dvsoudan.html">http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/4/dvsoudan.html</a>
	志木市	志木市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37.2510.144.html">http://www.city.shiki.lg.jp/index.cfm/37.2510.144.html</a>
	八潮市	八潮市配偶者暴力相談支援センター「八潮市DV相談支援室」	<a href="http://www.city.yashio.lg.jp/shisei/jinken/danjio/dvsoudansensitu/">http://www.city.yashio.lg.jp/shisei/jinken/danjio/dvsoudansensitu/</a>
	吉川市	吉川市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23.728.131.744.html">http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23.728.131.744.html</a>
	ふじみ野市	ふじみ野市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.fujimino.saitama.jp/doc/2016033000137/#女性のためのDV・総合相談">http://www.city.fujimino.saitama.jp/doc/2016033000137/#女性のためのDV・総合相談</a>
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市役所健康福祉部こども支援課	<a href="http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page005302.html">http://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page005302.html</a>
	千葉県		千葉県女性サポートセンター
		千葉県習志野健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県市川健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県松戸健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県野田健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県印旛健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県香取健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県海匝健康福祉センター八日市場地域保健センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県山武健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県長生健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県夷隅健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県安房健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県君津健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>
		千葉県市原健康福祉センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/soudan.html</a>

都道府県名	市区町村名	支援センター名	ホームページURL
		千葉県男女共同参画センター	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/dankvou/dv/soudan.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/dankvou/dv/soudan.html</a>
	千葉市	千葉市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/haibou.html">http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/haibou.html</a>
	船橋市	船橋市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/fukushi/013/p024892.html">http://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/fukushi/013/p024892.html</a>
	市川市	市川市男女共同参画センター	<a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000003.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000003.html</a>
	野田市	野田市児童家庭部人権・男女共同参画推進課	<a href="http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/soudan/soudan/1000245.html">http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/soudan/soudan/1000245.html</a>
東京都		東京ウィメンズプラザ	<a href="http://www1.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/">http://www1.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/</a>
		東京都女性相談センター(多摩支所を含む)	<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/sodan/i_soudan.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/sodan/i_soudan.html</a>
	港区	港区子ども家庭支援部子ども家庭課家庭相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.city.minato.tokyo.jp/soshiki/kate.html">http://www.city.minato.tokyo.jp/soshiki/kate.html</a>
	新宿区	新宿区配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/danjo01_009990.html">https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/danjo01_009990.html</a>
	台東区	台東区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenko/kokorotoinochi/5kokoro.html">http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenko/kokorotoinochi/5kokoro.html</a>
	江東区	江東区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.koto.lg.jp/055202/kurashi/iinken/danjo/center/840.html">http://www.city.koto.lg.jp/055202/kurashi/iinken/danjo/center/840.html</a>
	大田区	大田区配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiki/danjo/OTA-DVcenter.html">https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiki/danjo/OTA-DVcenter.html</a>
	中野区	中野区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d001678.html">http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d001678.html</a>
	杉並区	杉並区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/iinken/1005362.html">http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/iinken/1005362.html</a>
	豊島区	豊島区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.toshima.lg.jp/051/kuse/danjo/dvboshi/031359.html">http://www.city.toshima.lg.jp/051/kuse/danjo/dvboshi/031359.html</a>
	北区	北区配偶者暴力相談支援センター(機能整備)	<a href="https://www.city.kita.tokyo.jp/seikatsufukushi/kenko/fukushi/jose.html">https://www.city.kita.tokyo.jp/seikatsufukushi/kenko/fukushi/jose.html</a>
	荒川区	荒川区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/hitorioya_josei/sodan/dvsodan/haiboucenter.html">http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate/hitorioya_josei/sodan/dvsodan/haiboucenter.html</a>
	板橋区	板橋区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_categories/index01010004.html">http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_categories/index01010004.html</a>
	練馬区	練馬区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/iinken/haiboucenter.html">http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/iinken/haiboucenter.html</a>
	葛飾区	葛飾区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000061/1003796/1003861.html">http://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000061/1003796/1003861.html</a>
	江戸川区	江戸川区配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.edogawa.tokyo.jp/shisetsuguide/bunya/kosodate/haiboucenter.html">http://www.city.edogawa.tokyo.jp/shisetsuguide/bunya/kosodate/haiboucenter.html</a>
	神奈川県		神奈川県立女性相談所
		神奈川県立かながわ男女共同参画センター	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41205/">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41205/</a>
横浜市		横浜市DV相談支援センター	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/danjo/dvcenter/">http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/danjo/dvcenter/</a>
川崎市		川崎市DV相談支援センター	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000076722.html">http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000076722.html</a>
相模原市		相模原市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sodan/1006090.html">http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/sodan/1006090.html</a>
新潟県		新潟県女性福祉相談所	<a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/chuofukushi/1191429036057.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/chuofukushi/1191429036057.html</a>
	新潟市	新潟市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/sodaninfo/soudan_DV.html">https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/sodaninfo/soudan_DV.html</a>
	長岡市	長岡市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/gate14/danjo/dv-network.html">http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/gate14/danjo/dv-network.html</a>
富山県		富山県女性相談センター	<a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1257/ki00017780.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1257/ki00017780.html</a>
	高岡市	高岡市男女平等推進センター	<a href="http://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html">http://www.city.takaoka.toyama.jp/gec/kurashi/kyodosankaku/center/index.html</a>
石川県		石川県女性相談支援センター	<a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/soudansien">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/soudansien</a>
	金沢市	金沢市女性相談支援室	<a href="http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11003/soudan/">http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11003/soudan/</a>
福井県		福井県生活学習館	<a href="http://www.manabi.pref.fukui.jp/you-i/information/information-02">http://www.manabi.pref.fukui.jp/you-i/information/information-02</a>
		福井県総合福祉相談所	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/soudansyo/</a>
		福井県福井健康福祉センター	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html</a>
		福井県坂井健康福祉センター	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html</a>
		福井県奥越健康福祉センター	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html</a>
		福井県丹南健康福祉センター	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danjo/soudan.html</a>

都道府県名	市区町村名	支援センター名	ホームページURL
		福井県嶺南振興局二州健康福祉センター	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danijo/soudan.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danijo/soudan.html</a>
		福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター	<a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danijo/soudan.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/danijo/soudan.html</a>
山梨県		女性相談所	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/josei/josou.html">http://www.pref.yamanashi.jp/josei/josou.html</a>
		山梨県立男女共同参画推進センター	<a href="http://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicssogo.html">http://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicssogo.html</a>
長野県		長野県女性相談センター	<a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/joseisodan/sodan/sodan.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/joseisodan/sodan/sodan.html</a>
		長野県男女共同参画センター	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/sodan/30sodan.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/aitopia/sodan/30sodan.html</a>
	安曇野市	安曇野市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/25/1020.html">https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/25/1020.html</a>
岐阜県		岐阜県女性相談センター	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_22310/23soudan.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_22310/23soudan.html</a>
		岐阜地域福祉事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenko-fukushi/gifu-fukushi/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenko-fukushi/gifu-fukushi/</a>
		西濃県事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/seino-jimusyo/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/seino-jimusyo/</a>
		揖斐県事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/ibi-jimusyo/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/ibi-jimusyo/</a>
		可茂県事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/kamo-jimusyo/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/kamo-jimusyo/</a>
		東濃県事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/tono-jimusyo/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/tono-jimusyo/</a>
		飛騨県事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/hida-jimusyo/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/hida-jimusyo/</a>
		中濃県事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/tyuno-jimusyo/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/tyuno-jimusyo/</a>
		恵那県事務所	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/ena-jimusyo/">http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaivo/soshiki-annai/kenjimuso/ena-jimusyo/</a>
静岡県		静岡県女性相談センター	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-810/josou/index.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-810/josou/index.html</a>
	静岡市	静岡市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.shizuoka.jp/000_002130.html">http://www.city.shizuoka.jp/000_002130.html</a>
	浜松市	浜松市DV相談支援センター	<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jose/dv/dv1.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jose/dv/dv1.html</a>
	富士市	富士市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.fuji.shizuoka.jp/fp/kenkou/c0306/rn2ola000005gt3.html">http://www.city.fuji.shizuoka.jp/fp/kenkou/c0306/rn2ola000005gt3.html</a>
愛知県		愛知県女性相談センター	<a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/iidoukatei/0000012699.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/iidoukatei/0000012699.html</a>
	名古屋市	名古屋市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-3-3-13-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-3-3-13-0-0-0-0-0-0.html</a>
三重県		三重県女性相談所	<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/JOSOU/HP">http://www.pref.mie.lg.jp/JOSOU/HP</a>
滋賀県		滋賀県立男女共同参画センター	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/">http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/</a>
		滋賀県中央子ども家庭相談センター	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/e/jido/">http://www.pref.shiga.lg.jp/e/jido/</a>
		滋賀県彦根子ども家庭相談センター	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/e/jido">http://www.pref.shiga.lg.jp/e/jido</a>
京都府		京都府家庭支援総合センター	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/">http://www.pref.kyoto.jp/kateisien-sogo/</a>
		京都府宇治児童相談所(京都府南部家庭支援センター)	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/ouen_14dv.html">http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/ouen_14dv.html</a>
		京都府福知山児童相談所(京都府北部家庭支援センター)	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/ouen_14dv.html">http://www.pref.kyoto.jp/kateishien/ouen_14dv.html</a>
	京都市	京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センター	<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000211942.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000211942.html</a>
大阪府		大阪府女性相談センター	<a href="http://www.pref.osaka.jp/joseisodan/">http://www.pref.osaka.jp/joseisodan/</a>
		大阪府中央子ども家庭センター	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html</a>
		大阪府池田子ども家庭センター	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html</a>
		大阪府吹田子ども家庭センター	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html</a>
		大阪府東大阪子ども家庭センター	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html</a>
		大阪府富田林子ども家庭センター	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html</a>
		大阪府岸和田子ども家庭センター	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kodomokatei/dvsoudan/index.html</a>
	大阪市	大阪市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000137808.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000137808.html</a>

都道府県名	市区町村名	支援センター名	ホームページURL
	堺市	堺市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/mokuteki/sodan/dv_soudan/soudanshien/haibou.html">http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/mokuteki/sodan/dv_soudan/soudanshien/haibou.html</a>
	吹田市	すいたストップDVステーション(DV相談室)	<a href="http://www.city.suita.osaka.jp/home/kurashinojohe/79349/79350.html">http://www.city.suita.osaka.jp/home/kurashinojohe/79349/79350.html</a>
	枚方市	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」	<a href="http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007823.html">http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007823.html</a>
	茨木市	茨木市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/sodan/1458198567524.html">http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/sodan/1458198567524.html</a>
	豊中市	豊中市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokuyoudou/dv/dvc.html">http://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokuyoudou/dv/dvc.html</a>
兵庫県		兵庫県女性家庭センター	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf23/hw37_00000002.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf23/hw37_00000002.html</a>
	神戸市	神戸市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.kobe.lg.jp/child/family/family/dvmadoguti.html">http://www.city.kobe.lg.jp/child/family/family/dvmadoguti.html</a>
	姫路市	姫路市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212303/27368.html">http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212303/27368.html</a>
	尼崎市	尼崎市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/ansin/soudan/1004385.html">http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/ansin/soudan/1004385.html</a>
	明石市	明石市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/kurashi/sodan/madoguchi/dv.html">https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/kouhou_ka/kurashi/sodan/madoguchi/dv.html</a>
	西宮市	西宮市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.nishi.or.jp/kosodate/koza/dv-sodan.html">https://www.nishi.or.jp/kosodate/koza/dv-sodan.html</a>
	芦屋市	芦屋市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.ashiya.lg.jp/fuzokukikan/dvsoudan.html">http://www.city.ashiya.lg.jp/fuzokukikan/dvsoudan.html</a>
	伊丹市	伊丹市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.itami.lg.jp/ITAMI BENRI/SODAN MADOGUTI/1392030477989.html">http://www.city.itami.lg.jp/ITAMI BENRI/SODAN MADOGUTI/1392030477989.html</a>
	加古川市	加古川市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.kakogawa.lg.jp/mokutekibetsudesagasu/sodan/1419265717464.html">http://www.city.kakogawa.lg.jp/mokutekibetsudesagasu/sodan/1419265717464.html</a>
	宝塚市	宝塚市配偶者暴力相談支援センター(たからづかDV相談室)	<a href="http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/sodan/dv/index.html">http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/sodan/dv/index.html</a>
	三木市	三木市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/doc/B50095931B663B254925829E0008957E?OpenDocument">http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/doc/B50095931B663B254925829E0008957E?OpenDocument</a>
	川西市	川西市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kodomo/1000689/1000699.html">http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kodomo/1000689/1000699.html</a>
	小野市	小野市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.ono.hyogo.jp/1/22/">http://www.city.ono.hyogo.jp/1/22/</a>
	三田市	三田市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/26-haiguusyabouryoku.html">http://www.city.sanda.lg.jp/machizukuri/26-haiguusyabouryoku.html</a>
	加西市	加西市DV相談室(加西市配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/06shie/17soud.htm">http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/06shie/17soud.htm</a>
	加東市	加東市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.kato.lg.jp/kakukanagoannai/kenkoufukushibu/haiguusyabouryoku/index.html">http://www.city.kato.lg.jp/kakukanagoannai/kenkoufukushibu/haiguusyabouryoku/index.html</a>
	猪名川町	猪名川町配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.town.inagawa.lg.jp/kosodate/kosodate/kosodatesoudan/1486616821186.html">http://www.town.inagawa.lg.jp/kosodate/kosodate/kosodatesoudan/1486616821186.html</a>
奈良県		奈良県中央こども家庭相談センター	<a href="http://www.pref.nara.jp/1727.htm">http://www.pref.nara.jp/1727.htm</a>
	奈良市	奈良市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1232506927748/">http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1232506927748/</a>
和歌山県		和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	<a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040402/gaivo.htm">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040402/gaivo.htm</a>
鳥取県		鳥取県福祉相談センター	<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903</a>
		鳥取県中部総合事務所福祉保健局	<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/175164.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/175164.htm</a>
		鳥取県西部総合事務所福祉保健局	<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/71105.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/71105.htm</a>
島根県		島根県女性相談センター	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/joseisodan/">http://www.pref.shimane.lg.jp/joseisodan/</a>
		島根県女性相談センター西部分室	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/joseisodan/">http://www.pref.shimane.lg.jp/joseisodan/</a>
岡山県		岡山県女性相談所(岡山県福祉相談センター 子ども家庭相談部女性相談課)	<a href="http://www.pref.okayama.jp/page/detail-29252.html">http://www.pref.okayama.jp/page/detail-29252.html</a>
		岡山県男女共同参画推進センター	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/187/</a>
	岡山市	岡山市男女共同参画相談支援センター	<a href="http://www.city.okayama.jp/shimin/danio/danio_00064.html">http://www.city.okayama.jp/shimin/danio/danio_00064.html</a>
	倉敷市	倉敷市男女共同参画推進センター	<a href="http://www.city.kurashiki.okayama.jp/daniyo/witup/">http://www.city.kurashiki.okayama.jp/daniyo/witup/</a>
広島県		広島県西部こども家庭センター女性相談課	<a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huzinnhogodvtaisaku/1169615351928.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huzinnhogodvtaisaku/1169615351928.html</a>
		広島県東部こども家庭センター	<a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huzinnhogodvtaisaku/1169615351928.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huzinnhogodvtaisaku/1169615351928.html</a>
		広島県北部こども家庭センター相談援助課	<a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huzinnhogodvtaisaku/1169615351928.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huzinnhogodvtaisaku/1169615351928.html</a>
	広島市	広島市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1259108807181/index.html">http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1259108807181/index.html</a>



都道府県名	市区町村名	支援センター名	ホームページURL
		かごしま県民交流センター(鹿児島県男女共同参画センター)	<a href="http://www.kagoshima-pac.jp">http://www.kagoshima-pac.jp</a>
		鹿児島県鹿児島地域振興局保健福祉環境部	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html</a>
		鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html</a>
		鹿児島県北薩地域振興局保健福祉環境部	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html</a>
		鹿児島県始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html</a>
		鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html</a>
		鹿児島県熊毛支庁保健福祉環境部	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html</a>
		鹿児島県大島支庁保健福祉環境部	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/dv/shiencenter2.html</a>
	鹿児島市	鹿児島市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/daniokvodo/machizukuri/danjio/center/sodanshitau.html">http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/daniokvodo/machizukuri/danjio/center/sodanshitau.html</a>
	鹿屋市	鹿屋市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.e-kanoya.net/~htmbox/kosodate/dv_center.html">http://www.e-kanoya.net/~htmbox/kosodate/dv_center.html</a>
	薩摩川内市	薩摩川内市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1197594047859/index.html">http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1197594047859/index.html</a>
	日置市	日置市配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.city.hioki.kagoshima.jp/jifuku/shiseioho/haiboucenter.html">https://www.city.hioki.kagoshima.jp/jifuku/shiseioho/haiboucenter.html</a>
	始良市	始良市配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.city.aira.lg.jp/sankaku/20150619.html">http://www.city.aira.lg.jp/sankaku/20150619.html</a>
	知名町	知名町配偶者暴力相談支援センター	<a href="http://www.town.china.lg.jp/modules/soumu/index.php?content_id=92&amp;page=print">http://www.town.china.lg.jp/modules/soumu/index.php?content_id=92&amp;page=print</a>
沖縄県		沖縄県女性相談所(沖縄県配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/joseisodan/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/joseisodan/index.html</a>
		沖縄県北部福祉事務所(北部配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-hoku/fukushi/hukusisougouannai.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-hoku/fukushi/hukusisougouannai.html</a>
		沖縄県中部福祉事務所(中部配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-chubu/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-chubu/index.html</a>
		沖縄県南部福祉事務所(南部配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-nan/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-nan/index.html</a>
		沖縄県宮古福祉事務所(宮古配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-miyako/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/fukushi-miyako/index.html</a>
		沖縄県八重山福祉事務所(八重山配偶者暴力相談支援センター)	<a href="http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/fukushi-yaeyama/fukushi/jvoseisodan.html">http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/fukushi-yaeyama/fukushi/jvoseisodan.html</a>



## 都道府県及び市町村における配偶者暴力相談支援センター数

平成30年7月2日現在

281か所(うち市町村設置主体:108か所)

	総数	都道府県設置	市町村設置				
			計	政令指定都市設置		政令指定都市以外の市町村設置	
				都市名	市町村名	市町村名	
全 国	281	173	108	21		87	
01 北海道	20	16	4	2	札幌市(2)	2	函館市、旭川市
02 青森県	9	8	1	0		1	青森市
03 岩手県	12	11	1	0		1	盛岡市
04 宮城県	2	1	1	1	仙台市	0	
05 秋田県	6	6	0	0		0	
06 山形県	5	5	0	0		0	
07 福島県	9	8	1	0		1	郡山市
08 茨城県	3	1	2	0		2	水戸市、古河市
09 栃木県	4	1	3	0		3	宇都宮市、日光市、小山市
10 群馬県	6	1	5	0		5	前橋市、高崎市、安中市、長野原町、大泉町
11 埼玉県	19	2	17	1	さいたま市	16	川越市、越谷市、熊谷市、川口市、飯能市、本庄市、東松山市、上尾市、草加市、蕨市、朝霞市、志木市、八潮市、吉川市、ふじみ野市、鶴ヶ島市
12 千葉県	19	15	4	1	千葉市	3	船橋市、市川市、野田市
13 東京都	16	2	14	0		14	港区、台東区、江東区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、新宿区
14 神奈川県	5	2	3	3	横浜市、川崎市、相模原市	0	
15 新潟県	3	1	2	1	新潟市	1	長岡市
16 富山県	2	1	1	0		1	高岡市
17 石川県	2	1	1	0		1	金沢市
18 福井県	8	8	0	0		0	
19 山梨県	2	2	0	0		0	
20 長野県	3	2	1	0		1	安曇野市
21 岐阜県	9	9	0	0		0	
22 静岡県	4	1	3	2	静岡市、浜松市	1	富士市
23 愛知県	2	1	1	1	名古屋市	0	
24 三重県	1	1	0	0		0	
25 滋賀県	3	3	0	0		0	
26 京都府	4	3	1	1	京都市	0	
27 大阪府	13	7	6	2	大阪市、堺市	4	吹田市、枚方市、茨木市、豊中市
28 兵庫県	17	1	16	1	神戸市	15	姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、加西市、加東市、猪名川町
29 奈良県	2	1	1	0		1	奈良市
30 和歌山県	1	1	0	0		0	
31 鳥取県	3	3	0	0		0	
32 島根県	2	2	0	0		0	
33 岡山県	4	2	2	1	岡山市	1	倉敷市
34 広島県	4	3	1	1	広島市	0	
35 山口県	2	1	1	0		1	宇部市
36 徳島県	5	3	2	0		2	鳴門市、阿南市
37 香川県	1	1	0	0		0	
38 愛媛県	3	2	1	0		1	新居浜市
39 高知県	1	1	0	0		0	
40 福岡県	12	10	2	2	北九州市、福岡市	0	
41 佐賀県	2	2	0	0		0	
42 長崎県	4	2	2	0		2	長崎市、南島原市
43 熊本県	3	1	2	1	熊本市	1	合志市
44 大分県	2	2	0	0		0	
45 宮崎県	1	1	0	0		0	
46 鹿児島県	15	9	6	0		6	鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、日置市、始良市、知名町
47 沖縄県	6	6	0	0		0	

# 婦人相談員の配置状況

(H29. 4. 1現在)

都道府県	都道府県知事による委嘱	市長による委嘱	計	市区数 (A)	婦人相談員配置 市区数 (B)	配置率 (B/A%)
1 北海道	4	40	44	35	12	34.3%
2 青森	8	8	16	10	6	60.0%
3 岩手	2	22	24	14	14	100.0%
4 宮城	0	25	25	14	2	14.3%
5 秋田	8	2	10	13	1	7.7%
6 山形	9	13	22	13	13	100.0%
7 福島	18	8	26	13	5	38.5%
8 茨城	12	5	17	32	4	12.5%
9 栃木	12	31	43	14	14	100.0%
10 群馬	9	9	18	12	4	33.3%
11 埼玉	34	44	78	40	12	30.0%
12 千葉	33	46	79	37	11	29.7%
13 東京	32	192	224	49	49	100.0%
14 神奈川	19	72	91	19	13	68.4%
15 新潟	4	16	20	20	5	25.0%
16 富山	4	7	11	10	4	40.0%
17 石川	3	13	16	11	5	45.5%
18 福井	4	5	9	9	4	44.4%
19 山梨	4	4	8	13	2	15.4%
20 長野	12	16	28	19	11	57.9%
21 岐阜	3	10	13	21	7	33.3%
22 静岡	5	23	28	23	15	65.2%
23 愛知	26	39	65	38	3	7.9%
24 三重	8	20	28	14	14	100.0%
25 滋賀	2	6	8	13	5	38.5%
26 京都	22	2	24	15	1	6.7%
27 大阪	18	24	42	33	6	18.2%
28 兵庫	5	45	50	29	15	51.7%
29 奈良	5	0	5	12	0	0.0%
30 和歌山	14	1	15	9	1	11.1%
31 鳥取	1	5	6	4	4	100.0%
32 島根	11	5	16	8	2	25.0%
33 岡山	15	16	31	15	2	13.3%
34 広島	8	15	23	14	8	57.1%
35 山口	7	8	15	13	6	46.2%
36 徳島	9	12	21	8	3	37.5%
37 香川	4	17	21	8	8	100.0%
38 愛媛	4	9	13	11	6	54.5%
39 高知	5	0	5	11	0	0.0%
40 福岡	31	62	93	28	8	28.6%
41 佐賀	3	6	9	10	4	40.0%
42 長崎	3	7	10	13	4	30.8%
43 熊本	2	26	28	14	14	100.0%
44 大分	3	2	5	14	1	7.1%
45 宮崎	4	5	9	9	2	22.2%
46 鹿児島	4	13	17	19	7	36.8%
47 沖縄	13	25	38	11	11	100.0%
合計	466	981	1,447	814	348	42.8%

## ○婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究（抜粋）

### 4. 支援につながらないケース

#### （１）一時保護や婦人保護施設入所につながらないケースの実態と状況把握

- ・一時保護につながらないケースとしては、「若年女性」（67.3%：33件）、「同伴児のいる女性」（44.9%：22件）、「障害（児）者」（40.8%：20件）、「高齢者」（24.5%：12件）が比較的多かった。

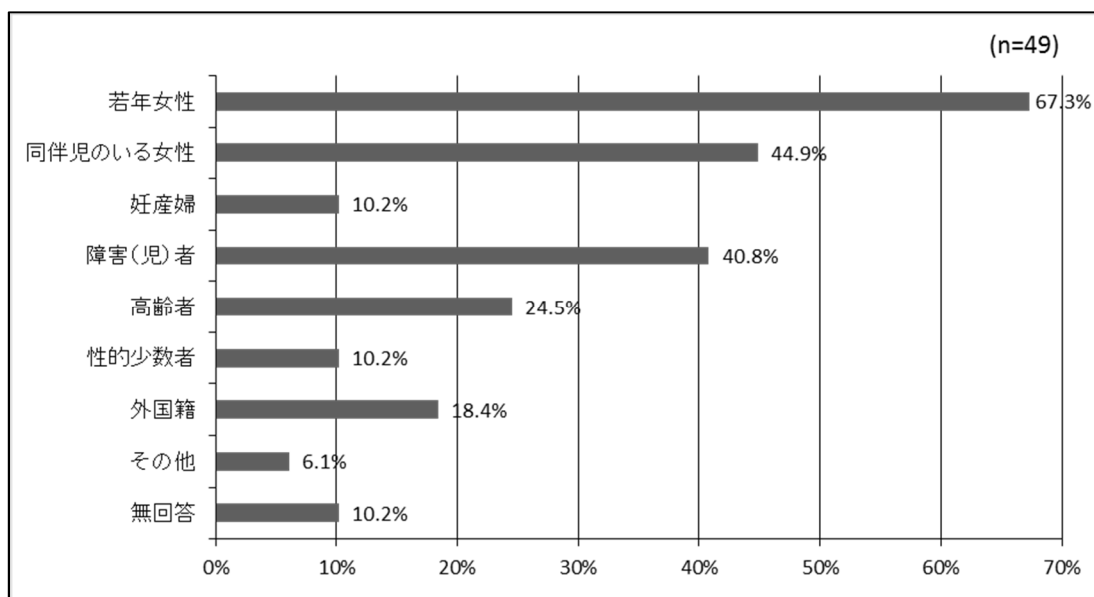
属性別に見ると、若年女性や同伴児のいる女性、妊産婦、外国籍は、「本人の同意が得られなかったため」という回答が比較的多く、障害（児）者や高齢者は、障害や疾病に起因するものが多くなっていた。

- ・婦人保護施設入所につながらないケースの属性については、「若年女性」（30.6%：15件）、「同伴児のいる女性」（28.6%：14件）、「障害（児）者」（26.5%：13件）、「高齢者」（22.4%：11件）が多く指摘された。

その理由として、一時保護と同様、若年女性、同伴児のいる女性、妊産婦、外国籍では「本人の同意が得られなかったため」が多くなっていた。加えて、妊産婦では、「就労自立の見込みが立たないため」が比較的多かった。

障害（児）者や高齢者では、本人の障害や疾病による理由の他、「他施策で支援することが適切であるため」が多くなっていた。

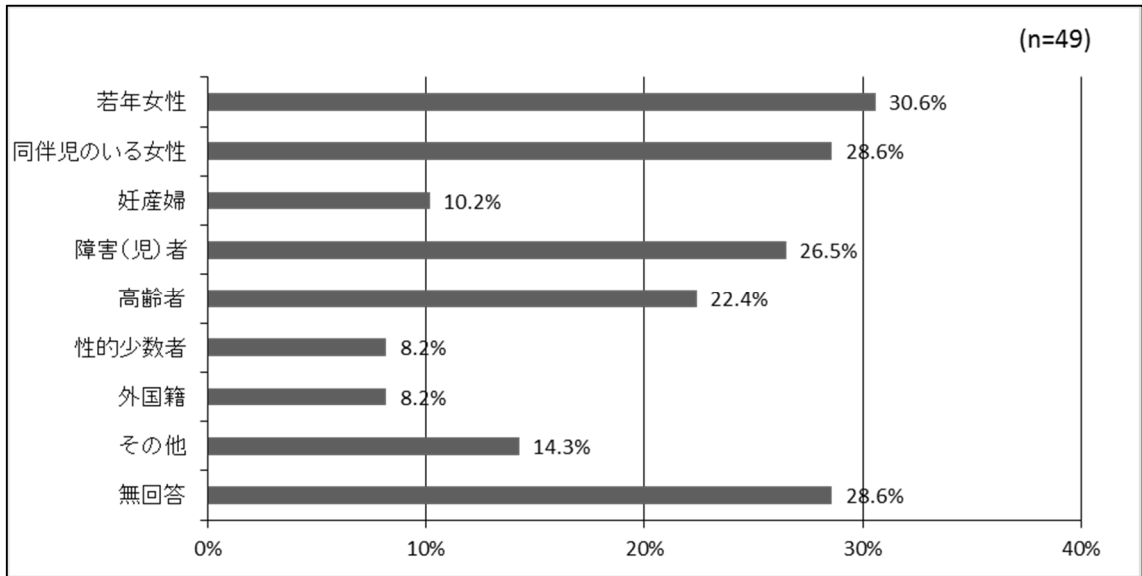
図表 2-2-34 一時保護につながらないケース【単数回答】



図表 2-2-35 一時保護につながらない理由【複数回答】

	して一時保護につながらない主なケースと して選択した相談所数	一時保護につながらない理由として選択した割合(%)													
		本人の同意が得られなかったため	身体的暴力(ＤＶ含む)を受けておらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受けた方がよい	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであるため	本人に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	
若年女性	実数 33 % 100.0	30 90.9	3 9.1	12 36.4	10 30.3	2 6.1	2 6.1	1 3.0	-	-	-	-	5 15.2	5 15.2	-
同伴児のいる女性	実数 22 % 100.0	20 90.9	2 9.1	-	-	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	2 9.1	6 27.3	1 4.5
妊産婦	実数 5 % 100.0	4 80.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	-	1 20.0	2 40.0	-
障害(児)者	実数 20 % 100.0	1 5.0	1 5.0	-	-	14 70.0	14 70.0	12 60.0	4 20.0	2 10.0	2 10.0	2 10.0	14 70.0	1 5.0	-
高齢者	実数 12 % 100.0	2 16.7	1 8.3	-	-	6 50.0	7 58.3	7 58.3	2 16.7	1 8.3	1 8.3	1 8.3	12 100.0	2 16.7	-
性的少数者	実数 5 % 100.0	1 20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4 80.0	-
外国籍	実数 9 % 100.0	5 55.6	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	1 11.1	-	-	-	2 22.2	3 33.3	-
その他	実数 3 % 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	-

図表 2-2-36 婦人保護施設入所につながらないケース【複数回答】

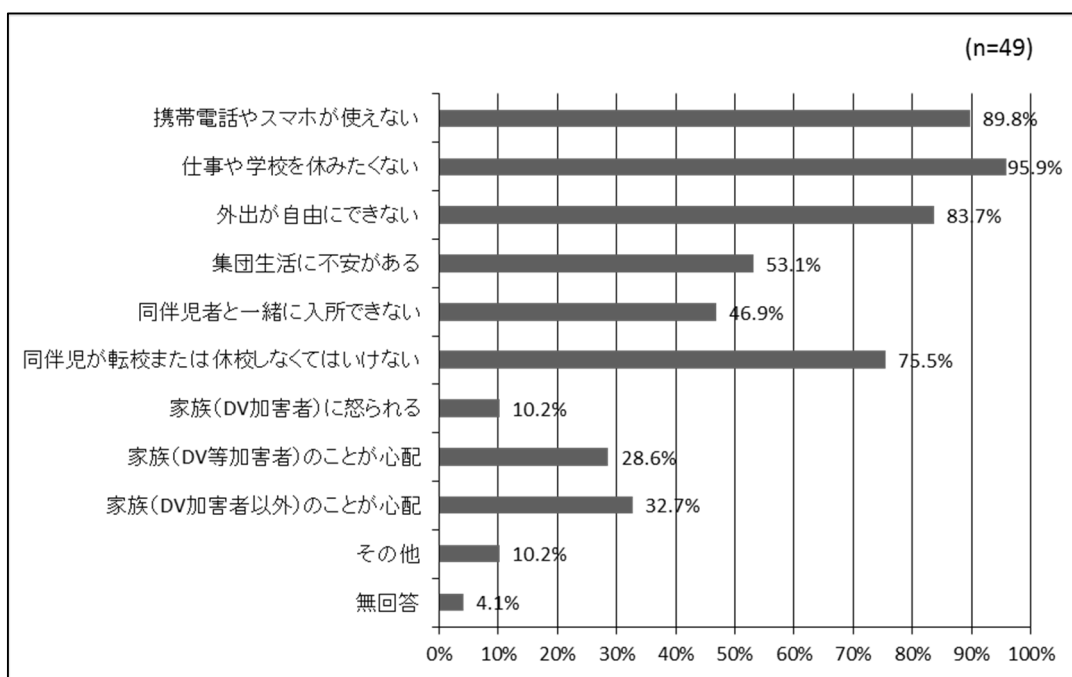


図表 2-2-37 婦人保護施設入所につながらない理由【複数回答】

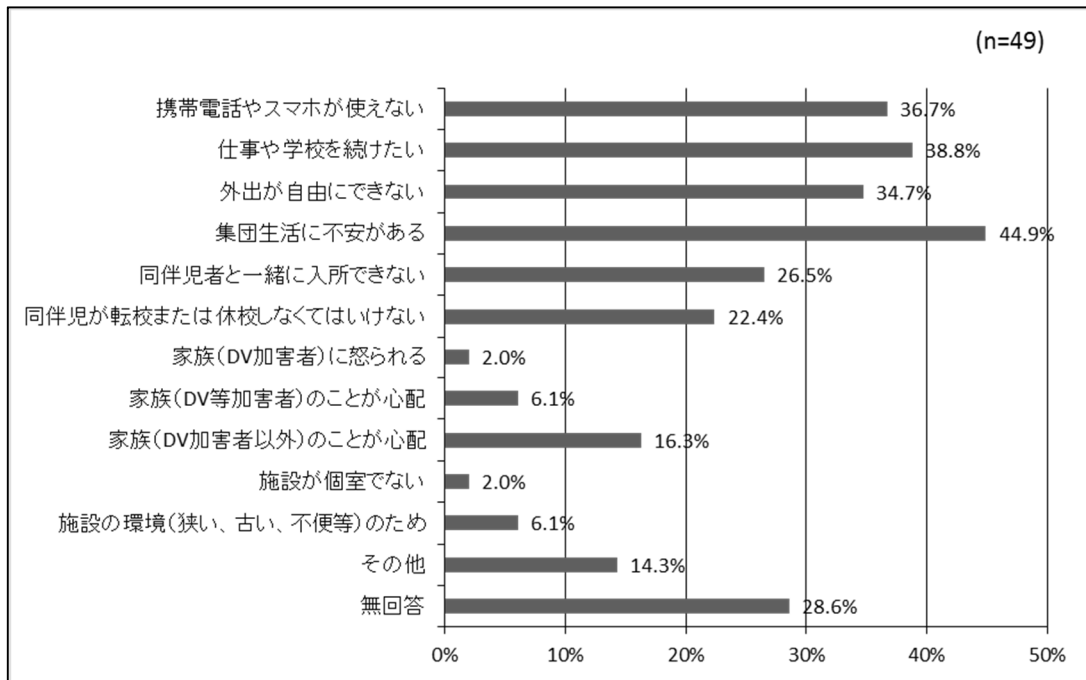
	一時保護につながらない主なケースとして選択した相談所数	婦人保護施設入所につながらない理由として選択した割合(%)													無回答		
		本人の同意が得られなかったため	身体的暴力（DV含む）を受けておらず、生命の危険はないため	未成年であり、保護者の元で支援を受けた方がよい	18歳未満の未成年であり、児童相談所で支援を行うべきであるため	本人に障害や疾病があり、集団生活が困難であるため	本人に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	本人に障害や疾病があり、必要な設備が当該施設にそろっていないため	本人に障害や疾病があり、必要十分な設備が当該施設にそろっていないため	生活が困難であるため	生活が困難であるため	同伴児者に障害や疾病があり、身の回りのことを自分でできないため	同伴児者に障害や疾病があり、必要十分な設備が当該施設にそろっていないため	退所後の見通しが立たないため		就労自立の見込みが立たないため	他施策で支援することが適切であるため
若年女性	実数 15 % 100.0	12 80.0	3 20.0	4 26.7	5 33.3	1 6.7	1 6.7	1 6.7	-	-	-	-	2 13.3	2 13.3	2 13.3	1 6.7	-
同伴児のいる女性	実数 14 % 100.0	8 57.1	1 7.1	-	-	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	2 14.3	3 21.4	5 35.7	1 7.1
妊産婦	実数 5 % 100.0	4 80.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	-	-	-	-	1 20.0	2 40.0	1 20.0	2 40.0	-
障害（児）者	実数 13 % 100.0	1 7.7	1 7.7	-	-	8 61.5	7 53.8	6 46.2	2 15.4	2 15.4	2 15.4	3 23.1	3 23.1	2 15.4	7 53.8	7 53.8	1 7.7
高齢者	実数 11 % 100.0	1 9.1	1 9.1	-	-	3 27.3	6 54.5	6 54.5	1 9.1	1 9.1	1 9.1	4 36.4	2 18.2	2 18.2	7 63.6	7 63.6	1 9.1
性的少数者	実数 4 % 100.0	1 25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 50.0	1 25.0
外国籍	実数 4 % 100.0	3 75.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-	-	-	1 25.0	2 50.0	-	-	-	-
その他	実数 7 % 100.0	2 28.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 14.3	-	3 42.9	2 28.6

- ・一時保護の同意が得られない理由として、全体では、「仕事や学校を休みたくない」(95.9% : 47 件)、「携帯電話やスマホが使えない」(89.8% : 44 件)、「外出が自由にできない」(83.7% : 41 件)が多くなっていた。同伴児者関連では「同伴児が転校または休校しなくてはいけない」(75.5% : 37 件)が多く、それ以外の家族については、「家族(DV加害者以外)のことが心配」(32.7% : 16 件)、「家族(DV等加害者)のことが心配」(28.6% : 14 件)が比較的が多くなっていた。
- ・婦人保護施設入所の同意が得られない理由については、「集団生活に不安がある」(44.9% : 22 件)、「仕事や学校を続けたい」(38.8% : 19 件)、「携帯電話やスマホが使えない」(36.7% : 18 件)、「外出が自由にできない」(34.7% : 17 件)が比較的が多くなっていた。

図表 2-2-38 一時保護の同意が得られないケース【複数回答】



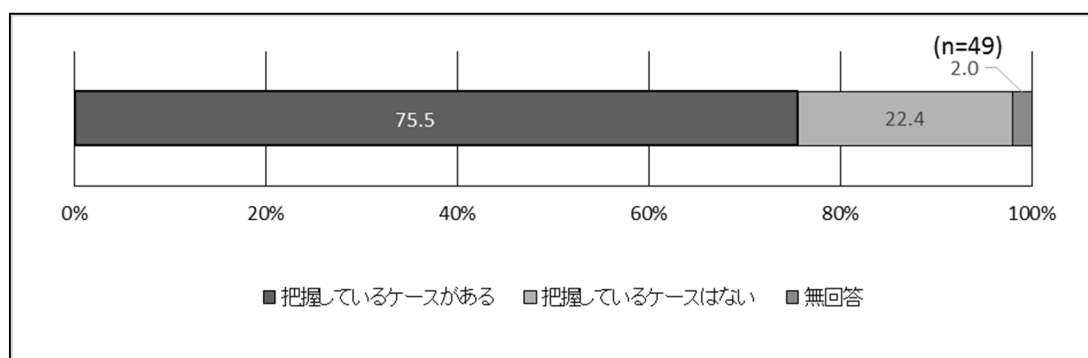
図表 2-2-39 婦人保護施設入所の同意が得られないケース【複数回答】



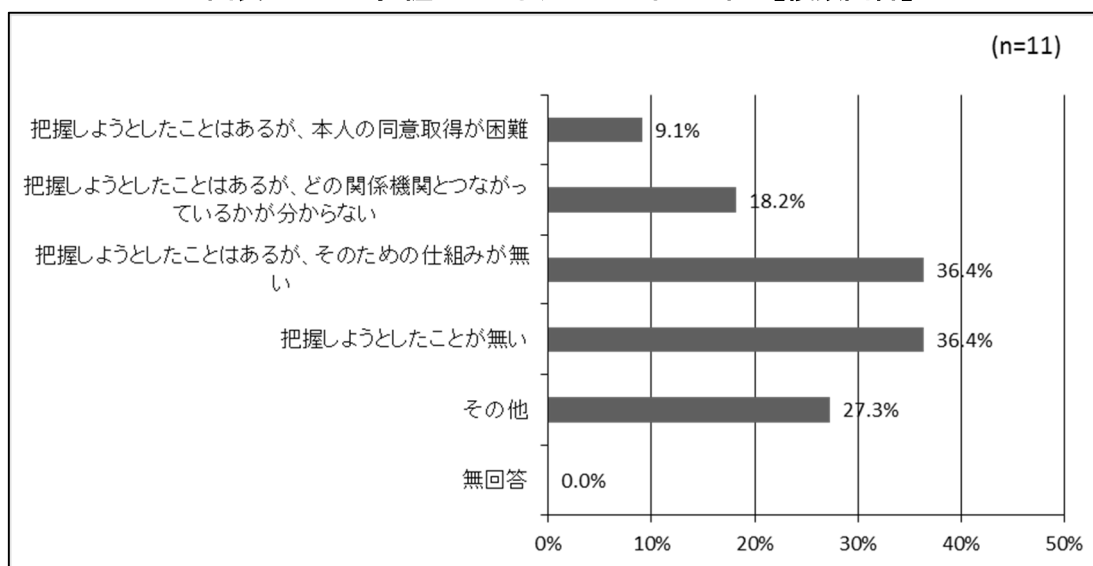
- ・一時保護につながらなかったケースでは、その後の行先や支援状況について「把握しているケースがある」という回答は75.5%（37件）、婦人保護施設入所につながらなかったケースでは、46.9%（23件）であった。

「把握しているケースがない」と回答した婦人相談所にその理由をたずねたところ、一時保護につながらなかったケース（11件）では、「把握しようとしたことはあるが、そのための仕組みが無い」、「把握しようとしたことが無い」がともに36.4%（4件）で最も多かった。婦人保護施設入所につながらなかったケース（14件）では、「把握しようとしたことが無い」が最も多く28.6%（4件）であった。

図表 2-2-40 一時保護につながらなかったケースの  
その後の行先や支援状況の把握【単数回答】

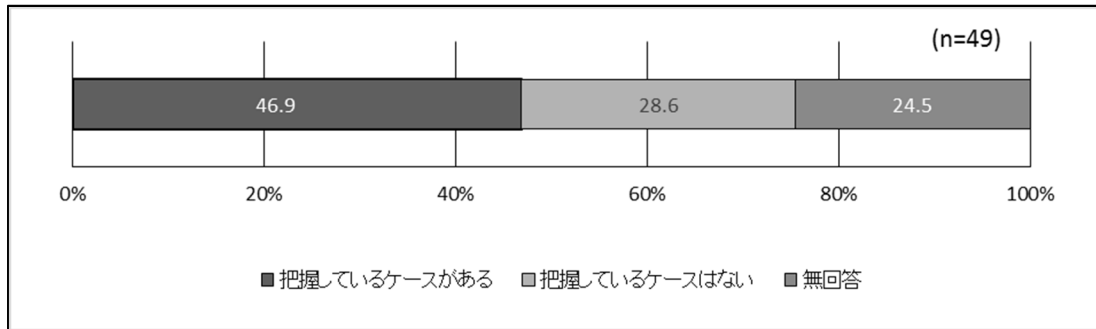


図表 2-2-41 把握しているケースがない理由【複数回答】

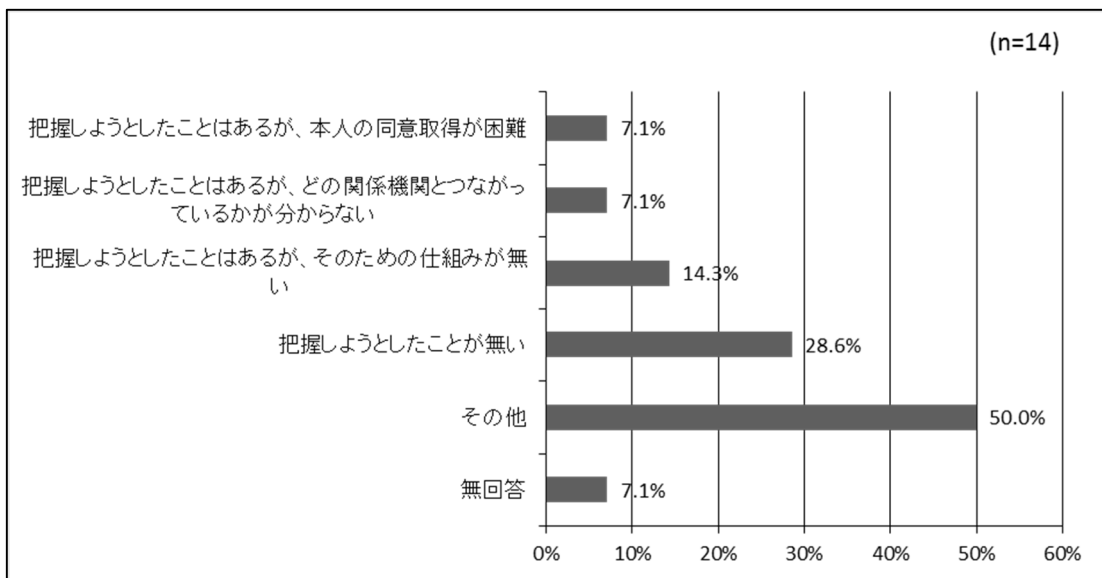




図表 2-2-42 婦人保護施設入所につながらなかったケースのその後の行先や支援状況の把握【単数回答】



図表 2-2-43 把握しているケースがない理由【複数回答】

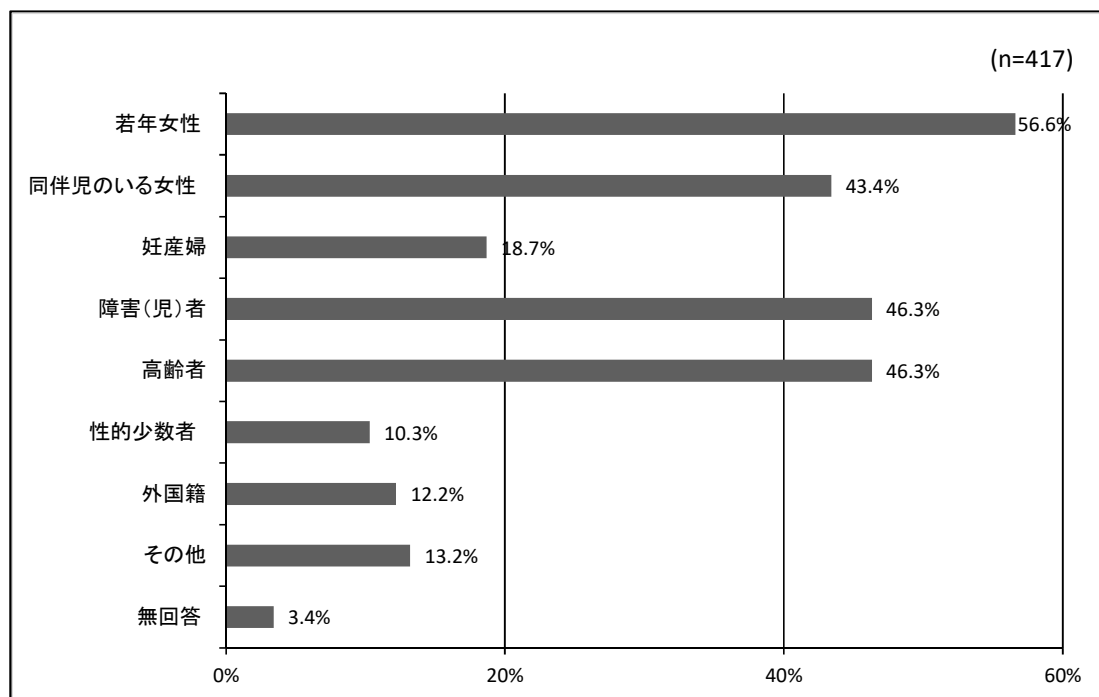


## 4. 支援につながらないケース

### (1) 一時保護につながらないことが多いケース

- ・ 婦人相談員として相談を受理した中で、婦人相談所による一時保護（委託を含む）が必要であると判断したケースのうち、一時保護につながらないケースとして多いもの上位3種類の属性について回答を求めた。その結果、「若年女性」56.6%、「障害（児）者」、「高齢者」それぞれ46.3%、「同伴児のいる女性」43.4%の順で多くなっていた。

図表 2-4-17 一時保護が必要だと判断したケースで一時保護につながらないケース  
【複数回答・3つまで】

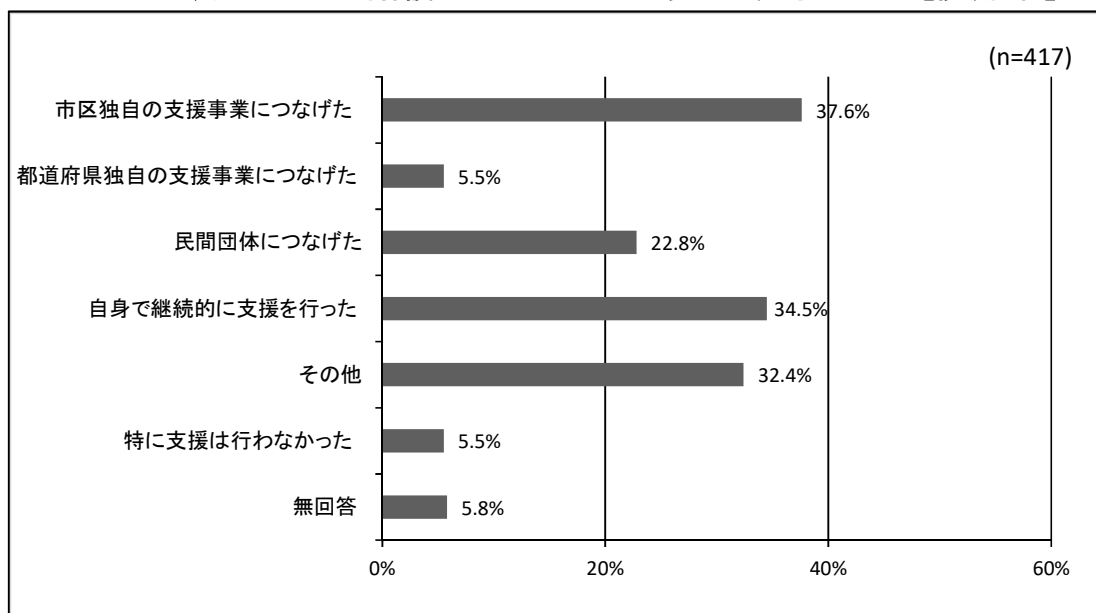


図表 2-4-18 属性別、一時保護が必要だと判断したケースで一時保護につながらないケース  
【複数回答・3つまで】

		たな 相ケ 談一 員保 数護 に 繋 が 不 選 択 し 主	こ 本 人 が 多 い 支 援 を 求 め な い	が本 マ人の ッ希 チ望 しと ない支 援 内 容	の一時 ハ保 ド護 面所 のの 課入 題所 施 設	な集 等団 ソ生 フト活 面や のスマ 課ホ 題禁 止	象自 に治 含体 まし れて ない 支 援 対	そ 他	無 回 答
若年女性	件数	232	32	43	1	149	2	7	2
	%	100.0	13.8	18.5	0.4	64.2	0.9	3.0	0.9
同伴児のいる女性	件数	176	29	85	13	32	-	15	6
	%	100.0	16.5	48.3	7.4	18.2	-	8.5	3.4
妊産婦	件数	76	15	15	17	11	2	13	3
	%	100.0	19.7	19.7	22.4	14.5	2.6	17.1	3.9
障害(児)者	件数	187	9	26	89	30	4	20	10
	%	100.0	4.8	13.9	47.6	16.0	2.1	10.7	5.3
高齢者	件数	186	32	35	73	5	17	16	9
	%	100.0	17.2	18.8	39.2	2.7	9.1	8.6	4.8
性的少数者	件数	41	10	8	13	2	1	5	2
	%	100.0	24.4	19.5	31.7	4.9	2.4	12.2	4.9
外国籍	件数	48	6	17	2	14	-	4	5
	%	100.0	12.5	35.4	4.2	29.2	-	8.3	10.4
その他	件数	47	12	7	3	8	5	10	4
	%	100.0	25.5	14.9	6.4	17.0	10.6	21.3	8.5

- ・一時保護につながらなかった場合のその後の対応についてみると、「市区独自の支援事業につなげた」37.6%、「自身で継続的に支援を行った」34.5%、「その他」32.4%の順に多くなっていた。なお、「特に支援は行わなかった」は5.5%に留まった。

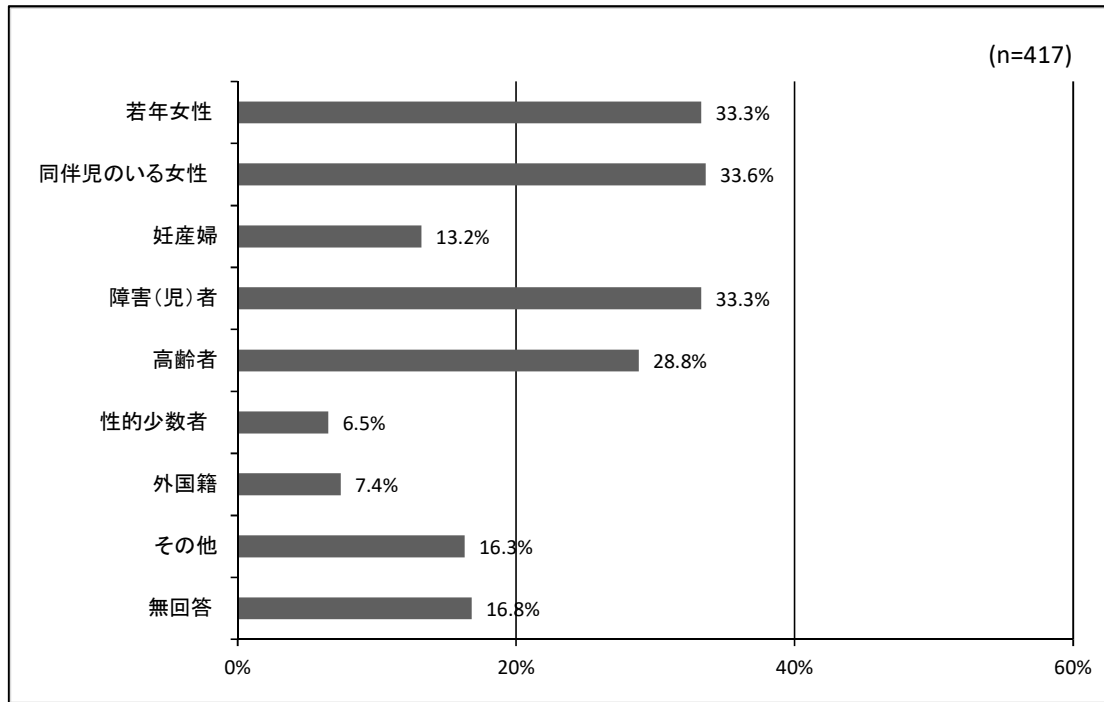
図表 2-4-19 一時保護につながらなかった場合のその後の対応【複数回答】



## (2) 婦人保護施設への措置入所につながらないことが多いケース

- ・婦人相談員として相談を受理した中で、婦人保護施設入所が必要であると判断したケースのうち、婦人保護施設入所につながらないケースとして多いもの上位3種類の属性について回答を求めた。その結果、「同伴児のいる女性」33.6%、「若年女性」、「障害(児)者」がそれぞれ33.3%、「高齢者」28.8%の順で多かった。
- ・支援対象者の属性別にみると、「若年女性」では、「集団生活やスマホ禁止などソフト面の課題」の割合が顕著に高い傾向にあった。

図表 2-4-20 婦人保護施設措置入所につながらないケース【複数回答・3つまで】

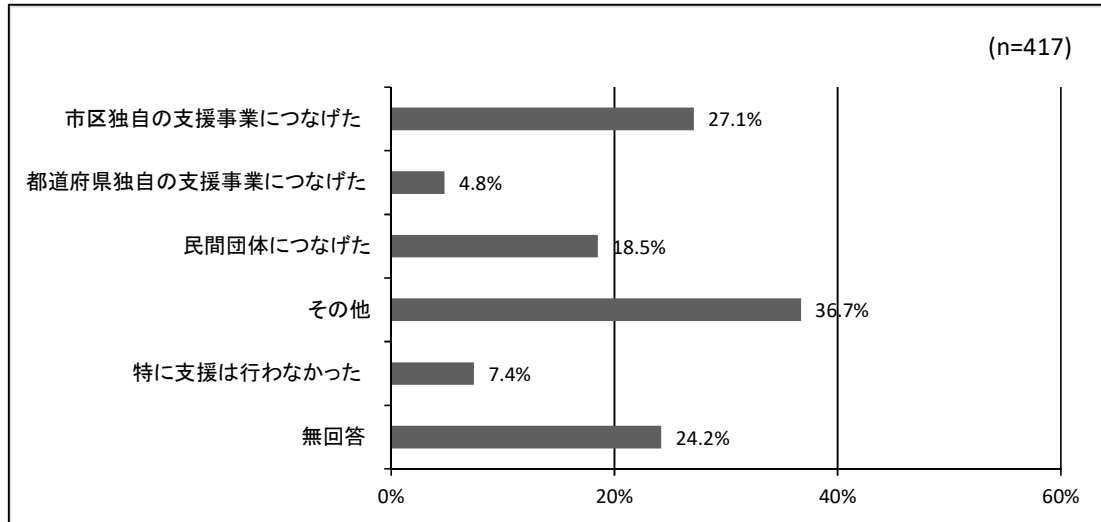


図表 2-4-21 属性別、婦人保護施設措置入所につながらないケース

属性	件数	択	な	婦	と	本	マ	の	婦	ど	に	そ	無
		した	い	人	が	本	の	婦	集	自	他	回	
		相	な	人	多	人	の	課	人	ソ	自	の	答
		談	な	が	い	の	課	題	保	グ	治	支	
		員	な	支	支	希	面	護	生	体	援		
		数	な	援	援	望	の	施	活	と	対		
			な	を	を	と	設	設	や	の	象		
			な	求	求	支	の	の	ス	支			
			な	め	め	援	ハ	課	マ	援			
			な	な	な	内	ー	題	ホ	対			
			な	い	い	容	ド		禁	象			
			な	こ	こ	が	面		止				
			な						な				
若年女性	137	30	23	4	64	-	6	10					
	100.0	21.9	16.8	2.9	46.7	-	4.4	7.3					
同伴児のいる女性	137	18	47	16	14	13	21	9					
	100.0	13.1	34.3	11.7	10.2	9.5	15.3	6.6					
妊産婦	55	9	12	15	2	3	13	2					
	100.0	16.4	21.8	27.3	3.6	5.5	23.6	3.6					
障害(児)者	137	4	22	38	27	9	30	8					
	100.0	2.9	16.1	27.7	19.7	6.6	21.9	5.8					
高齢者	115	14	30	27	3	9	25	7					
	100.0	12.2	26.1	23.5	2.6	7.8	21.7	6.1					
性的少数者	25	5	5	8	1	2	5	-					
	100.0	20.0	20.0	32.0	4.0	8.0	20.0	-					
外国籍	29	8	8	-	5	-	5	3					
	100.0	27.6	27.6	-	17.2	-	17.2	10.3					
その他	37	3	4	4	1	2	22	1					
	100.0	8.1	10.8	10.8	2.7	5.4	59.5	2.7					

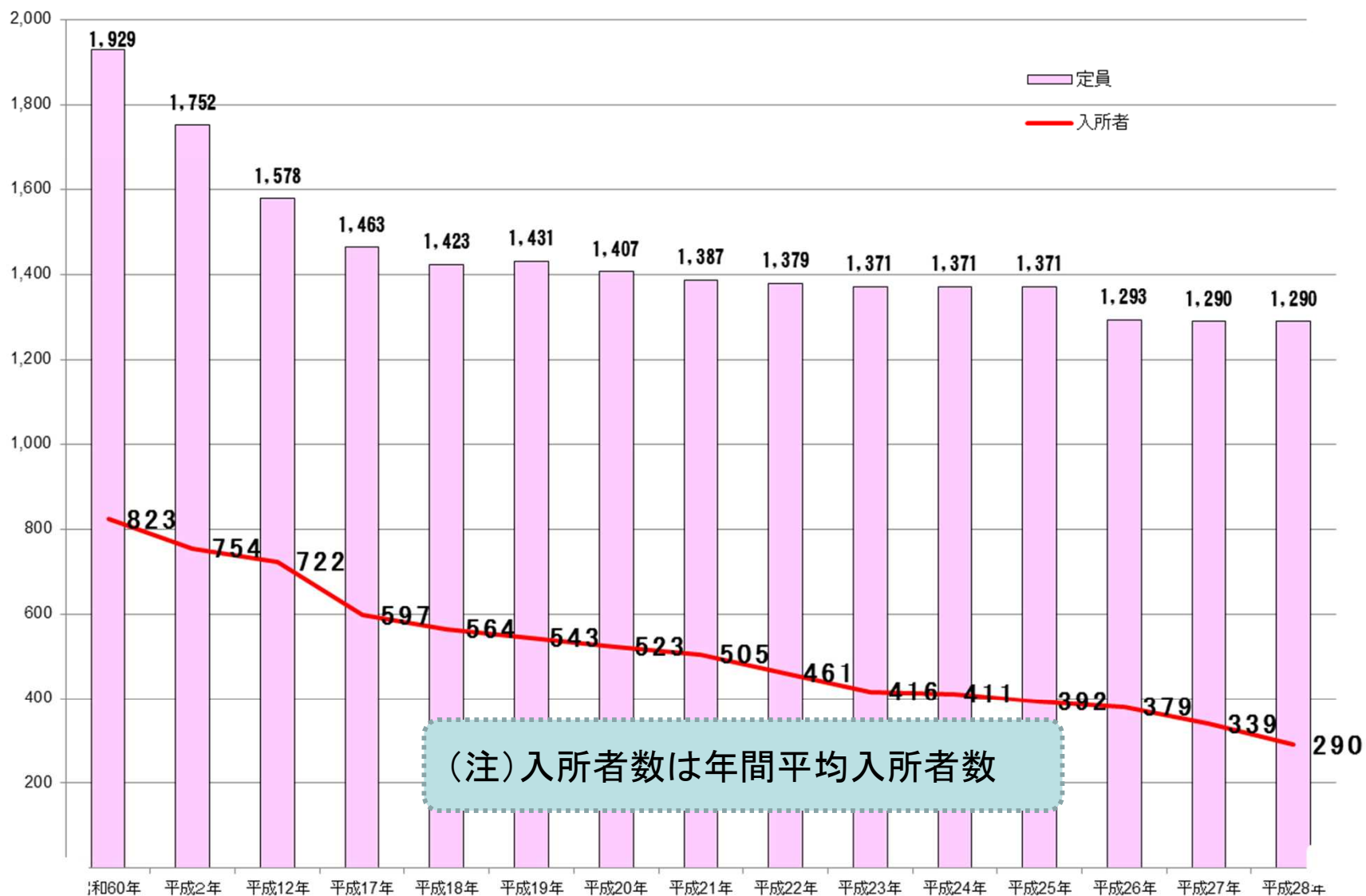
- ・ 婦人保護施設入所につながらなかった場合のその後の対応についてみると、「市区独自の支援事業につなげた」27.1%、「民間団体につなげた」18.5%の順に多くなっていた。「その他」が36.7%あり、警察と情報共有し見守りを依頼した、個人、知人、親戚等、支援者を探す、アパート転宅等が挙げられた。なお、「特に支援は行わなかった」は7.4%に留まった。

図表 2-4-22 婦人保護施設入所につながらなかった場合のその後の対応  
【複数回答】



# 婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)



(注)入所者数は年間平均入所者数

○婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少してきている。

○定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年

42.7%



平成28年度

22.5%

注)入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均

売春防止法、  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律



(目次)

1 売春防止法	1
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	7

# 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

### （売春の禁止）

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

### （適用上の注意）

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

## 第二章 刑事処分

### （勧誘等）

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

### （周旋等）

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

- 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

### （困惑等による売春）

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

### （対償の收受等）

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

### （前貸等）

第九条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

### （売春をさせる契約）

第十条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

### （場所の提供）

第十一条 情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十二条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条第二項ただし書の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときも、同様とする。

### 第三章 補導処分

(補導処分)

第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

(補導処分の期間)

第十八条 補導処分の期間は、六月とする。

(保護観察との関係)

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条の二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第二十一条 補導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百四十三条から第三百四十五条までの規定を適用しない。

(収容)

第二十二条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

2 収容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。

3 収容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4 収容状については、刑事訴訟法第七十一条、第七十三条第一項及び第三項並びに第七十四条の規定を準用する。

5 収容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6 検察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第二十三条 補導処分に付する旨の二以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後に一の補導処分について執行（執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。）が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(生活環境の調整)

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者について、その社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の家族その他の関係人を訪問して協力を求めることその他の方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うものとする。

2 前項の規定による措置については、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十一条第一項及び第八十二条第二項から第四項までの規定を準用する。この場合において、同項において準用する同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは、「婦人補導院」と読み替えるものとする。

(仮退院を許す処分)

第二十五条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、補導処分に付された者について、相当と認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、速やかに、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

3 婦人補導院の長は、補導処分の執行のため収容している者について、仮退院を許すのを相当と認めるときは、地方委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

4 第一項の仮退院については、更生保護法第三条、第三十五条から第三十七条まで及び第三十九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同法第三十五条第一項中「前条」とあるのは「売春防止法第二十五条第三項」と、同条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同法第三十六条第二項中「刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設）又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第三十七条第二項中「第八十二条第一項」とあるのは「売春防止法第二十四条第一項」と、同法第三十九条第三項中「第五十一条第二項第五号」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十一条第二項第五号」と、「第八十二条第一項」とあるのは「同法第二十四条第一項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項」と、「刑事施設」とあるのは「婦人補導院」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第二十六条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、更生保護法第三条、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十五条から第五十八条まで、第六十条から第六十四条まで並びに第六十五条の二から第六十五条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「保護観察対象者」とあり、及び「少年院仮退院者又は仮釈放者」とあるのは「保護観察に付されている者」と、同法第五十条第一項第三号中「第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十八条の二第一項」とあり、及び同項第四号中「第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項」とあるのは「売春防止法第二十五条第四項において準用する第三十九条第三項」と、同法第五十一条第二項中「次条に定める場合を除き、第五十二条」とあるのは「第五十二条」と、「第七十二条第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項」と、同法第五十二条第三項中「少年院からの仮退院又は仮釈放」とあるのは「仮退院」と、同法第五十四条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があるときは、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分の執行のため収容している者を釈放するとき」とあるのは「売春防止法第二十五条第一項の決定により、補導処分の執行のため収容している者を釈放するとき」と、同法第五十五条第二項中「刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、「懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったことによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」とあるのは「補導処分の執行のため収容している者について、売春防止法第二十五条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき」と、同法第六十三条第七項中「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第八項ただし書中「第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「売春防止法第二十七条第二項において準用する第七十三条第一項」と、同条第九項中「第七十一条の規定による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の規定による決定」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消し)

第二十七条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、決定をもつて、仮退院を取り消すことができる。

- 2 更生保護法第三条の規定は前項の規定による仮退院の取消しについて、同法第七十三条（第三項を除く。）の規定は仮退院中の者について前項の申出がある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第六十三条第二項又は第三項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第六十三条第二項又は第三項」と、「同条の規定による申請」とあるのは「同法第二十七条第一項の決定」と、「少年鑑別所」とあるのは「婦人補導院」と、同条第四項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは「売春防止法第二十七条第一項の決定」と読み替えるものとする。
- 3 仮退院中の者が前項において準用する更生保護法第七十三条第一項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。
- 4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、收容のため再收容状を発することができる。
- 5 再收容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、收容すべき婦人補導院その他收容に必要な事項を記載しなければならない。
- 6 再收容状については、第二十二條第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再收容状の執行は、同条第三項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

（行政手続法の適用除外）

第二十七条の二 第二十四条から前条までの規定及び第二十九条において準用する更生保護法の規定による処分及び行政指導については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章から第四章の二までの規定は、適用しない。

（審査請求）

- 第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができる。
- 2 前項の審査請求については更生保護法第九十三条から第九十五条までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては同法第九十六条の規定を準用する。この場合において、同法第九十三条第一項中「少年院に」とあるのは「少年院若しくは婦人補導院に」と、同条中「又は少年院の長」とあるのは「、少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五条中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

（更生保護法の準用）

第二十九条 更生保護法第九十六条の二第一項の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定による地方委員会又は保護観察所の長の処分又はその不作為についての審査請求について、更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

（仮退院の効果）

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終わったものとする。

（更生緊急保護）

第三十一条 婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者については、更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者とみなし、同条から同法第八十七条まで及び同法第九十八条の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項及び第四項並びに第八十六条第二項中「刑事上の手続又は保護処分」とあるのは「補導処分」と、同項中「検察官、刑事施設の長又は少年院の長」とあるのは「婦人補導院の長」と、同条第三項中「の刑事上の手続に關与した検察官又はその者が收容されていた刑事施設（労役場に留置されていた場合には、当該労役場が附置された刑事施設）の長若しくは少年院の長」とあるのは「が收容されていた婦人補導院の長」と、同項ただし書中「仮釈放の期間の満了によって前条第一項第一号に該当した者又は仮退院の終了により同項第九号に該当した者」とあるのは「売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者」とする。

（執行猶予期間の短縮）

- 第三十二条 婦人補導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終わったとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。
- 2 第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

（補導処分の失効）

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

#### 第四章 保護更生

（婦人相談所）

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、婦人相談所を設置することができる。
- 3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
  - 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。
  - 三 要保護女子の一時保護を行うこと。
- 4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。
- 5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

（婦人相談員）

- 第三十五条 都道府県知事（婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。）は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。
- 2 市長（婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。
  - 3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

（婦人保護施設）

- 第三十六条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

（婦人相談所長による報告等）

- 第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村（特別区を含む。）の長に報告し、又は通知しなければならない。

（民生委員等の協力）

- 第三十七条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

（都道府県及び市の支弁）

- 第三十八条 都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、次に掲げる費用（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
- 一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）
  - 二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用
  - 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
  - 四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用
- 2 市（婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。）は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の補助）

- 第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

（国の負担及び補助）

- 第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
    - 一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの（婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。）
    - 二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

附 則（抄）

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。ただし、第二章及び附則第二項の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止）

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

（地方条例との関係）

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第二章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同章第二節を同章第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十一条第一項及び第四項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則第二十一条中国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項及び第八項の改正規定（同条第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に改める部分に限る。） 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定（売春防止法第三十五条第四項を削る改正規定を除く。）及び第六条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第九条の規定、附則第十八条中子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第六条第二項の改正規定及び附則第二十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 平成二十八年十月一日

（検討等）

第二条

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情にある者を含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。



- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

- 第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本

部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対

し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
  - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
  - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
  - 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

第4回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	参考資料4
平成30年10月24日	

平成24年度保健福祉調査委託費  
(先駆的ケア策定・検証調査事業)

## 〈婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理〉

婦人保護事業等の課題に関する検討会

**平成25年3月**

## 検討の趣旨

婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づく事業であるが、その後の時代の変化に合わせて、家庭関係の破綻、生活の困窮等生活を営む上で困難な問題を有する女性などに事業対象を拡大し、また、平成13年からは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）に基づく被害者保護の役割が定められるなど、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっているのではないかと、また、「婦人」、「保護更生」、「収容保護」といった用語を見直すべきではないかとの問題提起がなされている。

これを踏まえ、厚生労働省の研究事業の一環として、「婦人保護事業等の課題に関する検討会」を設け、婦人保護事業等の課題について検討を行ったものである。

## 本稿の位置づけについて

上記のように婦人保護事業は、現に支援や保護を必要としている多くの女性への支援・保護に関し、売春防止法の枠組みを超えて、大きな役割を果たしており、支援を行っている現場からは、実態に即した新たな枠組みに見直すことが望まれている。

本稿は、現在の売春防止法を根拠とする婦人保護事業を見直すことを想定して行ったこれまでの議論の整理を行ったものである。具体的には、本検討会において課題とされた事項についてどのように対応すべきかを〔検討案〕として示し、実現に向けて更に検討が必要な点を〔検討案の論点〕として示している。

今後、婦人保護事業の改善や見直しの検討に当たっては、本検討会におけるこれまでの議論が十分に踏まえられることが期待されるものである。



## 課題1. 用語の見直しについて

### [テーマ]

婦人保護事業で使用されている用語の多くは売春防止法を根拠としているが、その用語を見直す必要があるとの指摘を踏まえ、見直しを行うべきではないか。

### [現状と課題]

婦人保護事業の根拠法である売春防止法は、昭和31年5月の制定以来、基本的な見直しはこれまで行われてこなかった。そのため、使用されている用語も当時のままであり、この間の社会の変化等に対応できていない。その結果、現在行われている事業の実態と、それを表現する用語がかけ離れてしまっており、また、用語によっては、現在においては差別的ともとれる表現が使われているとの指摘がある。このため、少なくとも、売春防止法第4章において使用されている用語については、実態に即した適切な用語に改めることを検討する必要がある。

- ・「婦人」、「収容」、「婦人相談所」、「婦人相談員」、「婦人保護施設」、「保護更生」、「収容保護」、「指導」など（「要保護女子」については別項）

### [検討案]

例えば、以下のように改めることを検討してはどうか。

- |          |   |                                 |
|----------|---|---------------------------------|
| 「婦人」     | → | 「女性」                            |
| 「収容」     | → | 「入所」                            |
| 「婦人相談所」  | → | 「女性相談所」                         |
| 「婦人相談員」  | → | 「女性相談員」あるいは「女性支援員」あるいは「女性支援専門員」 |
| 「婦人保護施設」 | → | 「女性保護施設」あるいは「女性支援施設」            |
| 「保護更生」   | → | 「保護及び自立支援」                      |
| 「収容保護」   | → | 「保護する」                          |
| 「指導」     | → | 「支援」「援助」「指導」など                  |

### [検討案の論点]

法律改正を行う場合には、売春防止法その他章の部分との関係、他法令での用語法との整合性等の法制面の課題について検討する必要がある。

また、婦人相談所等の名称変更は、象徴的な意義は大きいものの、本来の

法的な効果（権利義務の形成等）の違いは基本的にはないことに留意する必要がある。

## 課題2. 婦人保護事業の対象となる女性の範囲について

### [テーマ]

婦人保護事業の対象となる女性の規定に関し、表現や対象範囲について検討すべきではないか。

### [現状と課題]

婦人保護事業の対象となる女性の範囲については、売春防止法第34条第2項において、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）」と定められている。

また、DV防止法において婦人保護事業の対象とされる「被害者」については、同法第2条第2項において「配偶者からの暴力を受けた者」と定められている。

詳細については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成14年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、次のように規定されている。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
  - イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
  - ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
  - エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- \* 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、エの運用において対応

加えて、人身取引行動計画2009（平成21年12月犯罪対策閣僚会議）において婦人相談所による被害者女性の保護が規定されていることから、人身取引被害者も対象となっている。

上記のように、婦人保護事業の対象者は、売春防止法に規定された要保護女子であったが、DV防止法では、同法に規定された被害者も婦人保護事業による保護等を受けることができることとされているほか、通知により、運用上、対象者を拡大してきている。

このような状況を踏まえて、婦人保護事業の対象者に係る規定を見直すべきではないかとの指摘がある。

#### [検討案]

婦人保護事業の対象者の規定を実態を踏まえて見直し、包括的な定義及び具体的な定義を設けることとし、包括的な定義として以下のような趣旨の定義を置くことを検討してはどうか。

「家族関係の破綻、生活困窮、売春等性暴力被害その他生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護及び支援を必要とする女性」

具体的な定義として以下のような趣旨の定義を置くことを検討してはどうか。

① 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者

（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。また、身体的暴力を受けた者に限らず心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）

② 配偶者以外の親族、交際相手からの暴力を受けた者

③ 売春の経験（又は売春を強要された経験）を有する者で、現に保護、支援を必要とする状態にあると認められる者

④ 人身取引被害者

⑤ 家族関係の破綻、生活困窮、性暴力被害その他生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、支援を必要とする状態にあると認められる者

（注1）「売春」については、今日では売春そのものを主訴として保護される女性は確かに減少しているが、保護された女性に売春の経験の有無を尋ねると有りとの回答も一定程度あり、主訴ではないものの売春が保護に至る大きな要因となっているとの指摘もある。また、売買春が昔とは形を変えて存在しているとの指摘も踏まえ、「売春」という語を残すこ

とが適当ではないか。ただし、「売春」という言葉自体を見直す必要があるとの意見もある。

(注2) 売春の経験のある女性と、その他の対象とする女性との並び順については、婦人相談所の来所相談の主訴として最も割合が高い配偶者からの暴力被害を受けた女性を最初に規定し、関連して親族や交際相手からの暴力を受けた女性を二番目に規定し、三番目に売春の経験を有する者、四番目に人身取引被害者とするのが適当ではないか。

現行の通知のエに該当するような、具体的な要因には触れず、状況として保護や支援を必要としている女性を最初に規定した場合には、二番目以降に規定するDV被害者等の女性をすべて含むこととなるので、この事項は最後に規定することが適当ではないか。

(注3) 性暴力被害者については、単独で項目立てすべきとの意見もある。ただし、特に急性期における医療的ケアなど婦人保護事業の領域だけで完結できない部分も多いことから、性暴力被害者について単独で項目立てせず⑤のとおり併記した。

(注4) 「その問題を解決すべき機関が他にない」とすると、他の機関につながることが最優先とされてしまうおそれもあり、婦人保護事業内での対応も含めて、女性の視点に立ったその者にとって最も適切な支援に努めべきとの指摘も踏まえ、規定の仕方について更に検討してはどうか。

### **[検討案の論点]**

法律上の事業の対象者の規定を改正し、拡大する場合には、定義の文言や、示す範囲等の法制上の課題、他施策（生活困窮者支援、性暴力被害者支援等）との関係をどう整理するか、国と地方との役割分担や財政負担等をどう考えるかなど、多岐にわたる課題について更に検討する必要がある。

## **課題3. 婦人保護事業における施設等に関する役割や機能について**

### **[テーマ]**

婦人保護施設、母子生活支援施設及び民間シェルターについて、婦人保護事業におけるそれぞれの役割や機能について見直すべきではないか。

### **[現状と課題]**

#### **(1) 婦人保護施設**

平成22年度における婦人保護施設の定員に占める年間平均入所者の割合（利用率）は、全国平均で33.4%であり、10年前より10%以上減少している。月によっては誰も入所していないという施設もある。

一方、婦人相談所の一時保護件数はDV防止法の施行（平成13年）後に増加後、近年は横ばいの状態にある。このことから婦人保護事業による支援を必要としている者自体の数は減ってはいないと考えられる。

他方で、婦人保護施設の入所者が減少している要因としては、相部屋であること、老朽化していることなどが入所者のニーズに対応していないことなどが考えられる。中には、婦人相談所が必要以上に入所者を限定しているところもあるのではとの指摘がある一方、入所者本人の意向や集団生活への適応力等を考慮して婦人相談所の判断により入所に至らないケースもあるとの指摘もある。

また、現在、婦人保護施設は全国に49か所設置されているが、8県では設置されていない（休止中を含む）。さらに、設置されている県でも、婦人相談所又は婦人相談所の一時保護所と併設している施設が28施設あり、そうした婦人保護施設では、緊急避難的に一時保護を行うという一時保護所としての機能を優先せざるを得ないために、生活支援を受けながら長期入所が可能であるという本来の機能が十分発揮しづらい状況にあるとの指摘もある。

したがって、婦人保護施設の役割を明確にし、支援を必要とする女性のニーズに応えられるようにする必要がある。

また、業務内容については、売春防止法において「（要保護女子）を収容保護するための施設」とのみ規定されており、女性に同伴する児童についてはDV防止法と異なり、規定がない。

## （2）母子生活支援施設

現行の売春防止法では、施設に関しては、婦人保護施設についてのみ規定されているが、母子生活支援施設においては、施設や自治体によって支援の内容に差はあるものの、DV被害を受けた母子世帯の受け入れを行っており、入所者全体に占めるDV被害者の割合は約6割となっている。また、婦人相談所の一時保護の委託先として106か所の母子生活支援施設が活用されており、DV被害者のシェルターとしても大きな役割を担っている。

## （3）民間シェルター

現行法の下では、主にDV被害者等の一時保護の委託先として、あらかじめ

め婦人相談所と民間シェルターが委託契約を結び、利用が必要な時に婦人相談所からの一時保護委託を受けている。他方で、民間シェルター自体の機能として、婦人相談所からの一時保護委託によらない利用や自立支援、退所後の支援、電話相談等の機能を有している。

#### [検討案]

婦人保護事業の各施設等の役割や機能については、婦人相談所等も含めて、総体的・全体的に見ていくことが重要であり、相談から自立までの流れに即してそれぞれの施設等が果たすべき役割、対象となる女性の範囲や、保護や支援の具体的内容について、広域的な利用が必要な場合も含めて整理する必要がある。

その中で、婦人保護施設の業務内容については、入所した女性（女性がその家族を同伴する場合にあっては、女性及びその同伴する家族）を保護するとともに、その生活等を支援することにより自立を促進し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として新たに機能を明確化することを検討してはどうか。

次に、母子生活支援施設については、婦人保護施設が果たすべき役割を全国的に確保するため、DV被害者を受け入れている母子生活支援施設のうち、単身女性の受け入れ等が可能な施設について、婦人保護施設としても位置づけるなど、母と子どもそれぞれを支援する児童福祉施設の機能に加えて、婦人保護施設としての機能を担うことを検討してはどうか。

母子生活支援施設の施設間、自治体間の差については、別途「社会的養護の課題と将来像」に沿って全ての母子生活支援施設の支援機能を高めていくとともに、広域利用を促進することが必要ではないか。

また、民間シェルターについては、婦人保護事業の新たな担い手として位置づけることを検討してはどうか。例えば、一定程度の要件を満たす者が行う保護及び支援について、第二種社会福祉事業に位置づけて都道府県や市が援助の委託を行う仕組みとすることを検討してはどうか。

#### [検討案の論点]

婦人保護施設の目指すべき施設運営の在り方について、通知により指針を

示す場合には、施設運営の実態について把握し、着実に検討を進める必要がある。

法律の規定上、婦人保護施設の役割を明確にする場合には、変更する点を明らかにした上で、他施策との関係、財政上の措置のあり方などについて調整・検討する必要がある。

また、母子生活支援施設に法律上婦人保護施設の役割を担わせるには、現在それぞれの施設の目的・役割、設置主体、措置・入所の決定主体、措置費の支弁単価（特に事業費）等が異なっているが、これをどう考えるか検討する必要がある。

民間シェルターを予算事業として実施する場合には、事業の委託主体、実施主体（社会福祉法人、NPO法人等）、実施基準（施設、設備、職員配置等の基準）等の事業の詳細について検討する必要がある。

民間シェルターを法律に位置づける場合には、上記に加え、婦人相談所（一時保護を含む）、婦人保護施設との役割分担、自治体の役割分担等について検討する必要がある。

## 課題4. 婦人相談員の在り方について

### [テーマ]

婦人相談員の在り方全般について、現行制度の問題点等を踏まえ見直すべきではないか。

### [現状と課題]

売春防止法では、「婦人相談員は、非常勤とする。」とされている。このため、自治体によっては、継続して任用されてきた非常勤職員が、任期満了後に任期の更新がされないという取扱い（いわゆる「雇止め」）がなされていることから、経験が蓄積されず、専門性が確保できないのではないかとの指摘がある。

他方、常勤の場合には、他部門への人事異動があり、必ずしも専門性の確保にはつながらないのではないかとの指摘もある。

また、売春防止法上、婦人相談員の業務内容は、「(要保護女子)につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業

務を行うものとする。」とされているが、委嘱の要件は、「社会的信望があり、かつ、職務を行うに必要な熱意と見識を持っている者」とのみ規定されており、具体的な専門的な能力については要件としていない。このため、業務内容を踏まえ、婦人相談員の専門性を確保するための方策を検討する必要があるのではないか。

#### [検討案]

専門性の向上に関しては、経験年数の少ない相談員でも一定の専門性を発揮できるよう相談業務に関する指針の策定や研修の充実などの対応を検討してはどうか。

非常勤職員のいわゆる「雇止め」については、制度的には今でも再度同一の職務に任用することが排除されているわけではないので、専門性確保の観点から現場での運用改善について働きかけ等ができないか検討してはどうか。

また、すでに実態として常勤職員が2割程度存在していることや、常勤職員に相当する業務量を担っている場合もあることから、相当の知識経験を有する者については常勤とすることもできる旨の規定を加えることを検討してはどうか。その際、常勤職員が専門職として常に相談業務に従事できるようにするための方策について検討してはどうか。

任用要件として一定の資格、能力、経験等を求めることや、女性相談業務に関わる専門職を設けることについては、上記の見直しの影響や、他の制度等を踏まえて検討してはどうか。

人口規模に応じた配置基準の設定についても、同様に検討してはどうか。

#### [検討案の論点]

婦人相談員について、相談業務の指針の策定、研修内容の充実などの運用面での見直しについては、着実に検討を進める必要がある。

非常勤職員を継続して任用できるよう、運用上の改善を求めることについては、自治体関係者の理解を得る必要がある。

法律を改正し、婦人相談員の業務内容、役割を見直す場合や、常勤を認めることとする場合には、地方公務員法等との関係など法制面や、財政上の措



置の在り方など財政面等について検討する必要がある。

任用要件については、現在兼務している他職種（母子自立支援員等）との関係について、資格制度については、資格制度の内容（求める資質・能力、養成システム、試験、実施・管理体制など）について、検討する必要がある。

また、人口規模に応じた配置基準については、実態を把握した上で、業務の内容、業務の必要量について、検討する必要がある。

これら任用要件、資格制度、配置基準を法令などで新たに規定する場合には、上記に加え、規制改革や地域主権改革などとの整合性や財政面等について更に検討する必要がある。

## 課題5. 婦人相談所の役割について

### [テーマ]

婦人相談所の役割について見直すべきではないか。

### [現状と課題]

婦人保護事業の中核をなす婦人相談所の果たす役割は非常に大きなものであること、また、新たな枠組を考える場合においてもその重要性は増すことになることから、相談業務や一時保護業務の質の向上を図っていくことが必要である。他方で、婦人相談所の相談業務や一時保護業務の内容について具体的な指針等が存在していない。

### [検討案]

婦人相談所の相談業務や一時保護業務の質を向上させるためには、婦人相談所の役割や業務内容を明確化することが必要であり、業務標準化及び専門性の確保のためのガイドライン等の策定や職員研修の充実について検討してはどうか。

### [検討案の論点]

婦人相談所の役割について、通知により運用上明確にする場合には、現場での実行可能性を考慮しつつ、着実に検討を進める必要がある。

## 課題6. 都道府県と市の役割分担の見直し

### [テーマ]

婦人保護事業における市の役割を見直すべきではないか。

### [現状と課題]

都道府県については、売春防止法上、婦人相談所を設置し、行うべき業務が明記されている。しかしながら、市については、①DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの設置についても努力規定であり、②婦人相談員を委嘱することは任意であり、市の役割については法律上の位置づけが明確ではない。

一方、大都市を抱える都道府県などの一部の都道府県では、夜間や緊急時を除いて基本的に管内の市が一次的な窓口対応をすべて担っており、一時保護等婦人相談所の機能が必要な場合のみ、都道府県が直接対応しているところもある。

### [検討案]

婦人保護事業における都道府県と市の役割については、現在婦人相談所が担っている役割を踏まえ、関係者の意見を聴取して検討してはどうか。

### [検討案の論点]

都道府県と市との役割を変更する場合には、法律改正を必要とする。都道府県又は市の行う業務の範囲、財政上の措置のあり方、地域主権改革との関係等について検討する必要がある。

## 課題7. 根拠法の見直し

### [テーマ]

婦人保護事業の根拠法である売春防止法を改正し、新たな法制度を創設すべきではないか。

### [現状と課題]

婦人保護事業の根拠法は、売春防止法の第4章（第30条から第40条まで）であるが、制定以来基本的な見直しは行われておらず、法律が実態にそぐわなくなっているとの指摘があり、検討する必要がある。

## [検討案]

現在の売春防止法から第4章（第34条から第40条まで）を根拠とする婦人保護事業について、新たな法制の検討をしてはどうか。

なお、女性に特化した新たな法制の検討に当たっては、広く国民の理解を得ることが必要であり、様々な意見が想定されるが、女性であるがために支援を必要としている女性が現に数多く存在しているという現実を踏まえ、これに対応する必要があるのではないか。

## [検討案の論点]

法律改正により新たな根拠法を設けるとすれば、これまでの事業を一旦廃止し、新たな事業として位置づけ直すことが必要であり、その場合には、事業の目的、内容、財政措置等について抜本的に見直すこととなる。このため、法改正を行う場合の影響について法制面、財政面、国と地方の役割の面などから十分に検討する必要がある。

また、事業を維持したまま単に根拠法のみを移すという考え方もありうるが、その場合、象徴的な意義はともかく法制的には、権利義務の形成等の効果が乏しいことから立法の必要性等が十分に説明できるかどうか更に検討が必要である。

さらに、現行の売春防止法の第4章を削除した場合、同法の目的規定等その他の章にも影響は及ぶため、同法の体系やあり方について検討が必要となる。

## 今後の対応について

本検討会におけるこれまでの検討の結果は、以上に示したとおりである。課題ごとの部分でも示したとおり、課題によっては、運用上の改善に比較的早期にとりかけられるものから、婦人保護事業を超えた検討の上で法律改正が必要となるものまで、様々である。

具体的には、①婦人保護事業に関する指針の策定等の運用上の改善で対応の可能性のあるものについては、実態把握を進めつつ、婦人保護事業の関係者間での合意を形成しながら、実施に向け可能なものから着実に検討を進める必要がある。

また、②婦人保護事業の改善のために法律上の対応が必要なものについては、その実現に向けて、他制度との整合性等の法制面、財政上の措置のあり方等の課題について、厚生労働省を始め関係府省、自治体（地方六団体）等が調整しながら、検討を進める必要がある。

さらに、③婦人保護事業の枠を超えて法律上の対応が必要なもの（売春防止法の法体系や、女性に対する暴力の被害者支援のあり方に関するものなど。主に課題1、2、7）については、広く国民の理解を得る必要がある。また、政府において議論する場合には、厚生労働省の所管を超えた検討を要することから、男女共同参画会議などでの議論の必要性にも留意する必要がある。特に、売春防止法の他の部分との関係や、暴力被害者支援との関係について調整が重要となる。

これらの実現は、いずれも容易なものではないが、婦人保護事業が時代の要請に適った役割を果たすために重要な論点であり、本検討会としては、今後、政府において積極的な検討を進め、実現に向けた取組が着実に前進することを期待するものである。

## 婦人保護事業等の課題に関する検討会 委員名簿

(○は座長)

新井 篤	群馬県女性相談所所長
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会会長
○戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
栗原 博	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
竹内 景子	婦人相談所長全国連絡会議会長
竹下 和子 (黒田 佳子)	全国婦人相談員連絡協議会会長 (前 // )
堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部准教授
湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部教授
横田千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
吉村マサ子	全国母子寡婦福祉団体協議会会長

(五十音順・敬称略)

# 婦人保護事業等の課題に関する検討会 検討経過

## 第1回 平成24年6月26日

### ○議題

- ・厚生労働科学研究報告(戒能委員・湯澤委員・堀委員)
- ・全国婦人保護施設等連絡協議会(横田委員)よりプレゼンテーション
- ・婦人保護事業の対象者の定義・範囲 など

## 第2回 平成24年7月19日

### ○議題

- ・NPO法人全国シェルターネット(近藤委員)よりプレゼンテーション
- ・全国母子生活支援施設協議会(大塩委員)よりプレゼンテーション
- ・婦人保護事業における施設等の役割 など (及び前回の続き)

## 第3回 平成24年8月23日

### ○議題

- ・婦人相談所長全国連絡会議(竹内委員)よりプレゼンテーション
- ・全国婦人相談員連絡協議会(黒田委員)よりプレゼンテーション
- ・婦人相談員の役割
- ・都道府県(婦人相談所)・市町村の役割 など (及び前回までの続き)

## 第4回 平成24年10月9日

### ○議題

- ・これまでの議論の整理

## 第5回 平成24年12月11日

### ○議題

- ・これまでの議論の整理

「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」  
報告書（抜粋）

## 第4章－1：調査結果からの考察：都道府県主管課

### 1. 都道府県主管課の組織体制

婦人保護事業を所管する都道府県の組織体制については、全ての役職で1人が最も多く、役職別平均人数は、課長級 1.2 人、課長補佐級 1.2 人、係長級 1.5 人、係員 2.5 人であった。また、専任職員の割合は、課長級 31.9%、課長補佐級 29.8%、係長級 40.4%、係員 38.3%であり、都道府県主管課では、それぞれの役職の6割から7割の職員が、他の事業も兼務しながら、婦人保護事業に取り組んでいる状況が明らかになった。

### 2. 都道府県における婦人保護事業予算の状況

平成29年度の婦人保護事業予算総額の平均値について、都道府県人口別に見ると、150万人未満は、7,644万円（35自治体）、150万人以上500万人未満では、1億8,413万円（9自治体）、500万人以上は、5億7,162万円（3自治体）であった。また、各人口規模のカテゴリ別に、最大値と最小値の比をみたところ、150万人未満13.8倍、150万人以上500万人未満3.4倍、500万人以上2.8倍となっていた（図表2-1-5）。

都道府県においては、事業執行実績、とりわけ婦人保護事業の場合は、支援実績に応じて予算額が増減すると考えられる。人口規模が、同程度であるにも関わらず予算額にばらつきが見られる背景として、「地域性」によるものと捉えるだけでは不十分であると考えられる。保護や支援を必要とする女性が、婦人保護事業につながる仕組みが機能しているのか、具体的には、市区町村等関係機関と婦人相談所との情報共有や連携体制が機能しているか否かによって、支援実績に影響することが想定される。その結果、予算額に大きな差が見られる可能性があると考えられる。

なお、都道府県単独事業費として記述されていた事業内容の例としては、DV被害者支援のためのシェルター運営支援、支援事業の民間委託に関する民間団体との連携、および保育士や相談員の支援体制確保等が挙げられていた。

### 3. 都道府県における婦人保護事業の支援方針

婦人保護事業の実施要綱を作成していると回答した都道府県は11自治体（24.4%）、作成していないと回答した都道府県は33自治体（70.2%）、無回答が3自治体（6.4%）であった。また、婦人保護事業の対象として、婦人相談所につながった、「若年女性」「児童を同伴する女性」「同伴児」「妊産婦」「障害者」「高齢者」「性的少数者」「外国籍の人」の属性ごとに、支援方法・内容や関係機関との連携等の支援方針を定めているかについては、「外国籍の人」を除けばどの属性においても、一時保護時の支援方針がある都道府県の割合は、相談受付時の支援方針がある割合と比較して大きかった。

属性ごとの主な支援内容について以下に示す。

「若年女性」については、相談受付時、一時保護時とも「18歳未満の場合は児童相談所と協議する」としており、18歳未満は基本的に児童福祉法にもとづき児童相談所による支援につながるようにしていた。



「児童を同伴する女性」「同伴児」の一時保護時の支援方針については、小5以上の男児、中学生以上の男児などの高年齢男児について、DV被害者等他の利用者に配慮し、受け入れられる環境にないことから、児童相談所との連携や一時保護委託で対応する支援内容が多かった。

「障害者」については、障害の特性や状況に応じて市町村障害福祉担当課と協議するとし、「高齢者」については、介護を要する場合は市町村高齢福祉担当課や地域包括支援センターと協議するという支援内容が多かった。婦人相談所の一時保護体制が介護を必要とする女性を受け入れられる状況にないために、必要に応じて市町村と協議している状況にあった。

「性的少数者」については、相談実績がない自治体もあり、一時保護時の支援方針として、「戸籍上や外見上女性の場合一時保護は可能」などの回答があった。今後、性自認や性志向を含め性についての理解を深め、一時保護における支援内容や他の利用者に対する配慮などについて検討し、整理していく必要がある。

全体的に「相談受付時の支援方針」や「一時保護時の支援方針」においては、属性ごとに、関係機関と協議し、必要に応じて連携するなどの自由記述が多く、婦人相談所の支援対象となる女性の範囲について明確になっていない状況であった。そのため、児童相談所や市区町村、医療機関等の関係機関とその都度個別ケースについて協議することになり、関係機関からは、婦人相談所の支援対象がわかりにくく、一時保護の依頼をしにくい、断られたときに納得しにくい状況にあると考えられた。

児童相談所や市町村等関係機関と支援について円滑に協議を進めるためにも、都道府県において、婦人保護事業の実施要綱や属性ごとの支援方針を示していくことが有効ではないかと考える。

#### 4. 都道府県の婦人保護事業における支援課題

属性ごとの支援課題について、自由記述に見られた主な意見は以下のとおりであった。

「若年女性」については、公的な相談機関につながりにくいことが課題であり、広報の工夫、SNSなどの活用やアウトリーチを含めた支援体制の検討が必要な状況であった。また、若年女性には一時保護において通信制限や共同生活等のルールが受け入れられず、一時保護を拒否する場合があることも課題である。また、一時保護に至った未成年の場合、就職や住居設定に向けた契約行為について親権者の協力が得られないことから、自立支援が困難との意見が多かった。暴力被害を受けている若年女性の場合など、心理的ケアや支援プログラムの充実、継続した支援が必要であるとの意見もあった。

「児童を同伴する女性」は、暴力被害等により女性自身に休息が必要な場合や養育能力に課題がある場合、女性を支援する体制や社会資源が乏しく、また、一時保護中に児童相談所に虐待通告しなければならない場合の女性への支援が課題であるという意見があった。

「同伴児」では、DV目撃（面前DV）による心理的虐待を受けた子どもへの心理的ケアや、保育や学習支援について体制がないこと、学齢児について一時保護中は学校を欠席扱いになること、虐待を受けた被害児童としてアセスメントを行う体制が弱いこと、退所後に地域の関係機関と連携した継続した支援につながりにくいことが課題として挙げられた。

「妊産婦」では、一時保護にあたり妊婦健診を受けた病院に通院できないことから医療機関を新たに確保する必要があること、生活の場として必要な設備が整っていないこと、出産時の搬送等夜間の緊急対応体制が弱いことなどの課題があった。また、出産前後に一貫して

支援するため、単身妊婦を含め母子生活支援施設を利用できるようにする必要があるとの意見があった。

「障害者」では、一時保護において障害特性に応じた設備や、集団生活になじめない女性等への支援体制が整っておらず、受け入れや対応が困難であること、一時保護後の市区町村との支援調整が困難であること、障害者虐待防止法に基づく対応との調整が必要であること、本人が知的障害や精神障害について受容されていない場合に支援制度につながりにくい等の課題があった。また、同伴児の特別児童扶養手当について、DV被害者が受給できるような制度の見直しが必要との意見もあった。

「高齢者」では、一時保護において常時介護が必要な場合、設備面や支援体制（職員体制・専門性）が整っておらず、受け入れや対応が困難であること、退所後の継続的な支援のための市区町村との調整が必要であること、高齢者虐待防止法に基づく対応との調整が必要であること等の課題があった。

「性的少数者」は、支援実績やノウハウが乏しいことから、理解やニーズの把握が十分でなく、他の利用者への配慮も含め、支援体制が整備されていないなどの課題が挙げられた。

「外国籍の人」については、日常生活におけるコミュニケーションや通訳の確保が困難であること、生活文化の違いに配慮を要すること、所持金がない場合に経済面や医療面で婦人保護事業が支援できないこと、生活保護適用に向けた調整が困難であること、本国の法律等に精通した弁護士等との連携が不可欠であること等の課題が挙げられた。

国の婦人保護事業実施要領においては、婦人相談所は、相談、調査及び判定結果に基づき、効果的な指導等を行うとともに、他法他施策の活用等について指導するよう示している。しかしながら、市区町村や関係機関から婦人相談所につながった、支援や保護を必要とする女性は、多様で複合的な課題を有しており、婦人相談所が市区町村等関係機関と連携して、重層的に支援する必要がある。そのため、前述の対象者の属性別に挙げられた支援課題は、国において制度間調整を行い、婦人相談所と関係機関の支援調整が円滑にできるよう、婦人保護事業実施要領の見直しを行う必要がある。その際、「支援対象となる女性の範囲を明確化」というよりも、「各機関の強みである支援内容を明確化し、支援対象となる女性に対し、連携して提供する」仕組みが求められていると考える。

また、連携課題の解決に向けた施策や予算事業の措置が必要であり、特に、婦人保護事業においては、女性に対する経済的支援がないことから、他施策との調整に困難を生じていることが大きな課題となっている。今後は、何らかの緊急的支援措置の創設が求められる。

## 5. 婦人保護事業の課題

「国、都道府県、市町村の役割と連携」については、婦人保護事業の根拠法令である売春防止法には、市区町村の責務と役割について規定がないため、市区の婦人相談員の配置が進んでいないこと、女性が中長期的に地域生活に必要な支援を利用できる体制にないことが課題である。市区町村の役割等の義務規定を法に定める必要がある。また、都道府県においては、支援マニュアルやガイドラインの整備、市区町村職員を含めた研修の充実が必要との意見があり、相談支援体制における専門性の向上に向けた取組が求められる。

「民間団体との連携」に関しては、地域差が大きく、連携する民間団体が少ないもしくはないという自治体と、連携先はあるが、一時保護件数の件数が減少し、その結果民間シェルターへの一時保護委託件数が減っていること等が要因となり、安定的な運営に支障が生じ、財政基盤の安定を含めた民間団体への支援が乏しいことが課題である自治体に分かれた。

「婦人保護事業の体制整備」については、婦人相談員が改正前の売春防止法の規定により非常勤職員である自治体が多く、支援スキルの構築が困難であること、一時保護件数や複雑な支援ニーズ等実状に見合った配置基準に見直す必要があること、DV被害者の安全確保と要保護女子の自立支援の両方の支援を行うことが困難になっていることなどが挙げられた。女性に対する支援体制の再構築に向けた検討が求められていると言える。

#### 【参考文献】

- ・「婦人保護事業実施要領」（平成16年12月2日厚生労働省発雇児第1202002号）
- ・「婦人保護事業の実施にかかる取扱について」（平成14年3月29日雇児福発第0329001号）
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成20年1月11日雇児発第0111003号）
- ・「婦人保護事業等の課題に関する検討会のこれまでの議論の整理」婦人保護事業等の課題に関する検討会（平成25年3月）
- ・「婦人相談所ガイドライン」厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（平成29年4月28日一部改訂）
- ・「婦人相談員相談・支援指針」婦人相談員相談支援指針策定ワーキングチーム（平成27年3月）
- ・婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査ワーキングチーム『婦人相談所と関係機関との連携体制に関する調査報告書』平成28年3月
- ・婦人保護施設調査研究ワーキングチーム『平成27年度婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書』平成28年3月

## 第4章－2：調査結果からの考察：婦人相談所・一時保護所

### 1. 多様なあり方の実態

#### (1) 所管部署について

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき都道府県に設置されている相談所である。売春防止法第4章保護更生以下の部分は、厚生労働省の管轄である。

しかしながら、現在の婦人相談所は、各都道府県における所管部署の73%が福祉部門であり、27%が男女共同参画部門である。男女共同参画部門は、国においては内閣府の所管であり、配偶者からの暴力被害への対策を担っている部門である。設立以降、その時々の社会的課題に対応してきた。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」による、配偶者間暴力による被害女性への支援に重点が置かれてきたことが分かる。所管部門が異なることによって、情報の発信もとの違いや流れの違いがみられ、各都道府県において同じ「婦人相談所」でありながら、違った仕組みで業務を行っている状況がある。

今回の調査研究にあたって、「調査ご協力のお願ひ」に明記したとおり、「婦人相談所長全国連絡会議による平成29年度婦人相談所基礎調査結果」におけるデータを活用することとしたため、以下、特に組織、体制の実態については、上記調査結果により考察する。

#### (2) 一時保護所について（婦人相談所長全国連絡会議「平成29年度全国婦人相談所基礎調査結果」より）

婦人相談所長全国連絡会議「平成29年度婦人相談所基礎調査結果」（以下、「基礎調査」という。）によると、一時保護所を併設している婦人相談所が42か所、別のところに設置している婦人相談所が7か所あった。併設している婦人相談所のうち11か所が婦人相談所も含めて住所を非公開としている。併設していて住所を公開している婦人相談所においては、すべて複合施設の一部となっており、他の相談部門の利便性から公開をしている、ということである。また、一時保護所が別の場所に設置されている婦人相談所においては、一時保護所の住所のみが非公開、としている。このように、配偶者暴力相談支援センターの役割を持つという機能から、加害者追及を防止するために一時保護併設により、相談対応の広報、利便性等に制約が出ていることがわかる。

#### (3) 設置状況

##### ①設置形態

図表2-2-2より様々な施設と複合していることが示された。DV防止法第3条には、「都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。」と規定されている。全ての婦人相談所が配偶者暴力相談支援センター機能を持っている。「基礎調査」によると、配偶者暴力相談支援センターの機能を持ちつつ、婦人相談所として単独で設置されているのが、49か所中11か所である。

また、婦人保護施設のみ併設が7か所、児童相談所のみ併設が1か所であった。複数の機関との併設し、複合施設の中の一部門となっているところが多く、障害者更生相談所、児童相談所・一時保護所との併設が多い。それぞれの根拠法において、都道府県設置となってい

る機関と同列に併設されていることが分かる。各自治体の政策方針により、支援の複合化、ワンストップ化が進んでいる中に組み込まれていると考えられる。

複合施設のメリットは、他機関との連携のしやすさがある。一人の女性として支援する中で、複合的に抱える課題、障害、高齢、同伴児童等について、情報を共有し、それぞれの機関での支援につなげやすい。特に児童相談所が併設されている場合、同伴児童の支援の充実が図られている。

一方、デメリットとしては、加害者に発見されやすく、加害者からの追及への対応が不十分であることが挙げられている。また、児童相談所との併設により、同伴児童の児童相談所による一時保護が必要な場合、同一建物又は敷地内に母子がいるため、母子分離が難しい状況が発生すること、児童の支援にあたって加害者である父親が来所すること、DV被害女性としての母の所在が明らかになりやすいこと等が挙げられている。

このように、関係機関としての連携のしやすさがある一方、一人一人の女性への支援においては、配慮がより一層必要になるという側面がみられる。

## ②名称について

「基礎調査」によると、現在も「婦人相談所」という名称を使っているのは2か所である。また、「婦人」を使いながら別の名称を名乗るところもあった。その他、女性相談援助センター、女性相談所センターなど、「婦人」を「女性」に置き換え、複合施設の名称として「女性」が入っているところが34か所、上記①で述べたことにより、福祉相談センター、福祉総合支援センターなど、名称に女性の相談窓口であるということがわかる名称がつかず、一部門になっているところが12か所あった。

## 2. 多様なニーズに対応している体制の現状

### (1) 人員配置の現状

#### ①婦人相談員の人数

「基礎調査」によると、全国の婦人相談所に配置されている婦人相談員の数は合計240人、平均5人である。0人として、自治体の正規職員を相談対応として置いているところが1か所、1人のところが5か所あった。最も多いところは26人であった。

#### ②婦人相談員の雇用資格

「基礎調査」によると、婦人相談員を採用するにあたって、雇用資格を設けていない自治体は34であった。それ以外の自治体は「ある」としているが、そのうち2自治体は売春防止法35条による内容としていた。社会福祉主事、社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士、幼稚園教諭など、関連する資格を求めているところ、加えて福祉現場での経験を求めるところがあった。

売春防止法35条に書かれている婦人相談員とは、「社会的信望があり、職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者」であり、資格要件はない。そのことから、この条項にそのまま採用している自治体が多いことがわかる。

#### ③職員の体制

「基礎調査」によると、「相談業務と一時保護所の業務の分離がされていない」とした婦人相談所が 27 か所だった。一時保護所非併設であっても分離されていないところがあった。相談対応を行う職員と、一時保護所入所者への支援を行う職員が同一または、相互に役割を担いあっていると考えられる。相談業務と一時保護業務として女性、同伴児童の生活全般を支援することとは、異なる専門性が必要であり、より幅広い知識や支援スキルが求められる。

#### ④夜間の体制

「基礎調査」によると、最も多い夜間の職員体制は、「非常勤による宿直」で 28 か所であった。宿直については、常勤職員や警備員が行っているところもある。夜勤を行っているところは 11 自治体で、そのうち常勤職員が夜勤を行っているのは 2 自治体のみであった。

宿直の体制では、夜間の生活支援が行き届かず、精神疾患、障害、高齢等、課題の多い女性への対応が困難である。課題の多い女性の安全を確保できる体制が取りにくいいため入所者として受け入れにくいことが考えられる。

「婦人相談所における課題（人員体制）」においても、「夜間や休日日中の職員体制は不測の事態（病院受診や利用者の不穏な行動など）に適切に対応できるとは言いがたい」「夜間は正規職員が勤務していないため、出産間近や心身の健康状態が不安定な方に対応できないことがある。」という意見がみられた。

図表 2-2-3、2-2-4 では、夜勤、宿直職員の人数が示されているが、設問の意図としては、1 回の夜勤（宿直）で担当する人数を求めたが、婦人相談所として夜勤（宿直）を担当する可能性のある全ての職員数を記入したところもある可能性が推察された。今後さらに精査していく必要がある。

#### ⑤併設施設との人員体制

「基礎調査」によると、併設施設がある場合、職員が他の機関との兼務をしているところが見受けられる。

所長も 29 か所で他機関の長との兼任である。事務職員については 28 か所が兼務であり、一時保護所の生活指導員を含む相談に関する指導員の兼務については 18 か所あった。自治体側からすると人員の活用と言えるが、女性の課題に対応する人員体制が不十分であり、専門的な対応が行えない状況にある。

#### ⑥専門職の配置

##### ・医師について

婦人相談所は売春防止法第 34 条 3 項 2 号において「医学的判定」を行うこととされ、DV 防止法においても第 3 条 3 項 2 号において「医学的な指導」を行うこととされている。一方で、婦人相談所設置要綱（最終改正平成 14 年 3 月 29 日 厚生労働省通知）によると、「医師等の専門的職員が必要とされる」という文言になっている。13 か所において、医師が「いない」ということであった。配置されているところでは、常勤、非常勤、それぞれ専従、兼務、アルバイト等、様々な形態がみられた。DV 被害により心身が傷ついている女性の状態を把握し、回復への支援を行うことや、長い期間居所を定めず生活してきた女性の特性を知り、支援に結び付けるためには、医学的な視点が不可欠である。しかし、このように医療体制が脆弱であることから、医療的な課題、特に精神的な課題を持った女性への対応、一時保護所の受け入れが困難になっていることが考えられる。「婦人相談所の体制」において「専

門職（常勤嘱託医等）の配置がないため利用者に十分な支援が行いにくい」という意見が挙げられた。

#### ・看護師について

「基礎調査」によると、配置されていないところが31か所あった。配置されているところでは、常勤は5か所で、兼務の常勤、非常勤、非常勤兼務の体制である。このことも、医療体制の脆弱さ、医療的な課題、特に精神を持つ女性の受け入れが困難な要因の1つであると考えられる。「婦人相談所の体制」で、「一時保護利用者の多くが心身の不調を抱えており、医療職（看護師や保健師）の配慮が望まれる」という意見が挙げられた。

#### ・心理判定員について

「基礎調査」によると、配置されていないところが4か所あった。配置の状況は、常勤、非常勤、兼務等であった。相談支援、一時保護所における生活支援や、その後の支援方針を考えるにあたり、心理判定の必要性が認識されている傾向にあることが伺えた。

### （2）「人員不足」の現状

「婦人相談所の課題（婦人相談所の体制）」において各自治体より自由回答が寄せられた。その中で、「人員不足」を挙げたところが4か所あった。その他、「職員数が少ない、専門職が少ない」「休日夜間の一時保護対応が少なく、不測の事態に対応できない」「職員の人数配置の見直しや確保が大きな課題」「対応の幅が広く人員的に無理が出ている」「職員が少数で一時保護職員も兼務し、専門職の配置もないため十分な支援ができない」等の切羽詰まった状況を訴える意見があった。

## 3. 多様なニーズに対応している支援の現状

### （1）多様な年齢、主訴、属性への対応

#### ①年齢について

来所相談、一時保護とも、15歳から75歳以上まで、まんべんなく対応していることが示された。主訴において、夫等からの暴力が最も多いことから、「女性で暴力被害者」という状況の人に年齢に関係なく対応していることが分かる。

また、一時保護においては、本来、児童相談所一時保護所で対応することになっている15歳以上18歳未満の人達にも対応している。主訴として最も多いものは「親からの暴力」であり、まさに児童相談所が保護者と対応する被虐待である。最も多い年齢層は、相談、一時保護とも30歳から40歳であるが、15歳未満から30歳までの人数を合計すると、来所相談においては約20%を占め、一時保護においては360人となり、30歳から40歳までの人数（340人）を超え、31%を占めることになる。若年女性への対応が求められていることが示された。

また、65歳以上の人達については、来所相談では約69%、一時保護においては約97%が、夫等からの暴力、子どもからの暴力等といった暴力被害者である。「高齢者虐待」として高齢施策の方で対応すべき人たちについても、婦人相談所が対応している可能性があるということになる。

#### ②主訴

来所相談、保護とも、「夫からの暴力」が大半を占める。DV防止法への対応が中心になっているということが明らかになっている。

### ③世帯の状況

一時保護においては、単身者よりも児童を同伴する女性の方が多い（単身者 553 人、児童を同伴、計 573 人）。また、同伴児童の数は 18 歳未満で 935 人である。一時保護した女性の数が 1,155 人であり、その数に匹敵する児童数が一時保護されていることになる。その約 90%が、「夫等からの暴力」を受けた女性の同伴児童であり、児童虐待防止法における心理的虐待を受けているといえる児童である。このような多数の虐待を受けた児童が、児童福祉法の施設ではなく売春防止法の施設において短い期間においても生活している現状がある。複合施設において、児童相談所と併設の場合は、児童相談所における支援を受けやすく、受けていることも考えられるが、そうでない場合は、本来の必要とされる支援がなされない児童が多数いるということになる。

### ④属性・課題

来所相談、一時保護とも、課題を重複している人が多い。そして、様々な属性、課題を持っていても、「暴力被害」という主訴があると、婦人相談所が対応する、ということがわかる。

「暴力被害」以外では、精神疾患・障害（疑いを含む）が多く、その他被虐待体験、知的障害、妊産婦、社会的養護体験、性産業従事、一時保護では病院退院（精神科）が主な属性、課題である。

来所相談における「精神疾患・障害（疑いを含む）」の主訴は、夫等からの暴力が 40.3%と、「暴力被害」の以外の課題の中では、ほぼ平均的な割合である。暴力被害を中心に、様々な主訴を持つ人たちの中に一定程度いることがわかる。また、関連として「病院退院（精神科）」の人たちの主訴も「夫等からの暴力」は 25%と他に比べると高くなく、「帰住先なし」の人が同じ 25%を占め、一時保護においても「住居問題、帰住先なし」が合わせて 29.1%を占めていた。精神科病院から退院した女性の行き場がなく、いったん婦人相談所の一時保護所が受け皿の役割を持っていることがわかる。

被虐待体験を持つ人達が来所相談において 110 人みられたがそのうち約 36%が性的虐待を訴え、一時保護においても約 19%が訴えている。児童相談所において性的虐待を発見することが少なく、被虐待のうちの 1%前後に留まっていることから考えると、性的虐待を受けてからしばらくの時間がたって、婦人相談所が対応する中で、本人が開示できるようになる状況が想定される。

また、一時保護入所者における社会的養護の経験を持つ人達は、主訴として夫等からの暴力を中心とした「暴力被害」と同程度の高い割合で「住居問題・帰住先なし」という問題を抱えている。子どもの時から不安定な生活を強いられている人達が暴力被害にあい、不安定な状態がそのまま引き続けているということが伺われる。一時保護入所者における性産業に従事している人達の中にも夫等からの暴力を中心とした「暴力被害」と、「住居問題・帰住先なし」が約半数ずつであった。

どのような課題、属性であっても、最も多い主訴は「夫等からの暴力」である。これは、現在の婦人相談所が、配偶者暴力相談支援センターとしての役割を担っていることが各地域で周知されており、DV相談をするところ、と認知されていることが影響していると考えられる。逆の見方をすると、婦人相談所自体が、DV相談を受けるところとしての姿勢を持つ



ているということも考えられる。既に、売春防止法の婦人相談所から、DV防止法における配偶者暴力相談支援センターに変化している状況がみてとれる。

## (2) 多様な関係機関との連携

図表 2-2-26 より、夫等からの暴力のみならず、すべての暴力被害について、様々な機関との連携を行っている。その中で特に連携が深いのが「市区等に配置された婦人相談員」であり、市区に婦人相談員が設置されている場合には、地域の女性支援の窓口として機能していることが分かる。また婦人相談所としても、市区等に配置された婦人相談員と一緒に対応していることが示された。市町村の中の所轄課としても、様々な機関との連携を行っているが、中でも福祉事務所が多く、金銭的な課題を含め具体的な支援策を持つ福祉事務所との連携がなされていることがわかる。

また、「住居問題・帰住先なし」が主訴の場合は、婦人相談員よりも市区町村が連携先となり、具体的には、福祉事務所が対応している。

性暴力ではワンストップ支援センターとの連携が警察に次いで多く、その存在と連携が定着してきている。

## (3) 一時保護の対応について

図表 2-2-6 より、一時保護の依頼元は福祉事務所、婦人相談員、警察が多い。大都市になるほど、その傾向は強い。本人自身からの依頼は、小規模自治体において多い傾向にある。一方、福祉事務所からの依頼件数は、小規模自治体よりも大規模自治体において多い傾向にある。大規模自治体の方が、市区町村に婦人相談員、または DV 被害者、女性相談の窓口が充実しており、相談体制の機能分化が進んでいることが要因と考えられる。

なお、依頼が実施につながる件数については、大規模自治体の方が少ない傾向にある（自治体の規模が大きいほど依頼が実施につながらない）。依頼件数が多いため、実施できない可能性が想定される。部屋数の制限、人員数の問題、その他の要因が影響しているか、今後精査する必要がある。

# 4. 地域格差の現状

## (1) 市区での婦人相談員の設置状況

市区に婦人相談員が配置されているか否かによって、婦人相談所の婦人相談員の支援方法に違いが生じる。市区に婦人相談員が配置されている場合は、市区が婦人相談を受け、市区の地域支援を活用して相談を進める。市区に婦人相談員が配置されていない場合は、自治体の婦人相談所・婦人相談員は、直接来所相談を受け、本人のニーズに合わせて市区の支援窓口につなぎ支援を依頼する。平成 28 年度婦人保護事業実施状況報告における「婦人相談員を設置している市区数（平成 29 年 4 月 1 日現在）によると、婦人相談員配置市区数（市と特別区）は 348 市区であり、全市、特別区の数、814 市区の約 42.7%の設置となっている。

全ての市、特別区に配置している自治体は 9 自治体であり、配置されていない自治体は 2 自治体に留まった。それぞれの婦人相談所の婦人相談員の支援方法に違いがあり、「婦人相談所の婦人相談員」としての支援内容・方法が確立されていないことになる。また、転居等により自治体を越えて婦人相談所の支援を受ける場合、各自治体での支援方法が、市区の婦

人相談員の設置状況によって変化するため、当事者が不利益を被る可能性があることが考えられる。

## (2) 保護件数の違い（事業規模の違い）

依頼元によっては一時保護依頼件数が 0 の自治体があった。全体的に依頼件数の多い依頼元から見ると、警察からの依頼がなかった自治体が 3 自治体、福祉事務所からの依頼がなかった自治体が 15 自治体であった。全国的に一時保護の件数が少ないことが問題となっており、この実態についても今後精査する必要がある。

## (3) 市区町村との連携

図表 2-2-26 より、婦人相談所は市区等に設置された婦人相談員を中心に、各市区の福祉事務所、所管課との連携を行っている。このことは、現在の在宅サービス、経済的支援の多くは区町村が実施主体となっている、また、相談を受けた女性が地域で生活するにあたっての支援は、各市区町村の実施に委ねることになるという現実を物語っている。そのため、都道府県と市区町村との役割分担、連携は重要であり、基礎自治体における婦人相談員の設置を義務とし、DV 被害者だけでなく女性のあらゆる課題についての対応の一義的な責務を市町村が持つことが求められている。

# 5. 他施策との役割分担・課題

「相談を受理した場合に対応する機関」として、妊産婦、障害者、高齢者、性的少数者についての回答がある。この回答を見ると、婦人相談所が女性であれば、様々な属性、課題について対応しているということがわかる。

## (1) 児童相談所

児童相談所は、「18 歳未満のすべての児童に対応する」と児童福祉法に規定されている。しかしながら、実際には児童相談所ではなく婦人相談所に対応している 18 歳未満の女子が存在する。その主訴は、夫等からの暴力を中心とした暴力被害、妊娠、出産、帰住先なし、不純異性交遊である。これらの課題について、児童相談所よりも婦人相談所のほうが、適切な機関と連携が取りやすい、対応スキルを持っていることが考えられる。一方で、婦人相談所は、親権者への対応権限を持っていない。これらの課題に対応するにあたって、親権者への指導の権限を持つ児童相談所と、対応スキルを有する婦人相談所がどのように連携し、役割分担をしていくか考えていく必要がある。

## (2) 障害者施策

図表 2-2-23 より、女性であり暴力被害を受けている障害を持つ人達への対応を行っている。また、図表 2-2-24 より、障害程度については不明だが、障害を持つ人の一時保護も行っている。「婦人相談所の課題（体制について）」の自由回答より、「障害者、高齢者等の支援ニーズに対応できる施設の設備が整っていない」という意見があった。

養護者からの重篤な障害者虐待があった場合、障害者施設等で一時保護をする仕組みが障害者虐待防止法に掲げられている。しかし、養護者と考えられる「夫等」や「子ども」からの

暴力を受けた障害者を、障害者施設に代わって婦人相談所が一時保護している状況があることが分かる。

### (3) 高齢者施策

高齢者施策による支援対象と考えられる 65 歳以上についても、女性であり暴力被害を受けていることにより相談を受け、一時保護を行っている実態が示された。「婦人相談所の課題（体制について）」の自由回答として、「障害者、高齢者等に対応できる施設の設備が整っていない」という意見が挙げられた。

## 6. 心理的ケアの現状

### (1) 対応の状況

暴力被害女性への対応が大半を占める中、暴力被害女性への心理的ケアは重要な課題となっている。図表 2-2-8 より、一時保護において心理的ケアを実施しているところが 98%を占めた一方で、図表 2-2-9 より、それでも不足していると回答したところが 22.4%あった。実施している主な支援内容としては、図表 2-2-17 より、「心理アセスメント」「カウンセリング」「心理教育」であることが示された。

### (2) 求められる対応 プログラム等

婦人相談所における相談対応、一時保護での対応期間は決して長くない。主に心理教育として暴力被害についての認識の修正や、心理的ダメージへの対応方法等について情報提供するに留まっている。本来求められる心理的なダメージの回復、回復後の自立支援までを目標に支援を行うことは難しい。

しかし、最初に対応することが多い婦人相談所が、心理的なダメージや特性についての的確に把握し、その時点で必要な専門的な対応を適切に行うことが不可欠である。その後の心理的ケアを継続していくにあたっての重要な起点であると考えられる。

心理的ダメージからの回復には、継続的な心理的ケアが不可欠である。地域の中にそのような支援体制が充実することが求められる。また、情報の共有や役割分担を行うことにより、各地域で提供している支援に確実につなげる取組を充実させることが重要である。

### (3) そのための体制強化

全ての婦人相談所に、雇用状態は様々であるが心理職員（心理判定員）が配置されている。心理判定員に加え、心理療法担当職員の専門性の強化と、判定に留まらない心理療法（心理ケア、心理教育等）を行うための心理職の人員配置が必要である。

## 7. 若年女性の実態

図表 2-2-23、2-2-24 によると、年齢が比較的若い女性であっても夫等からの暴力、親からの暴力等、暴力被害を受けていること、18 歳未満は 18 歳以上の女性と比べて、妊娠・出産の問題、住宅問題・帰住先なしの主訴が多いことが示された。また、図表 2-2-23 によると、

18歳以上の20歳未満の精神的問題を抱える人達の割合は他の年齢区分よりも多い（60歳以上65歳未満を除く）。

20歳未満の既婚者への支援、妊娠出産への支援が重要な取組課題になってきていることが分かる。問23から、その支援内容について、法的対応（離婚、保護命令に関するもの）、医療機関受診、同伴児への対応、福祉事務所へのつなぎ（生活保護）といった支援が行われていることが示された。これらの点から、以下の支援が必要であると考えられる。

- ・妊娠、出産への専門的な対応の必要性
- ・育児支援
- ・デートDVを含む暴力被害についての理解の促進
- ・金銭管理、衣食住を含めた規則正しい生活の維持への支援

これらの対応にあたっては、「インタビュー調査結果」の「ゆずりは」における「2.若年女性の支援ニーズ（3）必要な支援」で指摘された事項が参考になる。

これまで対応してきた「大人の女性」よりも、全般的に未熟であること、アイデンティティが不安定であることの理解に立った支援が重要である。また、児童相談所、自立援助ホーム等、10代後半からの対象者を支援している機関より対応方法を学ぶ必要があると考える。

## 8. 同伴児を抱える女性の実態

### （1）女性について

夫等からの暴力等、暴力被害を受け避難することになった時、一般に女性としてよりも母としての立ち位置を求められる。

図表2-2-34に示した一時保護につながらないケースとしては、「同伴児のいる女性」が若年女性の次に多かった。一時保護の同意が得られなかった理由として、「同伴児と一緒に入所できない」「同伴児が転校または休校しなくてはいけない」が挙げられた。本人は一時保護所に入所したいと考えても、同伴児童への配慮から保護に至らない実態があることが示された。

### （2）同伴児童の実態

「基礎調査」によると、全国の婦人相談所で保育士が配置されているのは、24か所となっており、半数以下に留まった。心理職についても、同伴児童の対応が可能な人員配置ではない。図表2-2-15における一時保護所入所者への支援内容・同伴児において、どの年齢においても「児童相談所との連携・面接・相談」の割合が高く、同伴児童については虐待も含め、児童相談所が支援するという関係が定着している。次に、「親子関係の観察」が多くなっている。低年齢においては、保育・保育代行が行われているのは81%であり、学齢児の「学習支援」についても83.3%と、全ての自治体で実施されている訳ではない実態にある。

児童相談所一時保護所と比較すると、不十分な支援状況であり、児童を主体とした支援内容になっていない点が課題である。

### （3）女性も児童も活かす支援の必要性

母親は、DV家庭の中で子どもと共に、様々な困難を一緒に乗り越え、支援につながっている。その過程で、母は子どもを守ることができなかった、子どもは母に守ってもらえな

ったという思いを持っていることもある。一時保護所の中で両者が対立することもある。それぞれの立場に立ち、自分が傷ついていることを認識し、癒しつつ、お互いに思いやりを持てるようにする支援が求められている。既の実施している自治体もあるが、一時保護所における、同伴児童を有する女性と同伴児童との母子並行プログラムの開発、実施等が課題であるといえる。

## 9. 一時保護所入所の現状と入所に至らない理由

### (1) 現状

あらゆる年代、属性、主訴、課題を有する人達が入所し生活している。夫等からの暴力を含め暴力被害者が多い一方で、一定程度、「住居問題・帰住先なし」の人達も入所している。さらに、乳児を含め、幅広い年齢の児童も共に入所している。単身女性の中には、やむを得ず児童を実家や児童相談所に預けてきたことで、他の入所者の同伴児童が同じ生活空間にいて辛い気持ちを抱くことも想定される。

暴力被害者は、身を守るために通信機器を含め、様々な情報から距離を置くことができる環境が必要となる。一方、それ以外の主訴の人達にとっては、自立に向けての一步を踏み出す場であり、より開かれた環境が求められる。

同伴児童については、暴力被害者に男性を想起させるという理由から、小学生の高学年から中学生以降の男児は入所させられないとする一時保護所が多い。そのため、兄弟が別々に生活せざるを得ない場合がある。やっとの思いで、子ども達とともに一緒に逃げてきたDV被害女性としても辛い思いをすることになる。

このように多様な背景から、時には相反する支援内容を必要とする人達が一緒に生活する中では、様々な課題が存在するといえる。

### (2) 入所に至らない理由

図表 2-2-38 より、これまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズが伺われる。現在の生活において、通信機器は必須であり、持たないことで孤立感を抱き、不安を持つことにもつながる。しかし、DV被害者が多い一時保護所の中では、当事者でなくても誰かが発信することで、加害者に居場所を知らせてしまうことにもつながりかねない。そのため、制限は必須である。また、当事者でなくても、仕事や学校に行く等、外部での生活を送る中で、加害者からの追及可能性は否定できない。そのような危機管理のために必定向と考える環境条件と、入所者の生活上の希望にギャップが生じている現状がある。

また、「本人に障害や疾病があり」集団生活を送ることが困難、身の回りのことができない、適切な設備がないということも理由として挙げられている。「5.他施策との役割分担と課題」で述べたような整理が必要である。

### (3) 若年女性の現状と理由

図表 2-2-34 より、特に若年女性において「同意が得られない」が9割となっている。その理由は、集団生活であること、通信機器が使えないことについての抵抗感が挙げられた。これらの点については、現状の一時保護所の仕組を変えない限り、一時保護は困難であるだろう。

一方で、「7.若年女性の実態」に挙げたように、これまでの生活歴の経験の少なさ、未熟さ等から、自分の状況と必要な支援を受けることについての理解が困難であることも推測される。その女性の特性、成育歴にあった説明の方法により、「同意を得られない」の割合を減らすことができると考えられる。

## 10. 婦人保護施設への入所に至らない理由

### (1) 入所に至らない理由

図表 2-2-37 より、「同意が得られない」が多くを占めるが、一方で、支援する側が、本人自身の課題として、集団生活が困難、障害や疾病のため自立生活不可、設備が不十分、退所後の見通しが立たない、就労自立の見込みが立たない、他施策の支援が適切などにより「入所させられない」と考えていることが伺える。

設立当初から時間が経過し、その間に障害者施策など他施策の充実が図られ、設立当初であれば婦人保護施設を利用したであろう女性が、他施策の支援を受けるようになってきているということが考えられる。また、婦人保護施設での支援が現物給付のみであり、入所後、就労できるようになるまでは自分の自由になるお金は内職作業で得るしかない実態がある。そのことを了解し、それが可能な人が対象となる。そこで得られた生活費だけで生活を送ることができるかどうか大きな課題である。加えて、就労自立の見込みが立たないケースでは、施設所在地の市区町村に対して、対象者の課題に沿った退所後の支援を依頼することが予想される。そのため、実施機関との連携が容易ではないことも考えられる。

### (2) 若年女性の実態と理由

図表 2-2-37、2-2-39 より、「本人の同意が得られない」が 80%であり、集団生活に不安があること、通信機器等が使えないことがその理由として挙げられている。現在の若い女性の生活状況から考えると当然なことであり、これらについてどのように対応していくか検討する必要がある。

## 11. これからの婦人相談所のあり方

### (1) 課題に即した相談体制、保護体制（居室やフロアの配置、人員配置等）

婦人相談所で相談を受け一時保護をする女性は、年齢を問わず、属性、課題、主訴も問わず、かつそれらが重複し、複合している人達である。「5. 他施策との役割分担と課題」で述べたような、他施策との役割分担やお互いの支援強化が必要であるものの、当面の間は、現状の中で対応が求められる。相談体制においては、幅広い福祉関連の知識を持ち、それぞれの女性の持つ課題、特性等を即座に見抜き、かつ、支援につながっていくような安心感と信頼感を得られる面接技術が必要である。

一時保護にあたっては、依頼元の市区等の婦人相談員との協働体制のもと、利用についての同意を得られるような、個々人の特性、背景に配慮した説明が必要である。また、それぞれの年齢や属性、課題に沿って、居室の配置や共有部分の使い方等に配慮していかなければならない。このことについては、ハード面での改善、充実が必要である。そして、障害を持つ女性、高齢の女性への支援にあたっては、障害分野、高齢分野の知識を持ち、適切な配慮と介護等の必要があるため、適切に実施するための人員配置が求められる。

性的少数者への対応にあたっては、現在に対応している件数は少ないものの、今後、相談件数は増加していくことが考えられる。時代に即した課題について敏感に対応し、専門性を高め、体制を整備する必要がある。

## (2) 専門性の強化

婦人相談員の資格については、売春防止法 35 条の規定があるのみである。しかし、これまでの結果から、幅広い福祉分野の知識と、それぞれの女性の背景、特性を迅速に見抜き適切な対応ができる人材が求められる。加えて、精神疾患（疑いを含む）を有する対象者へのニーズを考慮し、医師、看護師等の配置が必須である。

## (3) 市区町村との関係

婦人相談所は、都道府県設置の相談所であり、生活保護、障害、高齢、子育て支援等、在宅サービスの多くは市区町村が管轄している。婦人相談所で受けた相談を具体的に支援していくこと、一時保護後の生活の支援につなげるためには、市区町村との連携が必須である。一方で、現在、婦人保護、女性支援は、市区町村の業務として位置付けられていない。他の在宅サービスとの連携にあたっては、市区町村における婦人保護、女性支援を市区町村の業務として位置づけ、市区町村婦人相談員の配置を義務化するとともに、財政的な配慮が必要である。

## (4) 他施策との役割分担の明確化

障害者についても、高齢者についても、「女性である」ということ、特に暴力被害を受けていることにより婦人相談所が支援している。暴力を受けたことについての心理的ケアについては、障害部門や高齢部門での対応よりも、婦人相談所の方が専門性を有する。また、障害を有する人達同士の関係性から、加害男性から逃れようとしても、居場所を知られてしまう危険性について、障害を持たない人たちよりも障害を有する人達の方が高いと言われている。

今後、障害部門、高齢部門が、障害の程度に合わせた暴力被害に対するケアのスキルアップを図っていく必要がある。また、婦人相談所としても、「女性であり暴力被害者である」という側面から、障害を持つ人、高齢者への支援強化を行い、障害部門との連携、役割分担を考えていく必要がある。

なお、高齢者については、一時保護を行って初めて認知機能の問題や、身体状況が把握されることがある。そこで把握された個々人の状態に適した支援がなされるよう、関係機関と連携していく必要がある。

## (5) 支援につながらない特に若年女性への対応強化

特定非営利活動法人 BOND プロジェクトを対象としたインタビュー調査結果より、繁華街での声掛けや、メール、LINE によって相談を受ける 10 代の若年女性たちが、様々な理由で家に帰れなかったり、居場所がなく、行政機関による必要な支援に結びついていない実態があることが明らかになった。

また、その中で行政機関の相談の受け方や、一時保護所、婦人保護施設における支援の方法が、若年女性のニーズに合ったものでないという指摘もあった。

今後、これら民間団体による活動を支援しつつ、そこから明らかになった若年女性の実態を把握し、行政機関として適切な支援を行っていく必要がある。その場合、18歳から20歳未満の年齢層については、親権者の承認、同意がなければ、アパートの契約、医療保険の加入、銀行等口座等の開設に支障がある。これらの点が、若年女性の自立を困難にしている点について対応策を検討する必要がある。

#### **(6) 同伴児童を持つ女性への支援、同伴児童についての対応（児童福祉法における対応へ）**

夫等からの暴力を受け、婦人相談所に相談し、一時保護所を利用する女性達、また、面前DVという心理的虐待を受けた同伴児童の両方についてケアが行われなくてはならない。婦人相談所では、児童は同伴児童として対応するが、それぞれの一時保護所においては、保育士、学習指導員等を配置し、支援を行っているが、必ずしも十分とはいえないと考えられる。児童に対する支援は、児童福祉法に則って行われるものであるが、売春防止法を根拠とする婦人相談所での支援においては、迅速、的確に児童福祉法上の支援が活用できない実態がある。婦人相談所を含め、婦人保護事業で対応する児童について児童福祉法とその関係機関が実施する支援を的確に活用できる体制づくりが必要である。

#### **(7) 女性支援のための関係機関による情報共有や、役割分担を行う地域連絡協議会の設置を行いコーディネーターとしての役割を持つ**

各地域において、年齢、属性、課題、主訴に関わらずあらゆる課題を持つ女性を対象に支援を行い、様々な関係機関との連携を行っている。しかし、女性相談の配置が、市区町村に義務化されていないため、連携上の困難を抱えている自治体は多いといえる。

同伴児童、障害者、高齢者においても、地域の連携会議があり、それぞれの機関がお互いの業務を知り、支援についての役割分担を行っている。女性相談を市区町村の責務とした上で、課題を共有し、支援が必要な女性についても、様々な機関が協力、連携して支援を行っている体制が必要である。そのためには、守秘義務を課した地域の連絡協議会を設置し、婦人相談所がコーディネーターとしての役割を発揮し、婦人相談事業を通じて培ったノウハウを活用することでよりスムーズな連携を行っていくことができると考える。

#### **【参考文献】**

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成20年1月11日雇児発第0111003号）
- ・「児童福祉法」（昭和22年12月12日制定、平成28年6月3日改正）
- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日制定）



## 第4章－3：調査結果からの考察：婦人保護施設

### 1. 婦人保護施設の多様性

一言で「婦人保護施設」と言っても、その実状は大きく異なる。単身のみを入所対象とする施設、同伴児を受け入れ母子での利用が可能な施設等々存在する。同じ状況にあっても、ある自治体では保護の対象になるが、別の自治体では保護の対象にならないという現状が存在する。これは「ナショナル・ルールの欠如」なのか、「ローカル・ルールの横行」と考えるべきなのか検討の必要があるといえる。婦人相談所と併設している婦人保護施設では、場所、人員、支援が共有化されていることも多く、入所期間によって一時保護から婦人保護施設に措置変更された形となっていることも少なくない。入所実績がゼロに近い施設の中には、回答に苦慮していた様子も伺われた。

### 2. 支援対象となる女性の範囲（年齢、主訴、属性）

本調査によると、平成28年度1年間の婦人保護施設への措置入所者には、一定程度20歳未満の若年女性や、18歳未満の児童福祉法対象者がいる（図表2-3-35）。一方で、65歳以上の老人福祉法対象年齢女性の入所もある。このように婦人保護施設では、幅広い年齢の女性が入所している。さらに、15歳未満を除いた20歳未満の入所者の主訴で最も多いのは、「帰住先なし」であり、家族・親族などインフォーマルな支援の不在がうかがえる。さらに、夫等からの暴力に加え、親、交際相手、その他の者からの暴力、といった暴力問題を抱えている入所者も多い。「妊娠・出産」や、「不純異性交遊」とされる異性関係の問題等もみられる。また、65歳以上の女性の主訴は、8割以上が「夫等からの暴力」、残りが「帰住先なし」である。こうしてみると入所女性は、年齢にかかわらず、多様な暴力にさらされ、行き場を失い、様々な生活困難に直面している。全般的にみると、入所者の主訴は「夫等からの暴力」がおよそ半数、次いで「帰住先なし」であるが、その背景にある支援課題は多様であり、また重複している。課題で多いのは、主訴の多くが「夫等からの暴力」被害のため、「暴力被害（身体的・精神的・経済的）」「被虐待経験」など暴力・虐待であるが、「精神疾患・障害(疑いを含む)」「精神科退院」も含めると、精神疾患・障害に対応が必要な利用者が少なくないことがわかる。性的虐待、性的暴力、性産業、JKビジネス従事経験など性的被害にかかわる課題を有している女性も見うけられる。また、「帰住先なし」を主訴する入所者の属性・課題には、「障害(知的・身体・精神・発達障害(すべて疑い含む))」や「社会的養護経験」「被虐待経験」「性的虐待経験」「性産業従事経験」、「社会的スキル」の欠如などがあり、多様で複合的な課題をかかえていることがうかがえる。換言すると、婦人保護施設では障害対応、暴力・虐待(性的被害含む)被害者支援、社会的スキルの獲得など利用者それぞれの課題に応じ、様々な支援ニーズへの対応が求められている。

### 3. 多様なニーズに対応している現状と課題

#### (1) 心理的ケアに対する支援

措置入所者の支援ニーズに十分対応できていないと考える支援内容のうち、47施設中、23施設が「心理的ケア」について「十分に対応できていない」と回答している。特に、若年女性に対する心理的教育を実施している施設は、半数程度である（図表2-3-24）。入所理由

(主訴)ではなくても、女性本人の状況を詳しく理解していく中で、様々な形の暴力被害を受けていることが少なくないことが分かっている。自分が受けていたことが「暴力」だとは思わずに生活を続けていた場合も多く、入所者への「心理的ケア」の必要性が高いといえる。

心理的ケア職に対するサポートは存在するが、現状では「不十分」と言わざるを得ない。その理由としては、「人員の不足」、職員の「専門性の不足」が挙げられているが(図表 2-3-25)、さらに詳細な理由が自由回答からうかがえる(図表 2-3-27)。「人員の不足」とは、「心理職員の配置がない、もしくは人員数が不足しており十分な支援ができない」ということである。人員数の不足による課題は、「心理職がスーパーバイズを受けることができない」ことでもある。心理的ケアの充実として、まずは心理職の配置、施設によっては複数名配置が求められている。婦人保護施設における心理職(心理療法担当職員)配置のための経費には、国の予算補助があるが、要件がある。実態に即した要件なのか検証が必要である。

## (2) 性暴力被害

婦人保護施設入所者には、入所前に性暴力被害経験のある女性が少なくない。さらに、そうした女性たちの抱えるニーズは、複合的である。しかし、34%の施設は、支援として対応できていないと回答している(図表 2-3-24)。その理由として、9割以上の施設が「専門性の不足」を挙げている。性暴力被害に対して、治療の場ではない入所施設としてどのような支援を提供すべきなのか、現状では明確なプログラムもなく、各施設において模索されているといえよう。婦人保護施設としてどのように支援、対応することが望ましいのか検討することが求められる。

## (3) 外国籍女性

外国籍女性の主訴は、暴力(夫等、交際相手)が多くみられるが、それ以外にも「妊娠・出産」や「帰住先なし」など多様である(図表 2-3-35)。しかし、外国籍の女性に十分対応できていないと答えた施設は3割あり、その理由の多くは、「専門性の不足」を挙げている(図表 2-3-25)。外国籍の女性に対しては、複数の他機関との連携が必要であるとともに、多文化への理解など「多文化ソーシャルワーク」が求められる。そうした知識、技術の習得につながる研修内容やスーパービジョンも課題である。

さらに、「婦人相談所」において一時保護された外国籍女性は74名、全体の6.4%(図表 2-2-24)であるが、婦人保護施設に実際に入所した女性は28名、「受け入れ実績がない施設」は18か所ある。一時保護から婦人保護施設の入所につながりにくい状況があるのか、検証が必要である。

## (4) 若年女性への支援

図表 2-3-23 では、若年女性に対する支援の詳細が明らかになっている。18歳未満では、「児童相談所との協議・情報交換」が求められるが、全ての施設で実施されているわけではない。実際、「児童相談所」と「連携がとれている」と回答した施設は27.7%とわずかである(図表 2-3-38)。

若年女性への支援について、十分に対応できていないと考えられる理由をみると、「人員の不足」、「支援の専門性の不足」が多く挙げられた。

他方で、図表 2-3-39 にみられるよう若年女性の支援実績がないと回答した婦人保護施設は、18歳未満では18件、18歳以上20歳未満7件、20歳以上30歳未満が2件となってお

り、いわゆる「JK ビジネス」「AV 出演強要」「女性の貧困」等がマスメディア等でも大きく問題として取り上げられていながら、女性に対する支援を行う婦人保護施設に結びつかない現状をどう理解すべきか検討が必要である。ハード面の問題であるのか、「施設」「集団生活」という形態に関わる問題が起因しているのか、「利用しづらい」「相談しづらい」選択肢となつている実態を踏まえ、対応策を検討するべきである。婦人相談員の調査結果からも「ニーズ」が存在することは明確であっても、児童福祉法対象者といった「制度の壁」、「専門性の不足」の課題が存在することが想定される。

## (5) 同伴児童

同伴児童の「受け入れ実績がない」施設は、15 施設あり（図表 2-3-39）、同伴児童を受け入れるかどうかは、婦人保護施設の方針だけでなく、措置権をもつ婦人相談所や基礎自治体の方針によっても異なっている。

同伴児童の属性・課題は、被虐待経験(心理的、身体的、性的、ネグレクト)、発達障害、知的障害、精神疾患・障害、学力低下・成績不振など多様であり、様々な支援が必要である（図表 2-3-36）。一方で、実際の支援としては、同伴児童に対する基本的な支援である「児童相談所との連携・面接・相談」「学習・遊びの支援」「保育・保育代行」などが多くみられるが、すべての施設で実施されているわけではない。「育児・養育・同伴児」への支援ニーズに十分対応できていないと考えている施設は 13 施設あり、その理由は、「人員の不足」が 92.3%である。現状では、同伴児童は婦人保護施設の本来的対象者ではないが、子どもをかかえた母親は複雑で多様な課題、ニーズを抱えて施設に入所している。その子どもたちも、さまざまな課題を有しており、支援が必要な状況にある。同伴児童への支援の充実及び、同伴児童対応指導員など専門職配置の充実・要件の再検証、そもそもの同伴児の位置づけの検討は喫緊の課題である。

## (6) 一時保護委託者への支援

「一時保護委託」に対する支援内容を図表 2-3-20 からみると、措置入所者と比較して、いずれの支援も低い。「医療・健康管理」が 88.9%、「日常生活支援」「金銭管理」などの生活支援も 7 割にとどまっている。婦人相談所の一時保護所において実施している支援内容（図表 2-2-8）と比較しても、どの項目も支援実施の割合が低いことがわかる。一時保護委託者への支援の充実は、今後の課題といえよう。

## (7) 退所、アフターケアにかかわる支援：退所後支援・地域生活定着支援

支援を必要としている女性達は、「施設を退所する＝サポートがなくても生活できる」という状況にはないというのが現場の実感である。しかし、「退所後支援」、「地域生活定着支援事業」について、十分対応できていないと答えている施設は、いずれも 3 割以上、「退所者自立生活援助事業」に関しても 2 割程度あった（図表 2-3-24）。その理由としては、主として人員不足等によることが読み取れる（図表 2-3-25）。「退所者自立生活援助事業」は、要件を満たせば経費が補助されるが、実状に即した制度となつているのか検討が必要である。

さらに、退所後に支援、モニタリングを続けるか否かの判断を行う組織は、「施設」、「婦人相談所」、「基礎自治体」、「決まっていない」とまちまちである（図表 2-3-32）。同様に、モニタリングを実施する組織についても、ばらつきがある。なお「実施していない」地域も

ある。対象者へのアフターケアの必要性が指摘されているが、支援継続の判断機関、実施機関はどこか、そもそも支援を実施するのか、どのように実施するのか自治体によって異なり、ナショナル・スタンダードな婦人保護事業としての支援方針は策定されていない。

## 4. 支援の質向上にあたっての課題

### (1) 婦人保護施設の体制整備

#### ①人員配置、専門性の向上

婦人保護施設における支援の向上にあたっての課題として、第一に体制整備が挙げられる。具体的には、まず「人員配置の不足」がある。図表 2-3-25 にみられるように、入所者の支援ニーズに対応できない大きな要因として、いずれの項目についても「人員の不足」が挙げられている。婦人保護施設職員の配置は、「職員職種別配置基準」（以下「配置基準」という。）に規定されている。しかし、施設においては、「人員配置不足」が実感されている。その理由の一つとして、図 2-3-21 にみられるように、入所者の支援課題数の多さや種類に伴って、職員の支援時間が増えていることにある。上述したように、入所女性の課題やニーズは多様で、複合的であり（図表 2-3-35）、業務多忙が実感されている。「配置基準」の検討が必要といえよう。

さらに婦人保護施設の体制整備として、職員の「専門性、スキルの向上」がある。「専門性の不足」については、「女性への支援」の中に、性暴力を含む暴力被害、若年、妊娠、出産、高齢、障害、子ども等、様々な支援要素が含まれており、「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」の機能が求められているといえる。そのための研修、資格を含めたスキルアップのための取組を強化すること。さらに、処遇体系の検討も課題であるといえる。

#### ②アセスメントの実施、充実

婦人保護施設において入所者のニーズ、課題に応じた支援を提供するためには、入所者のアセスメントは不可欠である。図表 2-3-16 にみられるように、「本人の心身の状況」や「今後の方向性」についてのアセスメントは 8 割の施設で実施しているが、すべての施設で実施されているわけではない。さらに、「同伴者の心身の状況」「本人の職業適性」についての実施は、4 割台と低い。また、「本人の心理アセスメント」についても、半数程度である。現状においてアセスメントの実施が困難な理由を明らかにするとともに、その充実が望まれる。

#### ③婦人保護施設の安全、秘匿性の確保と通信機器の使用

第 4 章-2 にも指摘されているように、婦人保護施設の入所について本人の同意が得られない理由の一つに、通信機器などの使用制限が挙げられている。特に、現在の若い女性にとっては、子どもの頃から通信機器を日常的に使用する生活を送ってきた者も多く、使用を制限される生活は、不便だけでなく不安をもたらすものと思われる。このように、「施設の秘匿性と自立支援に必要な情報開示との両立が難しい」（図表 2-3-46）ことは、施設運営にとって大きな課題となっている。

さらに、若年支援団体が指摘するように、こうした施設運営上の制限は、若年女性に「矯正的な支援という姿勢が、強いメッセージとなって伝わって」おり、結果として婦人保護事業以外での支援機関を探すという選択に働いているという（第3章）。

#### ④運営主体、設置形態の特性による支援機能の相違と設置のあり方の検討

婦人保護施設では設置運営主体や設置形態によって、果たす機能が異なっていることは、先行研究で明らかになっている（『婦人保護施設の役割と機能に関する調査』平成28年）。本調査においても、そうした傾向が確認できる。図表2-3-18・2-3-19にみられるように、提供している支援を運営主体別に比較すると、特に、退所に関わる支援（「退所後支援」「地域生活定着支援事業」「退所者自立生活支援事業」）、及び中長期的な自立支援（「金銭管理」などの生活支援、「心理的ケア」「家族・対人関係」など）などについて、運営主体による差が生じている。

都道府県が運営している施設には、一時保護所を兼ねシェルター機能の比重が高い施設もある。その場合、「措置入所者の生活ルールが、一時保護所の基準に準拠」（図表2-3-4）することとなり、施設内での生活ルール、提供できる支援に制約が生じる。このような一時保護併設型施設については、支援ニーズに対応した機能の分離、あるいは一時保護機能と施設機能が両立できる施設のあり方など検討が望まれる。なお、一時保護委託を受け入れている社会福祉法人設置の民営型施設も同様の困難を抱えている。

## （2）他法・他施策、関係機関との情報共有・連携

支援の質向上に関する課題の第二に、他法・他施策、関係機関との情報共有・連携があげられる。施設退所後の自立した生活のためには、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者自立支援など他法・他施策、他機関との情報共有・連携が必要との指摘は複数ある（図表2-3-44）。しかし、連携がとれていないと考えられている他法・他施策に基づく組織・部門は、高齢者福祉部門で4割、保健センター、ハローワークでは5割、障害者福祉部門、児童相談所で6割を超えている。他法・他施策、関係機関との連携の構築は、いまだ重要な課題である。

他法・他施策、他機関との連携が困難な理由の一つとして、「婦人保護事業の認知度は相対的に低く、他機関から婦人保護事業に対する理解を得ることが難しい」ことや「婦人保護事業の支援対象の特性に関する理解」が不足しているといった自由記述がある（図表2-3-44）。婦人保護事業に関する理解や利用者状況に関する理解の乏しさが、連携を阻む背景にあることがうかがえる。

一方で、「婦人相談所」と連携がとれていない（全く、あまり）との回答が9割を超えている。前述の婦人相談所併設施設でさえそう答えている状況をどう読み取るべきか。もっと情報共有したい、さらに連携が必要、との見解ではないだろうか。

## 5. 権利擁護への取組

婦人保護施設における利用者の人権侵害を防ぐ取組みとして、権利擁護がある。しかし、婦人保護施設の「福祉サービス第三者評価」の受審率は3割を下回る実績となっている（図表2-3-40）。利用者の権利擁護や支援の質の向上のために重要な取組であるとの認識は

施設間で共有されている。しかしながら、入所者数の少なさ、費用負担の問題等が原因であるのか、受審率向上に向けて対応策を検討する必要がある。

その他の取り組みとしては、「利用者調査の実施」が約 5 割、「第三者相談機関の設置と利用者への情報提供」がおよそ 6 割、最も多数を占めているのは「意見箱の設置」7 割である。いずれの取り組みも実施していないと推察される「無回答」施設は 4 施設もある。全般的に権利擁護への取り組みは、希薄である。

## 6. その他

「性的少数者」の受け入れ実績がない婦人保護施設が 76.6%にのぼった。今後の支援ニーズの増加を想定した場合、婦人保護施設という枠組のあり方、職員の知識や支援スキル等の向上に関する取組が求められるといえる。

### 【参考文献】

- ・ 婦人保護施設調査研究ワーキングチーム『平成 27 年度婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書』平成 28 年 3 月

## 第4章－4：調査結果からの考察：婦人相談員

### 1. 婦人相談員の活動状況

本調査に回答した婦人相談員の73.1%は非常勤であり、平均124時間（週24.8時間）の業務にあたっていた。勤務年数は5.5年となっており、専門性も深められていると考える。

何らかの資格を有している婦人相談員が64.2%にのぼった。専門性を高める必要があることから、設置者からも資格保有者が求められている（公募の際の条件とされている）ことを反映していると考えられる。また、平成28年5月に売春防止法第35条が改正され、「婦人相談員は非常勤とする」の規定が削除されたが、前述のとおり、勤務形態は非常勤が73.1%であることから、その後の勤務体制に変化は生じていないことが伺われた。

本調査の対象は、婦人相談員全数ではなく、全国で1,447名の婦人相談員の中より417名（調査対象500名）の回答結果である。そのため、経験年数5.5年は今回の回答者のみの経験年数であって、全国平均値ではない。全国では3年未満の相談員が約半数あり、非常勤も約8割となっている。

調査内容の「現在対応している業務内容」をみると、婦人相談員はコーディネーターとしての役割を果たしていることが示されている。具体的な支援内容の中では、家庭訪問が33.6%と少なく、地域の巡回（支援ニーズの発掘）は1.9%と極端に少ない。アウトリーチが不十分な現状にあり、婦人相談員の業務が変化していることを物語っている。また、庁内他部署手続き同行支援（医療機関を含む）は71.2%と多数だが、一方で同行支援をしていない、できない婦人相談員もいることが伺えた。

### 2. 支援方針を統括する各組織と婦人相談員、婦人保護事業の連携強化

相談者の属性別に統括する組織をみると、全体的に若年女性、同伴児童、妊産婦、性的少数者、外国籍（不法就労・不法入国でない場合）はそれぞれ、婦人相談所、福祉事務所等が対応していた。障害者、高齢者の場合、福祉事務所も対応はしているが、障害福祉部門や、地域包括支援センターの割合も高くなっているが、DV被害や性的暴力被害のケースにおいては、関係機関との連携、婦人相談員による支援につながっているかどうか等、支援者の専門性の強化を含め、検討が求められる属性である。

相談者の属性別にみた支援実施上の課題については、「本人が支援を求めない傾向が強い」、「利用できる制度や社会資源がない」、「関係機関・組織との情報共有・連携」が、若年女性、同伴児のいる女性、妊産婦、障害（児）者、高齢者に共通してあげられていた。対象者の属性によって異なる点があるものの、支援者にとって、制度や社会資源が不足していることで支援につながっていないことが伺われた。若年女性は、児童と婦人の狭間にあることから、親権者の了解が必要となる場面への対応等、関係機関の役割分担、連携に課題があると考えられる。

婦人保護事業における関係機関の連携強化を進めるためには、本人が支援を求めない傾向が強い若年女性、同伴児のいる女性について、婦人保護事業等に関する啓発活動の強化、ニーズに沿った支援体制の整備、制度の見直しが必要である。

### 3. 一時保護、措置入所につながらないケース

一時保護、措置入所につながらない主な理由は、支援ニーズと支援体制が合致していないことが挙げられる。特に、若年女性、同伴児のいる女性が支援につながらないとされる割合が高かった。若年女性の場合、「集団生活やスマホの使用禁止等、施設のソフト面の課題」や「本人の希望と支援内容がマッチしない」こと、同伴児のいる女性や高齢者も同様の傾向となっている。

属性の違いや、抱えている課題の違いがある相談者に対して、受け皿となる社会資源の開拓が必要である。制度の見直しや、新制度の創設が早急に望まれる。

支援につながらなかった後の対応策として、「市区独自の支援事業につなげた」、「自身で継続的に支援を行なった」があるが、今後、その支援内容をさらに調査することによって、制度を見直すための重要な資料を得られると考える。

自由回答を通じて、支援ニーズに即した支援内容に関する提案が多数挙げられている。若年女性については、相談につなげるための支援情報の周知、SNS等を活用した新たな相談のツールの導入、また、中学生以上の男児の同伴児のいる女性を対象とした避難場所の整備、DV被害者の子どもへの心理的な問題への支援、通勤、通学が可能な範囲での緊急避難場所の確保、さらに、妊産婦については、妊産婦を対象に支援を行う入所施設の充実、関係機関との連携強化等である。

### 4. 婦人相談所との情報共有、連携強化のあり方

婦人相談所と婦人相談員の情報共有、連携に関する評価では、婦人保護事業の中心となる3機関の連携は十分取れていると回答された（婦人相談所 86.6%・一時保護所 84.9%・婦人保護施設 67.9%）。連携が取れていない状況の場合、一時保護につながらなかったことも要因となっているのではないかと、あるいは、連携が取れていないと回答した相談員には、どのような状況があるのか等について、さらに調査する必要があるのではないかと。

婦人保護事業は、困難を有する女性達のための唯一の女性支援を担う事業である。その支援からこぼれていくようなことは絶対にない事業にしていかななくてはならないと考える。

一時保護の後、婦人相談員が婦人相談所と連携して情報を共有し、地域で支援が継続される場合は、婦人保護施設の入所にも関わることができると思われる。婦人保護施設への入所は、一時保護を経なければできない仕組みになっており、婦人相談所長が措置を決定する。婦人保護施設が未設置の県もあることから、広域保護での入所の予算確保を含め、連携体制が強化されることが必要である。また、福祉事務所から婦人保護施設に直接入所ができる体制づくりができないか、検討を要する課題である。

### 5. 法的機関との連携強化に向けた取組の必要性

調査結果より、家庭裁判所、地方裁判所、法テラス等との連携が不十分であることが示された。

離婚、子どもや胎児の認知、特別養子縁組、面会交流、養育料、慰謝料、財産分与や年金分割等、様々な家庭問題に関わる相談は家庭裁判所、DV被害に関する保護命令申立、自己破産等の場合は、地方裁判所、法テラスは、これらの問題に対して弁護士が必要となった場合の経済的支援策として連携するが、今後も連携強化に向けた対策が求められている。支援



場面において法的機関との連携が上手くいかない状況については、関係機関会議等で情報共有することも大切な取組だといえる。

関係機関会議については、都道府県主管課で実施されていると思われるが、市区においては、児童の要保護対策協議会のように、地域において婦人保護事業関係機関会議を持つことで、関係機関との連携強化が図られるのではないかと。

## 6. 支援対象の範囲

本調査の中で、過去3か月間に婦人相談員が受けた来所相談の状況について結果が得られた。これは、例年実施される「婦人保護事業実施状況報告」にならっているが、対象者の属性について調査されたのは初めてである。対象者の属性データを得たことで、相談者の属性が多岐に渡っている点、さらに、複合的に課題を抱えていることが明らかとなり、対象者が困難な状況に置かれていることを改めて確認することができた。

婦人保護事業の所管課、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等が、共通して支援体制を強化すべきと考えている対象は、若年女性や同伴児のいる女性、障害を有する女性であった。

さらに、調査対象となった3ヶ月間においても、年間の調査と変わらない割合で暴力被害を受けていることや、先に記述したように、属性から見えてくる複合的課題を考えると、婦人相談員には、高い専門性が必要とされていることがわかる。このことから、今後、さらに婦人相談員の専門性を高める研修が実施されることが望まれる。

## 第4章－5：調査結果からの考察：総合考察

前節までにおいて、基礎自治体、及び婦人保護事業の各実施機関における課題を明らかにしてきた。それらを踏まえ、本節では婦人保護事業に共通する課題を抽出する、

### 1. 運用上の課題

#### (1) ソーシャルワーク実践に関わる課題

婦人相談所、一時保護所、婦人保護施設、婦人相談員といったすべての実施機関において、利用者に対する相談援助（ソーシャルワーク）が行われる。そうした中で、いずれの実施機関においても、職員の専門性、スキルの向上が課題として指摘されている。具体的には、面施技術、アセスメント、他機関との連携のためのコーディネート力、ジェネラリティ・ソーシャルワーク、多文化ソーシャルワークなどが挙げられている。さらに、こども、障害者、高齢者、医療的ケアや性暴力被害など対象者理解に関わる知識や保育、介助などのスキルも挙げられている。こうしたソーシャルワーク、知識、スキル向上のためには、職員に対する複数回の体系的な研修やスーパービジョンの実施が望まれている。

#### (2) 支援プログラム

一時保護所や婦人保護施設入所者の抱える課題やニーズへの支援として、例えば母子並行プログラム、性暴力被害者への支援プログラムなど、支援プログラムの開発、実施の必要性が指摘されている。こうしたプログラムを導入している自治体もあるが、各自治体、施設などにおいて導入ができるよう促進への支援が求められる。

#### (3) 婦人相談所一時保護所、婦人保護施設的环境整備

婦人保護事業の対象には、母子、障害者、高齢者など、何らかの配慮が必要な者が少なくない。特に、母子での入所の場合、施設の構造から一定年齢以降の男児であれば、母子分離となることが指摘されている。居室の配置や共有部分の使用への配慮など環境整備は利用者支援及び、利用者の受け入れの可否に関わる課題である。

さらに、一時保護所や一時保護所との併設型婦人保護施設において生じる安全確保、情報秘匿に伴う通信機器の制限といった生活上の制約など、施設構造、環境に関連する運営上の課題もある。

### 2. 制度上の課題

#### (1) 人員配置、専門職配置、市区婦人相談員の義務設置化

婦人相談所、一時保護所、婦人保護施設、婦人相談員における支援課題として、人員不足、専門職配置の脆弱さは多数、指摘されている。例えば、他機関との併設による職員の兼務、相談所業務と一時保護入所者支援業務の兼務による負担、夜間・休日の一時保護人員体制の脆弱さ、支援対応の幅が広く業務方による人員不足などである。こうした職員の負担感、疲弊感は、利用者支援に不利益をもたらすことにつながる。婦人相談所、一時保護所職

員の配置基準は職種名のみであり、併設施設と職務の共通するものについては兼務が可能となっている（「婦人相談所設置要綱」）。こうした設置のあり方や、婦人保護施設の職員配置基準の検討が必要といえよう。

また、心理療法担当職員、同伴児童対応指導員といった専門職配置に関する補助事業が、実態に即した活用しやすい制度となっているのかの検証も必要である。

婦人相談員についても、市区の場合、委嘱は任意のため、配置のない市区が少なくないことが明らかになっている。そのことは、一時保護所や施設退所後の地域生活における支援の在り方にも影響を及ぼすこととなる。市区婦人相談員の義務設置化も、検討課題である。

## （２） ナショナル・スタンダード、基本方針の欠如

婦人保護事業の課題として指摘される地域差、ローカル・ルールによる事業の相違の要因の一つに、ナショナル・スタンダードとしての国の基本方針、それらを踏まえた都道府県基本方針の欠如がある。例えば、第４章—１では、都道府県における婦人保護事業の実施要綱の有無、女性の属性ごとの支援方法・内容や関係機関との連携などの支援方針、相談受付時の支援方針など、各都道府県によって異なっていることや、そのことが、市町村や児童相談所、医療機関など他機関からみると、婦人相談所の支援対象のわかりにくさ、一時保護の依頼のしにくさにつながっているのではないかとといった指摘がある。都道府県が、実施要領や属性ごとの支援方針を提示することは重要であるが、そのためには、前提として国としての基本方針の提示が必要である。現行の国の婦人保護事業実施要領には記載されていない対象者の属性に即した支援課題に対して、制度間調整、支援調整などの支援方針を明記していくなど、実施要領の見直しが課題として挙げられる。

## （３） 婦人保護施設入所に関わる体制

婦人保護施設へのつながりにくさについては、本調査において多様な要因が挙げられているが、入所依頼に関する制度的な課題もある。現行では、婦人保護施設の入所前に、実施要領に基づき、一時保護所に入所する仕組みとなっている。つまり、緊急性がない場合などでも、一時保護所への入所が必要となっている。しかし、第４章—４で指摘されているように、例えば、婦人相談員が婦人相談所と連携し情報を共有し、地域で支援が継続されるような場合、婦人相談員が所属する福祉事務所から直接、婦人保護施設へ入所依頼できるような新たな体制構築への検討が指摘されている。一時保護を経由しない入所のあり方、福祉事務所から直接入所依頼できるようなあり方、いずれも婦人保護事業の実施体制に関わる検討課題といえよう。

## （４） 婦人保護事業における市区との連携と位置づけ

基礎自治体をはじめ、全ての実施機関で、課題として市区との関係について指摘されている。現在、利用者支援にかかわる、在宅福祉サービス、経済的支援など諸サービスの多くは市区町村を中心として制度設計されており、婦人保護事業の支援において、市区町村との連携は不可欠である。一方で、婦人保護事業は市区町村の業務として位置づけられておらず、業務への理解を得ることや連携の困難がある。上述したように、婦人相談員配置のない市区もある。婦人保護事業における市区の業務範囲や、都道府県との役割分担など、市区をどのように制度として位置づけるのかの検討は、根拠法の改正にも関わる重要な制度的課題であるといえる。

### 3. 連携の仕組の構築

いずれの実施機関においても他法・他施策あるいは、関係機関との連携は、重要な課題となっていることが明らかである。連携のレベルには、大きく3つのレベルがある（石田2013）。一つには、人的資源レベルの連携である。例えば、婦人相談員と他職種、他機関の職員との連携である。二つ目には、例えば、婦人保護施設と婦人相談所、婦人相談所と市町村の関係機関といった物的資源レベルでの連携である。三つ目は、例えば都道府県と市区町村、広域にまたがる都道府県間の連携、児童相談所など他法他施策に関わる制度・施策と婦人保護事業に関わる制度・施策など、行政レベルでのシステムの形成である。人的資源レベル、物的資源レベルの連携構築のあり方の検討とともに、行政レベルでの連携体制を構築し、総合的な支援システムを確立することが求められる。

### 4. 根拠法である売春防止法に関する課題

各実施機関の困難、課題には、根拠法である売春防止法（以下「売防法」という。）に関わる課題がみられる。前述した内容と重複するものもあるが、以下に挙げる。

- ・売防法においては、婦人保護事業は「保護更生」という位置づけのため、社会福祉事業としての事業理念は明確ではなく、「自立支援」も明記されていないことが、対象女性に対する各実施機関における自立支援の実施や関係機関との連携などの課題の根本にある。
- ・本調査において、各実施機関で対象としている女性の支援課題の多様性が確認されたが、そうした対象についてそもそも根拠法である売春防止法に定義づけされていない。売防法における対象者は「要保護女子」であり、実際の支援対象との乖離が生じ、各実施機関における対象者把握の相違や、他法他施策の関連機関の婦人保護事業の分かりにくさがもたらされている。
- ・上述したように売防法には市町村の責務や役割についての規定がない。
- ・例えば、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など他法では、国の基本方針、基本方針に即した都道府県及び市町村基本計画の策定について明記され、ている。売防法では、こうした規定がなく、基本方針、基本計画が策定されていない。
- ・他分野の福祉関連の法律にあるような、「連絡調整等の実施者」「連携及び調整」「支援体制の整備」などについて法的規定がなく、前述したような連携の困難、業務の困難に関連している。

#### 【参考文献】

- ・婦人保護施設調査研究ワーキングチーム『平成27年度 婦人保護施設の役割と機能に関する調査報告書』平成28年3月
- ・石田路子「地域における医療福祉連携と介護福祉」『城西国際大学福祉総合学部紀要』第18巻第3号2009年